日用百科全書第四十二編

國民必讀

海軍一斑

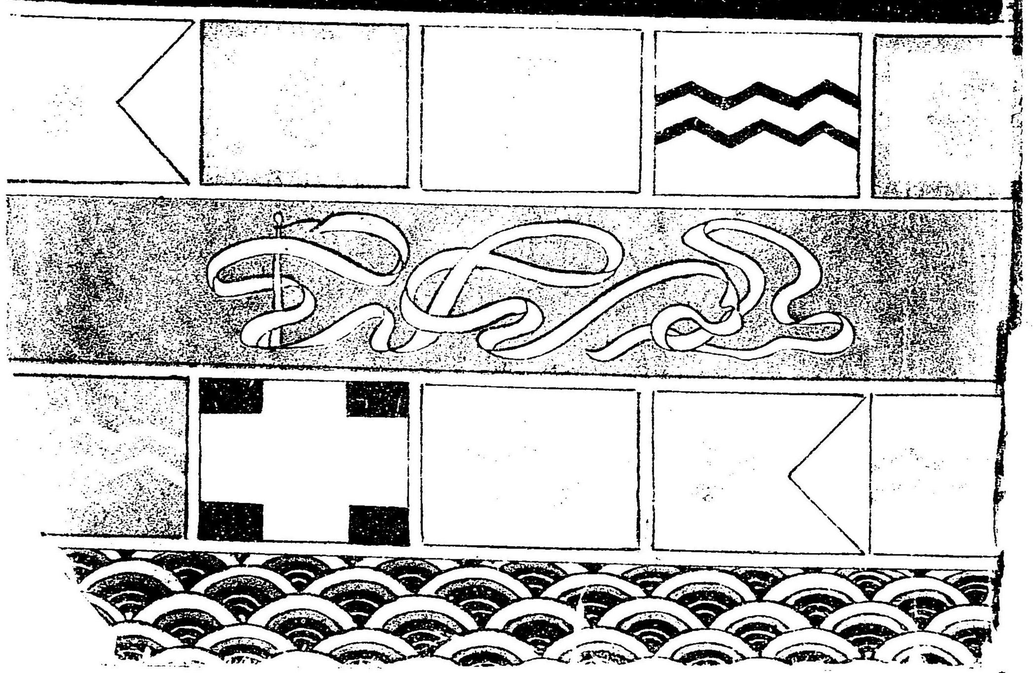

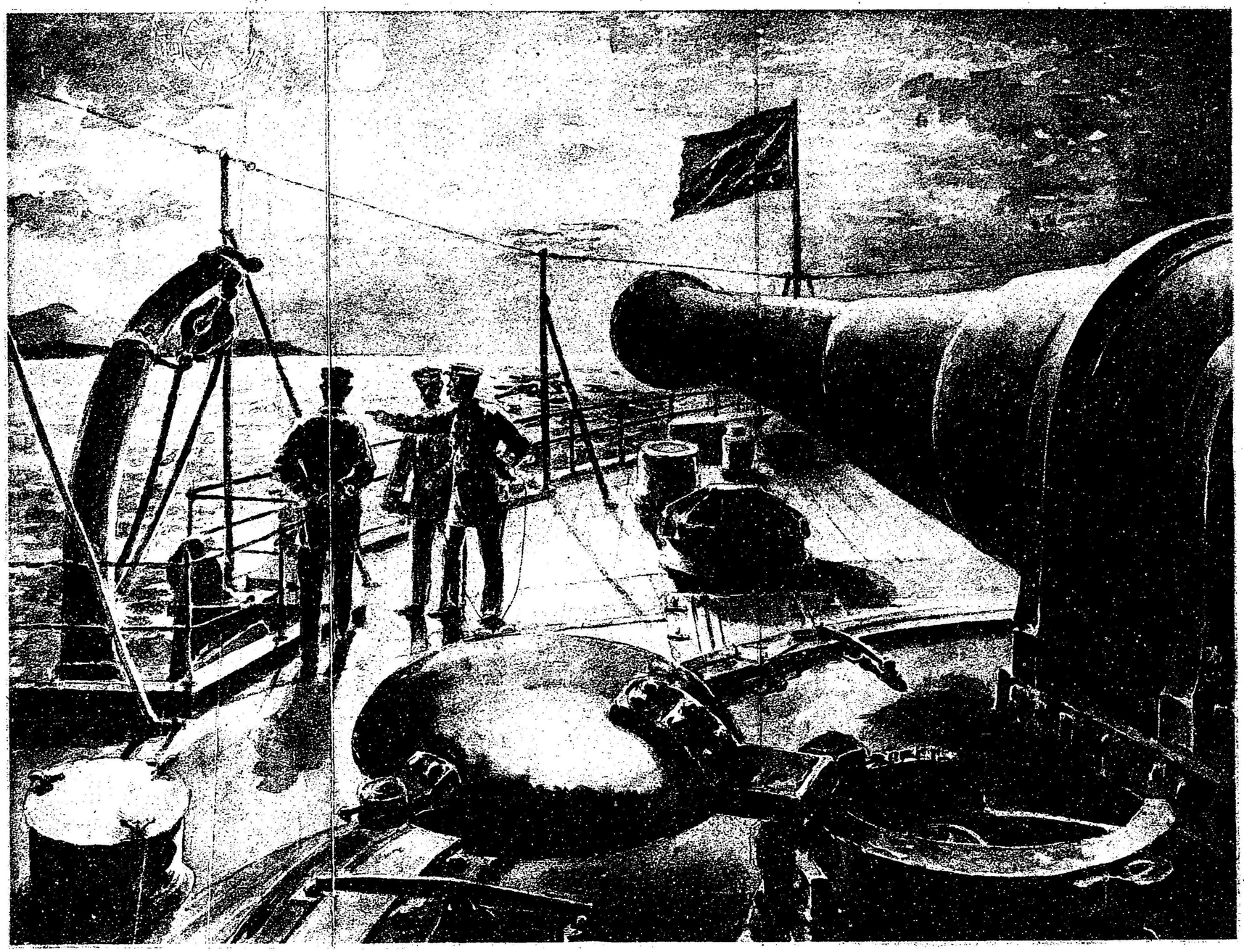

小川一眞印行寫眞版

下村爲山君筆

艦上の明月

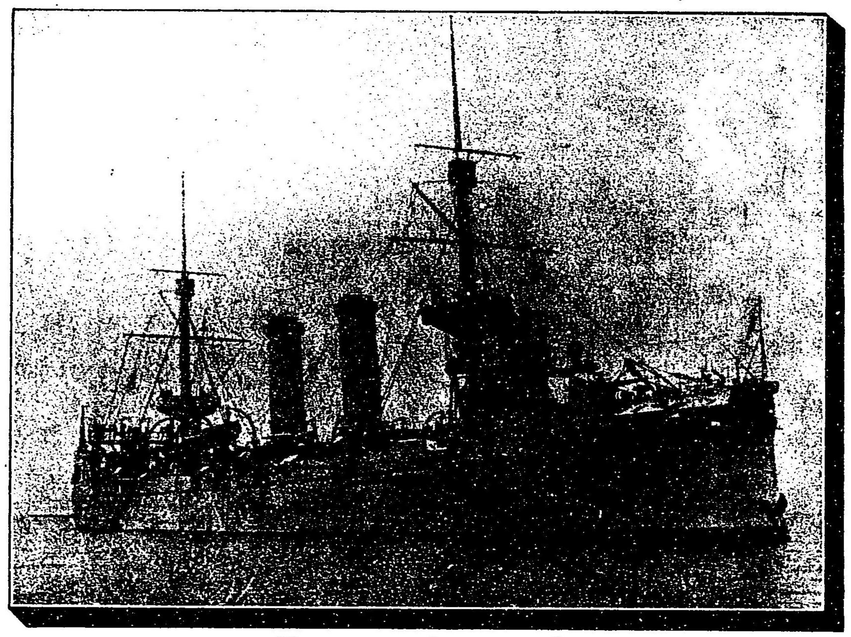

艦野吉

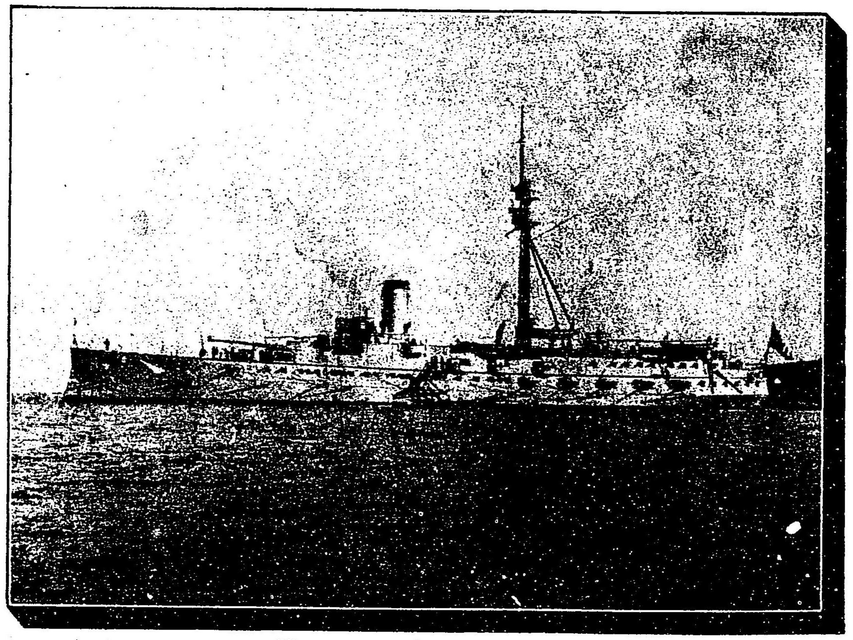

艦立橋

發興舍印行

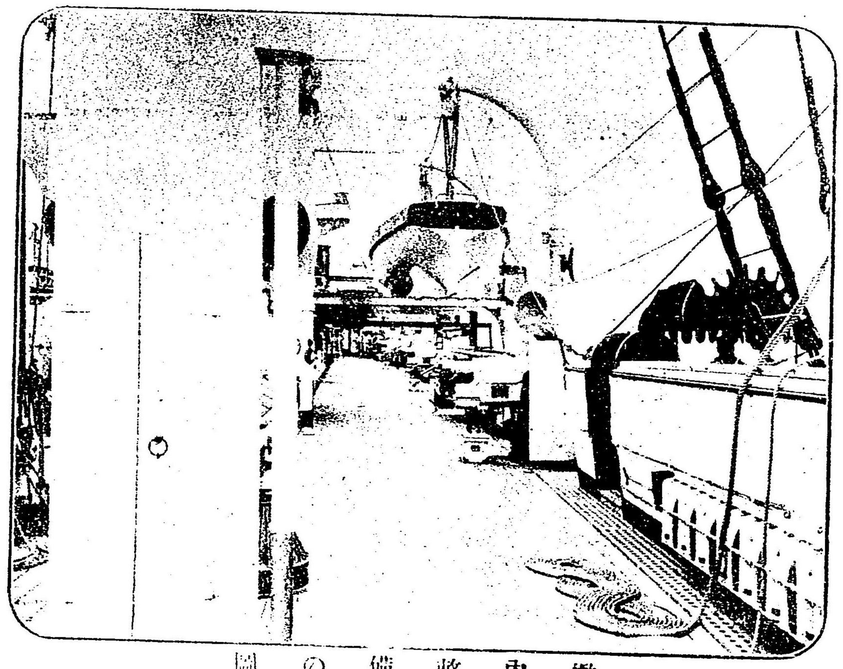

艦内整備の図

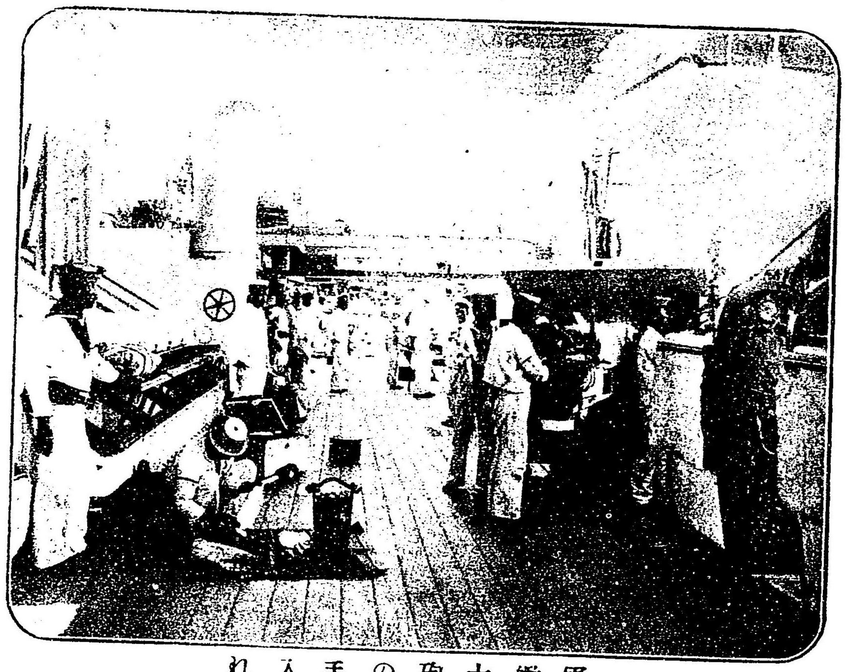

軍艦大砲の手入れ

甲板の洗ひ方（萱製の刷毛にて摩擦する所）

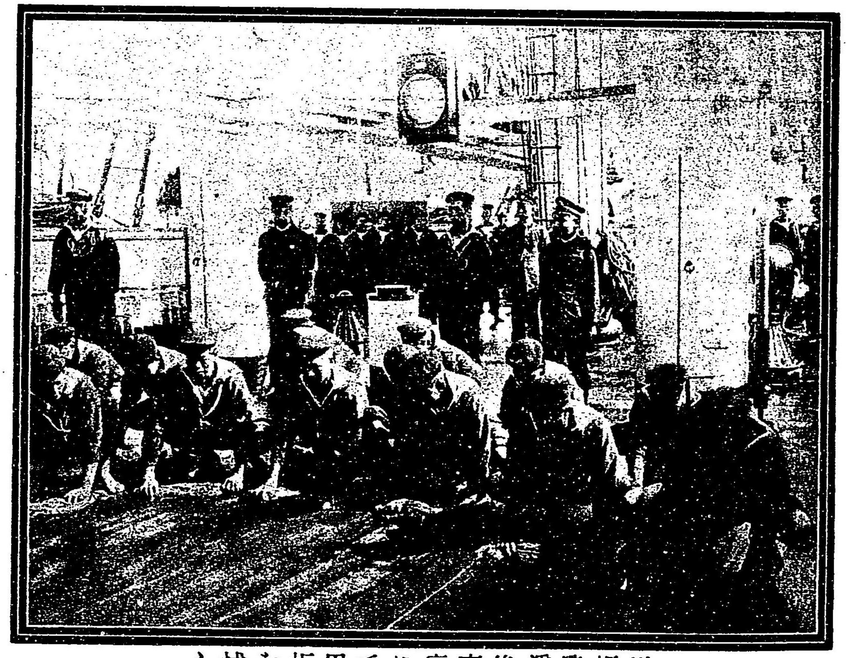

甲板洗淨後麻束にて甲板を拭ふ

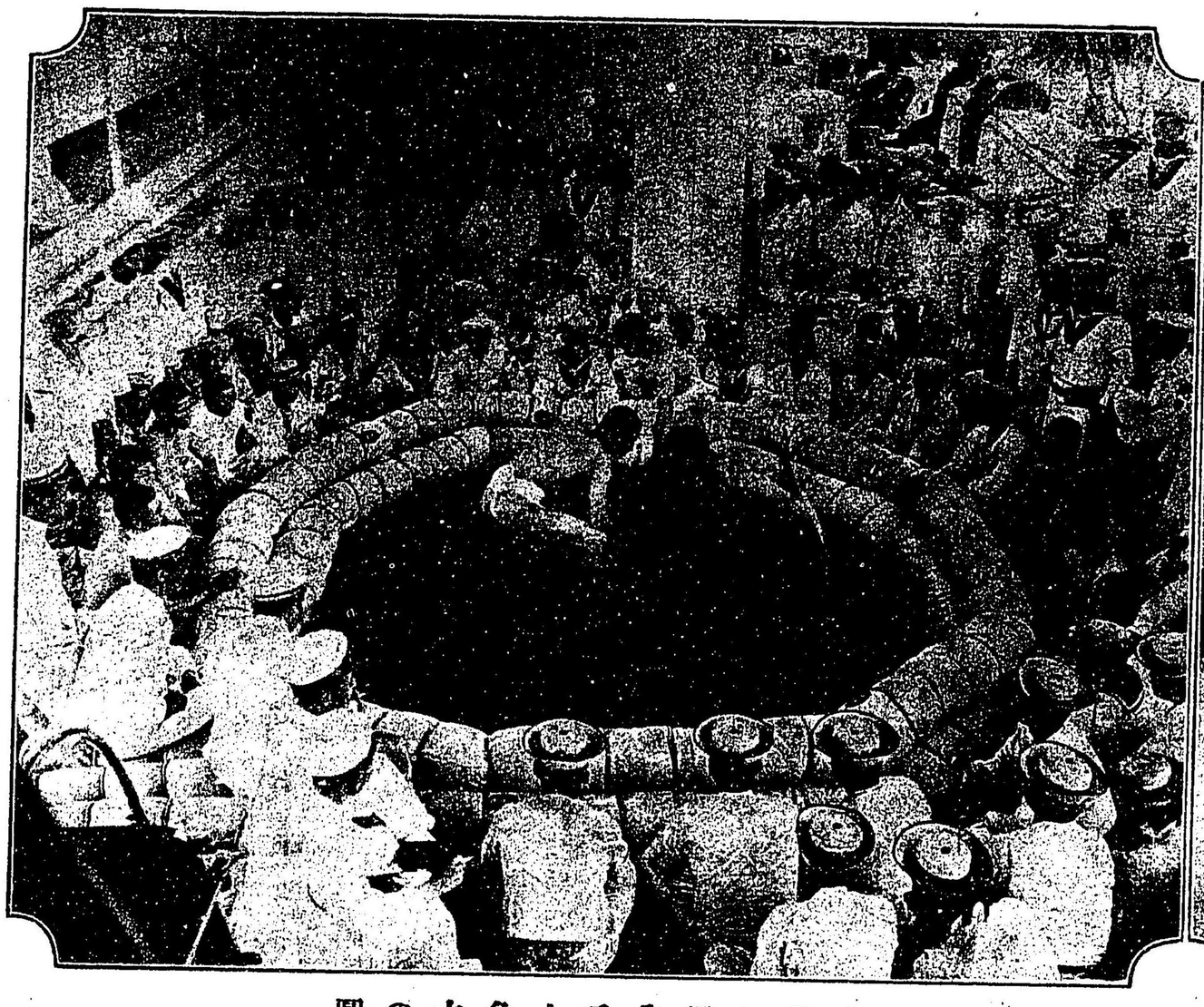

（土俵に據するは釣床の綱りたるもの）

安息日艦内兵士角力の圖

發爆の雷水設布

45-184

日用百科全書　國民必讀　第四拾貳編　海軍一斑本欄目次

軍艦
軍艦の種別……一
軍艦諸部の名稱界說……四
諸間材諸帆及軍艦屬具の名稱……八
軍艦繫索具の名稱界說……一三
軍艦航海の要具……一六
水雷艇
水雷艇の種別……二
端舟
端舟の種別……三
端舟平時の用途……三
艦砲
艦砲の種類……二四
各砲の發射速度……二七
水雷
防禦水雷……二九
攻撃水雷……三三
保氏水雷の能力……三八
保氏水雷の概說……三九
水雷發射機
水雷發射機の種類……四一
電氣燈
各國海軍
各國海軍の費用……四二
英國海軍……四四
露國海軍……五一
荷蘭海軍……五五
葡萄牙海軍……五七
土耳其海軍……五八
獨逸海軍……五九
智利海軍……六五
伊太利海軍……六六
墺地利海軍……七〇
佛朗西海軍……七二
巴西海軍……七八
嚏馬海軍……七九
亞米利加合衆國海軍……八〇
亞爾然丁共和國海軍……八五
希臘海軍……八五
支那海軍……八六
西班牙海軍……八七
瑞典及那威海軍……八九
各國造船會社船渠表
歐洲の部「イングランド」及「ウェルスー」……九〇
歐洲大陸……一〇五
スウエンチン及キール船渠會社……一〇八
亞細亞……一一七
亞弗利加……一三〇
亞米利加……一三一
エリーベーリン乾船渠……一三五
千八百九十七年に於ける
各國海軍
英國……一三三
獨逸……一三七
伊太利……一四一
露西亞……一四三
墺利亞……一四五

西班牙……一四六
和蘭……一四七
諸威……一四八
瑞典……一四八
葡萄牙……一四八
米國……一四八
日本……一五〇
清國……一五一
アルゼンチーヌ共和國……一五二
ブラジル……一五二
智利……一五三

帝國海軍

海軍區……一五三
海軍省及諸官廳……一五五
海軍省官制……一五五
軍と軍政の關係……一五九
海軍將官會議……一六一
海軍技術會議……一六一
臨時海軍建築部……一六一
海軍造兵廠……一六二
海軍造船廠……一六三
水路部條例……一六四
臺灣總督府海軍幕僚……一六五
船造造兵監督官……一六五

官職及人事

海軍武官々階……一六五
海軍將校分限令……一六七
海軍高等武官の補充……一六九
高等武官の進級……一七一
準士官及下士の任用進級……一七一
卒の進級……一七三
侯補生の練習……一七三
海軍將校分限令……一七七
海軍高等武官の補充……一七九
高等武官の進級……一七九
準士官及下士の任用進級……一七九
卒の進級……一八〇
侯補生の練習……一八〇
少軍醫、少藥劑官、少軍醫
侯補生及少藥劑官侯補生少主計侯
補生志願者の心得……一八四
現役海軍々人の數……一八八
海軍俸給諸給及恩給俸給……一九〇
高等武官俸給表……一九〇
準士官俸給表……一九一
下士卒俸給表……一九三
諸給與手當金……一九四
恩給……一九七
海軍々法會議の構成……一九九
海軍懲罰令……二〇一
軍艦の特權……二〇一
軍艦、船、艇、(我國軍艦及
水雷艇の現在數)……二〇一
軍艦の識別及艦名文字……二〇四
軍艦の進水……二〇六
軍艦の職員……二〇六
水雷艇の職員……二〇七
艦隊……二〇七
軍艦隊の職員……二〇七
鎭守府……二〇七
海岸望樓……二〇九
海軍病院……二〇九
海軍監獄……二一一
新原練炭所……二一一
要港、防禦港……二一一
要港部……二一一
海兵團……二一二
水雷團……二一三

教育

海軍大學校……二一五
海軍兵學校……二一五
海軍機關學校……二一五
海軍軍醫學校……二一六
海軍砲術練習所……二一六
海軍水雷術練習所……二一八
海軍機關術練習所……二二一
海軍造船工練習所……二二四
海軍々醫學生、藥劑學生、
造船學生、造兵學生……二二五
看護術練習……二二五
信號練習生……二三一
五等卒の教育……二三一

衞生

海軍飲料水試驗法……二三三

兵員

海軍徵兵……二三六
海軍志願兵……二三六
海軍志願兵徵募規則……二三六
海軍兵志願者心得……二三八
海軍下士卒善行章及行狀……二四二
檢閱及演習……二四三
陸海聯合大演習……二四四
軍艦射擊……二四五

旗章及禮式

海軍旗章……二四六
海軍砲禮……二五二
海軍敬禮式……二五三

海軍糧食

龜頭目次

航海者必携

海上衝突豫防法

總則……一
船燈……一
霧中信號……一三
霧中速力……一四
航方……一五
航路信號……一九
懈怠の責……一九
特例……二〇
難船信號……二〇
附則……二一

海圖の用方

要領……二六
警戒線……二八
印刷せる海圖の擧措……二九
小尺度の海圖を用ゆる注意……三〇
燈臺……三一
霧警號……三三
潮及潮流……三三
艦の位置を確定するの法……三五
海圖上に記する所の矢符……四〇
羅鍼儀偏差の變更……四一

經線儀

捲方……六七
經線儀の荷造及運搬……六九
包荷を解くこと……七二
停止したる經線儀を
活働せしむること……七三
海上差……七四

航路標識

燈臺……七七
性狀……七七
照光器……七九
燈色……八〇
等級……八〇
總說……八一
燈竿……八一
燈船……八三
導燈……八三
浮標……八三
總說……八四
立標……八四
陸標……八五
澪標……八五
警號……八五

颶風論

颶風の前兆及之に伴ふ現
象……八七
支那海の颶風……九一
日本の颶風……九三
各地に於ける颶風の

發生期及月々の平均數……九三
颶風の實例
軍艦筑紫實驗の記事……九四
各國海軍補遺
ペルシウム、ブルガリア、埃及……一〇四
リベリア……一〇四
メキシコ……一〇五
モロツコ……一〇五
ペルシア……一〇五
秘露……一〇五
ルーマニア、セント、ドミンゴ……一〇五
サラワク……一〇六
暹羅……一〇六
ウルグアイ、ベネズエラ……一〇六
英露獨佛米の東洋艦隊
軍艦名
英國……一〇六
露國……一〇七
佛國……一〇八
獨國……一〇九
米國……一〇九
各國海軍所用連發銃

海軍雜說

露國海軍に於ける文身……一一五
露國海軍の將來……一一九
米國海軍水中潛行水雷艇……一二〇
潛行水雷艇の戰時に使用せらるゝに於て生ずる効力……一二七
新型戰鬪艦比較……一五九
トラファルガア海戰……二〇〇

日用百科全書　第四拾貳編　國民必讀　海軍一斑

海軍中尉　長尾耕作編

航海者必携

海上衝突豫防法　第五號

總則

本法ハ海洋ト海洋接續ノ場所トヲ問ハズ凡ソ航洋船ノ運航シ得ヘキ水上ニ於テル船舶ニ適用ス

本法中瀝船ト雖帆ヲ以テ運轉シ瀝力ヲ用ヰサルトキハ帆船ト看做シ瀝力ヲ用ヰルトキハ帆ヲ用ヰルト用ヰザルトノ別ナク瀝船ト看做スヘシ

本法中瀝船トハ凡ソ機關ノ作用ニ因テ運轉スル船舶ヲ謂フ

本法中船舶航行中トハ碇泊若ハ繫留又ハ坐礁、膠沙ニ非サル場合ヲ謂フ

船燈

本法中船燈ニ關シテ見得トハ晴天ノ暗夜ニ於テ認メ得ルヲ謂フ

軍艦

軍艦の種別

有名なる「トラファルガー」の海戰に於て、英將「ネルソン」が、西班牙佛蘭西の聯合艦隊を破りしは、一千八百〇五年（文化二年）の出來事にして、當時其軍艦は、風力を用ゆる木造風帆船のみなりき。時遷り星變り一千八百二十七年英國海軍は、初めて蒸瀝力を船に用ひしも、只曳き船又は雜役船にして、未だ軍艦に採用せざりき。此時より一千八百四十年（天保十一年）に至る迄の間に、數十隻の蒸瀝船を海軍に加へ、軍艦亦蒸瀝力を用ゆるに至れり。世の進歩と共に、機關は改良せられ艦躰は鋼鐵を以て製造され、近時は殆んど全く風力を借る事無きに至れり、從つて軍艦は全く其觀を一新し、而して今日尚漸次改良を加へんとす。

斯る故を以て、其種別類別法は、次第に表準を異にし、昔時の類別法は、全く適用す可らざるに至れり。

第一條　船燈ニ關スル規定ハ天氣ノ如何ニ關セス日沒ヨリ日出マテ必ス遵守スヘシ此ノ時間中ハ本法ニ定メタル船燈ノ外之ニ紛レ易キ燈ヲ揭クヘカラス

第二條　濫船ハ航行中必ス左ノ燈ヲ揭クヘシ

一　前檣若ハ其前面ニ於テ又ハ前檣ヲ具ヘサルトキハ本船ノ前方ニ於テ船躰上二十尺ヨリ低カラサル所ニ亮明ノ白燈一箇ヲ揭クヘシ然レトモ船躰上四十尺以上ノ所ニ揭クルヲ要セス此ノ燈ハ常ニ不同ナキ光ヲ發シテ鍼盤ノ二十點間ヲ照スヘク製造シ其射光ヲ左右舷外ヘ十點間ツヽ即チ船ノ正首ヨリ各舷正横後ノ二點マテ及フヘキ樣裝置シ且少クモ五海里ノ距離ヨリ見得ヘキ者ヲ用ウヘシ

二　右舷ニ綠燈ヲ揭クヘシ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ光ヲ發シテ鍼盤ノ十點間ヲ照スヘク製造シ其ノ射光ヲ船ノ正首ヨリ右舷正横後ノ二點マテ及フヘキ樣裝置シ且少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノヲ用ウヘシ

三　左舷ニ紅燈ヲ揭クヘシ此ノ燈ハ常ニ不同ナキ光ヲ發シテ鍼盤ノ十點間ヲ照スヘク製造シ其射光ヲ船ノ正首ヨリ左舷正横後ノ二點マテ及フヘキ樣裝置シ且少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノヲ用ウヘシ

四　本條第二項第三項ノ舷燈ニハ其ノ燈ヨリ前ニ少クモ三尺突出シタル隔板ヲ其ノ燈ノ內側ニ裝置シ右舷ノ綠光ハ左舷ニアル船ヨリ、左舷ノ紅光ハ右舷ニアル船ヨリ見得サル樣ニ爲スヘシ

五　汽船航行中ハ本條第一項ニ規定シタル白燈ノ外ニ同種ノ白燈一箇ヲ增揭スルヲ得但シ此場合ニ於テハ其兩燈ヲ龍骨線上前後ニ隔テ其ノ前燈ヲ後燈ヨリ少クモ十五尺下方ニ揭ケ其ノ前後ノ距離ハ上下ノ距離ヨリモ多キヲ要ス

海軍

往時木材のみを以て軍艦を構造せしの頃は、其大小に依り、「ライン、オフ、バットル、シップ」、「フリゲート」及び「コルベット」等の如く之を分ち。帆檣の裝置に從ひ、之を區別するには、三個の帆檣を有し、何れも四個の帆桁を具ふる者を、「フールリグド、シップ」と云ひ、三檣を有するも、其後檣には帆桁を備へざる者を、「バーク」と云ひ、二個の帆檣を有し、何れも帆桁を備ふる者を、「ブリッグ」と云ひ、二個或は三個の帆檣を有し、多くは縱帆のみを展する者を、「スクーナー」と云ふ、此「スクーナー」の中「フォール、ヤード」而已を具ふるを、「フォースル、スクーナー」と云ひ、「トップスル、ヤード」をも備ふるを、「トップスル、スクーナー」と云ふ。「バッドル、シップ」即ち外輪船は、軍艦には不適當にして、全く之を用ゆる事なし。

「スクリュー、シップ」は、艦尾に暗車を備へ、其數一なるは「シングル、スクリュー」、左右二個なるは「ツウィン、スクリュー」と云ひ近時中央左右に三個を有する者あり、之を「ツレブル、スクリュー」と云ふ。米、佛、等には軍艦に「ツレブル、スクリュー」を備ふる者も、日本には未だ之れ無し。

軍艦を其裝鎧及び構造の物質に依り左の如く區別す。

甲鐵艦「アーモアド、シップ」は、甲鐵を以て其水準線の上下の部、砲臺等を被裝したる鐵艦なり。又其艦骼は鐵を以て組成し、水準線の上下の部のみ鐵帶を裝着し、其皮板は盡く木材を以て構成したる者を、「アーモアド、コンポジット、シップ」は、甲鐵板を以て裝鎧せざる艦を云ふ。

非甲鐵艦「アンアーモアド、シップ」は、甲鐵板を以て裝鎧せざる艦鐵骨木皮艦は、其肋骨のみ鐵を以て組成し、皮板は盡く木材を以て搆造したる者を云ふ。

鋼鐵艦「スチール、シップ」は、鋼鐵を以て艦躰を構造したる者にして、近時歐米各國新造の軍艦は、甲鐵艦と非甲鐵艦とを問はず、皆此製を用ふ。

近時の區分は、其艦の用途と排水量の大小とに依り、戰鬪艦、巡洋艦、砲艦、海防艦、砲艦、水雷母艦、報知艦とし、一等戰鬪艦二等戰鬪艦一等巡洋艦二等巡洋艦三等巡洋艦、一等砲艦二等砲艦等と名づく。其等級は、各國一定せずと雖も、今日我日本に於て制定せる者は左の如し。

戰艦　一萬噸以上を一等とし、一萬噸未滿を二等とす。

巡洋艦　七千噸以上を一等、七千噸未滿三千五百噸以上を二等、

三千五百噸未滿を三等とす。

海防艦　巡洋艦に同じ。

砲艦　一千噸以上を一等　一千噸未滿を二等とす。

通報艦

水雷母艦

事稍々本論外に渉れども、玆に戰艦と巡洋艦との差ある所を述べて此章を終らん。

戰艦又戰鬪艦は、其逢遇する如何なる敵をも辭せず、此と戰を交ゆべき構造、兵器、彈藥を有し、數門の重砲と、數多の補助砲を載せ、重砲は敵の裝甲部を破る可く、補助砲は強き防護を裝せざる部を害し得可し、其速力は甚たしく迅速ならずと雖も、近時漸く之を増す者の如し。

巡洋艦は、敵の偵察、運送船の捕獲をなし、又自己と同等以下の軍艦と戰ふ可きも、戰鬪艦に非ざるを以て、其裝甲せる者も甲鐵厚からず、重砲は巨大ならず、只其速力は快駛にして、石炭の多量を有す。

軍艦諸部の名稱界說

第三條　瀠船他船ヲ引キテ航行スルトキハ兩舷燈ヲ揭クルノ外ニ白燈二箇ヲ上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ連揭スヘシ此ノ白燈ハ第二條第一項ノ白燈ヲ同一ノ搆造ニシテ且同一ノ場所ニ揭クルヲ要ス然レトモ二艘以上ヲ引キテ航行スルトキハ其引キタル船ノ船尾ト最後ニ引カル、船ノ船尾トノ距離六百尺以上ノ場合ニ於テハ右二箇ノ白燈ヨリ上方若ハ下方六尺ノ所ニ尙同種ノ白燈一箇ヲ增揭スヘシ

本條ノ引船ハ引カル、船舶ノ操舵目標トシテ烟突若ハ後檣ノ後面ヘ小形ノ白燈一箇ヲ揭クルヲ得但シ此ノ白燈ハ本船正横ヨリ正面ニ見得サル樣ニ爲スヲ要ス

第四條　事變ノ爲運轉自由ヲ得サル船舶ハ夜間ニアリテハ第二條第一項ニ規定シタル白燈ト同一ノ高サニ於テ最モ見得易キ所ニ（瀠船ナレハ其ノ白燈ノ代リニ）三箇ノ燈ヲ上下ニ少クモ六尺ツヽテ隔テ連揭スヘシ但シ此ノ燈三箇ノ內上下ノ二箇ハ紅色中央ノ一箇ハ白色ニシテ周回少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス又晝間ニアリテハ最モ見得易キ所ニ直徑二尺以上ノ形象三箇ヲ上下ニ少クモ六尺ツヽテ隔テ連揭シ其ノ上下ノ二箇ハ紅色球形ヲ用ヒ中央ノ一箇ハ白色竪菱形ヲ用ウヘシ

本條ノ船舶全ク運行セサルトキハ舷燈ヲ揭クヘカラス然レトモ運行スルトキヲ隔テ連揭スヘシ此ノ紅燈ハ周回少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘヤモノタルヲ要ス又晝間ニアリテハ最モ見得易キ所ニ直徑二尺ノ黑球若ハ黑色ノ形象二箇ヲ上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ連揭スヘシ

海底電信線ノ布設又ハ引揚ニ從事スル船舶ハ夜間ニアリテハ第二條第一項ニ規定シタル白燈ノ位置ニ於テ（瀠船ナレハ其ノ白燈ノ代リニ）三箇ノ燈ヲ上下ニ少クモ六尺ツヽテ隔テ連揭スヘシ但シ此ノ燈三箇ノ內上下ノ二箇ハ紅色中央ノ一箇ハ白色ニシテ周回少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス又晝間ニアリテハ最モ見得易キ所ニ直徑二尺以上ノ形象三箇ヲ上下ニ少クモ六尺ツヽテ隔テ連揭シ其ノ上下ノ二箇ハ紅色球形ヲ用ヒ中央ノ一箇ハ白色竪菱形ヲ用ウヘシ

本條ノ船舶全ク運行セサルトキハ舷燈ヲ揭クヘカラス然レトモ運行スルトキ

艦內を二大部に分ち、前部即ち「フォール、パート」及後部即ち「アフター、パート」となす。

「バウ」とは艦首の謂にして、「ステルン」とは艦尾を謂ふなり。

「スケー、ボード、サイド」は右舷にして、艦首に向ひ右方なり。

「ポート、サイド」は左舷にして、艦首に向ひ左方なり。

次の圖は甲鐵艦の側面を示し、其諸部の名稱は下の如し。

（一）「ラム」は艦首下部の突出せる堅牢なる尖頭にして、之を衝角と稱へ、戰爭中其銳尖を敵艦に衝突せしむる爲めの者なり。

（二）「アーモア、プレート」は、艦側に被着せる甲鐵板にして、通例水準線の上下に於て、前後に之を裝し、機關室火藥庫等の要部に、敵彈の穿入するを防ぐ爲めにす。其砲塔を被覆する者を「ターレット、アーモア」と云ひ、舷側を被覆する者を「サイド、アーモア」と云ふ。

（三）「バッタリー」即ち砲臺は、大砲を裝備する場所なり。

（四）「カンニング、タワー」司令塔は、戰鬪中指揮官諸般の號令を司る場所にして、甲板上遠見の容易なる位置に設け、鐵板を以て圍繞し敵彈を防ぐに具へ、砲臺機關室等の諸要部と、通信機を以て一艦を進退左右する要部なり。

ハ必ス之ヲ掲クヘシ

本條規定ノ燈及形象ハ運轉自由ヲ得スシテ他船ノ航路ヲ避クル能ハサルノ信號ト認ムヘシ

本條ノ信號ハ難船信號ト混同スヘカラス難船信號ハ第三十一條ニ於テ之ヲ規定ス

第五條　航行中ノ帆船及他船ニ引カレテ運行スル船舶ハ第二條第二項第三項ノ舷燈ノミヲ掲クヘシ決シテ同條第一項ノ白燈ヲ掲クヘカラス

第六條　小形船航行中天氣ノ模様ニ因リ綠紅ノ二舷燈ヲ掲置キ難キ時ハ何時ニテモ使用シ得ヘキ様點火シテ之ヲ手近カニ備ヘ置キ他船ノ我船ニ近寄リ來ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄リ行クトキハ衝突ヲ防クニ充分ナル時間ヲ見定メテ其ノ舷燈ヲ他船ヨリ最モ見得易キ様各舷ニ表示スヘシ但シ此時綠光ハ左舷ヨリ、紅光ハ右舷ヨリ見得ス且成ルヘク各舷正横後ノ二點ヨリ後方ヘ見得サル様ニ爲スヲ要ス

此ノ綠紅ノ各燈ヲ間違ヒナク容易ニ取扱フタメ綠燈ハ綠色、紅燈ハ紅色ニテ外面ヲ塗リ且適當ノ隔板ヲ備置クヘシ

第七條　總積量四十噸未滿ノ凜船總積量二十噸未滿ノ帆船及櫂櫂ヲ以テ運轉スル船航行中ハ必ス次ニモ第二條第一項第二項第三項ニ規定シタル燈ヲ掲クルヲ要セス然レトモ若シ之ヲ掲ケサルトキハ必ス左ノ規定ニ依ルヘシ

一　四十噸未滿ノ凜船

甲　船ノ前部又ハ烟突若ハ其ノ前面ニ於テ舷綠ト九尺ヨリ低カラス且最モ見得易キ所ニ第二條第一項ニ規定シタル構造裝置ニシテ少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキ白燈一箇ヲ掲クヘシ

乙　第二條第二項第三項ニ規定シタル構造裝置ニシテ少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ヘキ綠紅ノ二舷燈ヲ掲クルカ又ハ船首ヨリ各舷正横後

（五）「ターレット」は甲鐵艦甲板上に在る圓形の砲塔にして、凜力、水壓力若くば電氣力を以て大砲と共に廻轉す、又人力を以て廻轉す可くなし、機械力を借る事能はざるの不虞に備ふ。

（六）「スポンソン、ポート」は、砲の射角を大ならしむる爲め、舷側に膨起せる半圓形の砲臺なり。

（七）「トーピード、ポート」は、魚形水雷發射の爲め舷側に穿ちたる圓孔なり。

「バーベット」は露砲臺の謂にして、「ターレット」の如く廻轉の諸裝置なく、只砲のみ廻轉する圓形の砲塔にして、砲は其上に露はれある界線なり。

「ウォーター、ライン」は水準線を示し、水面に近く外舷塗色の區別

「カウンター」は艦尾に到て艦躰の次第に曲れる部なり。

「カット、ウォーター」は「ステム」の前部即ち水を切る部なり。

「ステム」は「キール」の前部より立ち「バウ」を形成する者なり。

「ステルン、ポスト」は「キール」の後部に立ち艦部を形成す。

「キール」は艦の最下部に縱行して、諸部の基礎をなす主要の材なり。

「ホーズ、ホール」は、錨鎖を通す爲め「バウ」に穿ちたる圓孔にして、之に嵌めたる鐵筒を「ホーズ、パイプ」と云ふ。

「ボート」或は「ガン、ボート」は砲門なり。

「ウオシ、ポート」は舷側の下部に穿ちたる大なる方孔にして、外方あり蝶鉸を以て扉を取附け、甲板上に打込みたる水を舷外に流出せしめる爲めの者なり。

「ガンウェイ」は舷門即ち人の出入する處なり。

「スカットル」は空氣の流通及び光線透入の爲め艦側に設けたる圓形若くば方形の窓なり。

「チムニー」一名「ファンヌル」は蒸氣罐の烟突なり。

「ヴェンチレーター」は、凜鑵室若くは下甲板へ空氣の流通をなさしむる大なる筒を云ふ。

「フォクスル」とは前部の甲板にして通例前檣より前部を謂ふ。

「ウェイスト、デッキ」は、中部の甲板を謂ふ。

「クォーター、デッキ」は後甲板の謂にして、大檣より後部をいふ。

「ハッチ、ウェイ」は、一の甲板より他の甲板へ通行する爲めに設けたる昇降口なり。

「コーミング」は「ハッチ、ウェイ」の周圍に設けたる小高き様にして

ノ二點マテ右舷ハ綠色左舷ハ紅色ノ射光ヲ及スヘク製造シタル兩色燈一箇ヲ掲クヘシ但シ此燈ハ白燈ヨリ少クモ三尺下方ニ掲クルヲ要ス

二　潜艇ハ第一項甲ノ白燈ヲ舷緣上九尺ノ所ヨリ下方ニ掲クルヲ得然レトモ其ノ白燈ハ乙ノ兩色燈ヨリ高キヲ要ス

三　二十噸未滿ノ帆船ハ帆ヲ用ユルトキハ檣樯ヲ用ウルトニ拘ハラス一面ハ綠色一面ハ紅色ノ玻璃ヲ用ヰタル燈籠一箇ヲ手近カニ備置キ他船ノ我船ニ近寄リ來ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄リ行クトキハ衝突ヲ防クニ充分ナル時間ヲ見定メテ之ヲ表示スヘシ但シ此ノ時綠光ハ左舷ヨリ紅光ハ右舷ヨリ見得サル樣ニ爲スヲ要ス

四　檣樯ヲ以テ運轉スル船ハ檣樯ヲ用ウルト帆ヲ用ウルトニ拘ハラス白色ノ燈籠一箇ヲ手近カニ備置キ衝突ヲ防クニ充分ナル時間ヲ見定メテ之ヲ表示スヘシ

本條ノ諸船ハ第四條第一項及第十一項末項ノ燈ヲ掲クルニ及ハス

第八條　水先船其ノ水先區ニ於テ營業ヲ爲ストキハ他船ニ要スル燈ヲ掲クヘカラス單ニ周圍ヨリ見得ヘキ白燈一箇ヲ檣頭ニ掲ケ且十五分時ヲ超エサル間隙ヲ以テ閃火一箇又ハ數箇ヲ發スヘシ

水先船ニハ右ノ外綠紅ノ二舷燈ヲ用意シ置キ他船ノ我ニ近寄リ來ルカ又ハ我船ノ他船ニ近寄リ行クトキハ我船ノ進行スル方向ヲ示ス爲ニ一時之ヲ表示スヘシ但シ此ノ時綠光ハ左舷ヨリ紅光ハ右舷ヨリ見得サル樣ニ爲スヲ要ス

水先人ヲ要スル船舶ヘ直付クスヘキ水先船ハ白燈ヲ檣頭ニ掲クル代リニ隨時之ヲ表示シ又舷燈ヲ掲クル代リニ一面ハ綠色、一面ハ紅色ノ玻璃ヲ用ヰタル燈籠一箇ヲ手近カニ備ヘ置キ前項ニ從テ之ヲ使用スルヲ得

水の下甲板に流れ入るを防ぐ者なり。

「スカイライト」は下甲板へ空氣の流通及び光線透入の爲め、上甲板に設けたる硝子窓なり。

「ブリッヂ」は上甲板に高く設けたる號令座にして艦橋と稱し、前後二個を有する時は前艦橋及後艦橋と云ふ。

艦の甲板は二層以上有るを以て、之れに上甲板、中甲板、下甲板の名を附す。

艦長室は艦長の公室なり。

士官室は大尉及相當官以上の公室なり。

士官次室は中尉以下附屬士官の公室なり。

準士官室は準士官の公室なり。

其外病室、寢室、浴室、食器室等の名は別に玆に掲ぐるの要を見ず。

諸圓材、諸帆及軍艦屬具の名稱

檣、桁等の如き圓材を總稱して「スパー」と云ふ。

最前方の者を「ローアー、マスト」は最下の帆檣にして、三檣を有する軍艦にては、「フォール、マスト」即ち前檣と云ひ、中央部に建てたる者を「メイン、マスト」即ち大檣と云ひ、後部に建てたる者を「ミズン、マスト」即ち後檣と云ふ。

「トップ、マスト」は「ローア、マスト」の直上の帆檣にして、前檣大檣、後檣に屬するに從ひ、「フォール、トップマスト」、「メイン、トップマスト」及「ミズン、トップマスト」の稱あり。

「トップフダルン、マスト」は單に「ダルンマスト」とも稱し、「ロヤルマスト」と一材となり、其上部を「ロヤルマスト」と云ふ。「フォール」、「メイン」、「ミズン」の名を附する事前に同じ。

「ボースプリット」とは、艦首より上方斜めに突出する圓材の名なり。

「ヂブ、ブーム」は、「ボースプリット」に沿ひ其先に突出せる圓材にして、「フライング、ヂブ、ブーム」は、「ヂブ、ブーム」に沿ふて其先に突出したる圓材にして、「フライング、ヂブ」と稱する帆を掛くる爲めに設けたる者なり。

「ヤード」は帆を掛ける爲めに設けたる桁にして、「ローア、マスト」に横架するを「ローアヤード」と云ひ、三檣の時は前檣に屬するを「フオールヤード」、大檣に屬するを「メインヤード」、後檣に屬するを「クロゼッキ、ヤード」と云ふ。「トップスルヤード」は「トップ

水先船其ノ水先區ニ於テ營業ヲ爲サヽルトキハ其積量ニ應シテ他船ト同一ノ燈ヲ掲クヘシ

（第九條）

第十條　他船ニ追越サレントスル船舶ハ他船ニ向テ船尾ヨリ白燈ヲ表示シ又ハ閃先ヲ發スヘシ

本條ニ從テ表示スヘキ白燈ハ豫メ船尾ニ掲置クヲ得然レトモ此燈ハ少クモ一海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノニシテ常ニ不同ナキ亮明ノ光ヲ發シ鐵盤ノ十二點間ヲ照スヘク製造シ船ノ正後ヨリ左右ヘ六點間宛射光ノ及フヘキ樣隔板ヲ裝置シ成ルヘク舷燈ト同一ノ高サニ掲クヘシ

第十一條　長サ百五十尺未滿ノ船舶碇泊中ハ前方ノ最モ見得易クシテ船躰上二十尺以上四十尺以下ノ所ニ前項ノ白燈一箇ヲ掲ク且船尾若ハ其ノ最寄ニ於テ前方ノ燈ヨリ少クモ十五尺下方ニ同種ノ白燈一箇ヲ掲クヘシ

本條船舶ノ長サハ本船々籍證書面ノ長サニ依ルヘシ

船路若ハ其ノ最寄ニ於テ乘揚ケタル船舶ハ本條白燈ノ外尙第四條第一項ニ規定シタル紅燈二箇ヲ掲クヘシ

第十二條　各船他船ノ注意ヲ喚起スル爲必要ナリトスルトキハ本法ニ規定シタル船燈ノ外尙閃光ヲ發シ或ハ難船信號ト混同セサル爆裂信號ヲ發スルヲ得

第十三條　本法船燈ノ規定ハ二艘以上ノ軍艦又ハ軍艦ニ護送セラル、船舶ニ增掲スル列位燈及信號燈ニ關シ各國政府ニ於テ特ニ制定シタル規則ノ施行ヲ妨ケス又船舶所有主ニ於テ其國政府ノ許可ヲ受ケ登簿公告ノ手續ヲ經テ私用ス

マスト」に「トップグルン、ヤード」は「グルンマスト」に、「ロヤルヤード」は「ロヤルマスト」に横架す。

「ツライスルガーフ」は「フオール」及び「メインマスト」の後方より舳艫の方向に後部へ斜懸せる桁にして、「ツライスル」と稱する帆を掛ける爲の者なり。

「スパンカー、ガーフ」は、「ミズンマスト」の後方より突出せる斜桁にして、「スパンカー」と稱する帆を掛くる爲めの者なり。

「スパンカー、ブーム」は、「ミズンマスト」の下部より後方に突出せる圓材にして「スパンカー」の下隅を張り出す爲の者なり。

「スウィングギング、ブーム」は、端艇を繫ぐ爲め「フオールマスト」の邊の舷側外方より突出し、索梯子及索條を垂下しあり、航海中は舷側に沿ふて收む、昔時は「スタンスル」と稱する帆の下隅を張り出すに用ひたり。

凡て帆は其屬する「マスト」「ヤード」「ステイ」（「マスト」「持する索具を云ふ」）等に於て其名を異にするも、之を大別して横帆及縱帆の二種とす。

横帆とは「ヤード」に懸る帆にして其名左の如し。

「コース」は「ローア、ヤード」に懸る帆にして、「フオールヤード」に懸るものを「フォースル」と云ひ、「メインヤード」に懸る者を「メインスル」と云ふ。

「トップスル」は、「トップスルヤード」に懸る帆にして、「フォールトップスル」、「メイントップスル」、「ミズントップスル」の名あり。

「トップグルンスル」は「グルンヤード」に懸る帆を云ふ。

「ロヤル」は「ロヤルヤード」に懸る帆を云ふ。

縱帆とは、「ステイ」及び「ガーフ」に懸る帆にして其名を區別する事左の如し。

「フオールトップマストスティスル」は「フオールトップマストステイ」に懸る三角形の帆なり。

「ヂブ」は「ヂブステイ」に懸る三角形の帆なり。

「フライングヂブ」は「フライングヂブステイ」に懸る三角形の帆なり。

「ツライスル」は「ツライスルガーフ」に懸る帆を云ふ。

「スパンカー」は「スパンカー、ガーフ」に懸る帆なり。

錨は艦船を安全に繫泊せしむる者にして、軍艦は通例大小七個を備ふ。其大なる二個は平生常に碇泊に使用し之を「バウアンカー」と稱し、其次に大なる二個を「シート、アンカー」と稱し、荒天の時「バウアンカー」二個を投じ、力尙ほ艦を支ふるに足らざる時之を使

ル識別信號ノ使用ヲ妨ケス

第十四條　濫船晝間ニ帆ノミヲ以テ運轉スルモ其ノ烟突ヲ引下ケザルトキハ前方ノ最モ見得易キ所ニ直徑二尺ノ黑球若ハ黑色形象一箇ヲ揭クヘシ

霧中信號

第十五條　航行中ノ船舶ニ關シ本條ニ規定シタル信號ヲ爲スニハ左ノ信號器ヲ用ウヘシ

濫船ハ濫笛若ハ濫角

帆船及他船ニ引カレテ運行スル船舶ハ霧中號角

本條中長聲トハ四秒乃至六秒時間ノ發聲ヲ謂フ

濫船ハ濫力其ノ他之ニ代用スヘキモノニ因リ發聲スル適當ノ濫笛若ハ濫角ヲ音樂ノ妨害物ナキ所ニ裝置シ且號鐘及機關ノ作用ニ因リ發聲スル適當ノ霧中號角ヲ備フヘシ同又總積量二十噸以上ノ帆船ハ濫船同樣ノ號鐘及霧中號角ヲ備フヘシ

霧中降雪其ノ他暴雨中ハ晝夜ノ別ナク左ノ各項ニ規定シタル信號ヲ爲スヘシ

一　濫船航行中ハ二分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ長聲ヲ一發スヘシ

二　濫船航行中運轉ヲ止メテ速力ヲ有タサルトキハ二分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ長聲ヲ二發スヘシ但シ其ノ二發ノ間隙ハ大約一秒時タルヲ要ス

三　帆船航行中ハ一分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ右舷開ナレハ一聲ヲ發シ左舷開ナレハ二聲ヲ連發シ船ノ正後ニ風ヲ受クタルトキハ三聲ヲ連發スヘシ

四　船舶碇泊中ハ一分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ大約五秒時間劇シク號鐘ヲ鳴ラスヘシ

五　他船ヲ引キテ運航スル船舶、海底電信ノ布設若ハ引揚ニ從事スル船舶及航行中運轉自由ヲ得スシテ近寄リ來ル他船ノ航路ヲ避ク能ハサルカ又

用し、次なるを「ストリーム、アンカー」最小の二個を「ケッヂアンカー」と稱す。此「ストリームアンカー」は、艦尾に投じて潮流の爲め艦の振れ廻るを支へ、或は本艦の位置を變ずるに用ゆ、其重量は略「バウアンカー」の四分の一とす。「ケッヂ、アンカー」は、「ストリームアンカー」と用途殆んど相同じく、其量は「バウ、アンカー」の六分の一とす。

「ケーブル」即ち錨鎖は、錨に取附けたる鐵鎖にして艦を繫駐し、「バウケーブル」は、常に錨（「バウ、アンカ」「一」を云ふ）に附着し「シート、ケーブル」及び「ストリームケーブル」は之を收納し、使用に望み之れを附着するなり。

「ケプスタン」は、錨或は重量物を卷揚ぐる爲めの者なり。

「ウヰンドラス」は、錨鎖を卷きて錨を上げ、又は重量物を揚ぐる者なり。

「コンプレスサー」は、「チェインパイプ」（錨鎖を通す爲め甲板に設けたる鐵筒なり）の下面に裝着したる大なる鐵挺にして、「チェインパイプ」に錨鎖を挾壓し其走出を止むる者なり。

「コントローラー」は、「チェインパイプ」の前若くは前甲板に於て錨鎖を留める鐵具なり。

「ライヂング、ビット」は、前甲板の中央部に於て兩側に直立する鐵頭にして、錨鎖を掛け錨投入の時錨鎖の烈しき走出を制限する者なり。

「ボルラード、ヘッド」は、舷側に接し甲板上に直立する鐵頭にして、錨を固定し若くは大索を捲留むるに用ふ。

「アンカーダビット」は、錨を其收納の位置に揚ぐる爲めの鐵材なり。

「ボードダビット」は、端艇を引揚け之を釣置く爲めの鐵材なり。

「オーニング、スタンション」は、舷側より直立する鐵柱にして天幕を張附くる索條を通する爲めの者なり。

「オーニング」は、雨を防ぐ爲め又は暑さを避くる爲め展張する天幕なり。

「ハムモック、チッチング」は、釣床の格納處なり。

軍艦諸索具の名稱界說

靜索とは英語「スタンヂング、リッキン」と云ひ、圓材を維持し或は帆を取附くる等の爲め、圓材に固定したる動かざる索具なり。通例黑色に塗り之を區別す。

ハ本法ニ遵テ運轉シ能ハサル船舶ハ本條第一項及第三項ニ規定シタル信號ノ代リニ二分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ三聲ヲ連發シ即チ長聲ヲ發シタル後直チニ短聲ヲ二發スヘシ又他船ニ引カレテ運航スル船舶モ此ノ信號ヲ爲スモ妨ナシト雖モ他ノ信號ヲ爲スヘカラス

總積量二十噸未滿ノ帆船ハ必シモ前數項ニ規定シタル信號ヲ爲スヲ要セス然レトモ其ノ信號ヲ爲サヽルトキハ一分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ適宜他ノ音信號ヲ爲スヘシ

霧中速力

第十六條　霧中降雪其ノ他暴雨中ハ各船現時ノ狀況ニ注意シ適度ノ速力ヲ以テ進行スヘシ

瀛船其ノ正横ヨリ前面ニ方リテ他船ノ霧中信號ヲ聞キ其所在ヲ定メ得サルトキハ成ルヘク機關ノ運轉ヲ止メ全ク衝突ノ虞ナキニ至ルマテ其ノ運行ニ注意スヘシ

航方

衝突ノ危險ハ其ノ現況ニヨリ我船ニ近寄リ來ル他船ノ方位ヲ看守シテ之ヲ豫知スルヲ得若其ノ方位慥ニ變更スルヲ認メサルトキハ危險アルモノト知ルヘシ

第十七條　二艘ノ帆船互ニ近寄リテ衝突ノ虞アルトキハ其ノ一船ヨリ左ノ如ク他船ノ航路ヲ避クヘシ

一　一杯ニ開カサル船ハ一杯ニ開キタル船ノ航路ヲ避クヘシ

二　左舷ニ一杯ニ開キタル船ハ右舷ニ一杯ニ開キタル船ノ航路ヲ避クヘシ

三　一杯ニ開カサル二艘ノ船、風ヲ受クル舷同シカラサルトキハ左舷ニ風ヲ受クタル船ヨリ他船ノ航路ヲ避クヘシ

四　一杯ニ開カサル二艘ノ船、風ヲ受クル舷同シキトキハ風上ノ船ヨリ風下ノ船ノ航路ヲ避クヘシ

（イ）「ステイ」は檣を前方に維持する靜索なり。

（ロ）「ベッキスティ」は、檣を後方に維持する靜索なり。

「ガイ」は、「ヂブビーム」等を左右に維持する者を云ふ。

「ボブスティ」は、「ボースプリット」を下方を維持する靜索なり。

「ジブスティ」、「フライングジブスティ」は、各其「ブーム」を下方に維持する者亦同じ。

「フートロープ」は「ヤード」及び「ブーム」に沿ふて垂れたる索條にして作業する人の足懸けとする者なり。

動索とは英語に「ランニング、リッギン」と稱し、帆を展絞し若くは圓材の揚げ卸し等に用ゆる動くべき索條なり。

「ハリヤード」は展帆の際帆を引揚ぐるに用ふる者にして、「トップスル、ハリヤード」「ダブ、ハリヤード」等の如し。

「シート」は、展帆の際帆の下隅を張出す動索なり。

「テッキ」は、「コース」を展帆する時其下隅を前方に張出すに用ゆる動索にして、其後方に張る動索を「シート」と云ふ。

「ブレース」は、「ヤード」を旋廻且つ維持する爲め其兩端にある動索なり。

「リフト」は、「ヤード」の兩端を上方に維持する動索なり。

「リング」は、「ガーフ」を維持するに用ゆる動索なり。

「ヂーヤ」は、「ローア、ヤード」を上下する時に用ふる大なる動索なり。

「トップスル、タイ」は、「トップスル、ハリヤード」の上部をなし「ヤード」に導く大なる動索なり。

「トップテークル、ペンデント」及び「トップテークル、フォール」は、「トップマスト」を上下する時に當て用ゆる動索なり。

「マスト、ローブ」は、「トップグルン、マスト」を上下するに用ふる動索なり。

「ヤード、ローブ」は、「グルンヤード」、「ロヤルヤード」の上下に用ふる動索なり。

五　船尾ヨリ風ヲ受ケタル船ハ他船ノ航路ヲ避クヘシ

第十八條　二艘ノ汽船正シク眞向又ハ幾ンド眞向ニ行逢フテ衝突ノ虞アルトキハ兩船トモ針路ヲ右舷ニ轉シ互ニ他船ノ左舷ノ方ヲ行過スヘシ

本條ハ兩船正シク眞向又ハ幾ンド眞向ニ行逢フテ衝突ノ虞アルトキニ限リ適用スヘシ兩船各〻其ノ針路ヲ保チテ互ニ替リ行クトキニハ適用スヘカラス

本條ヲ應用スヘキ場合ハ兩船共ニ正シク眞向又ハ幾ンド眞向ニ行逢ヒタルトキ即チ書間ニアリテハ我船ノ檣ト他船ノ檣ト一直線又ハ幾ンド一直線ニ見ユルトキ夜間ニアリテハ互ニ他船ノ兩舷燈ヲ見ルトキニ限ルヘシ

本條ハ書間他船ノ我針路ヲ横切リテ我船ノ前面ニ見ユルトキ又ハ夜間我船ノ紅燈他船ノ紅燈ニ對シ或ハ我船ノ綠燈他船ノ綠燈ニ對スルトキ又ハ我船ノ前面ニ綠燈ヲ見スシテ紅燈ヲ見或ハ紅燈ヲ見スシテ綠燈ヲ見ルトキ又ハ綠紅ノ兩燈ヲ我船ノ前面ヨリ他ノ位置ニ見ルトキハ適用スヘカラス

第十九條　二艘ノ汽船互ニ航路ヲ横切リ衝突ノ虞アルトキハ他船ヲ右舷ニ見ル船ヨリ他船ノ航路ヲ避クヘシ

第二十條　帆船ト汽船ト互ニ近寄リ衝突ノ虞アルトキハ汽船ヨリ帆船ノ航路ヲ避クヘシ

第二十一條　本法航法ニ依リ二船ノ内一船ヨリ他船ノ航路ヲ避クルトキハ他船ニ於テ其ノ針路及速力ヲ保ツヘシ但シ他船ニ於テ天氣密濛又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ航路ヲ避クル船ノ處置ノミニテハ衝突ヲ避ケ能ハサル程兩船接近シタルコトヲ認ムルトキハ自ラ亦臨機衝突ヲ避クルニ至當ノ處置ヲ爲スヘシ

第二十二條　本法航方ニ依リ他船ノ航路ヲ避クヘキ船ハ成ルヘク他船ノ前面ヲ横切ル可ラス

第二十三條　本法航方ニ依リ他船ノ航路

軍艦航海の要具

沿岸又は洋中航行中自艦の位置を知り目的地に向ふの航路を定め、或は其里程を測るは、沿岸の地物又は天躰を見て算を立つるに有れ共、其算を立つるの項目は測器に依るに非れば知る能はず、測器とは何ぞ、羅鍼盤、經線儀、六分儀、水深器、水程儀等にして海圖水路誌は亦必要の者なり

羅鍼盤は種々製作を異にすれ共、近時最も多く用ひらるゝ者を「タムソン」氏羅鍼盤とす、大抵艦内三四箇處に之を裝置し物躰の方位を測る。

經線儀は、製作精巧を極め其歩軌を保つ頗る正確なる時計なり、各艦大抵三箇を備ふ、英國綵威の時刻を知るに用ふ。

六分儀は、角度を計る機器にして、天躰の高度、地物間の角度を測る等に用ふ。

水深器は、海底の淺深を測り且其底質を捜索する者にして、其通例用ゆる簡單なるを測鉛線とす、細索に鉛製の錘を附したる者なり、「ウオルカー」氏測深器、「タムソン」氏測深器等有れ共通例之を用ゆる事なし。

水程儀は、航海中艦の速力を知る器にして、「ウオルカー」氏測程儀「マスセイ」氏測程儀等有り、「マッセイ」氏測程儀は航海中之を投入し置き大に便利なり。又簡單なる者は測程線にして小扇形板を細索の端に附し艦尾より水中に投じ、細索の走出する長に依りて速力を知る者なり、但し之を使用する時は沙漏と稱する砂時計にて時を計るを要す。

海圖は、岬角島嶼水深等を知り、水路誌は航海者に水路水理を教示す、皆航海者の須臾も離す可らざる者とす。

測器の用法、詳細の説明等は茲に載するの餘白を有せず、上欄説明する所ある可し。

水雷艇

衝角甲鐵艦の起原を問へば、昔時海軍の用擾船に衝角を具へしに起因すと云ふ、果して然らば水雷及水雷艇は火船に起源すと云ふも不可なかる可し。海中爆發物の世に用ひられしは、亞米利加南北戰爭の時に在り、露西亞は「クライミヤ」の戰に使用せしも著しき奏効を見ず、一千八百六十二年文久二年十二月十二日南北戰爭の際、聯邦軍の砲艦「カイロ」は、同盟軍が「ヤゾー」河口に沈設したる水雷に觸

ヲ避ク可キ濫船ハ他船ニ近寄リタルトキ時宜ニ應シテ速力ヲ緩ノ若ハ運轉ヲ止メ又ハ後退スヘシ

第二十四條　總テ他船ヲ追越ス船ハ本法航方中前數條ノ規定ニ拘ハラス他船ノ航路ヲ避クヘシ

總テ他船ノ兩舷正横後ノ二點以外即チ夜間ニ在リテ舷燈ヲ見難キ位置ヨリ其ノ船ヲ追越サントスル船船ハ之ヲ追越船ト爲シ其ノ後兩船ノ位置ニ變更ヲ來スモ其ノ追越船ヲ以テ本法ノ航路横切船ト爲サス故ニ其ノ船ハ全ク他船ヲ追越シ了ルマテ他船ノ航路ヲ避クヘキモノトス

晝間他船ヲ追越サムトスル船船ニシテ前項ニ記載シタル方位ノ内外ヲ辨知シ難キモノハ本船ト追越船ト看做シテ他船ノ航路ヲ避クヘシ

第二十五條　濫船狹隘ノ水道ニ於テ無難ニ通航シ得ルトキハ其ノ中流ノ右側即チ本船ノ各舷ニ當ル方ヲ航行スヘシ

第二十六條　航行中ノ帆船ハ網或ハ繩ヲ用ヰテ漁業ニ從事スル帆船ノ航路ヲ避クヘシ但シ漁船ト雖狠ニ他船ノ通航スヘキ線路ヲ妨クヘカラス

第二十七條　本法ヲ履行スルニ當リ運航及衝突ニ關シ百般ノ危險ニ注意スルハ勿論若危險切迫シテ本法ヲ履行シ能ハサル特殊ノ場合ニ於テハ其危險ヲ避クル爲臨機ノ處置ヲ爲スコトニ注意スヘシ

航路信號

第二十八條　本號中短聲トハ大約一秒時間ノ發聲ヲ謂フ

航行中ノ濫船他船ニ近寄リ鍼路ヲ變セムトスルトキハ濫笛若ハ濫角ヲ以テ左ノ信號ヲ爲シ他船ニ我船ノ鍼路ヲ通知スヘシ

短聲一發　我船鍼路ヲ右舷ニ取ル
短聲二發　我船鍼路ヲ左舷ニ取ル
短聲三發　我船全速力ニテ後退ス

懈怠ノ責

れ僅々五分時にして沈没せり、以後聯邦軍は同盟軍の水雷に注意したりしも、尚數多の艦船を失へり。一千八百六十四年元治元年二月十七日聯合軍の「コルベット、ポウサトニエ」は「チヤーレストン」海上において潜航水雷艇の攻撃を受け沈没せり、同艦の「チヤーレストン」碇泊中當直士官は、本艦より凡百米突の離距に、一物躰の動くを見直ちに之を艦長に報告せしが、其間に前怪物は已に本艦に近き、二分間にして衝觸爆發せり、艦長は號令して水兵を集め、種々の手段を行んとせしも艦は遂に哀む可き運命を免れざりき、其後聯邦軍も亦水雷を利用し、有名なる「クッシング」大尉は、同年十月小濫艇に圓材火雷を裝し、自ら之に乘じて敵艦を攻撃し其水雷を發火して敵艦を轟沈せり。

一千八百六十六年慶應二年丁抹戰爭は、水雷奏効せず、次で一千八百七十年及七十一年明治三年四年にも亦効用なかりし。

露土の戰爭中、露軍は黒海に於て多少の効果を收めたり、此戰露は火藥を裝塡せる圓材水雷を用ひ、又保民水雷を使用し且つ露軍はホワイトヘッド水雷に就ては大に熱心に工夫を凝らし、其土耳其の一「コルベット」を沈めしは、實に露軍か數回發射の後有効なりしなり、土耳其も亦水雷を以て露の砲艦一隻を沈めたり。

水雷の進歩は以上の狀態に在りしか英國「ソルニクロフト」會社は、十八海里の速力を有せる小濫艇を以て所謂水雷艇なる者を製し、其構造は只小濫艇の艇首を改造せしに過さりき。

其後軍艦の魚形水雷を發射せしは、英艦「シアー」號を嚆矢とし、同艦は秘露交戰中秘露軍か敷回發射の後有効なりしなり、土耳其も亦秘露國軍艦「ファスカル」號に向て魚形水雷を發射せしも奏効せず。

智利秘露交戰中秘露軍は、一箇の水雷に依り「コルベット、ロア」及び「コベドンガ」を沈没せしめたりしも、該水雷は海上に浮べる小舟に裝置したる爆發物なりき。

内に裝置したる水雷の爲めに海底に沈没したり、「ブランコ」は時に碇泊中にして、兵員の一部は陸上に在りしが最近式の二水雷艦は、四百「メートル」以内の距離に來りて五回水雷を發射せしも命中せず、最後に五十「メートル」の處に來りて發射せしもの始めて効を奏せしなり。

清佛戰爭の際佛軍は清國軍艦馭遠、揚武を沈没せしめたり。

智利國内亂の時國會黨の軍艦「ブランコエンカラダ」は敵の夜襲に遇ひ數回發射の水雷の爲めに碇泊中にして、兵員の一部は陸上に在りしが最近式の二水雷艦は、四

以上は只歷史上の事實なれども、必要は常に發明の基をなし兵器の進歩、水雷艇の發達は蓋し皆上記事實に關聯せざるはなし、抑も近

第二十九條　本法ハ點燈、信號又ハ見張ノ怠リ其ノ他海員ノ常務又ハ臨機ノ處置ニ必要ナル注意ノ怠リヨリ生シタル結果ニ付船、船主、船長海員ヲシテ其ノ責ヲ免レシメサルモノトス

特例

第三十條　本法ハ地方長官ニ於テ規定シタル港、川其ノ他內海ノ運航ニ關スル特別規則ノ施行ヲ妨ケス

難船信號

第三十一條　危難ニ罹リテ他船又ハ陸地ヨリ救助ヲ要スル船舶ハ左ノ信號ヲ同時又ハ別々ニ使用スヘシ

晝間信號

一　大約一分時ノ間隙ヲ以テ砲又ハ其ノ他ノ爆裂發火信號ヲ一發ス

二　萬國船舶信號書ニ揭載スルNCノ難船信號ヲ表示ス

三　方形旗ノ上又ハ下ニ球若ハ之ニ類似ノモノヲ揭クル遠隔信號ヲ表示ス

四　霧中信號器ヲ以テ間斷ナク音響ヲ發ス

夜間信號

一　大約一分時ノ間隙ヲ以テ砲又ハ其ノ他ノ爆裂發火信號ヲ一發ス

二　船上ノ發焰（タール桶、油樽等ヲ燃燒スルノ類）

三　星火ヲ發スル榴彈或ハ火箭ヲ一次一發ツヽ度々打揚ク

四　霧中信號器ヲ以テ間斷ナク音響ヲ發ス

附則

第三十二條　本法中船舶積量噸數ニ關シ日本形船ハ十石ヲ以テ一噸ニ通算ス

第三十三條　以下畧ス

次ニ記スルハ水路部刊行ノ航海心得ナル一小冊子ヨリ必要ノ部ヲ摘錄セシ者ナリ

海圖ノ用方

要領

一　海圖ノ價値ハ全ク測量ノ精粗如何ニ依テ之ヲ定ムヘキモノニシテ尺度ノ大ナル圖ニ在テハ特ニ然リトス而シテ測

來の軍艦は皆魚形水雷發射の裝置を有するを以て、水雷艦の名稱を下するも不當なかる可しと雖も、其効用たるや實に小區域に止まり、本艦の水雷を發射して敵艦を沈沒せしむるの機は極めて稀なるべし之に反し水雷艇は攻撃武器として、水雷のみを搭載し且つ水雷の効力を增加する一器具にして、夜中敵の不意に乘ずる等大艦に比すれば敵に注意されざるの時機を得る事多かる可し、茲を以て各國競ふて之か研究に從事し充分有力ならしめんとせしも通常の汽艇にては水雷の奏効甚た疑はしき者ありたり。

前記の如く「ソルニクロフト」會社製造のものは速力快駛にして、其形は小に創製の水雷艇としては滿足なる成績なりし者にして實に一千八百七十二年明治五年の事なりき、其より速力、大さを增加し四十噸の排水量を有し二十二海里の速力ある者を製し尙進んで益々大さと速力を增さんと企てり。

近世技術の進歩は、破壞力、防禦力の發達進歩をなしたるも、水雷に對しては只防禦網の外なく、然防禦網も水雷頭部に斷網器を附して、能く之を破るを得るに至れり、之を以て水雷艇を防くの法は其水雷發射距離內に來らざる前に之を擊沈するに在りて、夜中の攻撃に對しては之を其近接せざるに先つて發見す可き電氣燈の設あり、

然れ共尙有効なる防禦の途は、唯敵水雷艇を追究擊破するの一策のみ、之れ水雷砲艦又は水雷捕獲艦なる者を出せし所以にして、一千八百八十五年明治十八年十二月英國海軍本部は、「シアチス」造船所に訓令し「ラットルスチーキ」と稱する一艦を製造せり、該艦は敵の水雷艇を破壞し巨艦の水雷艇に襲はるゝを保護する爲め、始めて特に計畫せし者にして長さ二百呎、排水量四百四十噸、速力は從來の水雷艇に優れり、然るに水雷艇は益〻其速力を加へ捕獲艦は水雷艇の速力に及ばず艦躰過大にして運用迅速ならざるに至れり。

茲を以て益〻研究を重ね、一千八百九十三年明治二十六年英國にては設計全く異れる水雷破壞艇と稱する者を建造せり、其速力、航洋性洋中航海に堪ゆる能力皆望外の成績にして一時間三十海里以上の速力を出すを得又荒悪の天候にても航行する事を得るに至れり、是れ水雷破壞艇の權輿とす。

水雷艇の沿革は以上を以て推知するに足る可く尙將來如何なる進歩を爲すやは刮目して見んと欲する所なり。

水雷艇の種別

數年前までは水雷艇を區別するに港灣用水雷艇、航洋水雷艇等の名

量ノ精粗ヲ知ルノ方法ハ海圖中ニ記載セル測量年月ヲ見ルニ在リ即チ年月新ラシキモノハ年月古キモノヨリ概シテ精密ナルモノト看做スヲ得ヘシ

航海心得

第一章　海圖、水路誌及燈臺表ノ改正

第一節　要領

(一)海圖、水路誌及燈臺表ハ實ニ航海術ノ三大案內書ト稱スヘキモノナレハ常ニ注意シテ適當ノ改正增補ヲ加ヘ務メテ完全無缺ノモノトナサヽルヘカラス就中海圖ニ關シテハ最モ善ク此事ニ注意シ見聞ノ及ブ限リ斷エス最新ノ改正ヲ施シ務メテ精密詳細ナルモノトナスヲ要ス

(二)水路誌ハ追補出レハ之ヲ挿入シ告示アレハ之ヲ記入シ必ス常ニ海圖ト一致セシムルコトニ注意スヘシ然レトモ水路誌ハ新海圖ニ伴フヘキ新記事ナキトキハ其改正ニ由ナキカ故ニ若シ水路誌海圖ト齟齬スルカ如キコトアルトキハ常ニ海圖ノ方ヲ以テ確ナルモノト看做サヽルヘカラス

(三)燈臺表モ亦餘白ノ許ス限リ務メテ詳密ナル改補ヲ施スコトヲ怠ルヘカラス

第二節　海圖

(四)軍艦就任ノ時ニ渡スヘキ海圖ハ必ス其當日迄ノ改正ヲ記入シタルモノナルヲ要ス其水路部ヨリ各鎭守府ニ送付スルモノハ成規ノ通リ固ヨリ最新ノ海圖トス故ニ其後ニ起ル必要ノ改正ハ各鎭守府ニ於テ之ヲ施シ以テ艦船ニ渡スヘキモノトス

(五)手記シ得ヘキ小改正ハ水路告示ヲ以テ之ヲ告示スルカ故ニ此告示アルトキハ之ニ據テ直ニ關係海圖ヲ改正スヘシ

(六)然レトモ大改正ニ屬スル者ハ水路部今其構造の形狀及大小に由り大なる者を先にし列記する事左の如し

「ランチ」或は「スチーム、ランチ」(蒸溜を用ゆる「ラ」ンチ」を云ふ)

「ピンチ」或は「スチーム、ピンチース」(蒸溜を用ゆる「ピンチース」を云ふ)

「パーヂ」

「カッター」或は「スチーム、カッター」

「ヲヨリー、ボート」

「ガレイ」

「ギグ」

「ヂンギー」

右の內「パーヂ」及「ヂンギー」の如きは唯平時の用にのみ供する者にして、其他は平時の用あり、戰時は或は大砲を載せ、或は銃手を乘せ、隊を組みて以て戰ふ可き者なり、故に軍用艇と云ふ。

端舟平時の用途

端舟平時の用途は、大小に由り自から主用を異にするあり、即ち左の如し。

漕艇は急速の事を辨じ其他萬般の用に供す。

「ランチ」は重量物を運搬するに用ひ又重錨を移し多人數を陸揚する

端舟

端舟の種別

端舟は每艦に備載する小舟にして、艦の大小種質に由り其數多きは十數隻寡きも四五隻に至ると雖も要するに本艦の乘員は悉く乘艇し端舟は平時の用途に至ては本艦の或は他艦に對し或は陸地に對して事あるに當ては、之れに非れば辨せず、艦中に害禍あるが如き之に非れば脫れず、又陸戰隊員を載せ或は敵艦捕獲に用ゆる等範圍極めて廣く、其制たる或は大にして堅牢或は小にして輕便皆各其用に適せしむ。

漕艇は一等水雷艇　百二十噸以上
二等水雷艇　百二十噸未滿五十噸以上
三等水雷艇　七十噸未滿二十噸以上
四等水雷艇　二十噸未滿
潛行水雷艇なる者ありて近時研究中にあれ共其効果未た詳ならず。

ニ於テ原版上ニ改正ヲ施シ印刷ノ上之ヲ各鎭守府ニ送リ然後之ヲ艦船ニ送ルモノトス故ニ艦船ニ於テ此圖ヲ請取リタルトキハ直ニ舊圖ヲ廢却シ便宜之ヲ還納スヘシ

(七)大改正ヲ爲シタル年月ハ海圖ノ右欄外上隅ニ小改正ノ年月ハ同下隅ニ記スルモノトス

(八)凡テ上申、報告等ニ於テ海圖ヲ引用スル場合ニハ其番號ハ勿論改正年月ヲモ明記シ其引用海圖ノ何版ノ圖ナルヤヲ知ルニ容易ナラシムヘシ

第三節　水路誌

(九)水路誌ハ交付ノ前ニ於テ海圖ノ如ク直接ノ改正ヲ施サス唯關係ノ追補、報道及告示ヲ添付シテ之ヲ交付スルモノトス

(十)水路誌追補ハ其本卷刊行後ニ得タル新記事ヲ悉ク載スルヲ以テ此追補發行ノ後ハ從前ノ報道ハ都テ無効ノモノトシテ之ヲ廢棄スヘシ

(十一)水路誌ニ附屬スヘキ追補及報道ヲ一目瞭然ナラシムル爲メ每卷表紙ノ裏面ニ關係追補及報道ト題セル一表ヲ貼付スルヲ以テ追補及報道ヲ受取リタルトキハ直ニ之ヲ表中ニ登記スヘシ

(十二)又水路誌追補ヲ受取リタルトキハ其兩面摺ノモノハ之ヲ挿入シ片面摺ノモノハ(二部ツヽ、交付スルモノトス)一部ハ切取リテ誌中關係ノ所ニ貼付シ他ノ一部ハ參考ノ爲メ其儘之ヲ保存スヘシ

(十三)水路誌追補ヲ挿入シ若クハ貼付スルコトハ航海士官其圖誌ヲ受取リタルトキ第一ニ爲スヘキ要務ノ一ト心得ヘシ而シテ其後領受スル水路告示モ時ヲ移サス直ニ之ヲ記入スヘシ

(十四)凡ソ追補ニハ精確ニシテ信據スヘキ記事ヲ載セ報道ニハ概畧ニシテ參考トナスヘキモノヲ載ス

に用ふ。

「ピンチース」は「ランチ」に同じ。

「ペーヂ」は專ら將官の乘用に充て、又貴人等を送迎するに用ひ、獨り旗艦にのみ之を備へ外觀美にして駛力迅速なり。

「カッター」は碇泊中には專ら百般の用務を辨じ、航海中には溺者救助用となる。

「ジョリー、ボート」は食品運搬等輕便の用に充つ。

「ガレー」は艦長の乘用に充つ。

「ギグ」は士官の乘用に充つ。

「ヂンギー」は雜用に充つ。

艦砲

艦砲の種類

艦砲は大砲速射砲及機關砲にして、其製式甚だ多く各式皆大小數種を有し、一々之を掲ぐるは實に繁勞を生ずるのみに付き、茲には普通の者を記載するに止む可し。

凡そ砲は其口徑(砲腔内施條の高き處と高き處の間の直徑)、砲重、又は彈重を以て大小を區別し、又砲の長さは砲の底面より砲口迄の長さを口徑の倍數を以て示し幾口徑と云ふを例とす。

「クルップ」砲は獨逸「エッセン」府に於て之を製造す、三十「サンチ」半、二十八「サンチ」、二十六「サンチ」、二十四「サンチ」、二十一「サンチ」、十七「サンチ」、十五「サンチ」、十二「サンチ」、八「サンチ」等の口徑を通常とす。

「クルップ」速砲射は、其種類甚だ多く其口徑と砲長とを異にすと雖も其最小の者を四「サンチ」最大の者を二十四「サンチ」とす。

「アームストロング」砲は、英吉利の製に係り「エルジック」と「ウールウイッチ」の二式あり、只施條の形を異にせるのみ、其大なる者を百十一「トン」十六、二十五「インチ」砲とし、六十七「トン」十三「インチ」半砲、四十五「トン」十二「インチ」砲、四十六「トン」十二「インチ」鋼線砲之に次き、小なる者を十二听砲とす。

「インチ」砲は皆「ウールウイッチ」式にして「エルジック」式の者は十七「インチ」を最大とし、四、七「インチ」の者を最小とす。

前者は皆「ウールウイッチ」を最大とし、四、七「インチ」の者を最小とす。

速射砲も亦兩式あり。「エルジック」は八「インチ」の口徑を最大とし二、七五「インチ」の口徑を最小とす、「ウールウイッチ」は六「インチ」の口徑を最大とし三「インチ」十二听砲を最小とす。

佛蘭西は自國式及「カヂー」式あり、北米合衆國亦自國の製式を有す

第四節　燈臺表

(十五)燈臺ハ毎年一月改版スルモノトス故ニ其後之ニ關係ノ告示ヲ受取リタルトキハ餘白ノ許ス限リ充分ニ改正記入スルハ勿論尚ホ足ラサルトキハ張紙ヲモナシ之ヲ改正スヘシ

(十六)燈臺表ハ水路誌ト同樣ニシテ交付前ニ改正ヲ施スコトナク唯之ニ關係ノ告示ヲ添付シテ渡スモノトス

海圖ノ用方

要領

一　海圖ノ價値ハ全ク測量ノ精粗如何ニ依テ之ヲ定ムヘキモノニシテ尺度ノ大ナル圖ニ在テハ特ニ然リトス而シテ測量ノ精粗ヲ知ルノ方法ハ海圖中ニ記載セル測量年月ヲ見ルニ在リ即チ年月新ラシキモノハ年月古キモノヨリ概シテ精密ナルモノト看做スヲ得ヘシ

一　凡ソ舊時ノ測量圖ハ種々ノ事情アリテ精密ヲ欠クモノアルノミナラス沙泥多キ所又ハ潮流激シキ所等ニ於テハ測量後海底ニ種々ノ變化ナキヲ免カレ難キカ故ニ測量年月ノ古キ港圖ハ先ツ概シテ精密ヲ欠クモノト看做シ一應能ク試驗シテ誤謬ナシト認ムルマテハ極メテ注意シテ使用スヘシ之ヲ要スルニ往來繁キ港灣及其附近ヲ除キテハ如何ナル精測圖ト雖モ悉皆海底ノ危險ヲ探リ盡セリト斷言シ得ヘキモノハアラスト知ルヘシ

一　錘測ノ精粗ヲ見ルモ亦海圖ノ完全ナルト否トヲ知ルノ一方ニシテ即チ圖上ニ點記シタル水深疎ナルカ若クハ其排置不規則ナルトキハ其測量ハ概シテ先ツ甚タ精密ナラサルモノト看做シテ可ナリ

一　海圖上ニ點記セル水深ト水深トノ間ノ空白地ハ即チ錘測ヲ爲サヽル場所ナリ但シ其周邊ノ水深キトキハ通例空白地ノ水モ亦深シト看做シテ差支ナシ然レトモ其周邊ノ水淺キカ水深不同ナ然れども我日本には多く用ゆる事なく、松島嚴島橋立の三艦に「カヂー」式三十二「サンチ」砲を搭載せるのみなるを以て一々之を述べす。

「ホッチキス」速射砲は皆小口徑にして汎く使用せらる、其外「ノルデンフェルト」「ドリッグス、シュローダー」等の速射砲あれ共我に關係の者少なし。

山内自働速射砲は我海軍大佐山内氏の發明に係れる巧妙の速射砲にして、發砲後人力を要せず砲底部を開放し、直ちに彈藥を裝塡し得可き者なり。

機關砲は其口徑速射砲より小にして發砲裝塡皆機關の働作に由る者なり、「ノルデンフェルト」、「ホッチキス」、「ガットリング」等の數種あり。

左表は各種の砲に就き其口徑、砲長、重量、彈重等を示す。

砲名	口徑(サンチ)	砲長(口徑)	砲重(トン)	彈種	彈重(ポウンド)
「ヴールウイッチ」「アームストロング」式十六、二五「インチ」百十「トン」砲	四一、三七	三〇、〇〇	一一〇、〇	穿甲彈 通常榴彈	一八〇〇 一八〇〇
全十二「インチ」鋼線砲	三〇四七	三五、四三	四六、〇	穿甲彈	八五〇
全六「インチ」速射砲	一五、二四	四五、〇〇	七、〇	穿甲彈 通常榴彈	一〇〇
全四、七「インチ」速射砲	一二、〇〇	四〇、〇〇	二、一	穿甲彈 通常榴彈	四五

各砲の發射速度

砲名	口徑(サンチ)	砲長(口徑)	砲重(トン)	彈種	彈重(ポウンド)
佛國一八九三年式後裝「アームストロング」式十六、二五「サンチ」砲	三四、〇〇	三五、〇〇	〇二、九	穿甲彈 通常榴彈	九二五、九 不明
全「クルップ」四十口徑三十四「サンチ」砲	二八、三〇	四〇、〇〇	四三、四	穿甲彈 通常榴彈	五六二、二 四七四、〇
全「クルップ」長二十八「サンチ」砲	二四、〇〇	三〇、〇〇	一八、七	穿甲彈 通常榴彈	四七四、〇
全「サンチ」砲	一五、二〇	四三、五〇	不明	穿甲彈 通常榴彈	九一、三 不明
露西亞川ガチー」式「サンチ」速射砲	三〇、四〇	三五、〇〇	四五、二	穿甲彈 通常榴彈	八五〇、〇 不明
米國式第一號十二「インチ」砲	一五、二〇	三〇、〇〇	四、九	穿甲彈 通常榴彈	一〇〇、〇 不明
全第二號六「インチ」砲	四三、二〇	四二、〇〇	一三八、五		一九九五
全「エルツック、アームソン」十七「インチ」砲	三〇、五〇	四二、〇〇	五六、〇		八四八
全十二「インチ」砲	一五、二〇	四二、〇〇	五、四		一〇〇
全六「インチ」砲	一二、〇〇	四、〇〇	二、一		四五
全四、七「インチ」砲	一一五、〇〇	三五、〇〇	五、一	鋼鐵彈	七六
全「クルップ」三十五口徑十五「サンチ」速射砲	一五、〇〇	四〇、〇〇	四、七	鋼鐵彈	八八、二
全四十口徑十五「サンチ」速射砲	一五、〇〇	四〇、〇〇	四、七	鋼鐵彈	八八、二
全「エルツック、ホッチキス」六「インチ」速射砲(五十口徑)	五、七〇	五〇、〇〇	〇、五		六
全(四十口徑)	五、七〇	四〇、〇〇	〇、四		六
全「マキシム、ノルデンフェルト」十二「サンチ」速射砲	一二、〇〇	四八、九〇	二、五		四五
全「サンチ」速射砲	五、七〇	五〇、〇〇	〇、三		六
全「ドリッグス、シューローダー」五、七「サンチ」速射砲	五、七〇	四八、〇〇	〇、四		六
全「ノルデンフェルト」一「サンチ」四砲身機關砲	二、五三	五七(インチ)	四七パウンド		三一七一(グレイン)

ルカ又ハ岩礁堆灘ノ近ク存スルヲ見ハ空白ナル場所モ亦決シテ油斷スヘカラス石花地方及岩多キ海岸附近ニ於テハ特ニ然リトス凡ソ岩石多キ場所ニ於テハ如何ニ至密周到ノ測量ヲ施スモ之ニ依テ漏レナク海中ノ小灘ヲ探リ盡スコトハ到底爲シ能ハサルコトト知ルヘシ

一　前項ノ事情アルヲ以テ岩多キ海岸又ハ岩灘等ハ成ルヘク遠ク避ケテ航セサルヘカラス

警戒線

一　凡ソ海軍海圖ヲ使用スルニ當テハ極メテ精密ニ測量シタル港灣分圖ニ於ケルノ外ハ皆五尋界線ヲ以テ示險線ト看做シ必要止ムヲ得サル場合ノ外ハ務メテ此線以内ニ乘リ入ラサルニ注意スヘシ何トナレハ極メテ綿密周到ノ測量ヲ施スニアラサルヨリハ五尋界線以内ニハ未タ發見セサル危險ナキヲ保スヘカラサレハナリ蓋シ總海岸ノ測量若クハ往來頻繁ナラサル錨地ノ測量等ノ如キハ非常ノ長時日ヲ費シテ左程精密ニ之ヲ施スノ必要ナキカ故ニ此ノ如キ場所ノ測量圖ハ大抵皆左程精密ナルモノニアラスト知ルヘシ

一　又岩多キ場所ニ於テハ十尋界線ヲ以テ警戒線ト看做シ吃水深キ艦船ノ如キハ特ニ之ニ注意スヘシ

印刷セル海圖ノ攣縮

一　凡ソ海圖ノ印刷紙ハ是非トモ初ニ水ヲ以テ濕メスヲ規則トス然ルニ如何ナル紙ト雖モ一面全ク其纖密度ノ等齊ナルモノハアラサルガ故ニ其濕氣乾クトキハ大抵皆多少ノ攣縮ヲ生セサルハナシ固ヨリ此攣縮ハ實地ノ航海上ニ掛念スヘキ程ノ響ナシト雖モ唯海圖ハ此理ニ依リ皆多少ノ攣縮ヲ有スルカ故ニ如何ニ精密ニ測リタル諸點間ノ角度モ之ヲ圖上ニ描畫スルニ當テハ彼此相一致セサルコトアルヲ記憶スヘシ（各物

水雷

大砲の口徑　發射の割合

十二「インチ」　六分間　一　發
十「インチ」　六分間　一　發
八「インチ」　三分間　一　發
六「インチ」（速射砲）　一分間　二發半
五「インチ」（全右）　一分間　六發半
四「インチ」（全右）　一分間　八發半
六吋砲五十七「ミリ」（全右）　一分間　十一發
三吋砲四十七「ミリ」（全右）　一分間　十二發
一吋砲　七「ミリ」（機關砲）　一發間　十五發

右は大砲、速射砲、機關砲の發射速度にして、日清戰爭中六「インチ」の「アームストロング」砲は二三千「メートル」の距離に於て敵艦に向つて發射するに一分間平均一發なりしと云ふ、距離增大すれば速度は減少する者ある可し、然れども是等の數は深く考究の必要なき者の如し。

單に水雷とし云へば、其範圍廣くして海底に沈置する者も、魚形水雷も皆含有さるゝなり、今其便を計り防禦水雷及攻撃水雷に分ちて逐次說明する所ある可し。

防禦水雷

港灣若くは水道を防守する爲めに水中に布設する水雷を防禦水雷と稱し、其種類を大別して三とす、視發水雷、電氣觸發水雷及機械水雷之れなり。

視發水雷とは敵艦我が布設せる水雷の上に在るを認視し之を監視する陸上衛所より發火せしむる者にして、發火は電氣力に依る者とす電氣觸發水雷とは敵艦航行し來りて我布設せる水雷罐に衝激し爲めに陸上衛所に在る電池の電路を完連し、水雷を發火せしむる者とす。機械水雷とは水雷內に自ら點火の裝置を有し敵艦の衝激に依り發火をなす者とす。

各水雷に裝塡す可き綿火藥の量は五百听、二百五十听、百听、五十听を通例とし、其用途に從つて異なる者なれども、五百听の者は視發水雷に、五十听の者は機械水雷に、他は觸發水雷に裝塡する者な

躰ニ引キタル線ノ長キトキハ特ニ然リトス）又海圖ノ尺度大ナレハ紙面ノ攣縮モ亦從フテ多キヲ加フルモノタルコトヲモ記憶スヘシ

小尺度ノ海圖ヲ用ユルノ注意

一　陸地或ハ危險ナル堆灘等ニ近ツクトキハ必ズ善ク用ユル所ノ海圖ノ尺度ニ注意セサルヘカラス何トナレハ海圖上ニ一ノ位置ヲ定メ之ヲ點記スルノ際其海圖ノ尺度大ナルトキハ些少ノ誤謬ハ唯數碼ノ差ヲ生スルノミニシテ敢テ意トスルニ足ラサレトモ若シ其尺度小ナルトキハ此同一ノ誤謬ニシテ幾百碼トモ謂フヘキノ差ヲ生スルコトアレハナリ、海ノ方ヨリ來ル艦船ニシテ海岸ヨリ某距離ニ位シ適宜ノ水深ヲ有スル一狹堆上ニ碇泊セント欲スルトキノ如キハ特ニ此事ニ注意セサルヘカラス

一　前項記スル所ト同一ノ理由ニテ物躰ノ方位ニ依リ船ノ位置ヲ測ラントスルトキハ縱ヒ遠距離ノ物躰ノ方カ近距離ノ物躰ヨリ顯著ナルトキト雖モ成ルヘクハ其近キ方ノ物躰ヲ撰ムヲ善トス何トナレハ方位ヲ測リ若クハ之ヲ海圖上ニ記スルニ際シ些少ノ誤謬アリトセンニ其船ノ位置ヲ置キ錯マル上ニ影響スル所ノ度ハ畫クヘキ線ノ長キニ從ヒ愈々大ナルヘケレハナリ

燈臺

一　凡ソ燈臺表及海圖上ニ揭ケタル光達距離ナルモノハ皆測者ノ眼高ヲ水面上十五呎トシテ推算シタルモノナレハ艦橋ノ高低ニ從ヒ或ハ該光達距離ヨリ遠キ所ヨリ見得ルコトモアリ或ハ一層近キ所ニ到ラサレハ見得サルコトモアルヘシ又强力ノ燈光ハ往々眞ノ視界限以外ヨリ見得ルコトアレトモ之ヲ以ヲ決シテ燈臺表及海圖ニ謂フ所ノ光達距離ナルモノト混同スヘカラス且ツ蒙氣

水雷布設法大意

視發水雷は一條の照準線を以て發火する者と、二條の照準線を使用する者との二あり。甲は其水雷に屬する一群を悉く一齊に發火せしめ、乙は兩視線の互に交叉する一點上に（布設したる視發水雷の位置）敵艦の來りたる時該水雷を發火する者にして、前者は陸上只一箇の監視衛所を設くるに過ぎずと雖も徒らに多量の材料を消費し、防禦面上忽ち大なる空域を生ず、後者は兩衛所視察者の一致を要し誤措に由つて失敗を招くの虞あり、然れども此種の水雷は水面下殆んど十尋（一尋は六呎）の處に繫維する者なれば、我艦船航行の妨害をなさず、海水透明なるも發見せらるゝの恐れ少なし、故に左の場合に適用す。

一、潮流の急なる場合、

二、味方艦船並に通商船舶の爲め安全なる航路を要する場合、

三、水色透明にして淺く繫維したる諸浮標物を容易に洞見し得べき場合。

電氣觸發水雷は、敵艦の來りて水雷罐に衝激を蒙むる迄は電路内に接續せざる處ある者にして、此部は電路啓閉器と名くる者の作用に出て、艦船の打擊に依り器中に設たる電路の破斷部を接觸せしめ、以て電路を完連するに在り、該水雷は淺く水中に市設す可き者なるが故に、之を船舶の航路中に布設せば、其進行の際推進器に搦まり困難を來す事有る可し、又電池を分離し置けば艦船衝觸の爲め爆發するの患なしと雖も破壞を蒙り或は移動さるゝの恐あり。

爰を以て此水雷は商業貿易の爲め出入船舶ある水路には布設す可らず、又潮流の速力强き時は潮流に押し流さるゝ可きを以て此の如き場所に布設するも不可なり、水色透明なる處も不可なりとす。

機械永雷は其裝備簡單に又其價廉なるを以て、敵港の封鎖或は我が出入を要せざる防禦港若くは翼面防禦に用ひ、又電氣的裝置を得難き場合に應急の策として利用す可き者なり。

其種類は極めて多く發火法又區々たり、其電氣に依らざる者は左の三法を用ゆ、

激發發火法、

摩擦發火法、

化學的發火法、

是れなり、其優劣は固より免る可らざるも、沈置の際危險にして一旦作働の狀態に在る者は、之を收容するに困難に、加之布設後其有効なるや否を試驗する能はず。

差モ亦往々燈光ヲシテ通常ノ場合ニ於ケルヨリ遠キニ達セシムルコトアリ是皆燈臺ヲ利用スルニ當リ宜ク注意スヘキ事ナリトス

一　凡ソ夜間ニ於テ燈臺ヲ認メ出サントスルトキハ檣上ヨリ之レヲ行フニ若クハ無シ何トナレハ其視界限ハ觀ル者ノ高サ愈々增スニ從フテ愈々其距離ヲ增スモノナレハナリ此事賭易キノ道理ナレトモ往々實際ニ忘却スルコトアリ宜ク注意スヘシ

霧警號

一　音響ノ大氣中ヲ通過スルノ狀ハ極メテ不規則ナルモノナリ其風ノ影響ヲ蒙ルハ固ヨリ論無ク縱ヒ天氣穩和晴朗ノ日ト雖モ音源ヨリ種々ノ方向種々ノ距離ニ於テ大ナル無響區域ノ存スルコトアリ又霧警號ノ發音機ヲシテ其活働ヲ始メシムルノ用意整フ迄ニハ屢々多少ノ時間ヲ要スル事アリ且ツ又霧ノ種類ニ依リテハ其疾ク既ニ海上ニ起リ次第ニ陸地ノ方ニ擴カリ來リツツヽアルニ拘ラス燈臺番ノ位置ヨリハ其全ク已ノ近傍ニ來ル迄ハ毫モ之ヲ覺リ得サルコトアリ故ニ此ノ如キ場合ニ於テハ縱ヒ船ハ既ニ數時間霧ヲ犯シテ陸地ニ近ツキ來ルモ燈臺ヨリハ更ニ信號ヲナサヽルコトアルヘシ之ヲ要スルニ霧警號ナルモノハ決シテ過度ニ信用スヘキモノニアラスト知ルヘシ

一　前項ノ如キ事情アルが故ニ霧中陸地ニ接近スル場合ニハ注意ノ上ニモ注意ヲ加ヘ決シテ霧警號ノミニ依賴シテ安心スベカラズ蓋シ霧中陸地ニ近ツク時ニ在テ安全ニ艦船ノ案內トナルベキモノハ唯錘測探深ノ一法アルノミト知ルベシ

潮及潮流

一　潮ノ升降ノ著シキ海岸ヲ航スル時ハ甚ダ注意スベキコトアリ乃チ此ノ如

彼の北米內亂後及普佛戰爭後此種の水雷にて封鎖したる河口港灣を掃淨せんが爲め數多の人命を犧牲に供せしは、歷史に載する所ろ、以て完全の水雷と稱し難し。

防材を以て通路を扼したる水道に於て、其防材を破壞する爲め端舟等を使用して防材に接近する事あり、之を害せんが爲め防材の外方に端舟水雷なる者を裝置す、是れ亦電氣的機械水雷の一種に屬す可き者なり。

攻擊水雷

此項に載する所は水雷防禦を擊破する爲めの諸法、敵艦攻擊の水雷とす、左に記する者即ち是なり。

掃海法
探海法
反裝水雷
障礙物破却
外裝水雷
擲爆藥
魚形水雷

掃海法は敵國の港灣等に於て、艦船が通行せんとする航路に敵が浮標水雷（海底に接せすして水面下若干尺の處に浮ふ水雷）又は殊に電氣機械水雷及機械水雷を布設したるや否を發見し、若し之を發見せし時は我に危險なくして之を打破するの法を云ふ。

此法は掃海索と名くる特製の索具を二艘の端舟を以て曳行し水雷を鉤捉する時は之に附着したる爆發藥を發火し、水雷を破壞無效に歸せしむるなり。

掃海法は浮標水雷の打破を目的とし海底に布設せる水雷は之を鉤捉破壞するを得ざれば、探海法なる者ありて海底水雷等に屬せる電纜を破斷し電氣の通路を絕ちて、艦船に安全なる通路を開くなり。

探海法は探海索を以てす、即ち一條の索端に錨を附し之に裝藥を裝備し、錨を海底に投じ、索の他端を潮艇にて曳行し、電纜其錨爪に鉤されし時探海索に沿ふて結止せる小電纜の端を電池に接續し、裝藥を爆發せしめて電纜を破斷するなり。

前兩法を行ふは或は敵彈雨注の下に於て爲さゝる可らず、且其働作は緩慢にして不確實に陷り易し、故に前法のみに依賴して敵の水雷を燼滅せりと爲すは策の得たる者に非ず、茲を以て反裝水雷なる者を設け五百听の大裝藥の水雷を六角若くは十二箇の一群となし、一

キ海岸ニ於テハ縦ヒ其潮流ノ大勢ハ海岸ト相平行シテ流ルヽトキト雖モ港灣河江ノ近傍ニ於テハ必ズ之ニ向テ流入スル所ノ潮流アリト覺悟スベシ

一　濱邊ニ於ケル高潮低潮期ノ時刻ト沖合ニ於ケル潮流ノ變轉期ト其時ヲ同フスルコトハ甚ダ稀ナリトス例セバ日本内海各水門ノ如キ一面直ニ外洋ニ開通セル水道ニ於テハ潮流ハ通例高低兩潮期ノ後尚ホ三時間續流シテ所謂半續潮ナルモノヲ呈シ濱邊ハ既ニ高潮若クハ低潮ナルモ潮流ハ尚ホ最大速力ヲ以テ盛ニ流ルヽガ如キ結果ヲ現ハスコトアルガ如シ是亦宜ク注意セザルベカラズ

一　擱口堆又ハ淺灘ヲ横過スルトキ某時刻ニ於ケル該堆灘上ノ水深ハ幾許ナルヤヲ推算スルニ大ナル助ケトナルモノハ各地經緯度及潮信表（水路部刊行書）ニ若クモノナシ

一　潮ニ著シキ一日不同（午前潮ト午後潮トノ差）アル海岸ニ於テハ決シテ其升降ノ量ニ信ヲ置クコト能ハズ故ニ斯ノ如キ海岸ヲ航スルニハ一層ノ警戒ヲ要ス（デュールナル、インエクオリチー）

一　潮汐ハ又時トシテハ通常大低潮ノ水準面以下ニ降下スルコトアリ此事温帶地方ニ於テ春分及秋分ノ季節ニ當リ常ニ見ル所ナリ又此現象ハ決シテ右兩分ノ季節ノミニ限ルアラズ時ヲ問ハズ風ノ爲メニ生ズルコトアルベシ但シ其降下ノ度ハ土地ニヨリ之ヲ異ニス又太陰ノ最卑點滿月若クハ新月ト相合スル時ニハ屢々同一ノ結果ヲ生ズルコトアリ

船ノ位置ヲ確定スルノ法

一　陸地ニ對シテ最モ精密ニ船ノ位置ヲ定ムルノ法ハ海圖上ニ記載セル顯著ナル諸物躰間ノ角度ヲ測ルニ在リ現今ハ各艦船皆三杆位點儀（ステーションポインター）ノ備付アルヲ以テ海岸ニ於テハ縦ヒ其潮流ノ大勢ハ海岸ト相平行シテ流ルヽトキト雖モ港灣河江ノ近傍ニ於テハ必ズ之ニ向テ流入スル所ノ潮流アリト覺悟スベシ

一　濱邊ニ於ケル高潮低潮期ノ時刻ト沖合ニ於ケル潮流ノ變轉期ト其時ヲ同フスルコトハ甚ダ稀ナリトス例セバ日本内海各水門ノ如キ一面直ニ外洋ニ開通セル水道ニ於テハ潮流ハ通例高低兩潮期ノ後尚ホ三時間續流シテ所謂半續潮ナルモノヲ呈シ濱邊ハ既ニ高潮若クハ低潮ナルモ潮流ハ尚ホ最大速力ヲ以テ盛ニ流ルヽガ如キ結果ヲ現ハスコトアルガ如シ是亦宜ク注意セザルベカラズ

一　擱口堆又ハ淺灘ヲ横過スルトキ某時刻ニ於ケル該堆灘上ノ水深ハ幾許ナルヤヲ推算スルニ大ナル助ケトナルモノハ各地經緯度及潮信表（水路部刊行書）ニ若クモノナシ（デュールナル、インエクオリチー）

一　潮ニ著シキ一日不同（午前潮ト午

後潮トノ差）アル海岸ニ於テハ決シテ其升降ノ量ニ信ヲ置クコト能ハズ故ニ斯ノ如キ海岸ヲ航スルニハ一層ノ警戒ヲ要ス

一　潮汐ハ又時トシテハ通常大低潮ノ水準面以下ニ降下スルコトアリ此事温帶地方ニ於テ春分及秋分ノ季節ニ當リ常ニ見ル所ナリ又此現象ハ決シテ右兩分ノ季節ノミニ限ルアラズ時ヲ問ハズ風ノ爲メニ生ズルコトアルベシ但シ其降下ノ度ハ土地ニヨリ之ヲ異ニス又太陰ノ最卑點滿月若クハ新月ト相合スル時ニハ屢々同一ノ結果ヲ生ズルコトアリ

船ノ位置ヲ確定スルノ法

一　陸地ニ對シテ最モ精密ニ船ノ位置ヲ定ムルノ法ハ海圖上ニ記載セル顯著ナル諸物躰間ノ角度ヲ測ルニ在リ現今ハ各艦船皆三杆位點儀（ステーションポインター）ノ備付アルヲ以

テ爲シ得ベキ時ニハ必ス此法ヲ用ユベシ

一　然レドモ此法ニ依テ成功ヲ期センニハ第一ニ其物體ヲ擇ムコトヲ要シ第二ニ測者ノ能ク六分儀ノ使用ニ熟練且迅速ナランコトヲ要ス但シ六分儀ノ使用ニ熟練且ツ迅速ナランコトヲ期スルニハ實習ニ依ルノ外其手段ナシト知ルベシ

一　戰鬪ノ際羅鍼盤ヲ打破セラレタル時或ハ銃丸雨飛ノタメニ身躰ヲ暴露スルヲ不得策ナリト思惟スル時ニ當リテ六分儀ノ功用ノ大ナルコトハ蓋シ復疑ヲ容レザル所ナリ何トナレバ艦内如何ナル部分ト雖モ其位置ニシテ苟モ數物體ヲ認ムルヲ得ルノ場所ナランニハ六分儀ヲ以テ之ガ角度ヲ測ルコトハ決シテ難事ニアラズ既ニ角度ヲ得レバ又從テ艦ノ位置ヲ知ルコトモ極メテ容易ナレバナリ

一　上記ノ如ク六分儀ハ戰鬪ノ際殊ニ

「フオスター」水雷　一千八百七十二年の發明なれども、其結果不良なりし。

「レイ」水雷　合衆國海軍の「ゼー、エル、レイ」氏は過去二十六七年間に諸種の水雷を工夫し、或は「レイ、ハイト」と云ひ、或は「レイ」と云ひ、或は「パトリック」といふ、根源の「レイ」水雷なる者は長さ二十五呎直徑三十吋の葉巻煙草形にして、瓦斯を燃して機關を作働せし者なり。

「フオン、セリハ」水雷　一千八百七十一年露西亞に於て試驗す、壓搾空氣を以て原動力とし、長さ二十呎直徑三十吋重量四千听なりしと云ふ。

「シムス、エデソン」水雷　外見「パトリック」水雷に類し、電氣を起動力とし、最舊式は長さ二十二呎直徑十八吋にして、體中に四千五百呎の電氣導線の隔緣（水中に入るゝも水の浸入せざるを云）せる者を包有し、此導線は陸岸の電流を器械に傳ふるの用をなす、初めは其速力一時間只凡そ九海里を走るに過さりしか、漸次改良を加へ十八海里の速力を出すに至れり。

を使用す、一千八百七十二年米國「ボストン」の附近にて其試驗を行ひしも、結果不良なりし。

至大ノ用ヲナスモノナレバ航海士官タルモノハ銳意之ガ使用ニ熟達スルヲ勉メザルベカラズ

一　以上專ラ六分儀ノ使用ヲ說クモ是決シテ船ノ位置ヲ定ムルニ羅鍼盤ヲ用ユベカラズト謂フノ主意ニアラズ即チ船ノ位置ヲ定ムルニハ羅鍼盤ヲ用ユヨリモ六分儀ヲ用ユルノ確カナルニ若カズト言フノ主意ナリ

一　凡ソ岩灘ノ位置及海圖上ニ追加スヘキ新水深又ハ新家屋ノ如キモノヽ位置ハ最モ精密ヲ要スルモノナリ故ニ總テ是等ノ位置ヲ定ムルノ場合ニハ必ス解度ヲ用ヰ數多ノ物躰角度ヲ測ラサルヘカラス而シテ物躰ノ數ハ多々益々善シトスト雖モ蓋シ五個ヲ以テ適宜ノ數トス何トナレハ五物躰ニ依リテ測リ得タル四箇ノ角度ハ竟ニ誤謬ノ發生ヲ防クノミナラス海圖其者ノ精粗ヲモ證スルノ用ヲ爲セハナリ但シ通常錘測ノ場合ニ於テハ唯第一前記ノ如ク海圖全

「ノルデンフェルト」水雷　一千八百八十六年明治十九年澳國に於て製造し、電氣力にて機械力を利用する者にして、二十呎乃至三十呎の長さを有し、重量は凡そ一「トン」あり、陸上發射盤より發射し、一個の定置機械を設け之に所要の附屬器を添へ、綱線二條を水雷筒の内部より迅速に纏開し螺施軸即ち推進機を回轉す、海中進行の際其双螺施を回轉する勢力及速力の大小は、只定置機械發動力の强弱に依る、而して其速力は二十六海里を走り、陸上に在て水雷を自在に回頭せしめ、一千五百乃至二千「ヤード」進行の後退行せしむる事を得ると云ふ。

「バーダン」水雷　特種の水雷にして敵艦其周圍に圓材、防禦網等を以て、水雷を防止せるに對し發射して効果有りと云ふ、其水雷は三十乃至四十呎の一線を以て兩個の水雷を連結し一方は他の者より稍速かに走り、障礙物に接觸する迄は一水雷常に他を曳行す、其障礙物に觸るゝや、繫結線の弛みは水平舵機に感し水雷は下向しつゝ前進を續け、遂に繫結線の全く張るに至りて

舶ノ精粗ヲ確カメン爲メト第二直線ノ線端ニ於ケルカ如キ最モ肝要ナル水深ノ正シク圖載シアルヤ否ヤヲ確カメンカ爲メトニ對シ時々第三ノ角度ヲ測ルヲ以テ足レリトス

一　唯二個ノ物舶ヨリ他ニ見ルヘキ物舶ナキ時ニハ羅鍼方位ト六分儀ノ角度トヲ混用スルヲ利アリトス

一　岬角又ハ島嶼ノ近傍ヲ通過スルノ際ニ於テ船ノ位置ヲ定ムルニハ蓋シ一物舶ノ船首角度ヲ初回ヨリ次回ニ倍加シ兩回ニ連測シテ定ムルノ眞法ニ若クモノハナシ而シテ其測法中最モ普通ノモノヲ四點方位測ト云ヒ即チ其法タル先ツ前方ニ當ル所ノ或ル一物舶ヲ船首ヨリ四點ヲ望ミ次テ又之ヲ正横（即チ初回ノ點ヨリ後方ニ四點）ニ望ムノ法ニシテ（即チ次回ノ位置ニ於ケル船ト物舶トノ距離ハ兩次連測ノ間ニ航走シタル距離ニ相均シキモノトス）船ノ起程點ヲ定ムルニハ實ニ無比ノ眞法ナリトス然カレトモ其安全ヲ保スルノ點ニ至テハ未タ之ヲ以テ眞法ナリト謂フヲ得ス何トナレハ未タ善ク船ノ位置ヲ定メ得サル中ニ既ニ該岬角及其附近ノ岩石等ヲ正横ニ視ルノ法ナレハナリ

一　是故ニ今少シク前項ノ普通法ヲ修正シ前面ニ當ル一物舶ノ方位ヲ其船首ヨリ初回ハ二點ニ次回ハ四點ニ測ルト云フカ如クスルトキハ該物舶ヲ通過スルノ前ニ於テ極メテ眞好ナル位置ヲ定メ得テ頗ル眞法トナルヘシ但シ斯ノ如ク其ノ連測ヲ施スニモ次回ノ位置ニ於ケル船ト物舶トノ距離ハ前項ト同シク兩次連測ノ間ニ航走シタル距離ニ均シキハ固ヨリ論ヲ俟タス

一　背面ニ陸地ヲ負ヘル離岩ノ近傍ヲ通過スルニ當リテハ危險角度法ヲ用ユヘキコトヲモ亦忘却スヘカラス然カレトモ用ユル所ノ海圖精密ナラスシテ撰擇セル物舶位置ノ圖載正シカラサルトキハ海圖ヨリ取リタル角度ハ更ニ其用

保氏水雷の能力

保氏水雷の能力は凡そ左の如し。

一、水雷は五「フィート」乃至十五「フィート」の間適宜の深度に調整し、水上、水面又は水中より發射するに直ちに其調整深度に達し、行進中其深度を保持す。

二、水雷を靜水中に發射する時は、發射線の方向に直進す、尤も流潮を横切る時は豫め其偏斜の改正を要す。

三、水雷は其最大射距離内に於て任意に之を停止せしめ、停止の時に浮沈意の如くならしむるを得可し。

四、水雷の速力及射距離は其式に依り差等ありとす。

保氏水雷の概說

保氏水雷の大さに二種あり、十四吋及十八吋の直徑とす英國海軍用保氏水雷は只便利の爲めに附せし名にして、實際の直徑は十七吋十八吋水雷は左の如し。

七一即ち外國の四十五「サンチ」水雷に相當す、其製造所は左の如し。

王國造兵廠「ウールウイッチ」　R.G.F.水雷と署附す、（又R.L.）、

「ホワイト」會社「ヒューメ」　Fiume 水雷と署附す、

「ポートラント」水雷製造所「リード」　Leeds 水雷と署附す、

現今の製造は皆 R.G.F. 式に依り自今 Fiume 式を採る事なし。

水雷は左の諸部より成り、鋼鐵を以て製す、

頭部　爆發藥と綿火藥の在る所なり、

機衡室　水中に在て水雷の深度を調整する原動機の在る部なり、

氣室　機關の原動力ある壓搾空氣を蓄ふる部なり、

「スコット」水雷　一千八百八十五年之を製し「エリクソン」水雷に類す。

「ハルピンサベージ」水雷　水面を走るの水雷にして、蓄電池を用ゆる者なりしが好結果を奏せず。

水雷の種類は夫れ此の如く多し、然れ共我國に用ゆる者は、「ホワイトヘッド」水雷（以下保氏水雷と云ふ）及「シュクスコブ」水雷（以下朱氏水雷と云ふ）なるを以て保氏水雷を說明し、而して他の水雷を之に比較し此章を終る可し。

「エリクソン」水雷　壓搾空氣を使用し一千八百七十三年始めて之を作り、仝七十七年稍之を改良したり。

浮出を始め艦底に衝觸する者なり、其起動力は瓦斯に由り速力は一時間凡そ二十四海里なりしと云ふ。

ヲ爲サヽルカ故ニ其方法ヲ用ヰント欲スルトキハ宜ク先ツ海圖ニ注意セサルヲ善トス

一　羅鍼ヲ以テ位置ヲ定ムル時ハ唯二方位ノミニテハ誤謬ニ陷リ易キモノナルコトヲ銘記セサルヘカラス何トナレハ唯二方位ノミナルトキハ或ハ測得シタル方位ノ孰レカニ誤謬アルコトモアルヘク或ハ自差ヲ加減スルニ際シテ誤謬ヲ招クコトモアルヘケレハナリ故ニ是等ノ誤謬ヲ防カンニハ念ノ爲メ今一個他ノ物躰ヨリ第三ノ方位ヲ取ラサル可カラス（海岸又ハ諸危險近傍ニ於テハ殊ニ此事ニ注意セサルヘカラス）此ノ如クニシテ其三方位線一點ニ交合セハ則チ始メテ爰ニ誤謬ナシトシテ安心スルコトヲ得ヘシ

海圖上ニ記スル所ノ矢符

一　海圖上ニ記スル所ノ矢符ハ唯某潮

機關室　推進機及操舵機等の在る部なり、

浮室　水雷に浮泛力を附與する所なり、

尾片　推進機に機關の回轉を傳ふる車輪裝置を有す、

權衡室は日本にて秘密室と稱する部にして、內部の裝置を秘密に爲すを以て其名とす。

左に水雷の寸法重量等を示さん

水雷の種類	製造の年	全長	重量	六百「ヤード」に調整の速力	射距離	頭部裝藥量
十四「インチ」R. L. VI.	一八八七	一四呎一二/三時	六八五斤	二五—二六海里	六〇〇ヤード	六〇斤
十四「インチ」R. F. G. IX.	一八九七	一四 一一/三四	七二五	二十	六〇〇	七九
十八「インチ」Fiume II.	一八九五	一六 七/一二	一一三〇	二九	八〇〇	一八五
十八「インチ」短	一八九四	一一 一一/三四	八四六	二六	六〇〇	九四
十八「インチ」R. F. G. IV,	一八九七	一六 七/一二	一二一七	三〇	八〇〇	一七一
十八「インチ」短	一八九五	一二 四	八七五	二八	六〇〇	八五/一二

朱氏及「ハウエル」水雷

朱氏水雷は其能力等保氏水雷に異らずと雖も全躰青銅を以て之を製し內部の裝置稍異りたる所あり。

流或ハ某海流ノ平均方向ヲ示セルモノナレハ該矢符ノ方向ヲ見テ直ニ某流眞正ノ方向ヲ示スモノト思惟ス可カラス且ツ獨リ其方向ノミナラス其速力ノ如キモ種々ノ原因ヨリシテ常ニ變化シテ一定スルコトナキモノナレハ海圖上ニ記載スル所ノモノ如キハ唯測量ノ際僅々數回ノ驗測ヨリ得タル速力ノ平均ヲ擧クルニ過キサルモノト知ルヘシ

羅鍼偏差ノ變更

一　方位ニ依リ海圖上ニ位置ヲ點記スルニ當リテハ羅鍼偏差ノ年ヲ經ルニ從ヒ漸次變化スルノ事實アルコトヲ忘却スヘカラス夫ノ迅速ニ位置ヲ點記シ針路ヲ畫ク等ノ用ニ供スル爲メ海圖上ニ描畫スル數箇ノ羅鍼牌ハ年ヲ經ルコト久シケレハ右ノ事實アルカ爲メニ皆些少ノ誤差ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ小尺度ノ海圖ヲ用ユルトキ苦クハ長キ方位線ヲ引クヘキノ如キ場合ニ於テ若シ此

「ハウエル」水雷は外見保氏水雷に似るも全長及口徑は異に、其最新式の者は直徑十七「インチ」長さ十四「フヒート」六「インチ」、重量一千百五十「パウンド」、棉火藥の百七十四「パウンド」を有し、速力は四百「ヤード」に調整の時は三十三海里、六百「ヤード」には三十海里八百「ヤード」には二十八海里半にして一千「ヤード」を最大射距離とす、推進力は躰內の車輪回轉に起因し、車輪は一分間に一萬回轉以上をなし、其力に由りて推進螺を回轉せしむるの裝置なり。

水雷發射機

水雷發射機の種類

彈丸は大砲より發射されて其能力を逞ふする如く、水雷は發射機に由りて發射され其効用をなす、發射の法數種あり、

第一　水中發射法にして艦首或は舷側に在る水中發射管より發射する事

第二　水上發射法にして艦首舷側或は艦尾に裝置したる水上發射管より發射する事、

第三　小滊艇に裝したる發射框又は墜落機に依りて發射する事、

發射管は壓搾空氣發射法、火藥發射法に依り、「ホワイトヘッド」式

事ヲ度外ニ置キテ省ミサルトキハ或ハ非常ニ位置ヲ點シ誤ルノ虞ナシトセス抑々海圖上ノ羅鍼牌ハ偏差ノ變化四分ノ一點ニ達シタルトキ始メテ之ヲ改刻スルモノニシテ其變化是ヨリ以内ニ在ル限リハ則チ改正セルサモノト知ルヘシ蓋シ銅版上同一ノ處ニ屢々改正ヲ施スコトハ到底ナシ能ハサル事ナレハナリ

一　世界ノ某處ニ於ケル羅鍼偏差ノ地理的變化ニハ甚タ迅速ナルモノアリ即チニューファウトドランドヨリファリファクスニ向フテ赴カントスルキハ行クコト未タ五百里ナラスシテ羅鍼偏差ニ於テハ既ニ十度ノ變化アルナリ故ニ艦船斯クノ如キ塲所ニ航海スルトキハ宜ク注意シテ偏差圖ヲ參照セサルヘカラス

一　ハープーン水程儀ト云ヒタフレール水程儀ト云ヒ何レモ速力ノ微弱ナル時ニハ甚ダ信ヲ置キ難キモノナリ就中「シュクスコップ」式、「カチー」式等あり。

發射框は水雷を其中に裝し水中に沈め、手力を以て水雷の機關を作働せしめ自ら進行せしむる者なり。

墜落機は水雷を握止し之を落下せしむる際機關の發動を起さしむる者なり。

發射管は其裝置種々なれ共秘密に屬する者多きを以て茲には之を說明せず。

電氣燈

水雷艇の夜襲に對して艦船の防禦用に供し、又艦用の照輝に用ゆる等軍艦内には所用極めて廣く、艦内の倉庫又は下甲板以下は白晝と雖も暗黑なる者多きを以て之を使用する大に利あるなり。

各軍艦は何れも探海電燈と稱する燭力強大なる者二箇以上を備へ、夜中水雷艇來襲の虞ある時、之を點火して四周を照らし監視を爲すを例とし、大に其効を見る者の如し。

陸岸の防備にも亦之を有し、水雷を布設したる部面を照らし或は敵艦の近接するを照らす事有り。

近時探海電燈を遠距離の信號用に供し又通例の白熱電燈を信號用に

タフレール水程儀ハ機械ノ運轉ヲ始ムルニ先タチ摩擦ノ量多キカ故ニハープーン水程儀ヨリモ更ニ誤謬ヲ生シ易シ

一　前記兩儀トモ其回轉器ノ翼板ニ多少ノ打擊ヲ受クル時ハ必ス螺旋ノ螺距ヲ變スルカ故ニ誤差ノ割合上ニモ亦幾分ノ變化ヲ來スナリ故ニ水程儀ヲ取扱フ者ハ宜ク此事ヲ銘記シテ時々之カ試驗ヲ怠ルヘカラス

一　十字形ノ銕棹若クハ銅桿ニテ造リタル前衛ハハープーン水程儀ニハ極メテ必要ノ附屬品ナリ即チ其用ハ水程儀ヨリ凡ソ二尋ヲ隔テヽ其索ニ結着シ海艸或ハ浮流物（船外ニ投棄スル爛布ノ如キモノ）ヲ避クルノ用ニ供スルニ在リ若シ之ヲ用ヰサルトキハ海艸等皆水程儀ニ搦マリテ其回轉ノ自由ヲ妨クルコトアルベシ

一　タフレール水程儀ハ斯ノ如キ前衛ヲ要セス若シ之ニ前衛ヲ附スルトキハ却テ回轉器ノ速度ヲ減シテ水程儀ニ無使用するは各國皆然りとす。

各國海軍

各國海軍の費用

各國が如何に海軍に向て其歲入を消費するやを示さんが爲め、左に其表を製し之を記載す。

國名	年度	歲入總額 各國紙幣にて示す	海軍費 各國貨幣にて示す	仝上 磅にて示す
英吉利	一八九七	一〇三、三六〇、〇〇〇磅	二二、三三八、〇〇〇磅	二二、三三八、〇〇〇
佛蘭西	一八九八	三、四一三、九一六、〇八八「フランク」	二八四、七九五、五〇〇「フランク」	一一、二九〇、二〇八
露西亞	一八九八	一、四七四、〇四九、九二三「ルーブル」	六七、〇五〇、〇〇〇「ルーブル」	一〇、四七六、五六三
獨逸	一八九七	一、二九五、四六八、三〇〇「マーク」	五八、九二五、三〇〇「マーク」	二、八八四、二五四
北米合衆國	一八九八	四四一、二二七、〇七六「ドル」	三二、〇〇〇、〇〇〇「ドル」	六、五七五、五四七
伊太利	一八九七	一、六八五、二七三、七五二「リラ」	一〇一、一七四、六四六「リラ」	四、〇〇六、九二四
西班牙	一八九八	八八三、二七八、七七一「ペセタス」	二八、三四四、九九一「ペセタス」	一、一二三、六八六
葡萄牙	一八九七	五五、一〇五、〇七八「ミレー」	四、〇二七、三三一「ミレー」	八九二、七四〇
土耳其	一八九八	一八、五一一、三二二T £	五四六、二〇九T £	六〇六、八九九
智利	一八九七	七九、二〇〇、〇〇〇「ペソ」	八、五四六、九八三「ペソ」	六四一、〇二四
支那	一八九八	八八、九七九、〇〇〇兩	一〇、〇〇〇、〇〇〇兩	一、六八〇、六七二
オーストリアハンガリー	一八九八	一六一、一八五、〇二五「フロリン」	一四、五八一、二六〇「フロリン」	一、二一五、一〇五

用ノ恒差ヲ生セシムルノ害アルノミナラス其前衛ノ捉取シタル海艸等ノ爲ニ其差量ヲ增加スルノ患アリ但シ此器ヲ使用スル時ハ其水中ニ在テ果シテ廻轉シツヽアルヤ否ヤ時々檢分スヘシ

第三章　水深器

一　水深器モ亦誤差ナキヲ免カレサルモノナリ

一　マッセー氏或ハウォーカー氏水深器ニ存スル誤差ハ機器水程儀ノ誤差即チ翼板ノ變形（壓力ノ爲メニ形ノ永久ニ變スルヲ云フ）ヨリ生スル定差ト畧々相同シ故ニ此誤差ハ實地ノ試驗ヲ以テ決定セサルヘカラス之ヲ爲スノ法ハ船ノ靜止セル時ニ錘測ヲ施シ以テ該機ノ指示セル水深ト同時ニ施シタル錘測索ノ示セル水深トヲ比較シテ以テ其差ヲ定ムルニ在リ

一　前項揭クル所ノ水深器ハ皆航海上ニ頗ル有用ノ助ケヲナスモノナルタムソン水深器ヲ備ヘサル艦船ニ於テハマセー水深器又ハウォーカー水深器ヲ用ヰテ頗ル正確ノ水深ヲ測リ得ヘシ

一　マッセー若クハウォーカー水深器ヲ用ヰテ錘測ヲ施サンスル時ニハ豫メ其差ヲ檢知シ置キ船ノ速力ヲ緩メテ其前部ヨリ鉛錘ヲ投スヘシタムソン水深器ニ比スレハ其用法稍煩雜ナレトモ水深ヲ示スノ正確ナルニ至テハ決シテ優劣アルコトナシ

第四節　タムソン水深器

一　此水深器ハ正當ニ取扱ヒ且ツ保護スルトキハ著大ナル効用ヲナスノ機械ナリ殊ニ近來亞鉛鍍ノ鐵線ヲ用ユルコトトナリテヨリハ從前ノ如ク格護ノ不行屆ヨリシテ往々其線ニ切斷ヲ視タルコトノ欠點ヲモ大ニ減少スルニ至リタリ

一　タムソン水深器ノ信スヘキ程度ト其用法トニ關シテハ或ハ大ナル誤解ヲ

巴西	一八九八	三四四、一九七、〇〇〇「ミレー」	二六、八七三、三五八「ミレー」	二、九六六、八一九
嗹馬	一八九八 九九	六八、五六八、七二四「ロナル」	六、九三六、九二三「ローナル」	三八五、三八五
共和國（アルゼンタイン）	一八九八	金貨 三三、〇四九、四五四	紙幣 一〇、六二六、三一九「ドル」	二、一二五、二六四
希臘	一八九七	四〇、五四六、〇〇九「ドル」	七、〇〇〇、四八七「ドラチマ」	二七七、五二三
荷蘭	一八九八	九五、三四三、九三九「ドラチマ」	一五、五三三、九九六「ギルダー」	一、二九四、五〇〇
瑞典	一八九八	一三四、四三二、三五〇「ギルダー」	七、〇四六、三四〇「ロノル」	三九一、四六三
那威	一八九八	一二〇、〇八六、〇〇〇「ロノル」	三、七〇四、五〇〇「ロノル」	二〇五、八〇六

＊は植民地の費用を含有す。

英國海軍

海軍大臣は「フォルスト、ロード」と稱し、海軍々事の一般を管理し、進級、任免、海軍生徒の指定及他の一切の事項を取扱ふ。

第一海軍部長は「フォルスト、テーバル、ロード」と稱し、海軍に關する防禦、戰略、軍政、軍艦の就役解役、艦隊の配置編制、軍事牒報及水路測量、艦船の艤裝、軍紀風紀、司法、信號、煩砲、水雷等に關する事項を掌る。

第二海軍部長は「セコンド、テーバル、ロード」と稱し、艦隊の配員、教育訓練、海軍豫備員、及人事に關する總ての事項を掌る。

第三海軍部長「サード、テーバル、ロード」及海軍驗定官「コントローラー、オブ、テービー」は、諸材料、船渠、艦船の造修、艦船の購買、兵器造修、造兵及造船廠の人事に關する事を掌る

後任海軍部長「ジュニオル、テーバル、ロード」は、運輸、醫務衛生糧食、石炭の配給、被服、給與等に關する事を掌る。

文官部長は「シビル、ロード」と稱し、土木建築に關する事項、綠威病院技手養成所等の事を掌る。

政務次官「パーリアメンタリー、エンド、フハイナンシアル、セクレタリー」は、專ら財政に關する事務を分掌し、海軍大臣及前諸部長を助く。

常務次官「パーマネント、セクレタリー」は、庶務を掌理し、海軍省內の紀綱を統括す。

海軍士官、兵卒等の數は次の如し、（一千八百九十八年の者）

海上の勤務に在る者及之に充つ可き者、

艦隊

士官及水兵	六七〇七二人
他の下士卒（水兵部を除き）	三四〇〇人
海岸防禦に在る者	四二〇〇人
海兵海上及陸上共	一六八四一人

他の勤務、(練習及其他)　二三七七人
士官及水兵　六〇〇〇人
他の下士卒　一六四人
海兵　一〇〇〇五四人
合計

一千八百九十七年の終りに於ける軍艦及水雷艇の數は左の如し。

戰艦	五十八隻
海防艦	十四隻
巡洋艦	八十九隻
砲艦又其他	五十三隻
水雷驅逐艇	九十二隻
水雷艇	七十九隻

右は戰鬪に堪ゆ可き者のみを示したる者とす。
尙建造中の者及び計畫に止る者は、

戰艦	八隻
巡洋艦	二十三隻
水雷驅逐艇及水雷艇	十三隻

とす。

ナスモノアランヲ慮リ左ニ該器ノ使用心得ヲ載ス

第一　此機器ヲ利用スルニ最モ必要ノ二事アリ即チ第一ハ實際此機器ヲ使用スル人ノ熟練第二ハ航海士官ノ該機器ノ指示スル深サハ幾許ノ程度マテ精密ト見做シテ可ナルヤヲ判斷スルノ學識是ナリ

第二　タムソン水深器モ亦他ノ諸種ノ機器ト等ク固有ノ短所アルヲ免カレス故ニ短所ヲ一々檢知シテ其信スヘキ程度ヲ確定スルノ後ニアサレハ未タ俄カニ之ヲ實地ニ應用スヘカラス蓋シ從來ノ經驗ニ因リ既ニ幾多ノ改良ヲ加ヘタリト謂フト雖モ未タ全ク完全無缺ノモノナリトハ信スヘラサルナリ

第三　此機器ノ活働ハ頗ル簡單ナレトモ充分ニ善ク其用法ニ熟シタル人ニアラレハ急ニ水深ヲ測得セントス欲スルカ如キ場合ニ於テ其効ヲ收ムルコト甚タ難カルヘシ殊ニ暗黑ノ夜荒天ノ時通常ノ測鉛ヲ用ユルニ道ナク唯此機器ノミ効用ヲ現ハシ得ヘキ場合ノ如キハ最モ然リトス

第四　タムソン水深器ノ長所ハ左ノ如シ

一　錘測ヲ施スニ船ヲ止メ或ハ轉スルノ必要ナキカ故ニ大ニ時間ヲ省キ且ツ航程ノ記事ニ混雜ヲ生セス

二　敢テ面倒モナク又遲滯モナク引續キテ幾回モ錘測ヲ施スコトヲ得

三　猛颱ニ追ハレテ航走スルトキニ當リ其船首ヲ颱風ノ方ニ轉スルコトナクシテ（蓋シ此時ニ當リテ船首ヲ颱風ノ方ニ轉スルコトハ甚タ危險ニシテ通例唯漂泊（ライイングツー）ヲ必要トスルノ場合ニノミ行フモノトス）錘測スルコトヲ得

英國は所々に殖民地（しょくみんち）を有し、各地に艦隊（かんたい）を派遣（はけん）し有り、一千八百九十八年二月に於ける艦船（かんせん）の布置（ふち）左の如し。

地中海及紅海	四十一隻
英吉利海峽	十五隻
北亞米利加及西印度	十二隻
東印度	二十九隻
支那海	十六隻
喜望峰及亞弗利加	十隻
太平洋	十六隻
濠州	四隻
亞米利加南東岸	十二隻
特務艦	七隻
測量艦	四隻

練習艦

海軍將校（かいぐんしょうこう）は海軍兵學校（かいぐんへいがっこう）卒業者より補充（ほじゅう）す、海軍兵學校は「テームス」河口（かこう）に在りて舊式（きゅうしき）の軍艦（ぐんかん）「ブリタニヤ」を以て之に充つ。

綠威（グリンウイツチ）海軍大學校（かいぐんたいがっこう）は高等武官に高等の學術を修（おさ）めしむる所なり。

砲術練習所（ほうじゅつれんしゅうしょ）は「ポーツマウス」、「プリマウス」、「シアチス」の三所にて

四　取扱ニ多數ノ人員ヲ要セス又危險ノ虞アルトキハ強ヒテ人ヲシテ舷外ニ出テシムルノ必要ナシ

第五　タムソン水深器ノ短所ハ左ノ如シ

一　錘線ニ紐纏ノ生スルコトアル時ハ容易ク切斷スルコトアリ

二　制動機ノ働キ宜キヲ得サルトキハ錘線忽チ皷輪ヲ飛去リ之ヲ復スルニ少カラサル時間ヲ徒費スルコトアリ

三　取扱少シク不注意ナルトキハ徃々處々（即チ制動機、索或ハ檢數器ノ如キモノ）ニ破損ヲ生スルコトアリ

四　左ニ記スル原因ノ一ヨリシテ玻璃管ノ動モスレハ不正ノ水深ヲ示スコトアリ

甲　年月古キカ又ハ製造ノ不注意ヨリシテ管中ニ障故ヲ生シ在りて、將校、水兵の砲術を練習する所なり。水雷術練習所は「ポーツマウス」に「ペアノン」、「プリマウス」に「デヴォンポート」なる舊式艦を繋留し將校、水兵の水雷術を修むる所なり。

海軍一斑

海軍兵員は志願者より採用し徵兵の制なし。

一千八百九十五年以後の製造又は製造中及計畫中の軍艦は左の如し、其等級は我海軍の定むる處に依る。

艦名	艦種等級	排水噸數	大さ長巾平均吃水	速力（海里）	舷側甲鐵の厚	載炭量	進水の年	
フォーミデーブル	一等戰艦	一四、九〇〇	呎 四〇〇 七五 二六	自然通風 一八	九 吋	最大 噸 二二〇〇	建造中	
イルレジスチブル							一八九八	
イムプラケーブル							建造中	
シーザー				自然通風一萬馬力にて一八、六			一八九六	
ハンニバル				一萬二千馬力にて一七、五			一八九五	
イラストリアス							一八九六	
ジュピター				公試運轉にて「プリンスジョージ」は二五呎の平均吃水にて強壓通風により一八、三「ジュピター」は一萬二千馬力にて一八、四			一八九五	
マアス							一八九六	
プリンス、ジヨージ	一等戰艦	一九、〇〇〇	三九〇 七五 二六		九 吋	最大 二三〇〇	一八九五	
ピクトリアス							一八九六	
マゼスチツク							一八九五	

艦名	艦種等級	排水噸數	大さ長巾平均吃水	速力（海里）	舷側甲鐵の厚	載炭量	進水の年	
ベンヂアンス	一等戰艦	一三、五〇〇	三九〇 七四 二六	自然通風一八、二五	六 吋	最大 二三〇〇	一八九七	建造中
アルビオン							建造中	
カノーパス								
グロリイ								
ゴリアス								
オーシアン								
リナウン								
A 號	一等戰艦	一二、三五〇	三八〇 七二 二六	自然通風一七	六 八吋	一八〇〇	一八九五	
B 號	一等巡洋艦	一二、八五〇	四四〇 六九 二六	自然通風一九、五 強壓風通一萬六千馬力	六	一二一、〇〇	建造中	
C 號								
D 號								
スパルチエート								
アムフイトライト								
アルゴノート								
アリアドネー	一等巡洋艦	一二、〇〇〇	四三五 六九 二五	自然通風一二〇、七五	六 吋	最大 一六〇〇	建造中	
アンヅロメーダ								
イアデム	一等巡洋艦	一二、〇〇〇	四三五 六九 二五	自然通風一二〇、二五	六 吋	最大 二〇〇〇	一八九七	
ユーローパ							一八九六	
ニオーブ							一八九七	
テリブル							一八九七	
パワーフル	一等巡洋艦	一四、二〇〇	五〇〇 七一 二七	自然通風一二一		最大 三〇〇〇	一八九五	

タルトキ

此管ノ變色部ヲ計リテ水深ヲ見ルノ用ニ供スル尺度ハ漸縮尺度ニシテ就中五十尋（スタール）符以上ニ至リテハ其短縮甚急ナリ故ニ此管ノ誤差ハ通例水中ニ沈ムニ愈々深クシテ愈々大ナルモノナリトス且ツ又何カ物アリテ若シモ管中ニ入ルニアランニハ之カ爲メ海水ノ占領セサル空處ヲ減少スル故ニ空氣ノ壓縮丁ニ其影響ヲ及ホスヤ疑ナシ汚濁甚シキ場所ヲ航行スルトキノ如キハ最モ此事ヲ銘記セシメサルヘカラス但シ此欠點ハ發明者ノ充分認知スル所ナリト謂フト雖モ未タ其改良ヲ見サル所ナリ（タムソン氏ハ尺度ヲ大ニスルコトニモ百方苦心シ居レトモ其功ヲ奏セスト云フ）

乙　鉛錘垂直ニ落チスシテ横ニ仆レ隨フテ管ノ視閱數ヲ誤ラシムルコトアルヘシ

五　鉛錘ノ小形ニシテ輕キト船ノ航行中ナルガメ海水ニ强大ナル進行ノ勢アリテ鉛錘ニ粘着セル

底質ヲ時々洗ヒ去ルトニ因リ動モスレハ鉛錘ノ果シテ海底ニ觸レタルカ或ハ觸レサルカ判然セサルコトアリ然レトモ此事タル深ク意トスルニ足ラス何トナレハ能ク習練シタル人員アリテ此器ヲ取扱フニ於テハ錘線ノ弛緩スルニ感シテ鉛錘ノ海底ニ達シタルヲ察知スルコトハ敢テ難キニアラサレハナリ

第六　左ノ件々ハタムソン水深器ヲ備フル船艦ノ堅ク遵守スヘキモノトス

一　航船中ハ晝夜トナク練習ノ爲メニ屢々此器ヲ使用シ充分ノ員人(按針手ヲ此人員中ニ加フヘキハ勿論ナリ)ヲシテ其取扱ニ練習セシメ必要ノ場合ニ臨ミ熟練ノ人員ニ差支ナカラシムヘシ且ツ實地練習ノ外ハ不熟練ノ者ニ夜中此錘測ヲ施サシムヘカラス練習ノ時ニハ舊管ヲ用ユヘシ

二　航海ノ爲メニ此水深器ヲ使用スル場合ニハ常ニ必ス連測ヲ施シ決シテ一回ノ錘測ヲ信スヘカラス尤モ此連測ヲ施スニ當リ第二回目迄ハ初度ノ錘測目ノ正確ナルヤ否ヤヲ證明スル爲メニ管ヲ用ユヘキモ第三回目ヨリハ務メテ管ノ濫費ヲ省ク爲メニ復之ヲ附スルコトナク唯鉛錘ノミヲ使用シ其海底ニ達セシトキ檢數器ノ指示スル所ニ依テ線錘走出ノ多寡ヲ察知シ以テ水深ノ幾何ナルヤヲ推定スルノ手段ヲ採ルヘシ但シ斯クシテ連測ヲ施ス中チ若シ又此法ヲ以テスルヨリ一層精密ニ水深ノ變化ヲ究ムルノ必要ヲ感スルニ至テハ復管ヲ用ユルハ固ヨリ妨ナシ然レトモ此鉛錘ノミヲ用ユル法モ若シ善ク

ハイフラワー	二等巡洋艦	五六〇〇	三五〇 五四 二〇六	二〇、五		一一〇〇	建造中
ヘルムス							一八九六
ハイアシンス							一八九六
アロガント	二等巡洋艦	五七五〇	三二〇 五七 二二	自然通風 一九、五	此種ノ艦ハ衝角艦トシテ使用ノ目的ナルヲ以テ前部バウヲ强クシ前後ニ舵ヲ設ケアリ	一一七五	一八九六
フユーリアス							一八九七
グラヂエートル							一八九五
ピンヂクチーブ							一八九六
ヂアナ	二等巡洋艦	五六〇〇	三五〇 五四 二〇六	自然通風 八千馬力 一八、五 强壓通風 九千六百馬力 一九、五		一〇七六	一八九六
ヂド							一八九六
ドリス							一八九六
アイシス							一八九六
ヂユノー							一八九五
ベナス							一八九五
ミ子ルバ	二等巡洋艦	五六〇〇	三五〇 五三六 二〇六	八千馬力 一八 九千六百馬力 一九、五		一〇〇〇	一八九五
タルボット							一八九五
パンドラ	三等巡洋艦	二二〇〇	三〇〇 三六六 一三六	自然通風 五千馬力 一八、五 强壓通風 七千馬力 二〇、〇		五〇〇	建造中
パイセー		二一三五					建造中
ピオニーア		二二〇〇					建造中
ポモーン							一八九七
パクトラス							一八九六
ペルサス							一八九七
プロメシウス		二一三五					一八九七
ペガサス							一八九七
パイラマス							一八九七
ペロラス							一八九六
プロセルパイン							一八九六

露國海軍

露國海軍の首位を海軍都督とし海軍大將を以て之に補す。

露國は地勢上より其艦隊を四大分す、

一、「バルチック」艦隊は戰艦に乏しと雖も巡洋艦及裝甲海防艦數多を有し、並に水雷艇隊を有し、「クロンスタット」と稱する强固の防禦點を根據とす。

芬蘭灣は通例十一月より四月迄氷結し爲めに艦隊の動作を妨ぐる所多く、「リバーワ」は不凍港なりとし築港中なりと雖も、此地亦氷結を成す者の如し、其の「ラプランド」の北氷洋岸に不凍港を求め、大西洋に自由に艦隊を派遣し得る事を望めるは事實にして、此目的成功の日は北氷洋艦隊の組織を見る可きなり。

二、黑海艦隊は「ダーダネル」海峽の通過を强行するに非れば地中

錘線ノ走出スルノ狀ヲ看守シ且ツ善ク制動機ニ注意シ居リ錘線ノ弛ムヲ見ルヤ直ニ檢數機ヲ檢スルコト、セハ其示ス所大概眞正ニ近キ水深ヲ報スルヲ誤マラサルナリ

三　タムソン水深器ノ備付アルノ故ヲ以テ尋常ノ深水鉛錘ヲ以テ水深ヲ測ラサルノ口實トナスコトヲ得ス天氣ノ許ス限リハ常ニ之ヲモ供用スヘシ

尺度ノ正シキ錘索ヲ以テ眞直ニ錘測スルコトハ何レノ塲合ニ於テモ他法ニ勝リテ信據スヘキモノトス

四　タムソン水深器ニテ測得セル水深ヲ以テ海圖上ノ水深ト參照シ依テ以テ船ノ位置ヲ推定セント欲スルトキハ大ニ注意セラルヘカラサルコトアリ蓋シ此水深器ハ動モスレハ視閲數ニ誤謬ヲ

海に出づる能はざる者なりと雖も、近時大に有力なる甲鐵艦を建造せり。「セバストポル」は艦隊の根據たる軍港にして、防備嚴に其他「ニコライフ」、「キンブルン」等に防禦を增加せり。

三、西伯利及支那海艦隊は近時大に增勢し、浦鹽斯德軍港を根據とせしか、現今旅順を占領して之に據れり。

四、地中海艦隊は「バルチック」海區に屬する軍艦を以て編制し、地中海に備へ又東洋に助勢するに備ふ。

以上の外裏海に一艦隊あり、平時裏海を横ぎりて「バクー」と「ユーサン、アダ」の交通を爲し、波斯西に備ふ。

海軍々人の數は左の如し。

大將	一一名
中將	二四名
少將	二四名
大佐	六三名
少佐	一九五名
大尉	五四一名
少尉	三九〇名
機關官	三二六名

現シ易キノ弊アルヲ以テ水深ノ次第ニ減スルノ地ニ於テ之ヲ用ユルトキノ如キハ先ツ尋常ノ鉛錘ヲ投シ一回若クハ數回ノ深淺ヲ試ミ以テ管ノ果シテ正シキヤ否ヤヲ證明セル後ニ於テセサルトキハ或ハ非常ナル誤謬ヲ招クコトアルベシ

五　特別ノ命令ヲ遵奉スル爲メ止ムヲ得サルトキノ外ハ霧天ノ時ニ際シ決シテ此水深器ノミニ賴リテ陸地ニ向ヒ航走スルコトヲ得ス

第七　タムソン水深器ノ發明アリテヨリ錘測ヲ施行スルノ便大ニ增加シタルヲ以テ此器ヲ備ヘタルノ艦船ニシテ未タ精密ノ錘測ヲ經サル各海岸ヲ航行スルトキハ務メテ此錘測ヲ施シ其海底ノ凹凸ニ關シ續々有益ノ報道ヲ爲スニ注意スベシ

水兵等　三八〇〇〇名

裏海に在る小砲艦等を除き「バルチック」、黑海及太平洋艦隊の艦艇の有力なる者は次の如し、但し建造中の者を含む。

艦種／艦名	戰艦	海防艦	巡洋艦	砲艦其他	水雷艇
バルチック	一二	一〇	七	二三	六八
黑海	八	二	一	八	二二
太平洋	三	二	八	七	六
合計	二三	一四	一六	三八	九六

露西亞は現時良好なる造船廠數多あれ共、水雷艇の迅速なる者は、獨逸「ヱルビン」に於て製造せし者なり。

露西亞の海軍費は年々增加をなし、一千八百九十四年には五千二百四十九萬二千八百〇三「ルーブル」の者九十五年には五千五百十萬「ルーブル」に、九十六年には五千七百九十六萬六千六百「ルーブル」に增加し、其中製艦費は實に巨額を占む。本年度海軍費の如きは六千七百十萬「ルーブル」の經常費に加ふるに一億九千五百萬「ルーブル」（新艦製造費九千萬「ルーブル」を含む）を以てしたり、豈に驚く可きに非ずや。

海軍將校は海軍兵學校卒業者より補充すと雖も、亦海員中より試驗

然レトモ堆灘ヲ發見シ又ハ海圖上ニ示セルヨリモ其水深ノ淺キコト發見シタルカ如キ塲合ニ於テハ必ス尋常ノ錘索ヲ眞直ニ投シテタムソン水深器ノ示セル水深ノ正否ヲ證センコトヲ要ス何トナレバタムソン水深器ノ示セル所ノ正シカラサランヲ證セシノ例モ少カラサレバナリ

第四章　港灣圖ノ調製及改補

一　各航海士官ハ屢々港灣圖ノ改正ヲナシ得ヘキ機會ニ遭遇スル者ナリ蓋シ一旦如何ニ精密ナル測量ヲ施スモ海底ハ絶エス種々ノ變化ヲ呈スルモノナレハ航海士官ハ善ク此事ヲ銘記シ常ニ之ニ對スル改正ヲ海圖ニ加フルコトニ注意セラルヘカラス

一　港灣圖ノ改正ヲ報告スルニ當リテハ其改正ノ正確ナルヲ證明スル爲メ必ス海圖ニ追加スヘキ各物躰ノ位置ヲ定ムルニ用ヰタル方法ヲ記載スヘシ〔即チ其撰用シタル各測點ヨリ若クハ位置ヲ定メタル物躰其物ヨリ取リタル諸角度若クハ方位（成ルヘク角度ヲ善シトス）ハ必ス之ヲ擧クヘシ〕若シ顯著ナル新造ノ建家若クハ埠頭ヲ海圖中ニ添記スルニ當リ漫ニ之ヲ行フテ毫モ其位置ヲ定メタル方法ヲ示サヽルトキハ或ハ其後船ノ位置ヲ定メン爲メニ之ヲ用ユル所ノ人ヲ惑ハシムルコトアルベシ

一　港灣圖ニ大ナル添補（例セハ水深ノ如キ）ヲ爲サントスルトキハ成ルヘク既刊港灣圖ノ尺度ヲ伸長セザル樣ニスルヲ善シトス斯ノ如キ尺度ノ伸長ハ決シテ精密ニ爲シ能ハナルモノニシテ

艦名	艦種等級	排水噸數	大サ長幅平均吃水	速力（海里）	舷側甲鐵及防護甲板の厚	載炭量	進水の年
ペレスウウエツト	一等戰艦	一三、六七四	四〇一三 七〇六 二六	一七、五	舷側最厚部九吋、前部五吋、後部六吋	一七五〇噸	一八九八
オスラビア							一八九八
X（未命名）							建造中
ロスチスラー	二等戰艦	八八八〇	三四一 六六六 二四	一六	一一、八乃至一五、七吋、防護甲板三吋、一五、七吋	八〇〇	一八九八
プリンス、ポラムキン、タブリチエスキ	一等戰艦	一〇、九五〇	三六七六 六八九 二六（後部）	一七	二、九—三、五吋	一〇五〇	一八九五
セバストポル	一等戰艦	一三、五四〇	三七〇八 七三 二六二	一八	一六—一八吋 二—三吋	一〇〇〇	建造中
Y（未命名）	二等海防艦	四、一二六	二七七六 五二 一七	一六	七、八—一〇吋 二、六—二、九吋	四〇〇	一八九六
Z（未命名）	一等巡洋艦	一二、二〇〇	四六四 六八 二六	二〇	九、八吋 一、九—二、七吋	二五〇〇	建造中
ゼチラル、アドミラール、アプラキシン	一等巡洋艦	一四、〇〇〇	（建造中にして推進螺三箇を有しロシア型の大なる者なり）				一八九六
X（未命名）	二等巡洋艦	六六三〇	四〇六 五五 吃水不明	二〇	防護甲板一、五—二、五吋	不明	建造中
ロシア	二等巡洋艦	三八二八	三三一二 四二八 一八一〇	二〇	甲板〇、九—一、七吋	四〇〇	一八九六
グロモボイ							
ヂアナ							
パラダ							
オーロラ 外三艘							
スペトラナ							

砲艦數隻は之を掲けず。

義勇艦隊は十二隻の艦を有し平時は商船となり戰時は巡洋艦の役務を採る、常に「オデッサ」と浦鹽斯德との間に定期航海をなし、支那と黑海間に茶及旅客の運送を勉め、其外軍隊の輸送等政府の使用を兼ねしむる者なり。

荷蘭海軍

必スヤ多少ノ誤謬ヲ生スヘシ然レトモ若シ既刊圖ノ尺度極メテ小ニシテ水深ヲ添補シ難キトキハ圖ノ兩端ニ於ケル二個ノ不易點ヲ擇ミテ之ヲ較々大ナル尺度ニ伸長シテ而シテ後六分儀角度ニ依リテ其二個ノ不易點ヨリ他ノ顯著ナル數物躰ノ位置ヲ定メ其數物躰ノヨリ物躰ノ位置ヲ定メ終ニ新測ノ水深ヲ添補スルノ位置ヲ定ムルニ足ル丈ケノ物躰ヲ得ルニ至テ止ムヘシ

一　水路測令ト學海探究之指針水路篇トニ港灣圖ヲ作ル事ニ關シ心得トナルヘキ條項ヲ記載ス宜ク就テ見ルヘシ

一　原稿圖ヲ水路部ニ送致スル時ハ必ス之ヲ作ル爲メニ用ヰタル方法ヲ報道センコトヲ要ス若シ此報道ナキ時ハ該原稿ニ信ヲ置クコト能ハサルノミナラス且ツ

昔時より航海業の盛なりしも歐洲强國の間に列し其勢力なく海軍又微々振はす、然れども東印度植民地及本國の防禦のため一小艦隊を有す、其艦隊は尙建造中の者を數へ六隻の裝甲海防艦（三千四百乃至五千二百「トン」）、十九隻の小形海防艦及裝甲砲艦、其他數多の巡洋艦、砲艦、水雷艇を含有す。

勢力有る艦船の數は次の如し。

海防艦	二十五隻
巡洋艦	十三隻
砲艦及其他	五十隻
水雷艇	三十七隻

海軍々人の數は、

中將	二名
少將	二名
大佐	二五名
少佐	三五名
他の士官總計	（凡）四七〇名
水兵	（凡）七〇〇名
海兵（海軍步兵）士官	四四名

之ニ對スル精粗ヲモ定ムルコト能ハサルナリ即チ其報道スヘキ件々左ノ如シ

第一　水路部ニ送致スヘキ港灣圖ニハ必ス各不易點（フヰツクスドポイント）ヲ赤色ノ小圈ニテ記載スヘシ

第二　各不易點ノ位置ヲ定ムル爲メニ用ヰタル角度ハ總テ之ヲ揭クヘシ

第三　港灣圖中ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　如何ノ方法ニテ基線ヲ量リタルカ

二　如何ノ方法ニテ水深ノ位置ヲ定メタルカ

三　如何ナル水準ニ之ヲ改算シタルカ

四　港灣圖ノ方位ニヨリテ取リタルカ又ハ磁鍼方位ニ依リテ取タルカ

海兵下士卒　二〇〇〇名

一千八百九十五年以後建造又は計畫中の軍艦を左に示す。

艦名	艦種等級	排水噸數	長巾平均吃水	速力	舷側甲鐵防護甲板厚	載炭量	進水の年
「エバーチエン」型三隻	三等海防艦	三四〇〇	二八三呎 四七 一〇	一六 海里	五、九吋 二、三吋	二五〇	計畫
無名三隻	二等海防艦	三三三六	二八四 四九 一六	一六	六 二、五吋	二五〇	計畫
モニトル三隻	三等海防艦	一五〇〇	一八七 四二 一〇	九、五	甲板 二吋	六〇	計畫
モニトル三隻	三等海防艦	一四〇六	一八七 四二 九六	九、五	甲板 二吋	六〇	計畫
ホルランド	二等巡洋艦	三九〇〇	二九四 四八 一七 三	二〇	甲板 二吋	八〇〇	一八九六 計畫
ジーランド			十二隻ハ 三〇六 四八 一七 六	十二隻ハ 二三			
フリースランド							
「ホルランド」型十二隻							

葡萄牙海軍

其海軍は記す可き價値を有せず、左に新造の艦船（一千八百九十五年以後の製造）を表とす。

艦名	艦種等級	排水噸數	長幅平均吃水	速力	舷側甲板防護甲板厚	載炭量	進水の年
海防艦二隻	三等海防艦	二三〇〇	二三〇呎 四四 一三 四吋	一五 海里	八吋 二吋	四〇〇	建造中
ドム、カルロス一世	二等巡洋艦	四七〇〇	三三四 四六 二〇 九	二二	甲板 二、七吋	八五〇	建造中
レインハ、ドアメリア							

今一例ヲ擧ル左ノ如シ

此港灣圖ハ基線ハ檣頭角ニ依リテ某岬角ノ樹木ト碇泊セル本船トノ間ナル距離ヲ測リ同時ニ原基羅鍼ヲ以テ其方位ヲ測リタルモノナリ水深ハ大潮升ヲ某呎某吋ト定メ之ヲ通常大低潮ニ改算シ各不易點間ノ角度ニ依リ其位置ヲ定メ而シテ後三杆位點儀ヲ以テ之ヲ海圖上ニ記入セリ又海岸線ハ測者親シク其地ヲ蹈ンテ其形狀ヲ察シ而シテ後角度ヲ取リテ顯著ナル諸點及諸灣首ノ位置ヲ定メ以テ之ヲ畫キタリ

一　山丘島嶼等ノ高低モ之ヲ示サヽルヘカラス蓋シ海岸線若クハ舷梯ノ下段ヨリ取リタル六分儀高角度ハ四里內外ノ距離迄ハ直角三角形算式ノ底角トシテ用ヰ頗ル眞ニ近キ高サヲ測ルノ用ヲナスヘシ

一　海圖ノ新製及改良ヲ報道スルトキハ之ト同時ニ之ニ伴フ水路誌改補ノ目的ヲ以テ新記事ヲモ報道センコトヲ要ス但シ其記事法ハ水路部編纂水路記事敎則ニ據ルヘシ又水路測令及學海探究之指鍼水路篇之カ參考トナルモノナリ

アダマストル	三等巡洋艦	一七五〇	二四二 八 一三五 二	一六		五一三	一八九六
ドンジュアン、カストロ、インフアント、ドンヘンリク	三等巡洋艦	一八〇〇	二四六 三五 一四 三四	一七	甲板、〇、八吋	不明	建造中
通報艦四隻		一八〇〇	二四六 三五 一四	一五		不明	建造中

土耳古海軍

近時「オットマン」帝國軍艦增製の風說頻りにして、英國及獨逸の造船會社に照會をなせしと云ふと雖も、目下尙未だ增加の實證を見ず、其海軍を通觀するに諸般の事總て舊式に屬し、軍艦は二十四、五年以前の製造に係るか或は小排水量の本國海岸の防禦に用ひ得可き者のみ。

其海軍の現況亦知るに由なく、假りに其艦隊表を製せん乎數字上大に吾人を誤るの嫌無きに非ず。

左に記する所は稍勢力ある軍艦の數を示す。

海防艦	十二隻
巡洋艦	六隻
砲艦及他の諸艦	六隻
水雷艇	二十六隻

第五章　六分儀

第一節　中心差（セントリングエラー）

一　航海者中ニハ中心差ノ何タルヲ解セスシテ往々之ヲ度外ニ置ク者アレトモ該差ハ六分儀ニ免カレ難キ差ニシテ甚タ緊要ノモノナリ乃チ中心差トハ左ノ諸原因ヨリ起ル一切誤差ノ總稱ナリ

海軍々人は

將官	一七人
大佐	二〇八人
少佐	二八九人
大尉	二二八人
少尉	一八七人
水兵	三〇〇〇〇人
海兵	九〇〇〇人

なりと云ふと雖も蓋し名のみなるべし。

兵員は志願及徵集相半ばし現役五年、豫備役三年、後備役四年とす。

軍艦は近時の製にかゝる者は二三の砲艦のみ。

獨逸海軍

一千八百七十年九月三日は如何なる日ぞ、奈破翁三世は「セダン」に於て敵軍に降を乞ひしの日なり、此戰爭の後獨逸は再び海軍を組織し、一千八百八十九年の閣令は大なる改革を海軍に加へたり、

海軍は皇帝の自ら統御し賜ふ所にして、

海軍內閣

半徑柄ノ中心及該器弧心ノ兩心差（ラジウスアーム）

不正ナル分劃

温度ノ變化或ハ偶然ノ打擊ヨリ起レル該器ノ變形

一　指差ヲ加減シタル後ト雖モ以上ノ諸原因ノアルカ故ニ六分儀ヲ以テ測リタル角度ニハ尚ホ多少ノ誤差アルヲ免カレス蓋シ最上ノ六分儀ニアリテハ此差大抵ハ微小ニシテ弧ノ何レノ部分ヲ問ハス其量十秒以上ニ及ハサレトモ之ニ反シ較々下等ノ六分儀ニシテ不注意ノ取扱ヲ受ケタルモノハ其差往々二分若クハ三分ノ多キニ及フコトアリ

一　前項ノ中心差ヲ知ラサルトキハ種々ノ實殊測ニ時刻又ハ經度實測ノ結果ニ著シキ影響ヲ及ホスヤ明カナリ故ニ精密ノ實測ヲ時ハルス要務メテ該中心差ノ影響ヲ除去シ全ク其痕跡ヲ留メサル樣ノ方法ヲ以テ實測スルコト最モ肝要ナリトス

一　例セハ爰ニ經線儀ノ時差ヲ子午線ノ一側ノミニ於テ施シタル天測ヨリ得タリトセンカ若シ此時用ヰタル六分儀不良ナルモノナリシナラハ其結果或ハ數秒ノ誤差ヲ生スルニ至ルヘシ然レ𪜈若シ子午線ノ兩側ニ同高度ヲ取ルカ或ハ其一側ニ單高度（イークオル、オルチチユード）ヲ取ルモ午前ト午後トニ之ヲ施シテ其結果ヲ用ユルニ於テハ此誤差ノ影響自ラ消滅シ該儀器ニシテ其差量何程大ナルモ實測ノ結果ハ必ス正確ナルヘシ何トナレハ該儀器ノ差ノ測量ニ及ホス影響ハ午後ト午前ト全ク相反對シテ互ニ之ヲ打チ消セハナリ

一　太陽ニ依リテ緯度ヲ測ルニ太陽ノ位置高キ塲合ニハ其高度ヲ

海軍々令部、海軍省。

に分れ、海軍内閣は皇帝の顧問となり、軍令部は軍令を、海軍省は軍政を管理す。

各軍艦は「パルチック」海區と北海々區に分屬せしめ、基爾は東海鎭守府にして維廉は北海鎭守府なり」一千八百九十五年六月「カイザア、ウヰルヘルム」運河の開通式を行ひ、從來東海、北海間の提路を得以て相應じ易きに至れり。

海軍に屬する造船所は基爾、維廉及「ダンチヒ」の三軍港に在り」近時其盛大なる事驚くに堪へたり。

一千八百八十八年、八十九年に於て一等戰艦四隻、二等海防艦十隻、二等巡洋艦八隻、三等巡洋艦五隻及他數隻の艦船製造の令ありしが其後又稍增加をなせり。

一千八百九十七年の終りに當り、獨逸政府は大に海軍の擴張を企て特別の事情（舊式に屬する又は沈沒等）あるに非れば新艦建造中他の軍艦を製造する事なからしめ、其艦數は水雷艇、練習艦、砲艦及特務艦を除き戰艦十七隻、「シーグフリード」型裝甲海防艦八艘、大巡洋艦九隻、小巡洋艦二十六隻、外に豫備として戰艦二隻、大巡洋艦三隻、小巡洋艦四隻と定め、此勢力に達せん爲め一千九百〇四年、同五年に至る年度内に七隻の戰艦、二隻の大巡洋艦及七隻の小巡洋艦を築造せざる可ざるの議を國會に提出せりと云ふ、然るに近着の刊行物を見て左の事項を發見せり。

獨逸海軍の艦數は水雷艇、練習艦、特務艇及砲艦を除き、左の如く確定す。

甲　常備

旗艦	一隻
二艦隊	各八隻の戰艦
二分艦隊	各四隻の海防艦
大巡洋艦	六隻
小巡洋艦	十六隻
大巡洋艦	三隻
小巡洋艦	十隻

内國戰鬪艦隊の偵察艦の任務を執る

外國用

乙　豫備

戰艦	二隻
大巡洋艦	三隻
小巡洋艦	四隻

前後兩側ノ地平線ニ測取シ得ルニアラスンハ必ス其測量ハ誤差アルヲ免カレスト知ルヘシ然レトモ此誤差ノ海上測得緯度又ハ經度上ニ及ホス影響ハ唯其日限リノモノニシテ敢テ累積的ノモノニアラサルニ因リ航海上ニハ大ナル關係ヲ及ホスコトナシ

一　經線儀ノ日差ヲ定メン爲メ陸上測量ヲ施ス時ニ於テ最モ周密ノ注意ヲ要スルモノハ即チ中心差ナリトス蓋シ此場合ニ於ケル中心差ノ影響ハ必ス其日限リニ止マサルナリ此事ノ說明ハ經線儀日差ノ條ニ詳カナリ

一　中心差ヲ確定スルコトハ決シテ容易ノ業ニアラス即チ此差ヲ確定スルニハ特ニ其用ニ供スヘキ機械アルモ艦船ニ於テハ固ヨリ斯ノ如キ機械ノ備付ナキカ故ニ唯幾回トナク水銀盤測量ヲ施シテ之ヲ決定スルヨリ他ニ手段ナシ其方法則チ左ノ如シ

天頂ノ南北幾ト同高度ニ於ケル星ヲ觀測スヘシ而シテ右二星ヨリ測得シタル緯度ノ差ヲ折半シタルモノハ則チ該高度ニ對スルノ中心差ナリ而シテ其改正率ハ極面ノ星ヨリ得タル緯度ノ赤道面ノ星ヨリ得タル緯度ヨリ大ナルトキハ負ニシテ小ナルトキハ正ナリトス

一　中心差ハ弧ノ各部ニ於テ變化スルモノニシテ通例測角度ノ增スヲ共ニ增加スルモノナリ故ニ之ヲ先分ニ定メント欲スルニハ弧ノ各各部ニ於ケル許多ノ觀測ヲ要ス

第二節　鏡心差（コーリメンション）

望遠鏡ノ視軸即チ胴中ヲ貫ク想像的鏡心線ノ其儀面ニ平行セサル差ヲ謂フ

一　子午線ノ一側ニ單高度測ヲ施

但し一千八百九十八年四月一日迄に現在し及建造中の者にして期成艦に入る可き者、

戰艦	十二隻
海防艦	八隻
大巡洋艦	十隻
小巡洋艦廿三隻	

必要と認む可き補充建造費は、左の期間を艦の命數とし、其間に補充さるゝ如く毎年の豫算にて決定す、

戰艦及海防艦	二十五年の後
大巡洋艦	二十年の後
小巡洋艦	十五年の後

此年數の期間は、補充す可き軍艦の第一要求額承諾の年より、次の補充艦の第一要求額の承諾に至る迄の間とす。

法規の艦命を經過する以前に補充建造するは（沈沒等の不可抗力は例外とし）總て國會の協贊を要す。

海兵團等の準士官以下の數は左の如くなる可し。

一、外國派遣軍艦乘員の二倍半

二、常備艦隊

水雷艦艇の一半の全乘員、

練習艦

特務艦

三、豫備艦隊

水雷艦艇の殘り一半の定置乘員、（機關部員は全乘員の三分の二他の兵員は全乘員の二分の一）

四、陸上兵員の必要數、

五、補充員として全員の百分の五、

國會は一千八百九十八年より一千九百〇三年迄は四〇八、九〇〇、〇〇〇馬克以上の總海軍一時支出、幷に海軍豫算繼續費は毎年平均增加額四、九〇〇、〇〇〇馬克以上支出の義務なし。

一千八百九十七年、仝九十八年度の海軍々人は、

將校及機關官	一〇一四人
下士官	五三八九人
卒	一六七七八人
にして此外	
醫官	一二二人
主計官	八八人
造砲技師	一二人

ストキニハ鏡心差ニモ亦注意シテ之カ修整ヲ怠ルヘカラス

一　鏡心差ノ有ヲ無檢査スルニハ先ツ其望遠鏡ヲ六分儀ニ附着セシメテ其胴中ヲ貫ク想像的鏡心線ノ其儀面ト正シク平行スルヤ否ヤヲ檢査スヘシ乃チ之ヲ檢査スルニハ太陽ノ（色玻璃ヲ透シ）像影ヲ（太陽ト太陰トノ距度ハ九十度乃至百二十度ヲ善シトス）太陰ノ一邊ニ持チ來リ其兩躰ノ輪端ヲ密接セシメテ其接點ヲ儀面ニ遠キ細線ノ中點ニ置キ而シテ兩躰ノ距度ニ變化ヲ感セサル瞬間ヲ以テ其接點ヲ儀面ニ近キ細線ニ移スヘシ斯クシテ此時若シ其接點尚ホ接觸シアレハ則チ望遠鏡ハ儀面ト正シク平行セルヲ以テ鏡心差ヲ有セサルナリ然レトモ若シ接觸セスシテ或ハ離レ或ハ重サナルトキハ則チ合計するに其數二萬三千四百〇三人にして、尚增加の方針なりと云ふ。獨逸海軍の勢力ある艦數左の如し（前に準ず）

戰艦	十七隻
海防艦	十九隻
巡洋艦	十隻
偵察艦	十二隻
外に尚ほ	
水雷艇	百十四隻

を有す。

海軍兵學校は基類軍港に在り、將校に任用す可き生徒を養成す。

海軍大學校は前者と校舍を仝くし、才能發達の望ある將校に高等の教育を授くる所なり。

准士官學校は下士及准士官に各科の學術を教授する所なり。

砲術練習所、水雷術練習所等は稍組織を異にし砲兵部及水雷部なる者ありて、各之に附屬す、皆其科の下士兵員に要する學術を教ゆ。

兵員は徵募法に依り島岐沿岸の漁業者、船員、舟夫、船匠等より採用し、三ヶ年の現役と、四ヶ年の豫備役に服し、其服役を終れは後備役に編入す、豫備役編入中は毎年二回の召集に應するの義務あり

鏡心差アルヲ以テ之カ修整ヲ加ヘサルヘカラス

一　鏡心差ハ望遠鏡ヲ附着スル動釘ノ頸ニアル二螺施ノ弛緊ニ依テ修整シ得ヘシ

一　或ル六分儀ニアツテハ此二螺旋ヲ附セサルモノアリ斯ノ如キ儀器ハ該工匠カ鏡胴ノ平行ニ充分注意シテ製作シタルモノト知ルヘシ

一　若シ前ニ說明シタル二物躰ノ接觸點儀面ニ近キ細線ヨリ遠キ細線上ニ離ルヽハ是レ望遠鏡前端ノ六分儀ノ方ニ傾キタルヲ示スモノニシテ又其重サナルハ之カ反對ヲ示スモノナリ

一　鏡心差ノ修整ハ通例海上測量ニ於テ之ヲ用ユルコト稀ナリ然レトモ海上ニ於テモ太陰ノ距度測量或ハ陸上ニ於テ水銀盤ヲ用ユル時ハ前以テ之ヲ檢シ精密ニ近時志願兵制度を設け、志願の兵科及各自の技能により服役期限を短縮し、此種の兵員甚だ其數を增加せり、獨逸の航海業者は其數八萬人を算し、其四萬八千人は本國の商船に、凡そ六千人は外國の海事に從事すと云ふ。

例に依り新艦を掲載せば左の如し、

艦名	艦種等級	吃水噸數	大さ長巾平均吃水	速力（海里）	舷側甲鐵防護甲板厚	載炭量	進水の年
カイザル、フレデリツキ三世、カイザル、ウヰルヘルム二世、カニグ、ウイルヘルム、フルスト、ビスマルク	一等戰艦	一一、一三〇	呎 三七七 吋 四 六六 一〇 二五 九	一八	五、九—一二吋 三 吋	六五〇	一八九六 一八九七 建造中
無名三隻、フレヤ	一等巡洋艦	一〇、六五〇	三九三 六六 一〇 二六 九	一萬三千五百馬力 一八、五 一萬四千馬力 一九	四—八吋 一、二—三吋	一〇〇〇	一八九七 建造中
ヘルサ、ビクトリア、ヘルイス	二等巡洋艦	五百噸の石炭を搭載したるとき 五六五〇 九百五十噸の石炭を搭載したるとき 六一〇〇	三四四 五七 「巾」 五七 石炭五〇〇噸のとき「吃水」 二〇 三 石炭九五〇噸のとき「吃水」 二一 七	一八、五	甲板 一、六—四吋	最大 九五〇	一八九七
ヘラ	三等巡洋艦	二〇〇〇	三二八 三六 一五 六	二〇、五	甲板 三 吋	三五〇	一八九五
無名	三等巡洋艦	二六〇〇	三二五 三六 一四	二〇	甲板 二 吋	不明	建造中

智利海軍

小海軍を有する智利の新艦は左の如し、

其修整ヲ施サヽルヘカラス

一　鏡心差測算ノ公式ヲ左ニ擧ク

i　ハ上下兩細線間ニ於テ接觸點ヨリ離レ或ハ重サナリタル度分秒

a　ハ眞角度

x　ハ鏡心差

故ニ　$\sin x = \sin^2 i \cdot \tan \frac{1}{2} a$　ナリ

例

今九十度ト百五十度ノ角度ヲ測レリ此時鏡傾差ハ一度負ナルヲ驗ス因テ測角度ニ及ホス鏡心差ヲ望ム

(1)

$$
\begin{aligned}
a=90^\circ;\ \tfrac{1}{2}a &= 45^\circ;\ i=1^\circ.\\
\log \sin\ i &= 8.241855\\
&\qquad\quad 2\\
\text{,,}\ \sin^2 i &= \overline{6.483710}\\
\text{,,}\ \tan\tfrac{1}{2}a &= 0.000000\\
\text{,,}\ \sin x &= \overline{6.483710}\\
\therefore x &= 1'3''
\end{aligned}
$$

(2)

$$
\begin{aligned}
a=150^\circ;\ \tfrac{1}{2}a &= 75^\circ;\ i=1^\circ.\\
\log \sin^2 i &= 6.483710\\
\text{,,}\ \tan\tfrac{1}{2}a &= 0.571948\\
\text{,,}\ \sin x &= \overline{7.055658}\\
\therefore x &= 3'54''
\end{aligned}
$$

艦名	艦種級等	吃水噸數	大さ長巾平均吃水	速力(海里)	舷側甲鐵防禦甲板厚	載炭量	進水の年
オー、ヒギンス	一等巡洋艦	八五〇〇	四一二 六二九 不明	二一、五	五—七吋 不明	一二〇〇	一八九七
エスメラルダ	一等巡洋艦	七〇〇〇	四三六 五三二 二〇三	二三	六吋 一、五—二吋	一三五〇	一八九六
エル、コングレソ	一等巡洋艦	七五〇〇	四四二 五三二 二〇六	二三	甲板 一、七—四五、吋	一三五〇	建造中
ミニストロ、ゼンテノ	三等巡洋艦	三四五〇	三三〇 四三一 一六一〇	二〇	不明	不明	一八九六
アルミラレテ、モリナス	通報艦	一二〇〇	二九五 三二九 一三	二二	不明	二三〇	計畫
シムプソン	二等砲艦	八〇〇	二四〇 二七六 一二一〇	二一		一〇〇	一八九六

外に三百噸に排水量を有する水雷驅逐艇四隻は一千八百九十六年に新造され、其速力は皆三十海里以上を出せり、水雷艇の百三十噸、七十噸、三十五噸、二十五噸等の新造中に在る者亦數多あり。

伊太利海軍

一千八百九十三年五月四日公布の勅令に基き其組織を示す事左の如し。

海軍省は軍令軍政を總べ海軍將官を以て大臣とす、海軍次官も亦將官を以て補し省內の一部を統括す。

此一部を總務部と稱し三小部に分つ、第一を參謀局とし海軍少將を其長とす、第二を醫務局と稱し軍醫總監を長とす、第三を工兵局と

乃チ鏡心差ハ一度ノ鏡傾差ヨリ生スルモノニシテ斯ノ如ク九十度ニ對シテ一分三秒百五十度ニ對シテ三分五十四秒ノ數量トナリ即チ正負トモニ其角度ノ增加スルニ從フテ增加スルモノナリ

一　故ニ測者ハ該鏡心差ニ注意シ而シテ該接觸點ハ成ルヘク之ヲ該鏡ノ中心ニ在ラシムヘキ樣常ニ心掛クヘシ

經線儀

捲方

一　經線儀ハ連日疾徐當ヲ得タル同一ノ力ヲ以テ鄭重ニ之ヲ捲カサルヘカラス何トナレハ之ヲ捲クニ一定ノ速度ヲ以テセサルトキハ其時間中經線儀ノ步ヲ維持スルノ力ニ變化ヲ起シ又其捲方徐々ニ過クル時ハ經線儀ノ步ヲシテ遲緩ナラシムルノ虞アレハ

稱し海岸防禦地點の工事を監し、陸軍少將若くば陸軍工兵大佐を長とす。

軍事部は總務部の如く亦省內の一部にして將校兵員に關する總ての事務を處斷す。

機技部、兵器部、及管理部は皆省內の一部を成し、第一は造船、造機等、第二は兵器、彈藥等、第三は商船(大臣管下の)の事務等を掌る者とす。

全國の海岸を三區に分ち、「スペヂヤ」、「ヂープル」及「ベニス」三海軍區となし、各鎭守府を置く、「ヂープル」鎭守府は「タラント」港の建築完成の上は仝地に移轉す可きなりと云ふ。

一千八百九十三年八月勅令を以て伊國海軍船艦を三鎭守府及「タラント」に分置せり。

伊國海岸は防禦の爲め、各軍港、要港に水雷艇を配置し、本部を「スペヂヤ」、「マダレナ」、「ガエタ」、「メッシナ」、「タラント」、「ヂープル」、「アンコナ」及「ベニス」に置く。

海軍々人の數は左の如し、(一千八百九十七年)

大將	一名
中少將	二〇名

ナリ蓋シ捲方正シキ時ハ數日間ノ觀測ニ依リテ確定シタル日差ニ影響ヲ及ホサヽレトモ其捲方ニシテ時トシテハ徐々ニ時トシテハ疾速ニ過クルカ如キコトアルニ於テハ自ラ其間ニ誤謬ヲ生スヘシ又鍵ハ常ニ機械ノ能力ノ捲止ニ感スルマテ廻スヘシ

一　凡ソ經線儀ハ八日捲ノモノト雖モ必ス他ノモノト同樣ニ毎日捲クヘシ

一　定函中ニ藏メタル經線儀ハ陸上或ハ海上測量ノ爲メ決シテ之ヲ其定置ノ場所ヨリ動カスヘカラス凡ソ測量用ニハ甲板時計若クハ通常ノ時計ニテ決シテ差支アルコトナシ

一　經線儀ハ旋轉ノ運動ヲ受クル時ハ容易ニ其活働ヲ止ムルモノナリ故ニ經線儀ヲ運スル搬ニハ能ク此事ヲ心ニ銘記シ該運搬者ヲシテ決シテ之ヲ旋轉セシメサルニ注意シ且ツ其運搬ヲ終リタルトキハ直ニ該儀ヲ檢シテ其活働シオルヤ否ヤニ注意スベシ

大少佐	一四〇名
大尉	三四〇名
少尉	一六七名
少尉候補生	一二〇名
機關官	三〇三名
軍醫官	一七三名
主計官	一二九名
准士官	一二九名
下士官	三七二九名
卒	一八三七七名
傭人雇員	二五五名
合計	二三九九二名
勢力ある軍艦、水雷艇の數、	
戰艦	十七隻
海防艦	二隻
巡洋艦	十九隻
通報艦	二隻
水雷艇	二百七十四隻

經線儀ノ荷造及運搬

一　經線儀中ニハ荷造ノ不完全ナルヨリシテ或ハ大破損ヲ生シ或ハ全ク復活セシム可ラサル破損ニ歸スルモノ少ナカラス故ニ是等ノ場合ニ於テ經線儀ヲ遠地ヨリ送ラントスル時ハ能ク其荷造ト運搬トニ注意セサルヘカラス即チ其荷造方ヲ示スヿ左ノ如シ

第一　先ツ其銅盒ヲ遊輪環ヨリ取外シテ硝子蓋ヲ縲脫シ次ニ片手ヲ其下ニ入レナカラ儀面ヲ轉倒シ其儘ニシテ銅盒ヲ徐々ニ上方ヘ高メナカラ取去ルヘシ而シテコークニテ造リタル薄キ尖木二個ヲ均旋輪ト該

海軍將校は一般に海軍兵學校將校科生徒卒業者より補充し、欠員の時は若齡にして進級試驗に合格したる准士官より任用す。

機關官及機技官は海軍兵學校の機關科を履修せる機關兵曹、兵學校の造船科々程を終りたる者等より補充す。

海軍兵學校は大臣の直轄にして「リオルノ」に在り、海軍少尉、少技士及主少計となるべき生徒を養成し、又將校に砲術、水雷術及水路學中の一科を專修せしめ、尙且機關兵曹に高等の敎育を授る所とす。

海軍機關學校は「ベニス」軍港に在り機關兵曹となる可き者を養成する所なり。

電信術練習所は望樓手を養成す。

技手練習所は造機、造兵、造船職工を養成す。

水雷術練習所は掌水雷兵を養成す。

砲術練習所は掌砲兵を養成す。

伊國軍艦の新製に係る者及製造中等の者は左の如し。

艦名	艦種等級	排水噸數	大長巾平均吃水	速力(海里)	舷側甲鐵厚防護甲板	載炭量	進水の年
戰艦三隻 アミラグリチ、ヂ、サンホン、エマニユール、フイリベルト	一等戰艦	一四、〇〇〇	長四一三呎	二一	不明	不明	建造中
	二等戰艦	九、八〇〇	三四四六 六九四 三四九	一八	三、九—九、八吋 一、五—三、一吋	一〇〇〇	一八九七

板面トノ間ノ十字桿ニ接シテ嵌入シ以テ該輪ノ運轉ヲ止ムヘシ但シ其コークハ充分ニ乾燥セルモノタラサルヘカラス若シ其コークニ濕リ氣ノアルトキハ均旋輪ノ彈機ニ錆銹ヲ生スルノ患アリ次テ經線儀ヲ再ヒ銅盒中ニ入レ硝子蓋ヲ再ヒ其上面ニ螺着スヘシ然レトモ之ヲ遊輪内ニハ再ヒ置クヘカラス乃チ遊輪環ト木匣トヲ固着スル所ノ螺旋ハ盡ク之ヲ拔キテ其圓形ノ銅製螺旋止メト共ニ紙ニ包ミテ之ヲ該木匣ノ底ニ入レ之ニ汚塵ナキ乾絮若クハ紙屑又ハ他ノ清潔ニシテ柔軟ナル物ヲ少シク塡敷スヘシ但シ木屑ハ決シテ之ヲ用ユヘカラス何トナレハ木屑ハ時トシテ松脂及塵埃ヲ混スルヿアレハナリ而シテ又經線儀ヲ遊輪環ニ固着スル爲メニ用ユル所ノ螺旋及螺旋止メ（若シ之アラハ）ヲ其遊輪環ニ嵌入シテ之ヲ其塡物ノ上ニ入レ更ニ又其上ニ少シノ塡物ヲナシ而シテ後ニ經線儀ノ銅盒ヲ入ルヘシ但シ此銅盒ヲ入ル、前ニハ先ツ一枚ノ薄紙ヲ以テ能ク之ヲ包ミ塡物ト相摩擦スルヲ防キ且ツ該盒ト木匣トノ上下左右前後ノ空隙ニハ盡ク塡物ヲ充タスヘシ

裝甲巡洋艦二隻	一等巡洋艦	八、〇〇〇	三二五 四七 不明	二二	不明	不明	計畫	
ガリバルヂ	二等巡洋艦	六、八四〇	三二八 五九 二三	二〇	六 〇八—一、四五 時	一〇〇〇 他に二重底に液体燃料を蓄ふ	一八九七	
ワレース							一八九七	
ベトル、ピサニ	二等巡洋艦	六、五〇〇	三二四 五九 二二	二〇	六 〇八—一、四五 時	一〇〇〇 他に二重底に液体燃料を蓄ふ	一八九五	
カルロ、アルベルト							一八九六	
マ號巡洋艦	三等巡洋艦	一、八一六	三〇四 一〇	自然通風 二 強壓通風 五	甲板 一 八/五 時	一六〇 石炭 二七〇 液体燃料 三〇	建造中	
アゴルダット	通報艦	一、三一三	二八八 三〇 一〇	二三	甲板 〇、七五 時		一八九六	
コアチット								

墺地利海軍

墺地利海軍の特點は「ダニューブ」河上に浮ぶ「モニトル」型の艦隊を始め主として海防艦を有するに在り、海軍省は陸軍大臣の兼務の下にあり、艦隊の集合本部を「ボーラ」とす。

其艦艇の數は、

戰艦	八隻
海防艦（河用「モニトル」をも含む）	八隻
巡洋艦	十八隻
砲艦	十二隻
水雷艇	六十八隻

左表は例に依り勢力ある軍艦の一覽表なり。

艦名	艦種等級	排水噸數	大長巾平均吃水	速力（海里）	舷側甲鐵防護甲板厚	載炭量	進水の年
モナーク	二等海防艦	五五五〇	三〇五 五五 二〇 九	自然通風六千馬力 一六 強壓通風八千五百馬力 一七、二	一〇、五時 二、五時	五〇〇	一八九五
プタペスト							一八九六
ウイエン							一八九五
C號巡洋艦	二等巡洋艦	六一〇〇	三六七 五五 不明 八	二〇	一〇、五時 一、五時	八〇〇	建造中
ゼンタ	三等巡洋艦	二二五〇	三〇二 一三九 四	二〇		不明	建造中
B號巡洋艦	前者に同ト						
マグネット	二等砲艦	五一〇	二二一 一二六 一〇 六	二六		一〇五	一八九六

佛朗西海軍

佛國海軍の主權を有する者は海軍大臣にして大統領は大臣の決定せし按に連署するに止まり國會亦唯豫算に關する事に容嘴するに過ぎず。

參謀部長は大臣を補佐し參謀部を統括す、參謀部を三局に分ち左の如く擔任の事項を定む、

第一局　外國海軍に關する事項、外國海岸防禦等の調報を調査編纂する事、

ル樣ニ爲サヽルヘカラス蓋シ荷匣ノ外側ヲ柔軟ナラシムルコトハ最大ノ要件トス又木匣ヲ用ユル時ハ必ス其蓋ヲ螺釘ニテ固着スヘシ

第三　前項ノ柔軟ナル匣若クハ籃ノ中ヘハ二個若クハ二箇以上ノ經線儀（第一項ニ揭ケタル手續ヲ以テ毀損ナキ樣夫々ノ盒ニ納メタル後）ヲ入ルヽモ敢テ差支ナシト雖モ亦斯ノ如キ場合ニ於テハ必ス經線儀ト經線儀トノ間ニ（第二項ニ揭ケタル如ク）藁若クハ其他ノ塡物ヲナシ各經線儀ヲシテ相觸レ合コトナカラシムヘシ

第四　凉船ニ托シテ經線儀ヲ運搬スルトキハ特別ニ會社若シクハ船長ニ談シ適當ノ保護ヲ求メ決シテ普通荷物ト爲サヾル樣ニ依賴スベシ

包荷ヲ解クコト

一　經線儀ノ包荷ヲ領受シ之ヲ解カントスル時ハ尖木（コーク）ヲ抜キ去ルニ最モ注意セサルヘカラス是レ均旋輪ノ軸ヲシテ拉張セシメサランカ爲メナリ

停止シタル經線儀ヲ活働セシムルコト

一　停止シタル經線儀ニ活働ヲ與ヘント欲スル時ハ函ノ儘經線儀ヲ兩手ニ持チテ之ヲ水平ニ保チ右若クハ左ヘ一回轉ノ約四分ノ一程手輕ク迅速ニ且ツ激動セサル樣ニ廻スヘシ但シ經線儀ハ其裝置極メテ精巧ノ者ナルカ故ニ餘リ激シク之ヲ回轉シ或ハ垂直ニ動カス時ハ必ス其機械ニ損害ヲ與フルナリ故ニ凡テ經線儀ニ震動ヲ與フルカ如キ取扱ハ固ヨ

第二局　佛國海岸防禦及海軍省所管植民地事件ニ關スル項目、

第三局　艦船艇ノ事項艦隊ノ敎練、組織、作働等ニ關スル事、

官房ニハ特ニ參謀官若干ヲ置キ又軍政ヲ管スルノ一局ヲ置ク。

其他ノ各部ハ檢閱部、人事部、材料部、兵器部、會計部、水雷防禦部、水路部等とす。

省内別ニ高等會議、檢閱委員會、技術會議、工事會議等ヲ置キ諸般ノ商議及審査ニ任ぜしむ。

（行政上海岸ヲ區分シテ五海軍區となし鎭守府ヲ置ク事左の如し、

第一海軍區「シェルブール」鎭守府、

第二海軍區「ブレス」鎭守府、

第三海軍區「ロリアン」鎭守府、

第四海軍區「ロシフオール」鎭守府、

第五海軍區「ツーロン」鎭守府、」

各地皆官立造船所を設く。

鎭守府司令長官は海軍中將にして管區内の軍務、固定、移動海軍防禦の事を總轄す。

主要なる水雷艇配備港は左の如し

「シェルブール」、

「ヂュンキルク」、

「ブレス」、

「ロリアン」、

「ロシフオール」、

「ツーロン」、

「コルシカ」、

「アルギール」、

「ボナ」、

艦隊は左の各所に配置す、

地中海	二十三隻
北海（英吉利海峽より北部）	十三隻
大西洋	不明
大平洋	不明
極東	（十三隻
交趾支那砲艦小數のみ	
印度洋	不明」

一千八百七十二年に海軍費は只一二一、四八四、〇〇〇「フランク」なりしが仝八十年以來は毎年之より巨額にして其割合實に左の如し。

リ之ヲ爲スヘカラス

海上差

一　經線儀ハ大抵皆航海中ニ多少其日差ヲ變スルモノニシテ許多ノ經線儀中ニハ間々其甚シキモノアリ故ニ能フヘクンハ豫メ此日差（即チ航海中船ノ動搖ヨリ生スル誤差ヲ含メルモノ）ヲモ測定スルヲ要ス（斯クナシ置ク時ハ長途ノ航海ヲナスニ當リテ殊ニ其利ヲ受クヘシ）但シ之ヲナスニ左ノ二法アリ

第一　船若シ海洋ニ出テ何レノ港ニモ寄泊セス數日ノ航海ヲ終リテ同一ノ港ニ歸着セリトセンカ速ニ通常ノ法ヲ以テ其間ノ日差ヲ測ルヘシ是即チ所要ノ日差ナリ然レトモ屢々此ノ如キ機會ニ遭遇スルコトハ得ヲ期スヘキコトニアラス故ニ亦次ノ法ヲモ知ラサルヘカラス

第二　近來ハ艦船ノ通常寄泊場トスル港灣ハ大抵皆正確ニ其經度ヲ測定セルモノナレハ是等諸處ノ港ニ於ヲ觀測ヲ施シ其經度ノ差ニ對スル時分秒ヲ加減スコトヽセハ亦容易ニ所要ノ日差ヲ測定シ得ヘキナリ

一　海面地平ニ依リ觀測シテ得タル所ノ經度ニハ該地平線上ニ於クル蒙氣差ノ不定ナルカ爲メ常ニ一種ノ誤差アルヲ免カレス蓋シ見ル所ニテハ區界判然タル地平線ト雖モ蒙氣差ノ爲メニ或ハ實際ヨリ二三分高ク見ユルコトアルモノナリ乃チ此事ヨリ起ル誤差タルヤ通常ノ航海上ニハ敢テ意トスルニ足ルノ影響ヲ及ホスコトナキモ艦船ヨリ斯ノ如キ地平ニ依リテ施セル天測ヲ以テ

年數　費額百万を單位とし其以下は切り上ぐ

年數	費額
一八八〇	一八六
一八八一	一九三
一八八二	二〇二
一八八三	二三二
一八八四	二五四
一八八五	二六六
一八八六	二三三
一八九四	二六七
一八九五	二七八
一八九六	二六八
一八八七	二一一
一八八八	一九四
一八八九	一九九
一八九〇	二〇一
一八九一	二二二
一八九二	二一九
一八九三	二五五
一八九七	二六五
一八九八	二八五

海軍の人員は年々の豫算に由り其多寡を定むるも一千八百九十七年の者は次の通り、

中將	一五人
少將及相當官	三〇人
大佐及相當官	一二五人
少佐及相當官	二一五人
大尉及相當官	三七七人
中尉及相當官	三七七人
少尉及相當官	四二〇人
少尉候補生及相當官	一七〇人
准士官、下士卒	三九、八四六人

一千八百九十八年には合計凡そ一千人の增員ある可き筈なり。

將校は海軍兵學校卒業の少尉候補生を一ヶ年間尙實地練習せしめ試驗に及第せる者を採用す、又他より任命さるゝ者は將校試驗に及第せる者に限る。

機關官は試驗に合格の上等機關兵曹より採用す。

軍醫官及藥劑官は軍醫學校卒業者及一般醫士、藥劑士にして其採用試驗に合格したる者より任命す。

主計官は主計學校の卒業者より任命し又他よりする者は採用試驗を施行す。

兵員は徵兵及志願兵にして又登錄海員兵なる者あり、登錄兵とは十八才より五十才迄の海邊居住の强壯なる男子を兵籍簿に登錄し置き或る特權を附與さるゝ者にして五ヶ年の現役に服し又臨時定時の召集に應するなり。

佛國海軍豫備員は十一萬四千を算す。

定メタル岩嶼堆灘岬角等ノ位置ニハ六分儀ノ中心差ヨリ起ル結果ノ外ニ尚ホ一種上記ノ事由ヨリ生スル誤謬アルコトヲ記憶セサルヘカラス

航路標識

凡ソ淺瀬暗礁等ノ航路ニ當ルモノニハ特種ノ記標ヲ置テ其位置ヲ示シ以テ船舶ノ擱觸ヲ防ク事アリ又夜間ハ樞要ノ岬角島岐等ニ燈火ヲ點シテ其所在ニ明ニシ以テ行船ノ便ニ供スルヿアリ此等ヲ總テ航路標識ト云フ

航路標識ノ名稱種類ハ左ノ如シ

- 航路標識
  - 燈標又夜標
    - 燈臺
    - 燈竿
    - 燈船
    - 導船
  - 畫標
    - 浮標
    - 立標
    - 陸標
    - 澪標
  - 警號
    - 霧笛
    - 霧鐘
    - 霧砲

海軍兵學校は「ブレス」に在り鎮守府司令長官に屬し二ヶ年の修業期の終りに卒業試驗を行ひ少尉候補生を命す。

海軍大學校は「ツーロン」に設置し士官に高等の學術を授け又參謀將校を養成す。

造船學校は技士を養成す。

機關學校は機關部下士を養成する所なり。

軍醫學校は「ポルドー」に、主計學校は「ブレス」に在り。

水雷術練習所は士官兵員に水雷術を練習せしむ。

砲術練習所は掌砲兵及砲術士官の養成所なり。

其外數多の學校練習艦ありて諸科の教授又は新兵の教育をなす。

勢力有る艦艇の數は左の如し。

戰艦	三十九隻
海防艦	十六隻
巡洋艦	四十二隻
通報艦及砲艦	三十三隻
水雷艇	二百五十五隻

一千八百九十五年以來の軍艦は次表に載す。

燈臺

燈臺ハ通常岬角島岐等ノ航路ニ當リ能ク遠近各方位ノ目標トナルベキ位置ニ設ケテ其所在ヲ示シ又明暗若クハ異色ノ限界ニ依テ危險ヲ示ス等ニ供スルモノアリ故ニ各地ノ燈臺照光ノ狀況同一ナルトキハ其果シテ何地ノ燈臺ナルヲヤ識別スルヿ能ハザルベシ此ヲ以テ沿岸若干ノ近距離内ニアル燈臺ハ各々其趣ヲ異ニシ以テ彼此相誤認スルノ憂ナカラシム

構造

燈臺構造ノ材料ハ石、木、鐵、煉化石等種々アリ其形狀又圓形ナルアリ四角六角若クハ八角形ナルアリテ一ナラス

燈臺ハ又畫標トナスヲ得ルカ故ニ通常白色ニ塗リ著明ナラシムト雖モ白色ハ降霧溟濛ノ天候ニ際シ視認シ難キ恐レアルヲ以テ往々朱色ト白色ノ縱線若クハ横線ニ塗リ以テ此憂ヲ避クルヿアリ

性狀

凡ソ燈臺ノ性狀ハ大別シテ二種トナス不

艦名	艦種等級	排水噸數	大長巾平均吃水	速力(海里)	舷側甲鐵厚防護甲板	載炭量	進水の年
戰艦A九號	一等戰艦	一二〇〇〇	他は確定せず				
ゼーナ	一等戰艦	一二〇五三	三九六 六七 二七 呎 九 三 六	一八	不明	一一〇〇 外に液体燃料若干	一八九八 建造中
戰艦A十號							
シアーレマン	一等戰艦	一二六〇	三八一 六七 二五 四 六 一〇	自然通風 一六、五 強壓通風 一八	一〇—一五、七吋 三、五吋	一一〇〇	一八九五
セント、ルウイス							一八九六
ゴウロア							一八九六
ブーベー	一等戰艦	一三〇五	四〇一 七〇 二七 四 三 七	一七	七、八—一五七吋 三、五吋	八〇〇	一八九六
マゼーナ	一等戰艦	一一九二四	三四七 六六 二六 三 六 三	一八	九、七—一、七吋 二、七吋	六三五	一八九五
ヘンリイ四世	一等海防艦	八九四八	二五三 七三 二三 一〇 一一	一七	不明	一一〇〇	建造中
ポスオウ	二等巡洋艦	五三六五	三六〇 五〇 二一 二 四	一九	二—三、九吋 一、六—三、五吋	五三八	一八九五
ジアンダアク	一等巡洋艦	一二七〇	四七 六三 二六 八 八	自然通風 一九 強壓通風 二三	五、九吋 二吋	二一〇〇	一八九七
ヂユプチー							建造中
シヤンデルナゴール	一等巡洋艦	九五一六	四三五 六三 二四 六	自然通風 二一	六吋 防護甲板二層	一六〇〇	計畫
アミラルゲイドン							一八九八 起工の筈
モントカーム							
巡洋艦C七、八號	一等巡洋艦	七七〇〇	四二六 五八 二四 六 四	二一	不明	一二〇〇	一八九八 起工の筈
ヂユプレー							
デザー							
クレーベー							
ガイシエン	一等巡洋艦	八二七七	四三六 五四 二四 四 一〇 七	自然通風 二〇 強壓通風 二三	甲板 〇、八—三吋	二〇〇〇	一八九七

動燈及變燈是ナリ

甲　不動燈　ハ燈光ノ現狀常ニ一定不變ノ者ヲ云フ

乙　變燈　ハ乃チ然ラス或ハ明光ヲ放ツコトアリ或ハ暗黑トナルコトアリテ燈光ノ現狀常ニ同一ナラサルモノヲ云フ而シテ此種ノモノ又數種ニ別ツ

一　閃光燈　ハ若干時ノ間隔ヲ以テ閃光ヲ發スルモノニシテ左ノ二種ニ小別ス

（イ）短時ノ間隙ヲ隔テヽ閃光ヲ發スルモノ

（ロ）可成急速ノ間隙ヲ隔テヽ二回若クハ三回ノ群閃ヲ連發シ而シテ其前後稍長間隙ヲ隔ルモノ

二　廻轉燈　燈器回轉シテ暗ヨリ光ヲ生シ漸ヲ以テ最明光ニ至リ再ヒ光ヲ減シ漸ヲ以テ暗黑ニ至ルモノヲ云フ但シ晴天短距離ニハ全ク暗黑ヲ呈セサルモノナリ其間隙ヲ稱スルハ最明光中心ヨリ再ヒ最明光中心ニ至ルノ時ヲ以テス

三　不動及閃光燈　不動燈ニシテ白色或ハ他色ノ閃光ヲ加發スルモノヲ云フ但閃光ノ前後短時ノ暗黑ヲ生ス

四　明滅燈　燈光俄然皆既スルモノヲ云フ英國ニテハ二皆既間放光ノ長短ニ依テ二種ニ別ツ

（イ）放光三十秒以內ノモノヲ「オツカルチング」ト稱シ

（ロ）放光三十秒以上ノモノヲ「インターミッテド」ト稱ス

五　交閃燈　紅白若クハ綠白ノ二光一定ノ間隙ヲ以テ交換シ其間暗黑トナルコトナキモノヲ云フ

（註）廻轉燈ハ放光ノ時間短ニシテ暗黑ノ持間長シ明滅燈ハ之ニ反ス

照光器

（一）反射式　銀色金屬ノ拋物形ノ器ノ燒點ニ燈光ヲ置キ以テ其光ヲ反照スルモ

巴西海軍

巴西海軍は稍新艦の增加を成すと雖も未た以て有力なる海軍と爲すに足らず、一千八百九十三年九月其海軍は「メロ」を將とし「カマ」及他の士官之に屬して本國政府に叛き翌一千八百九十四年三月其亂鎭靜にしは人の記憶する所なり。

海軍に屬する造船所は五箇あれ共「リオ、デ、ジアヂイロ」を以て第一とす。

一千八百九十五年以後編籍せし軍艦は左の如し。

艦名	艦種等級	排水噸數	長巾	速力（海里）	舷側甲鉄防護甲板	厚	載炭量	造水の年
マレシアロ、デオドロ、マレシアロ、フロリアノ、タマンデー	三等海防艦	三六二	二四七	一一	自然通風	一三、七吋	二三六	一八九七
巡洋艦C、D、E號	二等巡洋艦	四三七	二九四	一六	強壓通風	一四	七五〇	建造中
アマゾナス	二等巡洋艦	四〇〇〇	不明	二〇	甲板	一、一六	不明	建造中
アブリユー、カラムユール	三等巡洋艦	三四五〇	三三〇	一四	甲板	二、二五	七〇〇	建造中
チユピー、チムピラ	三等巡洋艦	一〇三〇	二五九	九	自然通風	一三、五（自然通風）二六（強壓通風）	不明	一八九六
砲艦八隻	二等砲艦	五〇〇	一九六	九	強壓通風	二二	一五〇	建造中及計畫

暹馬海軍

暹馬海軍は全く海岸防禦用に充つるに在り、一千八百九十五年以後

ノヲ云フ

(二) 折射式　凸鏡或ハ三稜玻璃ノ内方ノ燒點ニ燈火ヲ置キ以テ燈光ヲ折屈シ水平ニ海面上ヲ照スモノヲ云フ

方今我國ニテ用フルモノハ多ク此式ナリトス

(三) 反折射式　ハ前二式ヲ合成シタルモノヲ云フ

燈色

燈火ノ燃料ハ油若クハ瓦斯ニシテ近時電氣ヲ以テ試驗セシアリ而シテ通常白光ヲ放ツモノナリト雖モ時トシテ着色玻璃ヲ以テ之ヲ覆ヒ其光色ヲ紅若クハ綠ニナシ以テ區別法ニ供スルヿアリ

方今我國ニテハ上等石油ヲ更ニ精製シテ之ヲ用フ

等級

燈臺ハ光力ニ應シテ等級ヲ別チ光輝最モ强大ニシテ遠キニ達スルモノヲ第一等トシ以下順次六等ニ至ル

一等ヨリ三等ニ至ル迄ハ通常外洋ニ面スル海岸ニ用ヒ四等以下ハ水道及港口等ニ設ク

總說

凡ソ變燈ハ其最明光ノ前後光力强カラサル際ニハ遠距離ヨリ望ンテ見ル事能ハサルモノナリ又燈臺ノ位置高キトキハ雲霧ノ爲メニ遮蔽セラレテ見ヘサル事アレハ宜シク注意スヘキモノナリ

折射式不動燈ノ玻璃内ニ別ニ着色玻瑠ヲ以テ垂直ニ其一部ヲ覆ヒ水道沿岸等ノ險礁ノ方位ヲ示スニ用フル事アリ

燈臺ノ方位ハ常ニ磁針方位ニシテ其稱呼ハ海上ヨリス

光達距離ハ測者ノ眼高水面上十五呎ニアル者トシテ算ス然レトモ燈ノ光力ニシテ高サヲ以テ算シタル距離ノ點ニ照及スルニ足ラサルトキハ其全ク照及スル所ノ距里ヲ以テス

燈竿

燈竿ハ通常港内ノ埠頭若クハ川口等ニ設ケテ其位置ヲ示スニ用フルモノナリ

製造等に係る軍艦は下の如し、

艦名	艦種等級	排水噸數	大長巾平均吃水	速力(海里)	舷側甲鐵防護甲板厚	載炭量	進水の年
ヘルラフ、トロール	二等海防艦	五〇〇〇	不明	不明	不明	不明	建造中
スキジヨルド	三等海防艦	二六〇	二二呎 三三 一三七 五	一三	九—一二吋 二吋	二八五	一八九六

亞米利加合衆國海軍

北米合衆國の海軍は近時大に擴張され强海軍國に列するに至れり其組織の概畧を左に述べん。

海軍大臣は國會議員の協贊を經て大統領の補任したる内閣員にして海軍に關する事を掌理す。

海軍次官は亦文官にして大臣の令する所、又法律の定むる所の職務を採り議員の協贊を經て大統領之を補任す。次官は省内八局を統べ法官部長及海兵本部長を兼ぬ。

軍令及軍事樞要の件は軍務局内有力の將官之を司掌す。

省内八局とは左の如し。

一　艦廠局　造船所船渠の事項を分擔す、

二　軍務局　艦船に關する軍務を分擔す、

三　需品局　軍需品に關する事務を分擔す、

四　造兵局　兵器彈藥に關する事務を分擔す、

五　滊機局　滊機、滊罐等に關する事務を分擔す、

六　造船局　艦船新造修理に關する事務を分擔す、

七　給與局　被服、糧食及會計事務を分擔す、

八　醫務局　醫務、衞生、治療及藥品に關する事務を分擔す、

政府造船局は左の各所にあり、

所在地	所屬州名
ポーツマウス	ニユーハムプシアイア
ポストン	マサチュセッツ
ブルークリン	ニユーヨーク
リーグ、アイランド	ペンシルバニア
ワシントン	ヂストリクト、オフ、コロムビヤ
ノーフォーク	バアジニヤ
ペンサコラ	フロリダ
メーア、アイランド	カリフオルニヤ

海軍衛所は左の五箇所に在り、

所在地	所屬州名

其製鐵或ハ木造ノ竿上ニ不動燈ヲ點スルノ裝置ニシテ燈火ノ着色種々アリ一定セス其光力强カラスシテ概ヲ無等ナリトス

燈船

燈船ハ通例港口及河口ノ淺灘暗礁等ノ外端ニ碇置シテ赤色ニ塗リ且其危險物ノ名ヲ著ルシク外舷ニ大書スルモノナリ而シテ船上一檣若クハ二檣ヲ有シ檣頭ニハ赤球ヲ戴キ夜間ハ檣數ニ應シテ燈火ヲ點ス燈船若シ壓流シテ正當ノ位置ニ在ラサルトキハ夜間ハ舶艫ニ不動紅燈ヲ掲ケ十五分時ニ紅色ノ閃光ヲ發スヘシ又晝間ハ檣頭ノ赤球ヲ下スヘシ

導燈

導燈トハ港口ノ出入等ニ當リテ危險ヲ避ケンカ爲メ陸上ニ二箇ノ燈竿ヲ備ヘ二燈ヲ一線ニ視認セシムル等ノ裝置ヲ云フ

浮標

凡ソ淺灘暗礁等ノ航路ニ當リ若クハ之ニ近クシテ潜伏シタルモノハ其上ニ鐵製ノ浮標ヲ置キテ之ヲ示ス

浮標ハ其形狀ト塗色トニ依テ種々ノ名稱アリ

一　塗色　浮標ヲ塗ルノ元色ハ通常黑朱、白ノ三種ニシテ或ハ單ニ一色ナルアリ或ハ二色ヲ混用スルアリ混色塗方ニ三種アリ方格、縱線、横線是ナリ

又破船若クハ海底電纜ノ所在ヲ示スニ用フル浮標ハ全ク綠色ニ塗ルヲ例トス

二　形狀　種々アリ左ノ如シ

Com Buoy　頂上平垣ニテ圓臺形ヲナスモノ

Nun Buoy　椎實形ヲナスモノ

Spar Buoy　水上ニ出ル所單ニ一ノ圓材狀ヲナスモノ

Conical Buoy　圓錐狀ニシテ其頂上尖點ヲナスモノ

Spherical Buoy　頂上半球狀ヲナスモノ

Pillar Buoy　底部廣クシテ其中央ニユーロンドン

ポート、ローヤル

キー、ウェスト

ピユゼット、サウンド

ニユーポート

海軍々人の數は下の如し、

將校	
內譯	
大將	一名
中將	一名
少將	一六名
大佐	四五名
中佐	八五名
他の將校	八八三名
機關官及機技師	二二六名
主計官軍醫官法敎師	二六二名
准士官	一四三名
水兵及下士卒	一一七五〇名
海兵士官	七四名
海兵下士卒	一九三九名
合計	一五四二五名

艦隊は五分して之を配置す、第一を北太西洋艦隊、第二を太平洋艦隊、第三を亞細亞艦隊、第四を南太西洋艦隊、第五を歐洲艦隊となす。

將校及機關官は海軍兵學校の卒業者より任命し其成績不良の者は海兵員に降して其中艦內雜務を取る水兵と掌砲掌水雷水兵とは自ら別種の者なり。

海軍兵學校は「アンナポリス」に在り將校及機關官を養成す、生徒は國會議員の推擧にかゝる者及海陸軍人の子弟とす、在校は四年にして實地練習の爲め乘艦二年とす。

海軍大學校は「ニユーポート」に在り中尉以上將校術（即ち戰術）を敎授する所なり。

砲術練習所及水雷術練習所は志願兵中有望の者に砲術及水雷術を敎授する所なり。

左に掲ぐるは一千八百九十五年以後製造又は企畫の軍艦とす、合衆

ニ長圓柱ヲ樹ツルモノ

Mooring Buoy 圓壔ヲ横タヘタル如キモノニシテ其中部ニ繫留用ノ大環ヲ備フ

三　添加標　浮標ノ頂上ニ竿ヲ樹テ竿上又籠若クハ板ノ類ヲ以テ製シタル添加標ヲ戴ク其形狀概ネ四種トス方籠、三角形、菱形、球形是ナリ

總說

浮標配置ノ法ハ各國皆其趣ヲ異ニシ一定ノ通法ナシト雖モ通例先ツ外國ヨリ港口ニ向ツテ其左右側ノ稱呼ヲ定メ而シテ右側ニハ悉ク同色ニシテ圓臺形ノ者ヲ置キ左舷ニハ同形異色ノ者ヲ備ヘ而シテ水道ノ中部ニ淺堆アルトキハ之ト同式ノ浮標ヲ置キ繞ラスニ白色ノ帶ヲ以テスル等其制整然トシテ定ルヲ以テ宜シク各國ノ法式ニ通曉シ同一視シテ混雜ヲ生スルヿ勿ナルヘシ

立標

國にては戰艦には州名を與へ巡洋艦には市府都會の名を附するを例とす。

艦名	艦種等級	排水噸數	大長巾平均吃水	速力(海里)	舷側甲鐵防護甲板厚	載炭量	進水の年
無名一隻							計畫
イリノイス	一等戰艦	一一五二五	三六八呎 七二二 二三六	一六	四—一六、五吋 二、七—四吋	一二〇〇	建造中
ウイスコンシン							
アラバマ							
カアセージ	一等戰艦	一一五〇〇 石炭一二一〇 噸ノ片一二三五〇	二六八 七二二 二三六	一六	四—一六、五吋 二、七—五吋	四一〇	一八九八 建造中
ケンタツキイ							
アイオワ	一等戰艦	一一二九六	三六〇 七二二 二四六	一六、五	一四附 二、七—三吋	一七八〇	一八九六
ブルークリン	一等巡洋艦	九一五三	四〇〇 六四 二五 一七	二一	三—八吋 三—六吋	一六五〇	一八九五
ナシコビール	一等砲艦	一三七一	二二〇 一六 一一	一四	甲板 二、五吋	三一五	一八九五
ウイルミントン	一等砲艦	一三九二	二五〇 一〇 八 六 一〇	一五、七五 一五	甲板 二五、吋	二七五	一八九五
ヘレナ							一八九六
マリエツタ	一等砲艦	一〇〇〇	一七四 一三四 一二	一二		二四五	一八九七
ホイーリング							一八九六
アンナポリス	一等砲艦	一〇〇〇	一六八 一三六 一二	一二		二四〇	一八九六
ピアクスブルグ							一八九六
*ニユーポート							一八九六
プリンストン							一八九六

立標ハ水深深カラサルカ若クハ低潮ニ露出スルカ如キ岩上ニ樹テヽ其位置ヲ示ス不動標ナリ

立標ハ石造アリ鐵造アリ竹木ヲ以テ製スルアリ之ヲ塗ルニ黑赤白ノ單色アリ又混色ヲ用フルアリ其形狀大小亦種々ニシテ一定セス要スルニ唯堅牢ニシテ著明ナルヲ良トスルノミ

立標上ニ燈火ヲ點シ夜標ヲ兼ヌルセノアリ燈火ノ式凡テ燈臺ニ同シ

陸標

陸標トハ沿岸避險ノ示導ニ供スル爲メ陸上必要ノ所ニ立チタル木竿等ノ稱ナリ

澪標

澪標トハ河口、江口等ニ於テ淺堆ヲ避ケ水道ヲ示スニ立テタル木標ナリ

警號

天候溟濛ナルカ若クハ霧雪深キ時ハ音響ヲ以テ船舶ヲ警メ標識ノ所在ヲ知ラシムルヿアリ之ヲ警號ト云フ

警號ハ通常燈船ニ於テスト雖モ地方ニ依

*「ニユーポート」は生徒練習艦に改造す可しと云ふ。

亞爾然丁共和國海軍

南米中屈指の海軍にして勢力有る新艦若干を有す。一千八百九十五年以後製造計畫の者は次の如し、

艦名	艦種等級	排水噸數	大長巾平均吃水	速力(海里)	舷側甲鐵防護甲板厚	載炭量	進水の年
ガリバルヂ	二等巡洋艦	六八四〇	三二八 五九 二三 八	二〇	三—六吋 一—二吋	一〇〇〇	二八九五
サン、マルチン							一八九六
プエノス、アイレ	二等巡洋艦	四五〇〇	三九六 四七 一八 二	二四	甲板 一、五—五吋	一〇〇〇	一八九五

水雷驅逐艇三隻は一千八百九十六年之を進水し「ヤロー」式にして二十七海里の速力有りと云ふ。

希臘海軍

五艘の甲鐵艦あれ共小形舊式の者なり、土耳其との戰爭中其艦隊の薄弱なりしは吾人の記臆する所にして只無用の砲擊を企てし耳。海軍々人として士官以下三千一百六十五人有りと云ふと雖も果して實力を有する者たるや疑はし。

兵員は海岸居住者中より志願及徵募し其服役年限は二年なりと云ふ

り燈臺ニモ亦之ニ備フルコアリ霧笛、霧鐘、霧砲ハ各其名ノ如ク所用ノ器械ニ依テ其音響ヲ異ニシ各所制定ノ間隙ヲ以テ之ヲ發ス

又浮標ニ發音器ヲ裝置シ波濤ノ爲メニ自然ニ動搖シ以テ音響ヲ發シ其所在ヲ知ラシムルニ供スルコアリ即チ鳴鐘浮標、瓦斯浮標、自鳴浮標等ノ如シ

颶風論

颶風トハ低緯度ノ地ニ於テ屢々起ル强猛ナル旋風ノ總稱ナリ颶風ハ地球ノ自轉公轉ノ如ク二種ノ運動ヲナシ渦狀ヲ爲シテ其中心即チ颶心ヲ旋回スルト仝時ニ一種ノ曲線ヲ沿フテ或ル方向ニ進行ス

颶風ハ其起ル地方ニ依テ其名ヲ異ニシ西印度南印度洋ニテハ「ハリケーン」ト云ヒ北印度洋其他或ル地方ニテハ「サイクローン」ト云ヒ支那海ニテハ「タイフーン」ト云フ

其性狀ハ未タ充分探究ヲ盡サヽルモノヽ

支那海軍

支那海軍の現狀は果して如何之れ編者か說明を待たすして明かなり、威海衞港の當時の殘存艦隊と共に我手に歸するや我は盡く其軍艦を收容し北洋艦隊燼滅せり、我國民は此勝利を祝し收容軍艦の來着を歡迎せしか彼等果して幾何の勢力を我に加へしぞ、支那に在て之を見れば北洋艦隊は全滅に歸し威海衞、旅順、大連は之に泊せむ可きの軍艦を有せず其他の防備亦恃む可き者なきに至れり、貪婪飽くなきの歐州各國は戰後日本未た其經營を全くせず、支那又一の海軍を有せさるに乘じ各地に其國旗を飜せり、不知戰捷の當時に於て殘存艦隊を支那に讓與し我は其讓與金を製艦の費途に充てば今日の如き形勢に至らさりしに非るなからん哉。

一千八百九十五年以後の製造及計畫の軍艦等は次の如し、

艦名	艦種等級	排水噸敎	大長巾平均吃水	速力(海里)	防護甲板の厚	載炭量	進水の年
海天	二等巡洋艦	四三〇〇	三九六 四六 一六 九六	二四	一、五—五吋	一〇〇〇	一八九七
海地	二等巡洋艦						一八九八
海容	三等巡洋艦	二九五〇	三二八 四〇 一四 一 六一	一九、五	一、五—二、七吋	二二〇	一八九七
巡洋艦二隻	三等巡洋艦						建造中

如ク先輩ノ說ク所モ亦區々ニシテ或ハ眞ノ圓狀ナリト云ヒ或ハ中心ノ周圍ニ螺旋狀ヲナシテ吹キ回ルト云ヒ或ハ中心ニ向ツテ吹キ込ムト云ヘリ然レトモ一定ノ確說ト認ムヘキ者ナキヲ以テ玆ニハ其原理ヲ說カス

颶風ノ前兆及之ニ伴フ現象

風ノ强弱ハ氣壓ノ粗密ニ因ル氣壓ノ粗密ハ晴雨計ヲ以テ計ルヘシ故ニ颶風ノ諸兆候ヲ知ルニハ必ス晴雨計ニヨラサルヘカラス

颶風ノ外周ハ氣壓殊ニ密ニシテ內部ニ入ルニ從ヒ漸ク減少シ中心ニ到レハ最粗ニ達スルモノナリ故ニ晴雨計ハ颶心ニ在テ最モ低ク外周ニ在テ最モ高ク而シテ其最高ト最低トノ差ハ時トシテハ二時半ニ至ル事アリ

颶風ニ近ツク時最初晴雨計ニ感スル所二樣ノ別アリ即チ各地方通常ノ壓力ニ比スレハ非常ニ昇騰スルモノト各地方相應ノ高度ニ適スルモノト是ナリ

二百噸の水雷驅逐艦四隻は獨逸「エルビン」にて製造中にして尙水雷艇の獨逸にて建造中の者數多あり。

西班牙海軍

西班牙海軍は漸次振興され自國製造中の軍艦等を加へは其勢力決して侮る可らさるなり。

左に記するは有力なる艦艇の數にして一千八百九十七年十二月迄に製造及計畫の者なり。

戰艦	二隻
海防艦	一隻
巡洋艦	三〇隻
砲艦及其他	九二隻
水雷艇	三三隻

西國海軍は一千八百九十五年中に於て不幸にも其四艦を失へり、「レイナ、レゲンタ」は仝年三月「トラファルガー」岬の北「マイル」に在る「バジョ、アシチュノー」暗礁に觸れて沈沒し、仝年九月「ハヽナ」沖に於て一艘の巡洋艦を失ひ又「キユーバ」の「サン、アントニア」岬に於て他の一巡洋艦を失ひ尙「タジョ」なる一巡洋艦は「サ

晴雨計此二樣ノ象ヲ顯ハシタル後船若シ颶風ニ觸ル、時ハ速カニ降下シ颶風ノ前象限ニアル間ハ常ニ降下シ而シテ之ヲ經過セル後チ漸ク昇騰スルモノナリ

右ニ記載スル所ニ由リテ左ノ三則ヲ生ス

(一) 晴雨計非常ニ高ク昇騰スルハ恐ラクハ颶風船ニ近ツクノ徵トス

(二) 晴雨計昇騰ノ前徵アリ或ハ之ナクシテ急ニ降下シ風勢次第ニ增加シテ颶風タルノ諸徵並ヒ起ル時ハ颶風ノ前象限ニアルノ徵トス

(三) 晴雨計著ルシク降下シタル後チ始メ急ニ後チ徐カニ昇騰スル時ハ颶風ノ後象限ニ在ルノ徵トス

右ノ三則ハ晴雨計颶風ヲ徵スルノ通例ナリトス但シ晴雨計ノ昇降ニ於テ始ノ降下ハ後ノ昇騰ノ如ク甚シカラザルノ例ナキニシモアラス然レトモ晴雨計降下ノ兆ナクシテ颶風ノ暴起セシ事ハ未タ曾テ聞カサル所ナリ

知覺、耳及眼ヲ以テスル者ハ數多ナリトン、セバスチアン」附近に沈沒せり。一千八百九十八年五月馬尼刺の海戰は西班牙の敗に歸し老艦數多を失へり、全國海軍の爲め歎す可きの事なりとす。

西班牙海軍々人は全數一萬五千七百二十七人を算し中將校一千〇〇二人を含有す。

兵員は海岸居住民より徵兵法に依り徵集す。

一千八百九十五年以後の建造計畫艦は左の如し、

艦名	艦種等級	排水噸數	大長巾平均吃水	速力(海里)	舷側甲鐵防護甲板厚	載炭量	進水の年
戰艦一隻	一等戰艦	一一〇〇〇	不明	一九	不明	不明	建造中
裝甲巡洋艦一隻	一等巡洋艦(凡)	一〇五〇〇	不明	二一	不明	不明	建造中
カルロス五世	一等巡洋艦	九〇九〇	三八〇 六七 二五 呎	二〇	甲板 六、五 吋	一八〇〇	一八九五
カル、デナル、シ子ロス							一八九七
カタルーナ	一等巡洋艦	七〇〇〇	三四七 六〇 二二 一〇	二〇	一〇—一二吋 二 吋	一二〇〇	建造中
フリンセサ、ド、アスチユリアス							一八九六
クリストバル	二等巡洋艦	六八四〇	三二八 五九 二四	二〇	六 吋 〇、八—一、四五 吋	一二〇〇 外ニ液体燃料ヲ有ス	一八九六
コロン							一八九八
ベドロ、ド、アラガナ							一八九七
レイナ、レゲンタ	二等巡洋艦	五三七二	三三七 五二 一九 一〇 六 九	二〇	甲板 三、一 吋	不明	計畫
巡洋艦一隻	二等巡洋艦	六五〇〇	他は不明				
リオ、デ、ラ、プラタ	三等巡洋艦	一七七五	二四六 一三五 一四 五	二〇	〇、四—〇、八 吋	二七〇	建造中
ドナ、マリア、モリナ	二等砲艦	八三〇	二三五 二六 一〇 三	一九、五		一二〇	一八九六
マーキス、ド、ラ、ビクトリア							一八九七
ドル、アルバル、ド、バザン							一八九七
ベレズ	二等砲艦	六〇〇	一九〇 二三〇 一五	二〇		一〇六	建造中
ピザロ外二艦	二等砲艦	三〇〇	二五一 六一 六 六	一四、五		六〇	一八九五

雖モ今其最モ著ルシキモノヲ擇ヒテ左ニ之ヲ示ス

一　大氣熱シ鬱悶ヲ覺フ

二　無風

三　大氣著ルシク透明ニシテ諸星ノ出沒殆ント日月ノ出沒ノ時ノ如ク其光ヲ明カニ見得ル時

四　天色烈火ノ如ク紅ニシテ萬物之ニ映シテ深紅色ヲ呈スル時

五　雲色異常殊ニ深綠色ヲ呈スル時ハ非常强猛ナル颶風來ルノ前兆ナリ

六　地平ノ一方ニ濛氣殊ニ濃密ナルハ其地方ニ颶風アルノ徵ナリ

七　日月ニ暈ヲ見或ハ天象ノ光彩殊ニ明カニ且ツ閃々タル光ヲ放ツ時

八　大陽ノ光彩青クシテ地上ノ白物皆淡藍色ニ見ユル時若クハ大陰ノ如ク稍薄暗クナル時

九　地平ヨリ暗淡ナル柱狀ノ電光ヲ發シ或ハ發砲ノ時ノ如キ閃光ヲ發シ又ハ燧石ヨリ發スル火花ノ如キ光ヲ見

此外砲艦數隻水雷驅逐艇六隻及水雷艇數隻なり。

瑞典及那威海軍

瑞典の海軍は全く自國海防用にして甚だ少なりと雖も一千八百九十二年九月委員會を組織して其擴張を計りたる事あり。

現役將校は中將五人、少將六人、大佐二十四人、少佐六十二人、大尉五十四人及少尉二十六人とす。

軍艦の新造の者は三千五百噸前後の巡洋艦數隻にして外に七年以前迄に製造の水雷艇若干有り。

那威海軍亦自國の海防上の外用途無く其軍艦は大抵舊式に屬す。

現役士官の數は七十二人とす。

水兵は徵兵制度にして二十二才乃至二十五才の海上生活に熟せる者は皆名簿に登錄し徵集を受る者とす。一千八百九十二年令して是

ル時

十　空洞ヲ吹キ通ル風聲ノ如ク遠方ニ方リ吼ルカ如キ音響ヲ聞ク時

十一　風聲愁フルカ如ク訴フルカ如キハ已ニ颶風ノ猛烈ナル部ニ接近シタル兆ナリ

左ノ諸現象ハ颶風ト共ニ生スルモノナリ

一　猛烈ナル風威ハ中心ニ近ツケハ彌猛烈トナル

一　風力甚シク增加シ來リ一時ハ風前ノ諸物ヲ全ク飛散セシムル程ノ力ヲ以テシ暫時ニシテ大ニ靜マリ和風トナリ再ヒ强風トナル此時ノ風威ハ前ニ比スレハ更ニ甚シ

三　密雲重層ヲナシ雨ハ急行シ且ツ電光ヲ併發シ

四　颶風內ハ都テ暗黑ニシテ白晝モ夜間ノ如シ唯閃々タル電光ヲ發スルノ瞬時ニ於テ物色ヲ認ムルヲ得ルノミ然レトモ颶心或ハ其近傍ニ於テハ屢々雲間ヨリ甚タ明亮ニ天象ヲ認メ得

等の登錄兵員は必ず七十日間以上の海軍練習を經せしむる事とせり一千八百九十六年の統計に依るに此登錄兵は凡そ二萬五千人有りしと云ふ。

各國造船會社船渠表

歐州の部

「イングランド」及「ウエールス」

港名	船渠名	長 英尺	尺 英尺	深（高潮時）英尺
「ブリス」	「ブリス」乾船渠會社　第一號	三四五	四五	一六
	第二號	二八五	四七	一七 1/2
「ブリス」	「ブリス」造船會社　第一號	三五〇	五五	二〇 1/2
	第二號	三一〇	五五	二〇 1/2
「エドワード」	「エドワード」父子會社　第四號	三六七	五二	二〇
	第五號	三六〇	五一	二二
「スミス」	「スミス」乾船渠會社　乾船渠	三〇〇	六〇	一六
	浮船渠	三三五	六五	二五
「ヤンク」及「エム、リアロン」	「ヤンク」及「エム、リアロン」會社　第一號	一八二	四〇	一五 1/2
「エドワード」	「エドワード」父子會社　第一號	三二五	四六 3/4	一八
	第二號	三〇五	四〇	一五 1/2
「ブリス」	「ブリス」乾船渠會社　第一號	三四五	四五	一六
	第二號	二八五	四七	一七 1/2
「ブリス」	「ブリス」造船會社　第一號	三五〇	五五	二〇 1/2
	第二號	三一〇	五五	二〇 1/2
「エドワード」	「エドワード」父子會社　第四號	三六七	五二	二〇
	第五號	三六〇	五一	二二
「スミス」	「スミス」乾船渠會社　乾船渠	三〇〇	六〇	一六
	浮船渠	三三五	六五	二五
「ヤンク」及「エム、リアロン」	「ヤンク」及「エム、リアロン」會社　第一號	一八二	四〇	一五 1/2
「エドワード」	「エドワード」父子會社　第一號	三二五	四六 3/4	一八
	第二號	三〇五	四〇	一五 1/2

ルコアリ

五　中心ハ無風ナリ

支那海ノ颶風

支那海颶風ハ著名ノ者ニシテ日本ニ襲來スル颶風ハ蓋シ多ク發ニ發起スルモナリ其起點ハ遠ク北太平洋ノ遙空ニ連リテ陰鬱堆積セル雲影ノ南端即チ非利賓島東部若クハ南東部ニアリテ其前兆ハ發生中心點ヨリ凡千五百量ヲ隔ツル所ニ於テ先ツ細髮羽毛ノ如キ卷雲簇々生起シ東方或ハ北方ヨリ進行スルヲ見ルヘシ此際空氣ハ概ヲ乾燥ニシテ温度ヲ增シ風方微弱ニシラ晴雨計上昇スル而シテ上昇シタル晴雨計ハ颶風ノ中心ヲ距ルヿ六百里許ノ所ニ近ツクマテハ下降スル事ナシ然レトモ漸次接近シテ三百乃至五百里ノ所ニ來レハ海波動搖シ陰々タル積雲ハ半ハ空ヲ蔽ヒ其上際ニ猶微シク卷雲ノ堆積スルヲ見ル特ニ此際ニ於テ海水ノ非常ニ燐臭ヲ放ツハ屢々實驗スル所ニシテ爾後黑雲相合シテ天ヲ蔽ヒ空氣ハ温度ヲ減シ晴雨計ハ著ル

港名	船渠名	長 英尺	尺 英尺	深（高潮時）英尺
「ジョン、レドヘッド」	「ジョン、レドヘッド」父子會社　第三號	四三〇	四六	二二
「タイン」	「タイン」船渠、造機會社	三一九 1/2	四八	二四
中央船渠會社	東船渠	三一五	四五	一六 1/2
	西船渠	三一二	五〇	一八
「モラリー」	「モラリー」兄弟會社「シュリフト」街	二八五	四四	一七
	ホルボルン浮船渠	二三〇	四〇	一六
「ダブリュー、イー、ブートランド」	「ダブリュー、イー、ブートランド」社	二〇〇	三四	一四
「チー、ダブリュー、スミス」	「チー、ダブリュー、スミス」浮船渠	一三四	四〇	一三
「ポーソーン、レスリー」	「ポーソーン、レスリー」會社	一二七	三四 1/2	一二
「バーマー」	「バーマー」鐵工場	四二九	七五	六千六百噸ノ艦船ヲ繫ス得
商船乾船渠會社	「シアロウ」第一號	四五〇	六八	二一
	「シアロウ」第二號	四四〇	七〇	一八
「タイン」	「タイン」更揚船及乾船渠會社	三五〇	六〇	二一
「ダブリュー、エッチ、モラー」	「ダブリュー、エッチ、モラー」會社（浮式）	三五〇	五〇	一九 1/2
「ゼー、エンド、ピー、シー、ウインロー」	「ゼー、エンド、ピー、シー、ウインロー」會社（浮式）	五五〇	七六	二六
「リバア、サエア」	「リバア、サエア」會社　第一號	一八八	四〇	一四
	第二號	二〇〇	三六	一〇
セームス、ライン社	セームス、ライン社「コーン、ヒル船渠」	三五七 3/4	五〇 1/2	一九 1/2
	「デプトフオード」船渠	四〇〇	四四	一六 1/2
	サンダーランド	三〇〇	六〇	一六 1/2
	ニューカツスル、タイン	四五〇	六〇	一五 1/2

シク下降ス颶風中心ヨリ三百里以内ノ巨離ニ達シタル時ハ雨雲全ク空ヲ鎖シ空氣ノ温度著ルシク減シテ風力頗ル猛ヲ加フ夫ヨリ百五十里ノ巨離ニ近接スレハ大雨頻リニ降リ更ニ六十里ノ近巨離ニ迫マレハ强雨沛然風勢更ニ激烈ヲ加ヘ全ク颶風ノ猛威ヲ逞シクス但シ颶心ノ區域ハ直徑四里乃至三十里ニシテ風ナク只著ルシキ旋動アルノミ

前ニ述ヘシ如ク颶風ノ起點ハ概ネ非利賓島ノ東部或ハ南東部ニ屬スト雖モ往々支那内海ニ發生スルヿアリ然レトモ其風力激烈ナラズ其進行スル方向ハ重ニ北方ニ向ヒ支那ノ陸地若クハ臺灣島邊ニ於テ力ヲ失ス然レ共若シ臺灣島ヨリ以北ニ吹及スル塲合ニモ恰モ洋中ニ發生スル颶風ト全一ノ强力ヲ有ス

概シテ颶風ノ發生スル起點ハ北緯九度以南ノ地ニ屬セス

一年間ニ發生スル颶風ノ平均度數ハ大抵十五間ニシテ九月ヲ最多ノ季節トス

日本ノ颶風

日本ニ襲來スルノ颶風ハ四種アリ

一　前段支那海ニ襲來スル颶風ト全種ニシテ非利賓島ノ東方ニ生シ北西ニ向テ支那海ニ達シ支那内地ニ入リテ黄海ヨリ韓國ヲ踰ヘ日本海ヨリ本洲ニ達スルモノ

三　非利賓島ノ東部ヨリ支那海ニ入ラスシテ直チニ東海ヲ經テ南西方ヨリ北東ノ方向ニ進ミ九州地方ニ達スルアリ之ヲ最モ多キ颶風トス

三　支那海東海ヲ經スシテ直線ニ日本ノ東海ニ來ルアリ

四　西伯利亞ノ南部ヲ通過シテ北海道邊ヲ一掃スルモノ

右ノ中第二第三ハ最モ激烈ヲ極ム

颶風ハ大抵北緯三十八度以南ニ多ク日本ニテハ猛烈ナル颶風ハ九月中旬ニアルヲ常トス

各地ニ於ケル颶風ノ發生季節及ヒ月々ノ平均數

「ロバートトムソン」父子會社「プリジ」船渠	ハノトルブール及西ハートルプール		三二〇	四八	一五-1/2	
「エス、ピー、ホースチン」父子會社			三〇六	四五	一五-1/2	
「ダブリユー、グレイ」會社第一號（ジアクソン）第二號（スウエインソン）			三五五	五九	一五	
			三五〇	五〇	一六	
「アーウイン」會社第三號（ハーボア）	ミツドルスボロー		三一五	四七	一五	
北東鐵道會社　第四號	ウイツトビイ		五五〇	五〇	一九	
「フアルチス、ウイツシイ」會社			最大船を入るゝに足る			
石造商船船渠			五七六	五〇	一五-1/2	
「トムソン、ターンブル」父子會社「ホツイトホール」「ポクホール」			二〇〇	三六-1/4	九-1/2	
港灣造船石造船渠會渠		第一號	一三〇	三一-3/4	九-1/2	
		第二號	一一〇	三一-1/2	一〇	
「ハル」及「バアンスレイ」鐵道及船渠會社		第三號	一〇六	三一	一〇	
		第一號	一一三	三三-1/2		
		第二號	五〇〇	六〇	一九	
「ハル」船渠會社		第一號	五五〇	六五	二一-1/2	
		第二號	五〇一	五〇	二一	
「ハル」中央船渠機械製作會社			四二〇	三五	一八-1/4	
「ギブソン」父子共同船渠會社			三五〇	四七-1/2	二一	
「サンダーソン」乾船渠			二一四	四八-1/2	一四	
「クローブ」乾船渠			一七〇	三三-1/2	一五	
			一六三-1/2	三六	一四	

「ジヨン、スミス」社「ハイ」街		第一號船渠	一五〇-1/2	三八	一五	
「ハント」及「フアウラア」乾船渠			一二〇	三九	一二	
「バルトン、サウスプリジ」乾船渠			一一二	三三	一四	
「エイル、カルダー」航行漁船會社			二五五	四二-1/2	一〇-3/4	
「エム、エス、エル」鐵道會社	第一號		四〇〇	七〇	二〇	
	第二號		四〇〇	三〇	一八-1/2	
	第三號		一四三	三〇	一二	
「セー、エソチ、フエロウ」父子會社						
一船渠ヲ分ツテ二區トス		第一號	一七〇	四〇	一二	
		第二號	二三〇	四〇	一二	
「ピーチング」兄弟會社		第一號	一四八	三二-3/4	一一	
		第二號	一〇五	二七	一〇-1/4	
東方大鐵道會社			二四〇	四七-1/2	一五-1/2	
フオレスト父子商社			二〇五	三五	一六	
倫敦印度共同會社		第一號	八七五	七〇	三五	
		第二號	八七五	七〇	三〇	
「アルフレッド、トルスト」社「ノース、プリート」船渠			六五〇	六五	二二	
倫敦印度共同會社						
「ロヤルアルバート」第一號			五二〇	六八	二三	
仝		第二號	四二五	六八	二二	
倫敦石造船渠會社						

左ノ表ハ其主ナル地方ヲ示シ稀ニ颶風ノ起ル地方ハ之ヲ記載セス

	北太西洋	ベンガル灣	ボンベイ	亞拉北亞灣	支那海及北太平洋	呱哇海	南印度洋
一月	五	二	一	〇	五	三	四六
二月	七	〇	一	〇	一	五	四五
三月	一一	二	一	一	五	一	三八
四月	六	九	五	二	五	一	三四
五月	五	二一	九	一	一一	〇	二三
六月	一〇	一〇	二	二	一〇	〇	二
七月	四二	三	四	〇	二三	〇	二
八月	九六	四	五	〇	四〇	〇	〇
九月	八〇	六	八	一	五八	〇	〇
十月	六九	三一	一二	一	三五	〇	二
十一月	一七	一八	九	五	一六	〇	二四
十二月	一	九	五	二	六	二	二〇
合計	三四五	一一五	六二	一五	二一四	一二	二三五

颶風ノ實例

軍船筑紫實驗ノ記事

明治二十八年七月帝國軍船筑紫ノ遭遇セル颶風ノ實況ハ左ノ如カリシトイフ

明治二十八年七月二十三日午後二時三十分軍艦筑紫ハ長崎港ヲ拔錨シテ呉軍港ニ回航セント其航路ヲ南ニ取リ九州ノ南岸ヲ繞クリ豐後水道ヲ經テ內海ニ入ルノ目的ヲ有シタリ

「ウニストインヂア」乾船渠	四六四	六三	二三
「ブラックウオール」、「オーチヤード、ハウフ」	二八〇	五五	一七
「テームス」鐵工場　上流船渠	四三〇	六五	二四
下流船渠	三三五	四六	二一
「ボブラー」船渠（「ケ子ス、ビー、ブラオン」社	三九〇	五二 1/2	二〇 1/2
「レイド、ガアヂナー」會社「キユビツトタウン」船渠	三六二	五〇	二〇
「ブラックウオール」、「グリーン」社新花崗石船渠　上流船渠	四一〇	六五	二三
「ブラックウオール」、「ジョン、スチユワノド」父子運河船渠會社　下流第一號	三三五	六二	一七 1/2
上流第二號	二九〇	六〇 1/3	一九 1/2
「ミルウオール」、「プリタニヤ」船渠	二三八	四九 3/4	一六 1/2
「サリスベリイ」社「ミルウオール」乾船渠	三〇〇	四六 1/2	一六
「ミルウオール」、「レイド、ガアヂナー」內方船渠	三四五	四三	一八
「ミルウオール」、「グレンゴール」鐵工場	四五〇	六五	二五
「ライムハウス」、「ヘンリイフエツチヤー」父子社共同船渠　上流	二八三 1/2	五〇	二〇 1/2
中央	三三四	四六 1/2	一八 1/2
下流	三五二	四四 1/4	一六 1/2
「ロバアト、アモル」會社「ライムチルン」船渠　上流	二三一	二五	一五
下流	三五六	五五	二一
	一九〇	五七	一七

午後五時二十五分野母崎（のもさき）三ツ瀨ニ至ル頃鍼路ヲ或ル方位ニ定メ翌朝天明ヲ期シテ甑島（こしきじま）ヲ認ムルノ豫定ナリキ

此日正子ニ至ル迄ハ天候氣象大異ナク晴雨計ハ二九、七六「インチ」ヨリ二九、七一「インチ」ニ徐降ノ日中連吹セシ北西ノ輕風ハ日沒シテ正北ヨリ北東ニ變シ午後九時三十分頃更ニ變シテ欝温ナル東北東ノ軟風トナリ大氣ハ稍熱シテ兩雲漸ク漲リ四面暗澹トシテ星光稀ニ輝クノミ日沒ノ比ヒハ紅色ノ異波ヲ呈セリ斯ノ如ク多少天候異變ノ兆候アリシモ更ニ意ニ介セサリシガ何リ圖ラン恐ルヘキ猛颶ハ已ニ數十里ノ近キニ來リ居シトハ

二十四日午前ニ入リテハ晴雨計ノ降落漸ク急ニシテ風位再ヒ正北ニ復シ風力次第ニ强ク今前三時頃晴雨計ニ二九、五七吋ヲ示シ風向俄カニ東北東ニ變シ其力稍加ハリ驟雨之レニ伴ヒ波浪漸ク高ク天色墨ノ如クニシテ摧浪獨輝キ現

チヤタム

ロビンソン、ドツド」會社「ライムハウス」船渠	二六二	四八 1/2	一七 1/2
「シー、ダウソン」父子會社「ライムハス」「ブリジ」船渠	二八七	三八 1/4	一八
「ギブ」會社「ラツトクリフ」乾船渠	二二四	四一	一五
「ニユータレーン」乾船渠	四六三 1/2	四三 3/4	一四 1/2
「フアウンテン」乾船渠（「ミルス」及「ナイト」社）	一六一	四七 1/2	一四 1/2
「アール、ゼルビス」會社「ブルヘツト」乾船渠	二〇七	三八	一五 1/2
「シー、クラウチ」會社「プリンス」乾船渠	二五五	四二 3/4	一八
「キング、クイーン」乾船渠	一九五	三八	一七 3/4
「グローブ」船渠　上流（スチユワート父子社）	一八二	四一 3/4	一九
下流（ゼー、ウエスト社）	一七二	三九 1/4	一六
「ゼー、マクドウオール」會社「ホース、ウエリイ」船渠	二二五	四二	一九
「子ルソン」船渠（「ミルス」及「ナイト」社）	三一八	五〇	一九 1/2
「ジョンブロヂー」會社商船渠	三一〇	五四	一五 1/4
「リンドウオール」會社「クライド」船渠	一九八	四八	一六 1/3
「デブトフオード」「メツロポリタン」船渠	三二五	四〇	一四 1/2
タイン舩渠造機會社「デブトフオード、グリーン」船渠	四一七	六二	二三
東綠威「ブラツクウオール」「ポイント」船渠	四七五	六〇	二一
官立造船所　第一號	二二五 1/2	五七 1/2	一六
第二號	四〇八 1/2	六五 1/2	二三 1/2
第三號	三六三	三六	二三 1/2

然トシテ荒天ノ景象ヲ呈シ荒景時ヲ逐フテ益々暴悪晴雨計ノ降ル事愈急ニシテ其水銀面靜止セス常ニ〇、一〇「インチ」餘ノ間ニ劇動シ居タリ

午前五時東天白ムノ比ハ推考ノ艦位已ニ甑島ノ南西端數里ノ中ニ達スヘト雖モ島影ヲ認ムル能ハス水夫ノ光景ハ益懐然トシテ密雲低ク塞カリ周圍暗黒ニ南西ノ方屢々電閃ヲ發セリ加之風威益猛烈雨勢箭ノ注クカ如ク波濤高ク崩レ舵機ノ操縦大ニ困難ヲ極ム午前九時二十分風位東廻シテ東南東トナリ晴雨計ハ二八、四〇「インチ」ヲ示シタリ

颶風ノ狀ヲ察スルニ颶心將ニ近ツカントスルモノヽ如ク之ヲ避クルカ爲メ右折センカ陸岸遠カラス左轉センカ浪向操縦ニ適セス乃チ止ムヲ得ス舊方位ニ進行スルモ速力僅カニ二里餘迚モ颶風ノ追究ヲ免ルヘキニ非ス颶心ハ益々近接シテ吹來ル狂風風前ノ諸物ヲ攘掃スルカ如ク猛雨濤浪交々面ヲ打チ相接シ

		第四號	二五三	六二 三/四	二一
		第五號	四五六 一/四	八〇	三一 一/二
		第六號	四五六 一/四	八〇	三一 一/二
		第七號	四五七 一/四	八二	三二
		第八號	四五七 一/四	八二	三二
		北水閘 K號 M號	四七七 一/二	九四 一/二	三二　三三 一/二
		南水閘 I、L號	四七九 一/二	八四 一/二	三二
シアチス	官立造船所	第一號	二五三 三/四	五七 一/二	二五 一/四
		第二號	二五一 三/四	五七 三/四	二五 一/四
		第三號	二八〇 三/四	六三 一/二	二五 一/四
		第四號	二〇三 一/二	五〇 一/四	一九 三/四
		第五號	一八七	五八 一/二	一四 三/四
ポーツマウス	官立造船所	第一號	二五三 一/二	五七 一/二	一九 三/四
		第二號	二五二 三/四	六三 一/三	二三 三/四
		第三號	二八七	六七 一/二	二五 三/四
		第四號	二八六 一/四	六七 一/二	二五 三/四
		第五號	二三〇 一/三	五五 一/三	一九 三/四
		第六號	二二〇	五三	一九 一/四
		第七號 } 二重	六五八.	八〇 一/二	二七 一/二
		第十號 } 二重		八八 一/二	二七 三/四
		第八號	三四〇	七〇	二二 一/三

テ會話センモ言語通セス艦ハ水煙ノ中ニ沒シテ咫尺ヲ辨セス怒濤艦ヲ超ユルコ數次艦ノ傾斜四十五度ニ達シ操縦殆ント自在ヲ失シ唯風位浪向ニ對シ微速艦位ヲ維持スルニ過キス午前九時四十分左舷後部ノ端舟激浪ニ奪ハレ重砲大艇ノ危機モ能ク艦員ノ奮勵ニ由リ適當ニ之カ移動ヲ防クヲ得シハ眞ニ一髮ヲ繫クル間ニ在リシ十時風向南東ニ變シ仝四十分南々東トナル此比ハ風威猛烈ノ極ニシテ颶浪ノ衝撃全艦ニ傳響シ下甲板ニアル者ニ屢々坐礁ノ感ヲ與ヘタリ午前十一時五分比風勢俄カニ衰ヘ風位南々東ヨリ正南ニ廻リ更ニ南々西ニ轉シ猛雨息ミテ四面展望稍明カニ白毛ノ水鳥艦上ニ來ルアリ大濤ハ非常ニ高クシテ艦ハ恰モ山谷中ヲ行クニ似タリ蓋シ颶風中心ノ一部ニシテ晴雨計ハ午前十一時二十五分ヲ以テ其最低度二七九二「インチ」ヲ示セリ

午前十一時四十五分頃風位ノ南西ニ偏

		第九號（船渠に用ひず）	三〇四 一/二	六五	
		第十一號	四二七	七〇	三七 三/四
		第十二號	四五六	八〇	三三 一/三
		第十三號	四五六	八二	三三 三/四
		第十四號	五九二 三/四	八二	三三 三/四
		第十五號	五九二 三/四	九四	三三 三/四
		深船渠	四六〇 一/三	八二	四一 一/二
		北水閘B號	四六六	八二	四二 一/二
		北水閘E號	四六六	八二	三三 三/四
		南水閘C號		八二	四一 一/二
		南水閘F號	四六六	八〇	三三 一/三
	「ポーツマウス」「リード」社「カムバー」船渠		三四九 一/四	五〇	一七 一/二
サウザムプトン	「サウザムプトン」船渠會社第一號		四一八	六六	二一
		第二號	二八〇 三/四	五一	一五
		第三號	五二三	八〇	二五
		第四號	四七八 一/二	五六	二五
	「ロンドン」及「サウスウエールス」鐵道會社		七五〇	八七 一/二	千潮の時 二八 一/二
ワイト島カウス	「ホワイト」社（西「カウス」）		二七〇	五六	一六
トップシアム	「トップシャム」乾船渠		一七五	三一 三/四	九 一/二
プリマウス	西大鐵道會社		四六四	八〇	二二
	「ザイ、バンク會社」（クイーン、アン船渠）		二四二	五〇	一二 一/二

廻スルト共ニ風勢再ヒ增加シ晴雨計ハ急昇シ颶心ノ靜景漸ク變シテ又慘憺タリ午後〇時十五分頃風正西ニ變シ風勢愈々暴烈水天ノ光景又前ニ仝シキモ颶浪ノ狀勢ハ稍異ニ浪向一定セスシテ相錯亂シ艦躰ノ動搖モ急激ニシテ警戒固縛ヲ嚴ニセシモ艦員ノ負傷物品ノ毀損ハ午後ニ多カリシ夫レヨリ左方ニ航シテ可及的速カニ颶渦ヲ脫セント欲セシガ午後三時三十分晴雨計ハ已ニ二九、三七「インチ」ニ復シ風勢減却午後五時風雨ノ西イ北トナルト共ニ妖雲散シ西天青空ヲ見タリ午後九時頃雨雲全ク散シテ水天晴朗星光明輝只長濤ノ西方ヨリ來リテ荒暴ノ全勢ヲ存スルノミ

次ニ記スルハ一千八百八十九年三月「サモア」島ノ颶風ノ狀況ニシテ仝島ノ「アピア」港ニ碇泊セシ諸艦船皆此颶風ニ危害ヲ蒙リシニ獨リ英艦ノ所置ハ大ニ感賞スヘク爲メニ沈沒ヲ免レタリシナリ其艦ハ「カリオープ」ト名ク艦長ヲ「エチ、シー、ケーン」氏トス昨一千八百九十七年十二月少將ニ昇進セシノ人ナリ

「サモア」ノ颶風ノ爲メ汽船七隻ノ內四隻ハ百三十名ノ性命ト共ニ沈沒シ二艘ハ陸ニ打揚ケラレタリ「カリオープ」號ハ沈沒セサリシモ錨三箇端舟三隻ヲ失ヒ前桁ハ曲リ「ボースプリット」(斜檣)ノ維持具ハ總テ亡失セリ「トレントン」、「ヴァンダリア」、「アドラール」及「エバール」號ハ仝ク沈沒「オルガ」及「ニプシック」ハ砂濱ニ打チ揚ケラレ到底浮ムノ見込ナシ

三月七日八日ノ暴風ニハ只尋常ノ處置ニテ餘分ノ損害ハナク諸軍艦ハ能ク錨泊ノ位地ヲ保チ錨ノ引ケル等ノ事ナカリシ

三月十五日木曜日晴雨計ハ感動ナキモ強雨降下シ午後二時ニハ二九、一一「インチ」ヲ示スニ至レリ乃チ天候ノ爲メニ故障ナキ樣他ノ艦船モ同樣ニ諸桁ヲ

「ミルストン」社「サツトン」浮船渠	第一號	一四四	三七	一一			
官立造船所	第二號	三〇五 1/2	六五	二七 1/4			
	第三號	四六〇 1/4	七三	三二			
	第四號	四〇〇	九四	三五 1/4			
「キーハム」第一號		二七三 1/2	六四 3/4	一九 1/2			
第二號		三五八 3/4	八〇	二五 1/4			
第三號		三一一	八〇	二二 1/4			
		四二一 1/3	八〇	二六 1/4			
港口水閘		二五三	八〇	三五 1/4			
新船渠三		築造中		三三 3/4			
「フアルマウス」船渠會社第一號		三五〇	五〇	一四 1/2			
第二號		五三七	七一	二二 1/2			
乾船渠							
「コック」會社「リツチモンド」船渠		二四五	四〇	一六			
「ニエークエー」船渠		三二〇	四二 3/4	一五 1/2			
ヒル父子商會「アルビオン」乾船渠		二七〇	四二 3/4	一四 1/2			
「ワツピング」船渠會社四大船渠		五二二	四二 1/2	一四 1/2			
「ストゼルト」船渠		五二五	四八	一二 1/2			
「ライムキルン」船渠		三〇五	五七	一四 1/2			
「シアープ子ス」(新)		一五〇	三三	一一 1/2			
デボンポート及キーハム		三五〇	五〇	一四 1/2			
ペンザンス		五三七	七一	一一 1/2			
アツプレドール		二四五	四〇	一六			
ブリストル		三二〇	四二 3/4	一五 1/2			
ヒル父子商會「アルビオン」乾船渠		二七〇	四二 3/4	一四 1/2			
「ワツピング」船渠會社四大船渠		五二二	四二 1/2	一四 1/2			
「スチゼルト」船渠		五二五	四八	一二 1/2			
「ライムキルン」船渠		三〇五	五七	一四 1/2			
「シアープ子ス」(新)		一五〇	三三	一一 1/2			
ウツセスター		三五〇	五〇	一四 1/2			
乾船渠							
「コック」會社「リツチモンド」船渠		二四五	四〇	一六			
「ニエークエー」船渠		三二〇	四二 3/4	一五 1/2			
ヒル父子商會「アルビオン」乾船渠		二七〇	四二 3/4	一四 1/2			
「ワツピング」船渠會社四大船渠		五二二	四二 1/2	一四 1/2			
「ストゼルト」船渠		五二五	四八	一二 1/2			
「ライムキルン」船渠		三〇五	五七	一四 1/2			
「シアープ子ス」(新)		一五〇	三三	一一 1/2			
「グラクセスター」(新)		一八〇	三五 3/4	一一 1/2			
仝	(舊)	一二〇	二九 1/2	一〇 1/2			
「アレキサンドラ」會社「アレキサンドラ」船渠		五二三	五〇	二〇			
東船渠(「ランゲ、ウヰリアムソン」社)		三八〇	五七 1/2	二五 1/2			
「モルデー、カルチー」會社 新船渠		三五〇	五〇	二四 1/2			
第二號		二八九	四六 1/2	二一			
第一號		二二二	三六	一五			
「ピユート」船渠會社		六〇〇	六〇	二三 3/4			
「ピユート」造船會社		六〇〇	五五	二八			
「スチユヲート」造機會社第一號		四四〇	五二	二七			
第二號		四二〇	五二	二七			
「カアヂフ」船渠造機會社		四二〇	五〇	一七			
「ヒル」乾船渠造機會社 第一號		四〇八	四八	一九			
第二號		三九九	四五	一九			
第三號		二三五	四〇	一二 1/2			
「チー、ホッジ社」運河乾船渠		一四〇		二 1/2			
「ウオールセンド」三千五百噸釣揚船渠		三六〇		二〇			
「ダムフライ」會社四千五百噸浮船渠		五〇〇	七〇				
「バアリイ」船渠及造機會社(新船渠)		最大船ヲ入ルベク築造中					
二重船渠		七三四 1/2	六〇	三〇			
「バアリイ」船渠鐵道二重船渠		七四七 1/2	六〇	二六 3/4			

廻スルト共ニ風勢再ヒ增加シ晴雨計ハ急昇シ颶心ノ靜景漸颶變シテ又慘憺タリ午後〇時十五分頃風正西ニ變シ風勢愈々暴烈水天ノ光景又前ニ仝シキモ颶浪ノ狀勢ハ稍異ニ浪向一定セスシテ相錯亂シ艦躰ノ動搖モ急激ニシテ警戒固縛ヲ嚴ニセシモ艦員ノ負傷物品ノ毀損ハ午後ニ多カリシ夫レヨリ左方ニ航シテ可及的速カニ颶渦ヲ脫セント欲セシガ午後三時三十分晴雨計ハ已ニ二九、三七「インチ」ニ復シ風勢減却午後五時風雨ノ西イ北トナルト共ニ妖雲散シ西天青空ヲ見タリ午後九時頃雨雲全ク散シテ水天晴朗星光明輝只長濤ノ西方ヨリ來リテ荒暴ノ全勢ヲ存スルノミ

次ニ記スルハ一千八百八十九年三月「サモア」島ノ颶風ノ狀況ニシテ全島ノ「アピア」港ニ碇泊セシ諸艦船皆此颶風ニ危害ヲ蒙リシニ獨リ英艦ノ所置ハ大ニ感賞スヘク爲メニ沈沒ヲ免レタリシナリ其艦ハ「カリオープ」ト名ケ艦長ヲ「エチ、シー、ケーン」氏トス昨一千八百九十七年十二月少將ニ昇進セシノ人ナリ

「サモア」ノ颶風ノ爲メ汽船七隻ノ內四隻ハ百三十名ノ性命ト共ニ沈沒シ二艘ハ陸ニ打揚ケラレタリ「カリオープ」號ハ沈沒セサリシモ錨三箇端舟三隻ヲ失ヒ前桁ハ曲リ「ボースプリット」(斜檣)ノ維持具ハ總テ亡失セリ「トレントン」、「ヴアンダリア」、「アドラール」及「エバール」號ハ全ク沈沒「オルガ」及「ニプシック」ハ砂濱ニ打チ揚ケラレ到底浮ムノ見込ナシ

三月七日八日ノ暴風ニハ只尋常ノ處置ニテ餘分ノ損害ハナク諸軍艦ハ能ク錨泊ノ位地ヲ保チ錨ノ引ケル等ノ事ナカリシ

三月十五日木曜日晴雨計ハ感動ナキモ强雨降下シ午後二時ニハ二九、一一「インチ」ヲ示スニ至レリ乃チ天候ノ爲メニ故障ナキ樣他ノ艦船モ同樣ニ諸桁ヲ

デボンポート及キーハム	「ミルストン」社「サツトン」浮船渠	一四四	三七	一一
	官立造船所　第一號	三〇五 1/2	六五	二七 3/4
	第二號	四六〇 1/4	七三	三二
	第三號	四〇〇	九四	三五 1/4
	第四號	二七三 1/2	六四 3/4	一九 1/2
	「キーハム」第一號	三五八 3/4	八〇	二五 3/4
	第二號	三一一	八〇	二二 3/4
	第三號	四二一 1/3	八〇	二六 3/4
	港口水閘	二五三	八〇	三五 3/4
	新船渠三	築造中		三三 3/4
フアルマウス	「フアルマウス」船渠會社第一號	三五〇	五〇	一四 1/2
	第二號	五三七	七一	二一
ペンザンス	乾船渠	二四五	四〇	一二 1/2
アツプレドール	「コツク」會社「リツチモンド」船渠	三二〇	四二 3/4	一六
	「ニエークエー」船渠	二七〇	四二 3/4	一五 1/2
プリストル	ヒル父子商會「アルビオン」乾船渠	五二二	四二 1/2	一四 1/2
	「ワツピング」船渠會社西大船渠	五二五	四八	一二 1/2
	「ストゼルト」船渠	三〇五	五七	一四 1/2
	「ライムキルン」船渠	一五〇	三三	一一 1/2
シアープ子ス及グラウセスター	「シアープ子ス」(新)	三五〇	五〇	一五
	「グラウセスター」(新)	一八〇	三五 3/4	一一 1/2
	仝　(舊)	一二〇	二九 1/2	一〇 1/2
ニユーポート	「アレキサンドラ」會社「アレキサンドラ」船渠	五二三	五〇	二〇
	東船渠(「ランク、ウヰリアムソン」社)	三八〇	五七 1/2	二五 1/2
	「モルデー、カルチー」會社　新船渠	三五〇	五〇	二四 1/2
	第二號	二八九	四六 1/2	二一
	第一號	二二二	三六	一五
カアヂフ	「ピユート」船渠會社	六〇〇	六〇	二三 3/4
	「ピユート」造船會社	六〇〇	五五	二八
	「スチユワート」造機會社第一號	四四〇	五二	二七
	第二號	四二〇	五二	二七
	「カアヂフ」船渠造機會社	四二〇	五〇	一七
	「ヒル」乾船渠造機會社　第一號	四〇八	四八	一九
	第二號	三九九	四五	一九
	第三號	二三五	四〇	一二 1/2
	「チー、ホツジ社」運河乾船渠	一四〇	二七 1/2	一二
	「ウオールセンド」三千五百噸釣揚船渠	三六〇		二〇
	「ダムフライ」會社四千五百噸浮船渠	五〇〇	七〇	
バアリイ	「バアリイ」船渠及造機會社(新船渠)	最大船ヲ入ルベク築造中		
	二重船渠	七三四 1/2	六〇	三〇
	「バアリイ」船渠鐵道二重船渠	七四七 1/2	六〇	二六 3/4

下シ上檣ヲ半ハ下シ蒸汽力ヲ釀成シタリ陸上ノ經驗アル人モ保證シテ曰ク斯ク晴雨計ノ下降スルハ全ク雨ノ爲ニシテ決シテ驚怖スヘキニ非スト又自分モ已ニ三回ノ暴風ヲ經過シ實驗モアリ且ツ其都度克ク錨位ヲ保チ難ヲ避ケシコトモアリシユヘ幾分カ安睹セリ

然ルニ同日午後時刻ル移ルニ從ヒ北東ニ風起リ漸次ニ空氣清凉トナリ夜半ニ至リテハ暴風ニ變シ拂曉ノ折ハ颶風ト變シ本艦ハ岩礁近ク引ケルヲ認メタリ此時「エルバ」ニハ唯五人ヲ除ク ノ外全乘員ト共ニ沈沒セリ港内ハ各種ノ船ニテ充滿シ大ニ混亂ヲ極メ皆風下ニ流サル小官ハ總汽罐ヘ充分蒸瀛ヲ揚ケシメ暫時ハ前ニ進ヘタル岩礁ヨリ遠ク退クコヲ得シモ到底永續致サヽル事ヲ發見シタリシカ逆浪ハ甚タシク實ニ荒マシク艦首ヲ超ヘ「アドラール」號ハ該岩礁ニ觸レテ水葬タラントスルニ至レリ「アドラール」ハ恰モ其時機ニ投シ錨鎖ヲ切斷セシハ適當ノ所置ニシテ若シ然カセサリセハ該艦ハ海底ニ沈ミシナルヘシ只其處置宜シキヲ得シタメ該艦ハ該岩礁ノ上ニ一舷ヲ枕トシ横ハレリ其乘員中二十名ハ艦死シ他ノ殘員ハ日曜日ノ朝ニ至ルマテ船内ニ避難シ居タリ十六日午前八時海波ハ岩礁外ヨリ逆入シ「ヴァンダリア」號ハ本艦ノ前面ニ「オルガ」號ハ右舷後部ニ接シ左舷ハ岩礁ニ近キタリ小官ハ暫時ノ間辛フシテ諸難ヲ避クシモ左舷錨鎖切斷シテ「ヴァンダリア」號ノ艦尾ニ觸レ「ヴァーム」及其維持具ハ「ポースプリット」及其維持具モ共ニ盡ク破損シ斜檣ハ上方ニ昂起シ居タリ此時「オルガ」號本艦ノ右舷側ニ來リ殆ント其艦首ニテ衝突ノ勢ニ迫リシモ之レヲ逃レタリ折柄全艦ハ我前桁ニ衝突シテ之ヲ破リシカ幸ニ該桁ハ全艦ヲ突キ放シテ遠クシメタリ

錨鎖ハ常ニ緊張シ艦ハ岩礁ニ近寄ルヲ

「レイザイ、ラインドソル水閘		六七四(分ルヲ為ス)	六五	
「スワンシア」乾船渠及造機會社				
「アルビオン」二重船渠		四八〇	四二 1/2	一六
「グローブ」船渠		三五〇	四六	二〇
中央船渠及造機會社中央船渠		三五〇	四七	二四
「フェニツキス」會社「フェニツキス」船渠		三〇五	三八	一八
「ミーガア」會社「ピリアール」船渠		二〇八	四〇	一五
「ルウイス」會社「セルシイ」船渠		二七〇	四五 1/2	一八
「ハリス」兄弟會社「カムブリアン」船渠		一八七	三八	一七
〃 二號		一五五	三四	一六
「ミルフオート」船渠		六〇〇	六九 1/3	二五 1/2
「ソルロウ」船渠(ペムブローク)		二四五	四四 3/4	一三 3/4
「フランシス」船渠 (〃 右)		一八五	三八 1/4	一四
官有船渠第一號 (〃 左)		四〇四	七五	二五
「アレキサンドラ」乾船渠		四〇二	七〇 1/4	二〇
政府船渠		三〇七	六二 1/4	一四
「トーマス」父子會社乾船渠(谷中心切り込みみかるもの)		一八〇	三〇	一三 1/2
「ランゲストン」船渠 第一號 外		四四八		
第一號 内		五〇〇	六〇	二四 3/4
第二號 外		五〇〇	六〇	二四

「ハアキユラニユーム」船渠第一號 外		四四八		
第二號 内		七五八 1/2	六〇	二二 3/4
第二號 外		七五三	六〇	二二 3/4
「サンドン」船渠 第三號		七六八	六〇	二二 3/4
第一號		五六五	六〇	二二 3/4
第二號		五六五	七〇	二二 3/4
第三號		五六〇	六〇	二二 3/4
第四號		五六五	七〇	二二 3/4
第五號		五六五	四五	二二 3/4
第六號		五六五	四五	二二 3/4
「クラレンス」船渠 外第一號		四五一	四五	一九
内第一號		二八九	四五	一六 1/2
外第二號		四五四	四五	一九
内第二號		二八六	三二 3/4	一七
新船渠(築造中)		九〇〇		
「カンニング」船渠 第一號		四三六	三五 3/4	一六
第二號		四八二	三五 3/4	一七 1/2
「クイーン」船渠 第一號		四六五	四二	二〇 1/2
第二號		四六七	七〇	二〇 3/4
「プルンスウイウク」船渠第一號		四六〇	四二	二一 1/2
第二號		四六二	四二	一八 1/2

見ル小官ハ本艦ヲ淺瀨ニ乘セ上クルハ最後ノ手段トシ（後ニ「オルガ」號之ヲ行ヘリ）先ツ錨鎖ヲ解キ放チテ出航ヲ試ムル事ニ決意シ機關長ニ其使用スヘキ蒸汽ノ壓力等ヲ尋問シ今現存ノ錨鎖ヲ放チ汽機ヲ運轉セシガ機關ハ良好ニシテ故障ナカリシ此時艦首ヲ超過シタル波浪ノ上甲板ニ滿溢スル者ハ實ニ爲メニ本艦ヲ沈沒セシムヘキモノト思考セリ其恐レシ所ハ只艦ノ針路上舵ノ運用ニシテ出港ノ際航路ニ在ル岩礁ト又水路ノ中央ニ泊スル「トレントン」號トニ觸ルナラン乎ニ在リシ併シ本艦ハ該艦々尾ニ接進シ之ヲ過キテ終ニ艦首ヲ風向ニ轉旋セリ此ノ後ハ只滊機ノ如何ニ在ルノミ若シ滊機安全ナラン乎全員ノ性命ヲ保ツヘク將タ否ラサラン乎吾カ事終ル然リ而シテ滊機滊罐良好ニシテ萬事好結果ニ本艦ハ午前九時三十分錨鎖解放以來午後八時ニ至ル迄最高勢力ニテ廻轉セシモ聊カノ故障ヲ見ス此

	「ハスキスンン」水閘	三九五	八〇	二四 一/二
	「ブリンス」舩渠	二七七 一/三	四五	二〇 一/二
パアチンヘツド	「マアセイ」船渠 第一號	九三〇	六〇	二三 三/四
	第二號	七五〇	四八 一/二	二六 三/四
	第三號	七五〇	八五	二六 三/四
	「ライアド」兄弟會社 第一號	三〇〇	四〇	一八 一/四
	第二號	二七〇	四三	一八 一/四
	第三號	四五〇	七〇	二六
	第四號	四四〇	七五	二二 一/四
	第五號	四〇〇	七五	二二 一/四
	「クローバー、クレイトン」會社 第一號	四二〇	八〇	二〇
	第二號	二二〇	三四	一六
	第三號	三〇〇	三六	一九
	第四號	三七〇	四二	一七
	第五號	二一〇	三四	一五
	第六號	四〇〇	八〇	二〇
	「ゼー、ハルランド」	二四〇	三二	八
ランカスター	「グラツソン」船渠	一九七	三五	一三
パアロウ	「フアル子ス」鐵道會社船渠	五〇〇	六〇	二二

「スコッドラント」

間怒濤ノ爲メ動搖スル毎ニ常ニ急激ナル空廻リヲナセリ

午後ニ在テハ力風猶增加シ速力ヲ遲緩ナラシメン乎怒濤ノ間ニ覆沒サルヘク滿天墨ヲ流シタル如クニシテ全海岸ヲ境界スル岩礁ノ外方果シテ幾何ノ距離ニアルヤヲ知ラザリシ

午後八時後ハ風勢ハ尙減セサルモ翌十七日正午ニ至リ通常暴風ノ度ニ迄靜マリ雲間時々日光ヲ漏ラシ本艦ハ遠ク陸地ヲ離レ居ルヲ知レリ

十八日「アピア」ニ歸港シ見ルニ港內ハ一隻モ碇泊セル船ナク「ヴアンダアレ」號ハ沈沒シテ其上部ヲ現ハシ艦長及卒三十名ヲ失ヒ「トレントン」號ハ中甲板マデ浸水シ「オルガ」號及「ニプンツク」號ハ砂內ニ數尺ヲ埋メシモ陸上ニ安置シ居レリ云々

「サモア」島「アピア」港

「カリオープ」號

エチ、シー、ケーン

（英倫の境界より西岸を沿さし東岸を下りて再ひ英倫の境界に至る）

トルーン	「アイサ」造船會社 第一號	三〇〇	三七 一/二	一一
	第二號	二二六	二四 一/四	八
	第三號	三六〇	四五	一六 一/二
アルヅロツサン	「アルヅロツサン」造造會社（岩石中に切り込みたる船渠）	二五八	三九 一/三	一五 三/四
グリーノツク	港灣會社 「ガアベル船渠	六三五	六〇 一/二	二〇
	東船渠	三六〇 一/二	三八	一二
	西船渠	二二三 三/四	三四	九 三/四
	「スコツト」會社	三六〇	四八	一五
	「カイアト」會社	二三八	四五	一五
ポートグラスゴー	「ポート、グラスゴー」乾船渠	三二二	四五	一五
ダムバルトン	「ミラン」父子乾船渠	三〇〇	四一	一三
グラスゴー	クライド航海會社「ゴーバン」 第一號	五六〇	七二	二二 三/四
	仝 第二號	五七五	六七	二二 三/四
	仝 第三號	九〇〇	八五	二六
	「ヘンダーソン」會社「パーチツク」船渠	五〇〇	五四 一/二	一八
	「セスノツク」船渠（築造用）	八八〇	八三	二六 一/二
ピーターヘツド	新船渠	一九〇	三五	一三 一/二
	舊船渠	一三六	三四	一一
アバアヂーン	乾船渠（「アルバート」池）	五二四	五〇	二〇
ゲンヂー	東船渠（新）	五〇〇	五三 一/三	一七 一/四

各國海軍補遺

本文ニハ要用ナラザル海軍ノ畧記ヲナス

ベルジウム

一千八百七十年乃至八十八年間ノ進水ニカヽル四百十九噸乃至六百八十四噸ノ汽船十二隻アリ主トシテ政府ノ命ニ依リ飛脚船トナル

ブルガリア

小形滊船十一隻アリ其内一隻ハ皇族ノ御召艦ナリ

二隻ノ裝甲砲艦ハ伊太利國「レグホルン」ニテ製造中ニシテ「ダニユーブ」河ノ防禦用トナルベシ

埃及

軍艦ト稱スヘキモノナシ

ハイチ

鋼鐵製砲艦「クリートエ、ピエロー」ハ九百四十噸「デサリンス」ハ千二百噸ノ砲艦其外數艘ノ軍艦ヲ有ス

リベリア

一千八百九十二年一百五十噸ノ砲艦「ゴロノマー」ヲ製造シ仝九十六年「ロツクタウン」(砲艦)ヲ製造セリ

メキシコ

一千二百噸ノ「ザラゴナ」ヲ始メ外五隻ノ砲艦アリ

モロツコ

一千八百九十二年千二百噸ノ通報艦ヲ得タリ速力十八海里二千五百馬力ヲ出ス

ペルシア

一千二百噸ノ通報艦「ペルセポリス」アリ

秘露

「リマ」ハ一千七百噸ノ海防艦ニシテ千八百八十一年ノ製ニカヽル速力十六海里ヲ有ス

ルーマニア

「エリザベタ」ハ千八百八十七年英國「アームストロング」會社ノ製ニカヽル保護巡洋艦ニシテ艦位三等ニ位ス其外砲艦八隻海防艦八隻一等水雷艇六隻二等水雷艇二隻アリ

セント、ドミンゴ

アロア及グランジマウス	西船渠(舊)	二八四	三八 三/四	一三 三/四
	ームソン會社「アロア」船渠	二一〇	三七	一四
レイス	「グランジマウス」造船會社	二〇五	三三 一/二	一一 一/二
	「プリンス、オス、ウエールス」船渠	三八五	七〇	二一
	「エヂンバーク」船渠	三〇〇	四〇	一七 一/二
	「コムマーシアル」船渠	二六六	三五	一五 一/二
	新船渠	三二五	四八	二〇
	「メンジイス」會社 上流	一六四	三五	一三 一/二
	下流	一七四	三五	一一 一/二
	「マツケンジイ」會社「サンドポート」街船渠	一八〇	三一	一一

築港協會

「アイルランド」

(「ロンドンデリイ」ヨリ東方に該島を廻る)

ロンドンデリイ	「ロンドンデリイ」乾船渠	三一四	五〇	一五 三/
カリツクフエルグス	「ケント」會社	一六五	三三	八 一/二
ベルフアスト	築港協會 「アレキサンドラ」船渠	八二五(三分するを得)	八〇	二五 三/四
	「ハミルトン」船渠	四七〇	六〇	一六 一/四
	第一號乾船渠	二五二 一/二	三〇	八 一/二
	第二號仝	二九九	三六	一〇 三/四
ダブリン	「ノースオール」乾船渠	四一二	六〇	一六 一/四
	運河乾船渠 第一號	二八〇	三五	一二
	第二號	一六五	三五	一二
	第三號	八〇	二二	一一
クイーンスタウン	官有船渠(「ホールボウライン」池端)	七二〇	九四	三二 二/三
ホールボウライン	第一號	四五五	九四	三二 二/三
パツセージ、ウエスト及コルク	「クイーンスタウン」及「パツセージ」船渠會社			
	「ピクトリア」船渠	三六五	八二	一二
	「アルバト」三段船渠	二二一 一〇四 一九三	五四	二一
	「ラシユブルーク」乾船渠	四三〇	六〇	一六
ライムリツク	「ライムリツク」乾船渠	四二八	四五	一七

歐洲大陸

(北方より海岸を沿行して「レバント」に至る)

トロンド、ゼム(那威のるゑい)	舊船渠(第一號)	二六二	五〇 四〇	一一
	新船渠(第二號)	三〇〇	五〇 四〇	一二
バアゲン	「レキセバアグス、マスキン」及「セルンスキビグリ」	三一七	四三	一三
	「バアゲンス、メカニスケ、バエルクステツド」	二六九	四〇	一一 二/三
スタバンゲル	「プランコルスト及デツチト」	二五〇	四三 一/二	一二 一/二
	第一號乾船渠	二八八	四三	一一
	第二號仝	二二一	四三	一二
クリスチアンサンド	官有船渠	三一〇	四五	一八

「インデペンデンシア」ハ三百二十二噸ノ小艦ナリ其外二艦ヲ有ス

サラワク

遠力緩キ二隻ノ小砲艦アリ

暹羅

八百噸ノ海防一二隻砲艦六隻二千五百噸ノ巡洋艦要一隻外一艦ヲ有ス

ウルグアイ

砲艦三百噸以下ノ者三隻ヲ有ス

ベチズエラ

砲艦「リベアテドル」ハ八百三十二噸ナリ外ニ河川用砲艦四隻アリ

英露獨佛米ノ東洋艦隊軍艦名

英國

司令長官　イー、エッチ、セイモール　中將

司令官　フイツヅゲラルド少將

センチュリオン

バッフリュール

ヴィクトリアス

イムモータリチー

ナアシッサス

アンダウンテド

パワーフル

ヲブラルタル

グラフトン

エドガー

イファイゲニア

レイゾボー

ヘルミオン

アーチアー

アラクリチイ

アルゼリン

フィニッキス

ダフヂー

ハンヂー

ハート

フェトム

ホイツチング　水雷驅逐艇

外ニ砲艦凡十隻

露國

司令長官　ルーノフ中將

サンデフイオルド	浮船渠(二分區となる)						
	第一號(八百噸)	一四二	四五				
	第二號(五百噸)	一〇八	四五				
ホルテン	那威政府船渠	三五六 4/4	六一 4/4	二三 3/3			
クリスチアニア	「カアル、ジョハンスバアン」「アカルス、メク、バアクステッド」乾船渠「ナイランド、メク、バアクステッド」浮船渠	三四四 2/2	六一 4/4	二三 2/2			
		二五〇	四六	一三			
ゴーゼンブルグ(瑞典)	第一號(千五百噸)	二〇〇	四七 3/3	一六 2/2			
	第二號	一五〇	四七 3/3	一二 2/2			
	「モタラ」船渠會社	三四八	五〇	二〇			
ヘルシングブルク	「ヘルシングブルク」船渠	二七六	四六	一六			
マルモー	築港協會船渠	二三六 1/2	三四	一二 1/2			
予クゾ、ボルンホルム	官有造船所	舊船渠	二四三 3/4	四九 2/3	一七 1/2		
カルスクロナ		第一號	一八二	五〇 2/3	一八 1/2		
		第二號	二五三	五〇 1/2	二〇		
		第三號	一九二	五〇 1/2	二〇		
		第四號	二〇三	五〇 1/2	二〇		
		第五號	二〇三	五〇 1/2	二〇		
オスカルシアム	「オスカルシアム」船渠	三一〇	四九	一五			

ノルコーピン	「モタラ」會社船渠	二三三 1/2	三五	一〇			
ストツクホルム	官有石造乾船渠	三〇一 1/2	五八 1/2	二二 3/4			
	「グロスハンデルス」東乾船渠	三四〇	五六	一八			
	西仝	三三〇	三六	一三			
ヘルシングフオールス(露西亞)	「ヘルシングフオールス」	三一四	五六	一八 1/2			
クロンスタット	「アレキサンダア」乾船渠	六〇〇	八五	二九 1/2			
	「ピーター」「コンスタンチン」	最大軍艦を入る					
	浮船渠(五分區となし)二千五百噸	三七五					
	新船渠製造の計畫						
	造船所製造中						
レベル	獨逸帝國造船廠(鐵製六千噸)	三二二					
リバウ	「グラウイツタ」船「木造浮船渠(千二百噸)」	二四五	四八	一〇 1/2	一五		
ダンチツク(獨逸)	「サバルカン」造船所浮船渠(千五百噸)	二〇六 3/4	四七	一三			
ステツチン	「ステツチン」會社浮船渠	二三〇	五二 1/2	一五			
リユーベツク	一千五百噸浮船渠	二一〇	四六	一四			
キール	獨逸帝國造船所 第一號	三六〇	七七	二七 1/2			
	第二號	三二九	七二	二五 1/2			
	第三號	三〇九	七二	二二 1/2			

司令長官スタルク少將
ナバリン
シソイベリキ
ルーリツク
ロシア
バムヤーアゾーバ
ゾミツリドンスコイ
ウラジミルモノマク
アドミラルコルニロフ
クレイザア
ザバシア
外「マンヂュール」、「ハイダマツリ」等ノ砲艦

佛國
司令長官　ジゴールド、ド、ラ、ベド
リエール
バイヤード
ブルウ
ボウバン
ジアンバアト
ダンツルカストー

	第四號	三〇九	七二	一九 一/三
	三千噸浮船渠	二三六 三/四		
	新浮船渠	計畫		
	「スウエンチン」及キール」船渠會社			
	千七百五十噸浮船第一號	三二八	五四 三/四	一七
	千二百噸浮船渠　第二號	二〇〇	四五 一/四	一五
フレンスブルグ	浮船渠	三〇〇	六〇	
コツペンヘーゲン（嗹馬（でんまるく））	官有造船廠　乾船渠	二六三 一/二	五九 三/四	二〇 一/二
	浮船渠（百四十二噸）	一〇六	二七 三/四	
	「ガムル」船渠	二三二	五二	一五 一/二
エルシノール	「エルシノール」船渠	三三五	四四 三/四	一四
ハムブルグ（獨逸（どいつ））	「ハムブルグ、アメリカン」郵船會社	四〇〇	五〇	一九
	「ピー、ウエンケー」	二六〇	五〇	一四
	「レイヘルスチーグ、スキフスウエルフト、五千噸浮船渠	三三〇	八五	一八
	「ブローム」及「ボス」會社鐵製第一號四千噸浮船渠	三五五	五二	二〇
	鐵製第二號三千噸浮船渠	三二〇	五二	一八
	「ブランデンブルグ」四千噸浮船渠	三五〇	六四	二〇
	「スツルケン」二千噸浮船渠	二六九	三九	一三
	二千噸浮船渠	二一〇	四五	一四
ブレマヘーベン及ギーステマンド	「ウイツヒホルスト」五百二十噸浮舩渠	一三八	三三	一一
	北日耳曼「ロイド」會社（二隻ヲ併ヘ入ル）	四五〇　三七〇	五八	一九 一/二

エクレリユール
パスカル
テゾルト
デユゲーツルーアン
外砲艦二隻

獨國
司令長官　ホフマン中將
司令官　ヘンリー公
ドイツランド
カイザル
カイゼリンオーガスタ
イレ子
プリンセスウヰルヘルム
ゲフイオン
アルコナ
コルモラン

米國
司令長官　ヂウェー少將
オリムピア
バルチモーア
ボストン

	「ブレマー、スキフスボー」二重船渠二（二隻を併へ入る）	三六〇　二三八	四七	二〇
	「ウエンケー」二重舩渠	三〇〇	五四	一七
	「シー、ランジ」第一號	三六一	六〇	一九
	第二號	二一一	五〇	一七
	「テツクレンブルク」二重船渠	三七〇　二三〇	四五 一/四	一七
	「シーベツク」二重舩渠	三〇〇　一七〇	四〇 一/二	一六
ノルデンハム	乾舩渠	三七〇 一/二	五〇	
ブレーク	仝	三四三 一/二	四二	一六
ブレメン	一千二百噸浮舩渠	一三六	四七	一四 一/二
	仝	二〇〇	五〇 一/二	一四 一/二
ウヰルヘルム、ヘーベン	官有造舩廠　第一號	四九三		
	第二號	三五一		
	第三號	二九六		
	水閘	船渠として用ゆ		
ヘルダー及ウイレムソー（荷蘭）	官有造船所　石造第一號	三七四 一/二	六三 二/三	一八
	第二號	二七三 一/二	五九 二/三	一六
アムステルダム	四千噸浮船渠	四〇一 三/四	六二 一/三	一七 一/四
	三千噸浮舩渠	四〇二	五六	一八
	浮舩渠　第二號	二〇一	六二 二/三	一三
	仝　第三號	一六四 三/四	六二 二/三	一三
	仝　第四號	一六四 三/四	六二 二/三	一二 一/三

モノカシイ
コンコルド
ヘトレル
ラレイ

各國海軍所用連發銃

國名	銃名	口徑(ミリ)
英國	リーメフォード	七、七
アルゼンタイン	モーゼル	七、六五
墺地利	マンリヘル	八、〇
ベルジューム	モーゼル	七、六五
ブラジル	マンリヘル	七、五
プリガリア	仝	八、〇
智利	モーゼル	七、〇
支那	リー及其他	一一、〇(疑はし)
嗹馬	クラグジヨルケンセン	八、〇
佛蘭西	シベル	八、〇
獨逸	不詳	七、九
希臘	マンリヘル	六、五
蘭	仝	六、五
伊太利	パラビシオ、カラカノ	六、五
日本	村田	八、〇
メキシコ	モンドラゴン	六、五
那威	クラグジヨルケンセン	六、五
ペルー	マンリヘル	八、〇
葡萄牙	ロバチェツク	八、〇
ルーマニア	マンリヘル	六、五
露西亞	ムージン	七、六二
西班牙	モーゼル	七、〇
シアム	マンリヘル	八、〇
瑞典	モーゼル	六、五
土耳其	モーゼル	七、六五
北米合衆國	リー	六、〇

海軍雜說

獨逸顯理皇弟カ支那海ニ向ツテ「キール」ヲ出發スルニ當リ皇帝カ同港ニ臨メ述ヘタル勅語及皇弟ノ奉答

敕語

卿カ將ニ爲サントスル遠征及ヒ須ラク盡スヘキ任務ハ創始的ノモノニアラスシテ皆朕カ祖父及ヒ當時ノ大宰相カ創

ロツターダム	「ロツターダム」鐵製浮船渠(四千噸)	二九五	七〇一/四	二〇一/二	
	仝(二千噸)	一五七	六七一/四	二〇一/二	
ヘレポートスルイス	「カテンドレクト」鐵製浮船渠	二八八	七〇一/四	一四	
フラツシング	官立瓦造船渠	五〇〇(二分するを得)	六七	一七一/二	
ミデルブルグ	「シルト」會社	二四三一/四	五二	一三	
アントワープ(ベルジューム)	第一號	三七七	六九		
	第二號	四八〇	六六	一五	
	「プリンスヘンドリク」市府乾船渠	四一一	八一一/四	二三	
	第一號	二二七	三九一/四	一四	
	第二號	一五七一/三	三二三/四	九一/二	
	第三號	四九二一/二	四九	一七一/二	
	第四號	四九二一/二	四九	一七一/二	
	第五號	四二九一/二	四九	一七一/二	
	第六號	四〇〇	四一	一七一/二	
ゲント	「ジヨン、コツクレル」會社	三三〇	四〇	一四	
	「エスコート」鐵工場	三〇〇	三六	一二	
	第一號	四六〇	八二	二二	
	第二號	四二六二/三	四二三/四	一七三/四	
ジユンキルク(ふらんす佛朗西)	六千噸浮船渠	二四八三/四	三六	一四一/二	
	新船渠	三五二二/三	六七一/二及四六	二一	
	第一號	三五二二/三	六四一/三及四六	二六	
	第二號	三五二二/三	六四一/三及四六	二六	
カレイ	東池乾船渠	六八二	八一	三五一/四	
ヂーベ	乾船渠	五〇八一/二	六八三/四	二六一/二	
ハーブル	船渠	四九二			
	第四號	四九七	九八一/二	二八一/二	
	第五號	五三五	六五一/二	二八一/二	
	第六號	四三〇	五二一/二	二五二/三	
	城砦池	一七八	三六	一八二/三	
	第一號	二三五	四二二/三	二〇一/二	
	第二號	二八九	五二一/二	二二	
	第三號	二一〇	四〇	一四	
セルブール	八百噸木造浮船渠	三五五	五九二/三	三〇	
	官有造船所	三八八	五九二/三	三二	
	第一號	三八八	五九二/三	三二	
	第二號	三五五	五九二/三	三二	
	第三號	四九五	八九	三九	
	第四號	五〇八一/二	五九二/三	二九	
	第五號	二六四一/二	五九二/三	二〇	
	第六號	二五七一/四	五九二/三	二〇	
	第七號				
	第八號				

設シタル政略ヨリ來レル自然ノ結果ナリ換言スレハ新ニ聯邦相團結シテ生シタル獨逸帝國カ海外ニ向テ執行スヘキ事ノ一着手ニ過キサルナリ
獨逸帝國ハ商業上近時驚クヘキ發達ヲ來シタルヲ以テ朕ハ之ヲ保護スルノ義務アリ商業者ハ朕及ヒ帝國ノ保護ヲ受クルノ權利アリ
又吾人ノ宗教ヲ弘ムル爲メニ生命ヲモ犧牲ニシ遠ク海外ニ到リタル僧侶モ亦朕カ保護ヲ受クルノ權利アリ故ニ朕ハ常ニ虐待ヲ蒙リツヽアル此等ノ僧侶ヲ保護セサルヘカラス茲ヲ以テ吾人カ實行セントスル所ノ事業ハ防禦的事業ニシテ毫モ攻勢的事業ニアラサルナリ
獨逸商人及ヒ獨逸船舶ハ獨逸國旗ノ保護ヲ受クルノ權利ヲ得サルヘカラス政府ハ又此權利ヲ要求セサルヘカラス如何トナレハ此權利ハ他ノ諸外國人ニ與ヘラレタル權利ト同一ナルニ過キサレハナリ

	商船用乾船渠	二六六	四五	一八
セント、ヘリール（海峽ゼルシイ島）	木造浮船渠	一三〇	三〇	一六
グランビール	「グランビール」乾船渠	二二三	四六 一/二	二三
ブレス	官有造船廠二重船渠 第一號	二八五 二/三	六五 一/二	二六 三/四
	二重船渠第三號	二五九 一/二	六五 一/四	三一
	仝 第二號	二五〇	五三 三/四	一七
	仝 第四號	二七一 三/四	五三 三/四	一七
	第五號	三五八 一/二	六五 一/二	三七
	第六號	二二三 一/三	四八 一/二	一七
	二重船渠第七號	三九八	八五 一/二	三五
	第八號	三二四	六五 一/二	三七 一/二
	第九號	三一八 三/四	六六	三七 一/二
	廠造浮船渠	二六二 一/三	三二 二/三	
ロリアン	官有造船廠 第一號	三六五	五二	二三 一/四
	第二號	四九〇	八四	三二 一/四
サンナゼール	「ペンフー」池 第一號	四五九 一/四	八二	二七 一/二
	第二號	三九三 三/四	四二 二/三	一六
	第三號	五〇五 一/四	五九	二七 一/三
パムプー	乾船渠	二六〇	五二	一四 三/四
ラ、ロシーユ	「ラ、パリース」池船渠（岩石中に切り込みたるもの） 第一號	五七七 一/二	六八	二八 二/三

抑ゝ獨逸商業ハ近世創テ起リタルモノニアラス往昔起リタル彼ノ「ハンザ」ナル獨逸商業團隊ノ如キハ當時世界ノ人目ヲ驚カシタル一大事業ナリキ此大事業ニシテ遂ニ撲滅スルニ至リタルハ一大原因ナクシテ可ナラスヤ蓋シ其原因タル帝國ノ保護ナカリシコト昭々トシテ明カナリ
今ヤ幸ニシテ獨逸帝國ハ創成セラレ獨逸商業ハ隆盛ニシテ益ゝ發達セリ然レトモ其發達ハ帝國勢力ノ確實ナル保護力ノ欠クルト共ニ停止スルヤ明カナリ帝國勢力ノ確實ナルト否ラサルトハ獨リ海軍力ニアリ故ニ海軍力ト帝國勢力トハ兩立セサルヘカラサルモノナリ卿ノ率ユル艦隊ニ依テ將ニ增勢セラルヘキ東洋艦隊ハ獨逸帝國ノ勢力ト海軍力トヲ代表セサルヘカラス彼ノ遠海ニ在ル諸外國艦隊ト親交ヲ結ヒ獨逸國民ニ損害ヲ蒙ラシムルモノアレハ極力之ヲ防禦シ帝國人民ノ利益ヲ保護スルコ

ロシフォール	官有船渠二重船渠 第二號	三五一	四三	二五 一/二
	第一號		五一 一/二	一五
	第二號		四七	一六 一/二
	大船渠第三號	三七六 一/二	六八 一/二	二五 一/二
	舊船渠	二四六	五〇	一五
ホルドー及ロルモン	「ボルドー」船渠	五一一	七二	二六 一/四
	「ロルモン」船渠	一八〇	三九	一一
	「ロルモン」浮船渠	二一三	四〇 一/二	一四 一/四
バヨ子	乾船渠	二四四	三三	九
ピルバオ（西班牙）	「ピルバオ」船渠 二重船渠 第一號	三二八 一/二	四四	一三
	第二號	三〇八	四四	一四
	新船渠	四三〇	七三	二三 一/四
ギジョン	乾船渠	二七八	四六	一五 三/四
フエロル	官有船渠	四七五 三/四	八二	三二 三/四
	舊船渠	二二九	一三一	二一 一/二
リスボン	官有船渠	二七五	五六 三/四	一九
	「サムボイオ」乾船渠 第一號	二二四	三七	一二
	第二號	一五〇	二六	一〇
カヤス	「ダウペー」八百噸浮船渠	一五〇	五六	一三
	「カラカス」在官有船渠 第一號	二四〇	五五	二六
	第二號	三三〇	七〇	二六

トニ努メサルヘカラス彼ノ地ニ在ル獨逸國民ハ商人タルト僧侶タルトニ論ナク獨逸軍艦ノ保護ヲ受クルコトヲ得故ニ若シ吾人ノ正當ノ權利ヲ害スルモノアルトキハ卿ハ宜シク之レニ鐵拳ヲ加ヘヨ天帝ハ必ス月桂冠ヲ以テ卿ノ額上ヲ飾リ全獨逸國ハ卿ノ萬歳ヲ歌ハム

朕ハ卿カ獨逸帝室ニ於ケル幾多ノ善例ニ依テ行動シ依テ以テ朕カ冀望ヲ貫クヘキヲ深ク信シ茲ニ杯ヲ擧ケ卿ノ健康航海ノ安穩、任務ノ好果、安全ナル歸國ヲ禱ルヘンリー殿下萬歳

皇弟ノ奉答

陛下ト弟ハ幼少ノ時ヨリ相俱ニ成長シ長スルニ及ンテ親愛ノ情益ゝ切ナリ陛下位ニ即キ玉テヨリ萬難ニ遭遇シ玉ヘリ弟ハ國人トシテ又ハ軍人トシテ陛下ノ爲メ朝カ微力ヲ盡サンコトセリ今ヤ帝國民ノ爲メ海軍ノ爲メ一大時期ノ來ルヲ見ル陛下弟ニ任スルニ此大任ヲ以テ

大西洋航行汽船會社	第三號	一九〇	五一	一八			
船渠の築造中のもの（二重）		四九二	六二$\frac{一}{四}$	二六$\frac{三}{四}$			
全	官有	八五〇	九五	三三			
全		三五〇	九五	三三			
政府所有七千五百噸浮船渠		四五〇	九五	三三			
船渠	第一號	三五〇	一一四	二七			
	第二號	五九三$\frac{三}{四}$	七三$\frac{三}{四}$	二五$\frac{三}{四}$			
	第三號	三六〇$\frac{三}{四}$	六二	一九$\frac{二}{三}$			
	第四號	二九五	五四$\frac{一}{二}$	一九$\frac{二}{三}$			
	第五號	四二六$\frac{一}{三}$	五四$\frac{一}{二}$	一九$\frac{二}{二}$			
	第六號	四二六$\frac{一}{三}$	五四$\frac{一}{二}$	二二$\frac{一}{二}$			
	浮船渠	二一〇	五九	一五			
「メサゼリー、マリチーム」		五一〇	六六$\frac{三}{四}$	二一$\frac{二}{三}$			
官有石造船渠							
「ボーハン」第一號		二四六	五三	二一$\frac{一}{四}$			
同	第二號	二四六	五四$\frac{二}{三}$	二〇$\frac{一}{四}$			
同	第三號	二八三	五三$\frac{三}{四}$	二六			
「カスチノー」第一號		三二六$\frac{一}{三}$	六二$\frac{一}{四}$	二九			
同	第二號	三八五$\frac{一}{二}$	六二	三〇			
同	第三號	五三一$\frac{一}{三}$	六六$\frac{三}{四}$	二一$\frac{二}{三}$			

ス陛下ノ信任ニ對シ謝スル處ヲ知ラス弟ハ善ク陛下ノ冀望ヲ察知ス陛下カ弟ヲ信シ玉ヒテ此名譽アル重任ヲ弟ニ授ケラレタルハ弟ノ深ク肝銘シテ忘レサル處ナリ弟不敏ナリト雖モ陛下ニ誓言スル處アラン

抑モ弟ノ欲スル處ノモノハ月桂冠ニアラス名譽ニアラス陛下ノ神聖ナル敎訓ヲ海外ニ齎シ以テ之ヲ聽カント欲スル者ハ勿論之ヲ聽クコトヲ欲セサル者ニモ亦之ヲ告ケント欲スルニアリ盡シ此意ハ同行諸子ノ已ニ服膺スル處ナリ

余ハ茲ニ杯ヲ擧ク同行諸子カ本日ヲ紀念トシ余ト共ニ皇帝陛下ノ聖壽ヲ祝センコトヲ希望ス

露國海軍ニ於ケル文身

文身ノ習慣ハ廣ク諸國海軍ニ行ハル日本國法ハ之ヲ禁シ佛國海軍ニテモ一般ニ之ヲ禁制スト雖モ其軍人中多クハ拇指ト食

	セノア（伊太利）	船渠	三四$\frac{三}{四}$	二三			
	スペジア	官有	三四四	七〇			
		石造新船渠					
	レグホルン	「ミシシー」第一號	四二六$\frac{一}{二}$	八八			
	子ープル	同 第二號	四二六$\frac{一}{二}$	八八			
	メシナ（シシリー島）	同 第三號	築造中				
	パレタ（マルタ島）	船渠共同會社					
		三千噸浮船渠					
		石造新船渠					
		第一號	五八八$\frac{一}{二}$	八一$\frac{一}{三}$	三一$\frac{一}{二}$	一七	
		第二號	七二一$\frac{一}{二}$	五九	二八	二三	
		官有造船所石造船渠					
		第一號	三五七$\frac{一}{二}$	七一	三〇$\frac{一}{四}$	三〇	
		第二號	四二九$\frac{二}{三}$	七七$\frac{一}{三}$	三〇$\frac{一}{四}$	三〇	
		第三號	四二九$\frac{二}{三}$	七七$\frac{一}{三}$	三〇	三〇	
		第四號	三五七$\frac{一}{二}$	七一	一〇六 八一	三三	
		第五號	七〇五$\frac{一}{二}$	九〇	三三	二三$\frac{一}{四}$	
		第六號	五〇八$\frac{一}{二}$	九〇	三三	一九$\frac{一}{二}$	
		「オランド」兄弟會社					
		官有船渠	二四六$\frac{三}{四}$	六二$\frac{一}{二}$	二六	一九$\frac{一}{二}$	
		船渠會社	四四二$\frac{三}{四}$	六五	二六$\frac{一}{四}$	二三$\frac{一}{四}$	
		官有造船廠					
		二重船渠 外第一號	二五六	八一$\frac{一}{四}$	二五	二五	
		二重船渠 内第二號	三〇〇$\frac{一}{二}$	七三$\frac{一}{四}$	二五	二五	
		「ソメルセット」船渠第三號	四六八	七九$\frac{三}{四}$	三五$\frac{一}{二}$	三五$\frac{一}{二}$	

指トノ間ニ當ル掌上ニ一ノ錨形ヲ文シ或ハ左手ノ第四指ニ花形ヲ文シ又前腕ニハ一般ニ海軍ニ關セル物品等ヲ文ス但シ此習慣ハ下士卒ニ行レ士官ハ之ヲナスコトナシ英國海軍ニテハ候補生以上ニテモ小形ノ文身ヲナス者見ル事多ク時トシテ彼等ハ之ヲ示シテ得色アリ

露國海軍ニ於テハ上士官ヨリ下水兵ニ至ルマテ殆ンド皆其腕ニ種々ノ畫ヲ文セサルハナクシテ其水兵中ニハ往々佛國水兵ノ如ク拙劣ナル文身ヲナスモノアリト雖モ士官ハ皆其術ニ長シタル文身師ニ依賴スルカ故ニ其美麗ナルコト驚クベキモノアリ露國海軍士官ノ文身ヲナスハ一般ニ其士官候補生トナリテ始メテ海外旅行ヲナストキニ在リ故ニ彼等ハ文身ヲ以テ海軍ニ入リタルヲ證スルノ具トナスカ如シ此文身ハ露國ニ於テナスニアラス又艦内ニ於テナスニ非ス實ニ日本ニ於テ之ヲナスナリ

露國士官ハ皆支那海ノ航海ヲナサヽル者ナク浦汐斯德長崎ノ交通ハ繁忙ナルノミナラズ近年迄冬時ハ其軍艦ノ根據地ヲ長崎ニ定メ居ルヿ多カリシ長崎ノ一方ニ一小部落アリ稻佐ト云フ茲ニハ露國風ノ浴室旅舘並ニ希臘敎ノ制ニ從ヒテ造レル墓地アリ全ク露國ノ小天地ヲ移シタルカ如シ露國軍艦ノ入港スルヤ露人ハ同地ニノミ上陸シ同地ニ滯在ヲナス而シテ露國海軍々人カ日本文身師ノ術ヲ受クルハ即チ此所ナリ

該地ニハ有名ノ文身師一人アリシカ現今ハ如何ナリシヤ知ラサレトモ今ヲ去ルヿ凡ソ三十年前大侯爵「アレツキス」殿下ノ腕ニ美麗ナル青龍ヲ文身シタル者ニシテ同人ハ常ニ得色ヲ以テ之ヲ人ニ語リシトイフ

上ノナス所下之ニ倣フハ人情ノ常ナルカ故ニ當時文身流行ノ際ハ露國士官中文身ヲ爲サヽルヲ以テ恥辱トナスニ至レリ

日本文身師ハ其術ヲ施スニ先チ種々ノ色及形ヲ以テ顯シタル鳥獸蟲魚或ハ品物ノ

亞細亞

（日本、爪哇、「スマトラ」等ヲ含ム）

（「カムサツカ」ヨリ南西ニ下リテ蘇土運河ニ至ル）

タラント（伊太利）	「ハミルトン」船渠	第四號	五二六ノ二	九四	三五ノ二	一八	
ベニス（伊太利）	官有船渠	第一號	六八八ノ四	七六	三二ノ四	三〇	
			一〇五	一〇一			
トリエスト（澳地利）	官有船渠	第二號	五二五	五九	二八ノ二	一一五	
			二九五	五九	一九ノ二	一六	
ポーラ	澳匈牙利「ロイド」會社		三八二	七三	二〇	一八	
	「サンロツコ」、「スタビリメント、テクニコ」		三九六	六六	二二	一六	
	官	第一號	四六七ノ四	八三	二七ノ四	三二	
		第二號	四〇八	九一ノ四	三二	一九	
		浮船渠	三〇〇	八四	一八	一六	
ピリユース（希臘）	「サラミス」灣官有三千五百噸浮船渠		三〇八ノ二	六〇	二三	一六	
コンスタンチノープル	官有船渠	第二號	三九〇	九〇	三〇	一六	
（土耳其）		第三號	二六〇	八〇	二六	一六	
	二重	第四號	二五〇	六〇	二八	一六	
	浮船渠（千五百噸）		二四五	四八ノ二	二八	一六	
	仝		一五二	四三			
タアン、セベリン（ルーマニア）	川蒸汽舩用船渠		三〇〇				
ニコライフ（露西亞）	官有造船所千五百噸「セルトン」式「スリップ」		二五〇		一九	一六	
セバストポール	官有造舩所	第一號	五八〇	八二	二七	第一號より大なる者築造中	
		第二號					

浦鹽斯德	官有七千三百噸浮船渠		三〇一			一八	
橫須賀（日本）	全石造船渠		六六六	八二	三〇		
	第一號船渠		三九二				
	第二號船渠		五〇二ノ二	九四ノ二	二二五		
	第三號船渠		三〇八ノ二	四五ノ四	一七ノ四		
	第一號船渠		三九三	七八ノ二	二八		
	第二號船渠		四六二ノ二	九四	三〇		
佐世保	乾船渠		四四三				
長崎	三菱造船所	第一號船渠	五四〇	一〇〇	二八ノ二		
		第二號船渠	三八〇		二六ノ二		
吳	乾船渠		四一〇	七二	二三		
旅順口（支那）	滿洲官有船渠		三四〇	三九	一四		
滿洲及天津	滿洲曳船貨船會社		二二五	三六	一〇		
上海	官有木造船渠		三四〇		一九		
	「ボイド」會社木造新船渠		五〇〇	八〇	二二		
	仝　舊船渠		三三〇	六〇	一二		
	「フアルハム」會社木造舊船渠		四〇〇	五七	一七		
	「ブータン」船渠		三五〇	七〇	一六		

畫ヲ示シ依頼者ヲシテ好ム所ヲ擇バシメ依頼者ノ意志確定シタルトキハ先ツ其術ヲ施スヘキ局部ヲ極メテ注意シテ剃リ次ニ畫筆ヲ以テ依頼者ノ注文ニカヽル形象ヲ畫クナリ是レマテノ作業ハ平易ニシテ困難ナラサレトモ夫ヨリ文身師ハ豫メ植物性ノ繪具ニ浸シタル十數本ノ小針ヲ一束ニナシタルヲ把リ畫ニ從テ之ヲ肉中ニ刺スナリ複雜ナル畫ニ在テハ手術ノ爲メ二時間ヲ要シ其間受術者ハ決シテ動クヿナカルベク且ツ非常ノ堪忍力ヲ要ス之レ他ナシ施術ノ爲メ苦痛出血共ニ甚シケレハナリ施術者ハ其畫ニ依リテ賃金ヲ要求スレトモ左マデ高價ナラズト云フ

施術後ノ經過ハ時トシテ危險ヲ生スル事アリ通常ノ場合ニ於テハ出血ヲ止メ文身部ニ布ヲ宛テヽ摩擦シ脈衝ヲ防ク時ハ腕ハ一時膨脹シ熱ヲ起スト雖モ暫時ノ後平愈スルモノトス然レトモ時トシテハ疵口腐敗シテ恐ルベキ變ヲ起スコトアリ廿數年前露國海軍候補生カ文身ノ爲メ死亡セシヿアリシト云フハ之カ腐破ニ基キシナラン

文身師ハ其恐ルベキ針ヲ下ス前ニ依頼者ノ躰格病歴等一々丁寧ニ質問シ其瘰癧性ノ人ナルヲ知レハ謝金ノ多寡ニ關セス依頼ヲ謝絶ストイフ

露國海軍ノ將來

今ヲ去ルヿ二十年前迄ハ露國々民ハ國家問題ノ解釋ニ意ヲ用ユル頗フル冷淡ニシテ國民貴賤ノ懸隔、各階級ノ孤立、露國固有ノ無氣力及新聞雜誌類ノ所論不活潑ニシテ有レトモ無キカ如カリシ等ハ其ノ主因タラスンバアラズ

公衆カ軍事ノ問題ニ冷淡ナリシ所以ヲ問ハヽ蓋シ已往ニ起リシ數多ノ戰爭ハ大小ノ別ナク我カ國人ヲシテ我カ海陸軍ノ組織ノ完全ニシテ憂慮スベキ所ナク且ツ毫モ望ミヲ他日ニ望スルモノナキノ觀念ヲ懷カシメタルニ由ラズンバアラズ

福州（ふくしう）	「ジアーヂン、マゼソン」會社 下船渠	三四五	七〇	一〇
	官有千二百噸特許「スリップ」	三九〇	五五	一五
	官有乾船渠（築造中）	三三〇		一六
厦門（あもい）	「アモイ」船渠	四八〇		
	「クランソー」船渠	三一〇	六〇 三三/三	一六
	「ベラミイ」船渠	二四五	六六 五〇	一二 一/二
香港（ほんこん）	「ホンコン、ワンポー」船渠會社第一號	一八五	五一 二八	一二 一/二
	第二號	五二〇	八六 七〇	三〇
	第三號	三四〇	七四	一八
	「コスモポリタン」	二四五	四九 一/四	一三
	「アバアヂーン」船渠 「ホープ」	四六五	八五 六二	二一
	「ラモン」	四三三	八四	二四
ワンポー	支那政府所有 「クーパー」	三四〇	六四	一四
	「フードツーン」	五〇〇	八五	一四
	鐵製浮船渠	三五〇	五九	一八
マニラ	佛國政府有船渠	四七五	七五	二八
西貢（さいごん）（交趾支那）	仝	五〇八 一/二	七四 三/四	二五
	浮船渠（千六百噸）	二三七	三一 一/二	一〇
磐谷府（ばんこつくぶ）（暹羅）	暹羅政府船渠	三〇〇	六〇	二〇
	磐谷府船渠會社	三六〇	六〇	一三
		三〇〇	六〇	一二
スラバヤ（瓜哇）	荷蘭政府有鐵製浮船渠（四千八百噸）	三二八	七四 三/四	一八
	仝（二千四百噸）	一九六 三/四	六二	一八
	荷蘭「インヂスセ」製作場船渠	一九〇	三〇	八
	「スラバヤ」船渠會社浮船渠	二四〇	五八 一/四	
バタビア	荷蘭政府所有鐵製浮船渠（四千噸）	二九五 一/四	六五 一/二	二二
	荷蘭貿易商會浮船渠（二千噸）	二〇〇	四五	一二
新嘉坡（しんがほーる）	「タンジョン、パガル」船渠會社 「ビクトリア」船渠	四八四	六五	二〇
	「アルバート」船渠	四九五	六〇	二一
	新船渠會社 第一號	四五九	六二	一九
	第二號	四一五	六二	一四
ペナン	「プライ」河船渠會社	三三〇	五〇	一四 一/二
タルカツタ	「キダーポール」新船渠	五三〇	六七	二一
	仝 上船渠	二一一	四六	一二
	「カルカツタ」乾船渠	三七〇	五〇 一/四	一九 一/二
	英領印度航行汽船會社 上「ユニオン」	三五三	七六	一八
	下「ユニオン」	三六八	五七	一九 一/二
	上「ハウラー」	三〇五	五二	二〇 三/四
	下「ハウラー」	二〇九	四〇 一/二	一四 三/四
	「カレドニア」船渠	三四二	四四 一/二	一八 一/四

然ルニ不幸ナル彼ノ「クライミア」ノ役ハ大ニ我カ國民ノ榮譽ヲ毀損スベキ結果ト共ニ忽然我カ迷夢ヲ攪破シ天下泰平ニシテ國民安眠ヲ貪ルノ秋ナラサルヲ知覺セシメタリ

今帝御即位以來ノ諸般ノ改革即チ國民ニ與ヘシ自由、裁判ノ獨立、敎育ノ自由、地方自治、門地制限ノ廢止、海陸軍徵兵並ニ從前ノ比ニ非サル出版ノ自由等ハ孰レモ我カ國民ナシテ萬般ノ利害得失ヲ感スルニ至ラシメタリ斯ノ如クシテ國民ノ多數ハ啻ニ重大ノ問題ノ議論ニ傾聽スルニ至リシノミナラス小事件ト雖モ尙ホ等閑ニ附シ去ラサルニ至レリ

行政上ノ動作ハ毫モ民人ニ緣故ナキモノトシテ對岸ノ火災視スルノ習慣ハ茲ニ於テ始メテ其跡ヲ絕テリ

露國民ハ無氣力ヲ以テ輿論ヲ代フトハ今時迄全歐洲ノ人民カ我カ國民ヲ評ノ殆ント誤ナキノ定論ナリシモ今ヤ若干ノ程度迄ハ此ノ定論ヲ打破スルヲ得タルナリ」

何レノ邦國ヲ論セス苟モ一國ノ政府トシテ其國民ノ福利ニ絕躰的反對ノ政策ヲ執ラントハ恐ラク何人トイヘトモ首肯セサルナラン

今若シ吾人カ自ラノ持論トシテ政府ノ某問題ヲ議スルニ方リ其智識經驗ニ加フルニ新聞雜誌等ノ力ニ依リ國民ノ意志及希望ヲ知悉スルヲ得ハ政府ハ必スヤ之ヲ歡迎スルノ外ナキヲ主唱スルモ誰カ謬見ナリトシテ之ヲ排斥スル者アランヤ語ニ謂ハク民ノ聲ハ天ノ聲ナリト

所謂孤立セル問題尙換言セハ多數人民ニ取リテハ多少暗々裡ニ埋沒セラレタル問題中ニ於テ露國ノ海軍ニ關スル問題ノ如キハ必ス其主要ナルモノヽ一タラサルヘカラス

恐ラク至重至大問題中ノ一タル本問題ノ孤立ノ狀躰ニ在ルハ國家必須ノ點ヨリ見ルモ、亦現今徵兵制度ニ依ルトキハ自己若クハ其子孫若クハ緣者親友カ何時海軍ニ奉職スルコトナシトモ保證シ能ハサ

亞弗利加

（「アゾールス、モーリチラス」等を含む）

（「アレキサンドクア」より西行して蘇士に至る）

「フーリイ」乾船渠	三一〇	四三 3/4	一七
「カルカツタ」船渠會社商船々渠	二三四	三七	一四
大戰艦を入るゝ者計畫中			
新石造船渠			
官有造船所 「ボムベイ」船渠	五三二	六五 1/2	二五 3/4
上 船渠	六四八	四七 1/2	一五
中 船渠	二〇九	五一 3/4	一七 1/2
下 船渠	一八三	五一 3/4	一七 1/2
「ヒー、オー」會社	二五六		
「リツチー」船渠	四七〇	六六	八一二
小 船渠	一五〇	三四	七一〇
水力曳上げ鐵製	三八〇	八〇	二八 1/2
英領印度航行滾船會社			
「モガル」船渠上	一九六	四七	一七
仝 下	二一七	六〇	一七
「マノラ」乾船渠	一六七	三二	九 1/2

亞米利加

（「ラブラドル」より南方に下りボルン岬を經りて「アラスカ」に至る）

官有船渠	六一〇	八四 3/4	二四
船渠會社船渠	一三五	四九	一一 1/2
「レビス」石造船渠	四八四	六四	二五 1/2
「ジョン、ロセー」木造船渠	二二二	四二	
浮船渠（二千噸）	二一五	四五	一四
仝 （一千噸）	一五三	四一	一三 1/2
センドジョンス（ニューフアウドランド）	四六三	七九	二〇
ケベック（加那佗）	一四六	五五 1/2	一四
官有船渠	一八四 3/4	七二	一八 1/2
千五百噸浮船渠	一八四 1/2	八六 1/2	二七 1/2
「ロビンソン」船渠	五二九 1/2	六八	二六
乾船渠	三〇八	三三	一四 1/2
船渠會社 「ステベンソン」船渠	三八四	六〇	一九
「アルビオン」船渠	三二六	六〇	一九
「ヘイ」 船渠	三二四	四六	一三
官有船渠	四三〇	七三 3/4	二三
佛國政府船渠二個を築かんとす			
官有船渠 第一號	四五五 1/2	八六 1/2	二七 1/2
第二號	二六八 1/2	七二	一八 1/2
蘇士	四六三	七九	二〇

（「アレキサンドクア」より西行して蘇士に至る）

ルノ點ヨリ見ルモ、其逆境ニ立テルハ論ヲ竢タサルナリ

露國ノ海軍カ露國ノ國史上名譽ノ光輝ヲ放タシメタル時代ノ今ヲ去ル甚タ遠大ナル事並ニ最後ノ戰役（一千八百五十三年ノ役）ニ於ケル我カ海軍ノ非運ハ遂ニ海軍ニ對スル我カ國民ノ同情ヲ冷却セシメタリ

勿論一時雜誌界ニ囂々タリシ夫ノ圓艦ノ得失ニ關スル劇烈アル論戰ノ如キハ一時時事問題トナリテ海軍問題モ爲メニ世人ノ注目スル所トナリタリト雖モ而カモ該論戰ノ性質タル該艦ヲ辯護セル者ト之ヲ攻擊セル者トニ別ナク寧ロ余リ專門的ニ渉リタルノ故ヲ以テ海陸軍人及軍人外ノ者モ露國人タル者トシテノ感動ヲ惹起サス又惹起ス能ハサリシナリ

海軍ノ專門語ハ極メテ複雜ニ渉リ海軍以外ノ人ニハ殆ント了解ニ苦シム程ナレハ何程之ヲ併列シタリトモ普通公衆ノ多數ハ其論戰中ノ要旨ヲモ了解シ得サルナルヘシ

顧フニ問題ヲ設クルニ自ラ二樣ノ方法アリ即チ一ハ明確ノ決答ヲ與フル者ニシテ他ハ之ヲ獲ルコト能ハサラシムルモノ之レナリ

例セハニ消防器械ニ關スル問題ヲ取ラン茲ニ某ナル者アリ其消防器械ノ据附ニ利害ヲ感スルト否トハ姑ク措キ最近式蒸滊喞筒中最モ利便ニシテ火災ノ消防ニ使用スヘキモノハ甲氏ノ發明ニ係ル者ナルヤ將タ乙氏カ發明ノ蒸滊喞筒ナルヤニ付キ村民ノ輿論ヲ聞カント欲シ新聞雜誌ヲ利用シテ該問題ヲ提起セリト假定セヨ吾人ハ該問題ノ決答ヲ得サルヲ斷言スル者ナリ然レトモ同一ノ問題ヲ提出シテ下ノ如ク說明セハ如何ヨク蒸滊喞筒一臺ノ價格甲ハ一萬留乙ハ一萬千留ニシテ消防スヘキ農舍ノ價格ハ二百留ナリ今若干村ニ該喞筒ヲ据置クルトセハ莫大ノ失費ヲ要シ爲メニ水桶ヲモ設クルノ資力ナキニ至ラントスルニ對スル答案ノ推知スルニ難カラ

モントリール							
キングストーン（加那佗）							
トロント							
ボート、ダルハウシイ							
セント、カセリン							
コリンウード							
オーウエン、サウンド							
ウエストスーペリオル（ウイスコンシン）							
マニトウオク							
ミルウオキー							
チカゴ（イリノイス）							
「ラツセル」	仝（二千五百噸）	二二五	四一½	一五½			
仝 （一千噸）	一六〇	三七	一一				
「ダビー」	仝（二千四百噸）	二三五	四一	一四			
仝 （千六百噸）	一九〇	三九	一三				
二重船渠		四〇〇	四五	一〇½			
「テート」船渠		二〇〇	四五	一〇½			
官有船渠		二八〇	五五	一六			
「トロント」灣船渠會社		一九八	四三	一二			
乾船渠		一四五	四五	一〇½			
乾船渠		二一五	二四	九			
仝		三二五	五〇	一五			
仝		三〇〇	五五	一二			
亞米利加蒸滊船會社		五五四		二〇			
「パーゲル」社乾船渠		三一五	四五	一三			
「ミルウオキー」乾船渠會社							
木造第一號		三五五	五〇	一六			
木造第二號		三二五	四七	一五			
「ミラー」兄弟船渠會社							
第一號		三〇五	五〇	一四			
第二號		二八五	五〇	一二			
第三號		二六五	四〇	一〇			

グランドヘーベン（ミシガン）							
ベイシチイ							
西ベイシチイ							
サギイ及東サギノー							
ポート、ヒユーロン							
アトロイト及ヤンドツト							
「チカゴ」造船會社船渠		四二八	七〇	七一			
木造浮船渠		一四〇	四二	八			
「ベイシチイ」乾船渠							
「ホヰーラー」會社浮船渠		一六五	四一	一三½			
新木造乾船渠		四〇〇	五〇	一一			
一千噸浮船渠		二〇〇	六二	一六			
「デトロイト」船渠會社（「オルレアン」街）			四〇	一四			
新木造船渠		三七八	八一	一六½			
舊仝		二四〇	五五	八			
（「スプリングウエル」）			四二				
仝		三〇〇	七〇〇	一〇½			
木造「クラーク」第一號			六〇〇				
仝 第二號		二二〇	三二	一一½			
「トレンド」乾船渠		一八八					
「レツプ、オーナア」乾船渠會社舊船渠		三五〇	五〇	一六			
新船渠		三三六	四七	一三½			
「クリーブランド」船渠會社		三一二	四〇	一一½			
第一號		三四三	四八	一〇½			
共同船渠會社 第二號		三四三	四四	一五½			
「ロバアト、ミル」會社 第一號		三二〇	四六	一三½			
第二號		二八〇	四〇	一二			
「ハリフアックス」石造船渠		五九三½	八九	三〇			

サルハ吾人ノ確信スル所ナリ即チ其結果トシテ甲式トナク乙式トナク何レノ蒸漲唧筒ヲモ其据附ヲ見合セ村民カ他日富豪トナリ火災ノタメニ失フヘキ財産ハ優ニ消防器具ノ出費ト厭フニ足ラサルマテノ程度ニ進化スル迄ハ從來ノ水桶ヲ据置クコトニ致シタシトノ書ヲ差出スニ止マランノミ

「クライミア」ノ役ハ政治上及經濟上大ニ我カ露國ヲ阻害シ遂ニ又我海軍ヲシテ今日ノ如ク政治上困難ノ秋ニ方リ自ラ寒心セシムル底ノ衰態ニ陷ラシメタリ

國家ノ爲メ須臾モ曖昧ニ附シ去ルヘカラサル思想即チ露國ニ海軍ノ必要ナル所以ハ吾人親シク之ヲ目擊セリ實ニ何故ニ露國ニハ海軍ナキヤヲ訴フルノ聲全國ニ喧傳スルニ至レリ而カモ斯ノ如キ時ニ於テハ常ニ論旨ノ正鵠ヲ欠クモノナレハ本問題ノ如キモ亦其覆轍ヲ免カレス即チ或ル論者ハ歐洲列國中第三ニ位スル海軍豫算ヲ有シナカラ海軍ヲ創造シ能ハサルモノトシテ我カ當局者ヲ非難スト雖モ斯ル論者ハ極端ニ走ル者ナリ現ニ我カ國ニハ海軍アリ唯ニ其規模ノ小ニシテ我カ國ノ如キ大國ニ適シタル海軍ニアラサルノミ宛然世上非難ノ聲ニ答フルカ如ク將來ノ軍艦製式調査ノ爲メ特別委員會組織セラレ海軍總裁殿下其議長ニ任セラルヽノ風說起レリ

該會議ノ議事ハ內外ノ公衆ニ公示セス必ス秘密ニ附セサルヘカラサルハ論ヲ俟タスト雖モ該委員會カ歸着スル結果ノ內外ニ及ホスノ利害頗ル重大ナルヘク必スヤ露國ノ爲メニ有害ニシテ敵國ノ爲メニ有益ナル歟將タ各自カ切望シテ已マサル如ク之ニ反對ノ成蹟ヲ顯ス歟ノ一ニ出テサルヘカラス

吾人カ聞ク所ニ依レハ該委員會ハ已ニ二回ノ會議ヲ開クリト已ニ述ヘタル如ク吾人ハ素ヨリ議事ノ景況ヲ知ラス然レトモ吾人ハ二箇ノ事實ヲ確知セリ即チ委員會ノ目的ハ軍艦ノ製式ヲ査定スルニアル事

「ポートランド」（メイン）	「ポートランド」船渠會社　第一號	四一五	八〇	二三			
	第二號	二〇〇	四〇	一二			
ボーツマウス（ニューハムプシアイア）ポストン（マサチュセツツ）	政府造厥浮船渠　（五千三百噸）	三五〇	九〇	二三			
	造船厥	四〇五	六八	一九			
	「シムプソン」船渠會社，第一號	四六五	六八	一九			
	第二號	二五〇	四五	一九			
	第三號	一六五	三二/二	一五			
プロビデンス（ロードー島）ニウとるく新約克	「ウイリアム、エスクリーン」父子會社	一六五	三六	一二			
	乾船渠會社	二〇〇	六三	一五			
	新約克浮船渠會社						
	第一號（六千噸）	三五三	一〇〇	二一			
	第二號（千五百噸）	一七〇	七六	一五			
	第三號（三千噸）	二六〇	九〇	一六			
	新船渠	八〇〇	一五〇	二八			
	「スクリユー」船渠會社						
	第一號（一千噸）	一六〇	三五	一三			
	第二號（六百噸）	一二〇	三五	一三			
	第三號（二百噸）	七五	二六	一三			
	「モルガン」會社　（千二百噸）	二〇〇	七八	八			
	「ダビス」會社　（五百噸）	一三〇	四六	九			
	（三百噸）	一〇五	三〇	九			

ブルークリン	新約克造船厥　石造	三八〇	六六	二五			
	「シムプソン」第一號	五一〇	一〇〇/六	二二			
	全　第二號	六〇〇	八五/四五	二五			
	新約克「バランス」船渠會社	三三〇	八〇	二〇			
	ブルークリン、ウオーター、フロント、ウエーアウハス」						
	乾船渠會社　第一號（二千噸）	二五〇	七五	一五			
	第二號（六百噸）	一三〇	七〇	一一			
	「ゴーケイ、ウヰリアム」父子會社						
	第一號（千八百噸）	一六二	五八	一四			
	第二號（八百噸）	一二七	四七	一〇/二			
	「プロビンシアル」船渠會社（二千五百噸）	二〇〇	六六	一七			
	「クレーン」父子船渠會社（一千噸）	一四一	七〇	一六			
ヒルシイ、シチイ（ニューセルシイ）	「アリソン」船渠會社　（千二百噸）			一二			
	（千　噸）			一一			
	「プラオン」船渠會社　（千二百噸）	二二〇	六二/二	一五			
	（八百噸）	一七五	五六	一四			
ウヰルミングトン リーク島（ペンシルバニア）	「シムプソン」船渠	三四〇	八〇	一四			
	官立造船所	五〇〇	四五	二五/二			
			七九				

並ニ委員會ハ職ヲ海軍ニ奉スル者ノミヲ以テ組織セラレタル事是ナリ

艦ノ運用ハ如何艦ノ製式ハ如何ノ如キニ至リテハ無論純然タル專門ノ問題ニ屬シ海軍々人ニ由リテ決セラルヘキモノナリ然リ而シテ右ノ問題ハ根本的問題ナル歟將タ枝葉ニ渉レルモノナル歟

吾人ハ確信ス該問題ノ解決何如ニ拘ハラス他ノ重要問題即チ露國ニハ如何ナル海軍ヲ必要トスル歟ト謂フノ問題ニハ毫モ影響ヲ及ホサヽルヘキヲ

吾人ハ尙確信ス軍艦ノ製式ニ關スル問題ハ其ノ實他ノ二問題ノ結果ニ外ナラサルヲ此二問題トハ

第一　露國ニハ如何ナル目的ノ爲メニ海軍ハ必要ナル歟又海軍ハ如何ナル性質ヲ具有スヘキ歟

第二　露國ハ海軍ノ設置及維持費トシテ幾許ヲ支出シ能フ歟

是レナリ

吾人顧フニ前揭ノ二問題ハ少クモ大躰ニ於テ一般公衆ノ容易ニ了解スル所ナラン吾人ハ以下揭記スル所ノ設計ヲ以テ聊カモ誤謬ナキモノトシテ敢テ提出スル者ニアラス吾人カ竊ニ望ム所ハ幾許歟海軍ノ事業及之ニ關スル判斷ヲシテ解シ易キ基礎ノ上ニ立タシメ賴リテ以テ啻ニ海軍專門家ノミナラス尙ホ弘ク愛國者ノ輿論ヲ叩カントスルニ外ナラザルナリ若シ夫レ國民ノ意向ニ協ヘル海軍、國家ノ利益及需用ヲ滿足スヘキ海軍ニシテ國是ト終始センカ國民ハ決シテ雲煙過眼視セザルベク無用ノ長物視セザルベシ且ツ軍艦ハ官吏社會ニ於テ謂フ如ク經費支出ノ證憑タリトノ譏ヲ免カレ得ベシ

露國ノ海軍ニシテ一タヒ國民カ明カニ其存在ノ目的ヲ認識シ其任務ハ國民ノ爲メニ尊重スベク且ツ其主意ヲ解得シタランニハ忽チニンテ國民多數ノ同情ヲ惹起スニ至ルベク海軍ナルモノハ各露國人ノ腦裏ニ英佛ノ國民ノ如ク一般貴重ノ位置ヲ占ムルコト疑ナク即チ外國海軍ニ多ク見

ヒラデルフヒア	クランプ會社			
	「シムプソン」(木造)	四〇〇	六七 四八	二〇
パルチモーア(メリイラレド)	「コロムビアン」鐵工場	五〇五	八〇 四五	二〇
	「ウードウオール」浮船渠(二千噸)	二三〇	六五	一二
ニューポートニウス(バージニア)	「ニューポートニュース」造船會社	六〇〇	九二 五一	二六
ノーフオーク	「ノーフオーク」造船廠			
	石造	三二〇	六〇	二五
	シムプソン	五〇〇	七九	二五 1/2
	新造	六五〇	二〇〇	三〇
ポートローヤル	官有木造船渠	四九六	八〇 1/4	二六
ハミルトン(ベルマダ)	官有鐵製浮船渠	三八一	八四	二五
ハバナ(キューバ)	官有浮船渠(一萬噸)製造中	四五〇	八二	
	「プログレソ、キュバノ」(二千八百噸)	三〇〇	八〇	一六
ポルト、ド、フランス	佛政府有	四一八	八五 1/2	二八
リオ、デ、ジア子イロ(巴西)	「コプラス」島政府船渠			
	「イムペリアン」	四二三	七〇	二四
	「サンタクルーツ」	二五八 1/2	五四 2/3	二〇
サンフエルナンド(アルゼンタイン)	乾船渠	三〇〇	五一 1/4	一一
カラオ(秘露)	「モントジョージ」浮船渠(五千噸)	三〇〇	七六	二一
メーア島(カリフオルニア)	米國政府造船所　石造船渠	五二九 3/4	七八	二七 1/2
	木造(五千噸)	三五〇	九二	一六
	「カリフオルニア」船渠會社	四八二 3/4	九〇 六〇	二三
	共同鐵工場	四四〇	六三	一九 1/4
	商業船渠會社　第一號(千五百噸)	二一〇	六四	一五
	第二號(五百噸)	一五〇	四四	一〇
ポイント、ターナー(ポート、オーチャード)	官有木造船渠	七四九	九二 1/2	三〇
エスクアイモールト(英領コロムビア)	石造官有船渠	四五一	六五 五八	二六 1/2

亞米外加の部は小形浮船渠を畧せり又小會社の者も然りとす。

濠州は必要ならさるを以て之を省く

千八百九十七年に於ける各國海軍

左の記事は佛國の「ル、ヤック」に載する所、記して各國海軍の結論に代ふ(水交社記事九十一號より轉載す)

千八百九十七年中各國海軍何れも多少の進歩擴張を爲さゝるなし而して我が佛國海軍も亦議會に於て擴張案及其他新案を採用せるに由り諸國の海軍に比し劣等の地位にあらざるを得たるは吾人の甚だ滿足する處なり然れども飜て現時の我海軍を熟察するときは尙ほ甚だ遺憾なる地位に在りと謂はざるを得ず故に既に着手せる事業は決して中止せざるのみならず尙ほ一層進んで迅速に之を成就する

ル所ニシテ我カ海軍ニ欠如クル精神的勢力ヲ誘致スルモノナリ

何故ニ海軍ハ必要ナルヤ曰ク自國ノ海岸及海上貿易ヲ防禦スルタメニ要スルナリ又敵國ノ海岸ヲ攻撃シ其海上貿易ヲ滅却スルタメニ要スルナリ

露國ノ領土ニ沿ヘル海洋ハ北氷洋ノ外白海、波羅的海、アゾーフ海及黒海トス夫ノ黒龍江沿岸地方及白河ハ暫ク措キ茲ニハ波羅的海及黒海ニ就キテ觀察スル所アルヘシ

抑々防禦ニ關スル評論ヲシテ其正鵠ヲ誤ラサラシメント欲セハ其攻撃力ヲ以テ之カ基礎ヲ爲サヽルベカラズ而シテ波羅的海ニ濱セル我カ最近隣人ハ普魯士人丁抹人及瑞典人ナリト雖モ丁抹人及瑞典人ハ他ニ同盟ヲ得ルニ非レハ決シテ我ト戰爭ヲ起サヾルベシ普國英國及瑞典國トノ單獨ノ戰爭ハ論セス前記諸國中二箇國ノ同盟衝突ヲ來スハ甚タ有リ得ヘキコトス果シテ然ラハ波羅的海ニ於テ普、瑞若クハ英、瑞聯合艦隊ノ防禦ニ當ラシムルニハ我レニモ亦艦數及性質ニ於テ兩敵國ノ艦隊ニ齊シキ勢力即チ毎年三四千萬留ノ經費ヲ要スル海軍ヲ茲ニ備ヘザルベカラズ黒海ニ於クル防禦艦隊ニ附キテモ亦吾人ハ殆ント之レト同一ノ說ヲ抱持スル者ナリ若シ夫レ黒海ニハ土耳其ニ匹敵スルノ海軍ヲ備フレハ充分ナリト謂フカ如キハ誤レルノ甚シキモノナリ今ヤ露土間單獨ノ戰爭ハ殆ント有リ得ヘカラザル事ニ屬スト雖モ假リニ之ヲ以テ有リ得ヘシトスルモ海軍ノ援助ヲ待タサルモ其結果頗ル明亮ニシテ土耳其ト戰フニハ別ニ海軍ヲ要セザルナリ然レトモ土耳其ニシテ濠國佛國若クハ英國ト同盟シテ我レト戰フニ至リ且ツ「ダーダヂルス」及「ボスフオラス」カ依然土耳其ノ手裏ニアリトセハ我レハ黒海沿岸ノ防禦ノ爲メニ少クモ濠土聯合艦隊ニ等シキ戰鬪艦隊ヲ黒海ニ備ヘザルヘカラズシテ爲メニ毎年二千萬乃至二千五百萬留ノ經費ヲ支出セサルヘカ

ことを勉めざる可らず茲に九十七年の終りに各國海軍に於て有する實際戰鬪に使用し得べき艦艇の數を擧くれば左の如し。

	戰鬪艦	巡洋艦	水雷破壞艇	水雷艇
英國	四二	九九（但シ保護）	一一一	七七
獨國	一八	二〇	一〇	一二六
伊國	一一	三〇	二	九一
濠國	一〇	六	七	五七
露國	二五	三〇		七三
佛國	四三（内八裝甲艦ニシテ殆ト戰鬪ニハ適セザルモノナリ）	三六	一三	一九〇
米國	一一	二六		一八
日本	六	一九		三四

右の表に依て見るときは我佛國の海軍は大に巡洋艦に不足を告るものなり即ち我巡洋艦は四十三隻の戰鬪艦に對し三十六隻に過ぎざるに英國は四十二隻の戰鬪艦に對し九十九隻の巡洋艦を有し三國同盟（獨濠伊）は三十九隻の戰鬪艦に對し五十六隻なり是に由て見るときは現今の常態に反し戰鬪艦より巡洋艦の少きは獨り我佛國のみなり（但し濠國に十に對し六なれども同國の海軍は今日に在て未だ甚だ重要なる地位を有せざるを以て全く例外に置くべきものとす）

不幸にして我海軍の計畫は未だ右の欠點を補ふべき改良を爲すに至らず今日一般に是認せられたる比例即ち戰鬪艦一隻に對し巡洋艦二隻乃至三隻を有するにはほ幾多の歳月を經過せざる可らず然るに我戰鬪艦四十三隻中六隻を巡洋艦に入るゝときは則ち戰鬪艦三十七隻巡洋艦四十二隻となり英國も亦同樣の計算を爲すときは戰鬪艦三十三隻巡洋艦百〇八隻なりとす（若し各國共第二戰列艦に入るべきものをも算入するときは右に掲ぐる數は著く變更すべきものとす例へば英國の戰鬪艦は八十隻以上に達するも我佛國の戰鬪艦の數は茲に我佛國にて九十七年中製造に着手したるものを擧ぐれば左の如し

一、戰鬪艦	二隻
一、裝甲巡洋艦	五隻
一、巡洋艦	三隻
一、砲艦	一隻
一、水雷破壞艇	六隻
一、水雷艇	三十一隻

次に進水したるものは左の如し

ラス然ラバ則チ唯僅ニ此兩海防禦ノ爲メ毎年五千萬乃至六千萬留ノ經費ヲ要シ若シ此外ニ多少白海太平洋沿岸及裏海ノ防禦ヲ圖ルコトヽセバ新式戰艦建造ニ要スル莫大ノ臨時費ヲ除クモ尚ホ且ツ年々七千萬留ニ上ル海軍費ヲ要スルニ至ルヘシ現今我國ノ財政困難ナルニ拘ハラス國庫ハ尚ホ此負擔ニ耐ヘ得ルトスルモ斯ノ如キ支出ハ抑モ生産的ナルヤ吾人ハ其然ラザルヲ信シテ疑ハザル者ナリ夫レ歐洲ノ列國ハ我ニ比シ國帑豐富ナリ彼等一タビ露國戰鬪艦隊ノ大擴張ヲ見ハ必ス自國ノ海軍ヲ擴張シテ相當ノ程度ニ達セシムヘキ露國カ爲セル出費ノ結果ハ金員ノ徒費ニ過キスシテ海軍ノ比較力ハ依然毫モ變更セサルベシ即チ知ル防禦戰ニ於テハ吾人著ルシキ利益ヲ獲得サルヘキヲ又攻撃戰ニ在リテハ互ニ隔絶シタル地方的二箇艦隊ハ一ハ北方「クロンシタット」ト普魯西領トノ間ニ所謂固着ノ狀ヲ呈シ他ハ南方「ポスフオラス」ノ北ニ籠居スルモノナレハ其有益ナルヤ大ニ疑フヘキモノアリ

最後ノ戰役（一千八百五十三年ノ役）中我カ波羅的艦隊及黒海艦隊ハ艦數ニ於テモ亦艦ノ性質ニ於テモ遙ニ同盟艦隊ニ劣リタルカ故ニ一ハ「クロンシタット」ニ蟄居シ他ハ「セバストポール」ニ蟄居シテ何事モ爲シ能ハス我カ内海ノ如キハ全然敵ノ行動ニ委シ去ラレタリ當時我カ沿岸ハ全然防備ヲ欠クカ然ラザレハ脆弱ニシテ埠頭ハ未タ互ニ鐵道ノ聯絡ヲ有セサル者ナリシナリ然ルニ同盟軍ハ數年ニ亘リテ何事ヲ爲セル歟彼等カ海面ヨリ露國ニ加ヘタル損害ハ果シテ幾許ナリシヤ今若シ該戰役中露國カ外國艦隊ノ爲メニ蒙リタル損害ノ高ト圓艦若クハ大戰艦一隻ノ建造費ト對比シタランニハ吾人ハ其一隻ノ建造費ニダモ及ハサルヲ確信スル者ナリ而シテ各埠頭ト國内ノ都會トニハ鐵道ノ聯絡成リ海濱ニ沿ヘル鐵道全通スルノ今日ニ在ッテ露國ノ如キ國ニ對シ陸戰

一、巡洋艦　一隻
一、報知艦　一隻
一、水雷破壞艇　二隻
一、水雷艇　八隻

次に新たる役務に就きしものは左の如し

一、戰鬪艦　六隻

「アミラル、ブーヴェ」(Amiral-Bouvet)、「カルノ」(Carnot)、「ジョーレギベリー」(Jouréguiberry)、「マッセナ」(Mass,ena)、「シャールマーニュ」(Charlemagne)、及「ゴーロワ」(Gaulois)、右の内最後の二艦は僅かに試驗に着手したるに過ぎず

一、裝甲巡洋艦　二隻

「アミラル、ポツオ」(Amiral-Pothuau)及「ダントルカストー」(D'Entrecasteaux)

一、巡洋艦　五隻

「カッサール」(Cassard)、「カチナ」(Catinat)、「ダッサー」(D'Assas)、「デュセイラ」(Duchayla)、及「ガリン」(Galil'ee)

同年中我海軍に於て不用艦船の除籍を始めたるは甚だ其宜しきを得たる處分なり

次に兵器の點に就ては我海軍は少くも競爭國と同一の地位に立つことを得るは吾人の疑はざる所なり

茲に吾人の甚だ遺憾に堪へざる事は我商船業は英國は勿論獨國の商船業の爲め漸々其勢力を奪はるゝに至りしこと是なり然るに單に汽船のみに就て見るときは尚ほ吾人は第三の地位に立てり即ち汽船の總噸數（一〇〇噸）を擧くれば左の如し

英國	一〇、二四五噸	
獨國	一、三六〇噸	
佛國	九三三噸	
米國	七六一噸	
諸威	三四四噸	

然るに汽船及帆船を合して計算するときは吾人は第五の地位に立たざるを得ず即其合算總噸數は左の如し

英國	一三、五〇〇噸	
米國	二、一一九噸	
獨國	一、九二六噸	（獨國は目下商船業に就て驚くべき進歩を爲しつゝあり時きに第二の地位に達せんとせり）
諸威	一、六七〇噸	
佛國	一、一八五噸	

隊ノ上陸ノ如キハ毫モ介意スルニ足ラス

第二ノ「セバストポール」包圍ハ斷シテ之ヲ容サヽルナリ若シ夫レ防備ヲ欠ケル某々海岸地點ノ一時占領ノ如キニ至リテハ戰爭ノ一般ノ進行上毫モ影響スル所ナカルヘク之ヲ避ケンカタメ莫大ノ金員ヲ消費スルハ之レヲ絕躰的不生產ト謂ハサル可ラス且ツ夫レ微弱ナル防備ヲ施スカ如キ姑息ノ畫策ハ無益ニシテ寧ロ有害ナルモノナリ蓋シ是等ノ畫策ハ强敵ニ向ヒ我レニ物質上ノ損害ヲ與ヘキ機會ヲ與フルト同時ニ微弱ナカラモ防備ヲ有スル地點ト脆弱ナル艦隊ヲ擊破スルノ機會ヲ與ヘツヽ大ニ我カ士氣ヲ沮喪スルモノトイハサルヘカラス夫ノ東邦戰役ハ露國ノタメ至幸ナル海戰ヲ以テ始マリ我カ黑海艦隊ハ「シノープ」ヲ襲擊シテ其防備ヲ破リ土耳其艦隊ヲ滅却シタルナリ而カモ此赫々タル戰功ノ主因ハ露人ニアラスシテ寧ロ土耳其人ニ在リト謂フテ可ナリ何トナレハ則チ土耳其人ニシテ若シ「シノープ」ニ微々タル工事ヲ施サス玆ニ脆弱ノ艦隊ヲ擊留セザリセハ「シノープ」ノ敗北ヲ見ルニ至ラサリシコト必然ナレハナリ

獨、佛及英國カ其海岸ノ絕躰的防禦ニ熱中スルハ極メテ看破シ易キノ數ニ屬シ一度是等諸國ノ海岸ヲ目擊シタル者ハ何故ニ然ルヤ他ノ說明ヲ待タスシテ悟ル所アルヘシ

然ルニ露國ノ沿岸カ外國艦隊ニ對シ惡質ノ薪材ヲ供スル事アルノ外他ノ好餌ヲ提供スルニ至ル迄ハ尙ホ幾多ノ星霜ヲ經過セサルヘカラス是ヲ以テ吾人ノ所見ニ依レハ徒ラニ西歐ニ摸倣シテ保護ヲ要スル物件ノ幾分ヲ以テスル代リニ其幾倍ニ當ル防備ヲ施スハ之ヲ大早計ト謂フモ未タ意ヲ盡サヾルノ憾ナキニアラス

露國ハ今尙ホ海上貿易ヲ有セス之レ決シテ順境ニアラスト雖モ而カモ其事實アルヲ如何セン然ラハ即チ我貿易ヲ保護スルタメニ海軍ノ必要アルナシ若シ又露國ニ以下各國に項を分て海軍の狀況を示さんとす

一　英國

九十七年中英國の造船事業は機關工の同盟罷業の爲め少く蹉跌したりと雖も尙ほ著しき進步を表したるは爭ふ可らざる事實なり抑同國の海軍は常に一定の方針を以て進み永く海上權を保有し佛露獨の同盟艦隊に抵抗すべき勢力を維持するに在り從て其造船業は常に此方針を保たしむるに必要なる艦船を供給するに足れり（吾人嘗て屢々論じたることあり曰く我佛國は充分に巡洋艦及海岸防禦用艦艇を備へたる後に非れは決して英國に對し海戰を爲し得べき想像を畫き能はざるべし）と又同國の私立造船所に於ても本國海軍の爲めには勿論外國海軍の依頼に應じ遂行せる事業は實に大なりとす

九十七年英國海軍に於て製造に着手したるものは左の如し

一、戰鬪艦	四隻
一、巡洋艦	七隻
一、砲艦	六隻
一、水雷破壞艇	七隻
一、水雷艇	十一隻

次に新たに役務に就きしものは左の如し

一、戰鬪艦	五隻
「シーザー」(Jœsar)、「ハンニバル」、「イラストリヤス」(Hannibal Illustrious)、「ジュピター」(Jupiter)及「マース」(Mars)	
一、巡洋艦	四隻
「イシス」(Isis)、「アロガント」(Arrogant)、「フューリヤス」(Furious)及「グラヂヤトール」(Gladiator)	
一、水雷破壞艇	十九隻
內二隻は廿七節の速力なり	
一、水雷艇	十七隻

何れも三十節の速力なり

右の戰鬪艦は何れも「マジェスチック」形にして只武裝の點に改良を加へたるものなり又現に製造中の「カノパス」(Canopus)形の戰鬪艦は少く噸數を減じたるものなり是れ英人も亦過度に大なる噸數の無益なることを認めたるに由るならん而て此等の諸艦は以前の者に比し

充分ノ軍艦アリトスルモ防禦的艦隊ヲ以テ之ヲ保護スルコト能ハサルヘシ

以上吾人カ露國ニ關シ謂フ所ノモノハ他日露國カ戰端ヲ開クヘキ諸國ニ對シテハ全然之ヲ正反對ニ解セサルヘカラス則チ幾多繁盛ナル植民地、人口稠密ナル海岸並ニ普ク各海洋ニ通スル莫大ノ海上貿易之レソ則チ我カ敵國ノ弱點ナリトス

此弱點ニ乘シテ爲ス所ナクンハ即チ原則ヲ破ルノ一層甚タシキモノナラン我レハ我カ若干ノ微々タル商船ト荒漠タル沿岸地トヲ敵ノ爲スニ一任シ其代リトシテ盛大ナル敵ノ海上貿易ヲ阻害シ其植民地ヲシテ常ニ恐懼ノ念ヲ抱カシムルニ有利ノ著ルシキ者ナラサランヤ以上陳述セル所ニ由リテ之ヲ見ルニ我カ領海及沿岸ノ防禦ヲ最モ有効ニ最モ廉價ニスルニハ毫モ戰鬪艦隊ノ必要ナク却テ快駛ノ巡洋艦隊ヲ創設シ其多數ヲシテ平時常ニ太平洋面ニ出沒セシメ聖彼得堡ヨリ來ル一令ノ下ニ主ナル海上貿易ノ動脈ヲ斷チ戰時ノ慘狀ヲ演セシムルニアリト斷定スルモ決シテ失當ノ言ニ非ルヘシ況ンヤ斯ノ如クスルトキハ該艦隊ハ常ニ敵ノ後方ニ出沒スルノ利アルニ於テヲヤ將タ又此種ノ軍艦ヲ一時多數ニ建造スルモ之ヲ波羅的海及黑海ニ大戰鬪艦隊ヲ備フルニ必要ナル費用ニ比スルハ恐ラク其十分ノ一ニモ當ラサルヘシ又況ンヤ北ハ「クロンシタツト」南ハ「ケルチ」海峽及大河口ニ於ケル常設防備ニ要スル費用ノ隨伴スルアリテ決シテ容易ノ事業ニアラサルニ於テオヤ

若シ夫レ陸軍ニハ物質的技術的完成ノ外尙ホ軍隊ノ士氣ナルモノアリテ大ニ勢力アリトセハ海軍ニ於テ士氣ノ發達ハ尙ホ一層其必要ヲ感スルモノナリ然ルニ唯僅ニ自動ノ機能ヲ有スル浮砲台内ニ於テ若クハ閉鎖セル我カ内海内ニ於テ士氣ヲ養成セントスルモ曾テ其効ヲ奏セサルヘシ見ヨ陸軍ニ於テ「スウオーロフ」、伯德大帝、「チヤールス」十二世、「チユレン」、「ネルソン」、「ウエリントン」、「ナポレオン」等ノ名將ハ皆ナ陸軍ニ於テ出テ海軍ニ於テ出テサルニアラス

海軍一斑

第一章　海軍ノ要素

海軍ノ要素ハ艦船ノ速力吃水及航海力ノ點ニ就テ大ニ優レルモ其保護ハ舷側ノ一部ニ過キス是即チ今日ニ於テモ艦ノ全長ヲ裝甲スル我佛國ノ戰鬪艦ヨリモ一層大ナル速力ト航海力トヲ有スル以謂ナリ又其裝砲ノ保護モ不完全ナリ

次ニ「アロガント」形ノ巡洋艦ハ「ヴェニヌス」(Venus)形ニ比シ別ニ進歩セル處ヲ見ス且ツ其保護ハ甚タ不完全ナリ

之ニ反シ水雷破壞艇ハ廿七節形ノモノニ比スレハ堅牢及速力ノ點ニ於テ大ニ優レルモノトス

巡洋艦「パワーフル」(Powerful)及「テリーブル」(Terrible)ノ二艦ハ僅カニ試驗ヲ結了シタルモノナルカ其成績甚タ宜シカラス毎日ノ如ク種々ノ故障ヲ生スルハ既ニ報道セル所ナリ

英國ニ於テ採用セル汽罐ハ諸種ノ水管式汽罐ナルカ其中最モ多ク用ヰラルヽハ「ベルヴィール」(Belleville)式トス而此水管式汽罐ノ利益ニ就テハ吾人ノ屢々報道スル如ク甚タ小ナル重量及容積ニテ充分ナルヲ以テ武器ノ勢力ヲ增大ニスルコトヲ得ルハ勿論大ニ原動機ノ勢力ヲ增シ從テ大ナル速力ヲ得且ツ石炭ノ搭載量增加スルヲ以テ航海之ニ應シテ增加スルモノナリ又現今大小ノ艦船ニ採用セントスル液躰燃料ヲ使用スルニ至ラハ尙ホ一層ノ利益ヲ與フヘシ

即チ敵彈ヲ受クルノ危險ナキ艦底ニ多量ノ燃料ヲ搭載シ得ヘク又石炭ヨリ生スル不時ノ災害ヲ減シ燃燒室及汽罐ノ破損少ク從テ汽室ノ事務ハ甚タ簡易ニ且ツ正確ナルヲ得又天候ノ如何ニ拘ラス之ヲ積載シ得ヘシ

巡洋艦「ピロラス」(Pelorus)ニ於テ甚タ重要ナル試驗ヲ施行セリ同艦ハ充分ノ武器ヲ裝スルノミナラス五十一密ノ裝甲々板ヲ有スルモノニシ「ノルマン」式水管汽罐八個ヲ備ヘタリ其試驗ノ結果ヨリ今日ノ軍艦ニシテ舊時ノ製艦業ハ昔日ニ比シ如何ニ進歩セルカヲ示ス爲メ同型式ノ軍艦ニシテ舊時ノ製造ニ係ルモノヲ掲ケン(但シ「ピロラス」號ノ航海方ハ七、〇〇〇哩ナリ)

艦型	製造ノ年	排水量	速力	航海力
「パンドラ」(Pandora)式	一八九〇年	「ピロラス」より多キコト四五〇噸	「ピロラス」に劣ること一節以上	四、〇〇〇哩
「ペルルハム」(Barrham)式	一八八九年	「ピロラス」より少キコト三〇〇噸	「ピロラス」に劣ること二節	二、六〇〇
「バラカウタ」(Baraconta)式	一八八八年	一、五八〇噸	一六節半	二、四〇〇
「アルシャー」(Arche)式	一八八六年	一、七七〇	一七節三	五、〇〇〇

(最後の「アルシャー」は同種なる諸艦の摸範となりしものにて最も重要視すべきものなり但し其兵器は噸數に比し重きに失

「ニルモーロフ」、奈破翁及「モルトケ」ノ如キ英雄ハ就レモ地方衛戍隊出身ニ非サルヲ海軍ニ於テモ亦之レト異ナルナク赫々ノ名ヲ遺セルノ士ハ皆茫々タル太洋ヲ目擊陷破シタル者ノミナリキ

今茲ニハ露國ニ於テ數理學ノ定義ノ如ク爭フヘカラサル眞理ノ二三ヲ揭出スルコト左ノ如シ

第一　露國ノ爲メ防禦艦隊ノ無意義ナルハ恰モ馬匹ナキ騎兵ノ如シ

第二　露國ノタメニ戰艦ヲ建造スルハ外國造船者ノタメ極メテ有益ニシテ我カ國家ノタメ有害ナリトス又僅少ノ海岸地點中防備ヲ要スルモノハ軍艦ヲ用フルニ比スレハ陸上砲台ニ由ルノ遙カニ有益ニシテ且ツ堅牢ナルニ如カス蓋シ軍艦其物ニ比スルモ地球ハ多量ノ物件甲鐵兵器等ヲ載クニ耐フルノミナラス軍艦ハ最モ高價ナルモノト雖モ或ル年限ヲ經過セハ實用ニ耐ヘサルニ至ルヘク又今日海軍

したり）

是に由て見るときは英國は十年の昔に溯り此種の小巡洋艦を再び製造するに至りしものなるも其製造上の進歩は顯著なりと謂はざるを得す然れども「ピロラス」も尙ほ未た完全なりと云ふを得す即ち試驗の結果に依れば艦殼輕きに過き種々の災害を生ずべき危險ありと云ふ

以上述る如く英國は軍艦の增加及改良を計ると同時に他の一方に於ては人員の增加を計りたり實に從來同國の將校及下士以下の人員は常に不足を告げ殊に戰時に當て總ての軍艦を武裝せんとする塲合には甚しき欠員なりき

新式武器に就ては英國は彼の鋼線砲を製造するに至れり該砲の利は米國に於て之を顯はし夫より廣く採用せらるゝに至りしものなるを以て吾人は同國の部に於て之を詳說せん其他英國は在來の舊式後裝砲を改造して百密百二十密及百五十二密口徑の速射砲と爲したり

又英國海軍省は海岸防禦費及軍港其他重なる港灣の改良費として莫大の豫算を支出しドヴァー（Dover）港の如きは二十隻の戰鬪艦を入れ得るに至れり從來ポーツマス港とテームス河との間に良港を有せざりしは英人の大に難む處なりしに此廣大なる避難港を有するに至

技術ノ上乘ト稱スヘキモノモ數年ノ後甚タシキニ至リテハ數月ノ後チ學藝進歩ノタメ其負擔ニ耐ヘザルニ至ルコアルヘシ然ルニ陸上砲塞ノ如キハ砲煩如何ニ勢力ヲ加フルモ其障壁及天井ノ厚サヲ增加スルハ勿論易々タルノミナラス砲數ヲ增加スルモ事極メテ容易ナリトス

第三　將來ノ軍艦ノ製式ヲ數年前ニ查定スルハ是レ海軍學術ノ進歩ヲ否認スルモノナリ

第四　疇昔武士ハ鎧ヲ以テ其身ヲ堅メシガ其厚サハ始メ獸皮及鳥羽ニ過キス後ニハ釜鐵ノ厚サニ達セリ然ルニ大器ノ進歩ニ從ヒ之レヲ着用スルモ曾テ効驗ナク着用セザル者ト均シク死傷ヲ免カレス亦タ一方ニハ之ヲ着用セルトキハ大ニ行動ノ自由ヲ欠クノミナラス費用ノ巨大ナルヨリ遂ニ之ヲ廢セリ軍艦モ亦然リ始メ厚サ二「インチ」ノ甲鈑ヲ用ヒ現時三十六

りしは實に海軍に對し非常の利益を與るものとす又ジブラルタルには一個の防波堤を築き水雷の攻擊に對しては充分に防禦を爲し得るに至れり其他重要なる諸港灣は凡て之を浚渫し且つ區域を廣め又防柵を設けくべく又コロンボの船渠は大に其範圍を擴め最大の戰鬪艦及巡洋艦をも入るゝに差支なからしむべし

二　獨逸

獨逸は吾人の視る所に依れば海軍國中最も著き進歩を爲したりとは謂ふを得ざるも然も自ら之を擴張せんことを期し且つ他日之を擴張すべきは蓋し疑なし是則ち皇帝の熱心より出る結果に外ならす實に皇帝の目的は其海軍をして第一等の地位に列せしめんとするに在り九十七年中同國に於て製造に着手せしめたるものは左の如し

一、戰鬪艦	一隻
一、巡洋艦	三隻
一、水雷破壞艇	二十隻

次に進水せしめたるものは左の如し

一、大巡洋艦	一隻
一、裝甲巡洋艦	一隻

「インチ」ノ甲鈑ヲ用フルト雖モ砲彈ハ能ク之ヲ穿徹スルナリ甲鈑ハ高價ニシテ艦ノ重量ヲ增ス將來海上ニ於テ其廢棄ヲ見ル恰モ武士ノ鎧ノ如キコトナカランヤ露國ノ如キ未タ製造業ノ發達セサルモノヽタメ戰艦建造ノ廢止ハ特ニ有益ナルヘク露國ハ他日必ス他國ガ決行スベキ事ニ先鞭ヲ著クルモノナリト謂ツ可シ

第五　樂隊ニ樂器樂譜ノ外熟練ノ樂師ヲ要スルカ如ク海軍ニモ亦善良ノ乘員ヲ要ス然ルニ水兵及將校ノ養成ハ陸軍兵士ノ養成ニ比シ多クノ歲月ヲ要スルモノナレハ航海ニ從事スル諸艦ノ乘組員ヲ飽クマデ充實セサルヘカラサルノミナラス尙ホ海軍奉職者ニ對シ諸般ノ利益及特典ヲ附與シ以テ日ニ月ニ益々經驗ヲ積ム所ノ右海員ヲシテ少クモ生計ノ困苦ヲ免カレシメ安ンシテ永ク其本職ニ留任スルノ決心ヲ喚起セサルヘカラス

一、巡洋艦　三隻

一、水雷艇　六隻

九十七年中新たに就役せし新艦なし然れとも今日現に彼か有する所の軍艦は既に侮る可らさる海軍勢力を顯はせり第一に「ブランデンブルグ」(Brandenburg)形の戰鬪艦四隻は非常の良艦にして天候の如何に拘らず航海を爲し得るは勿論且つ其裝砲を使用し得へく新式戰鬪艦「カイゼル、フリエドリヒ三世」(Kaiser-Friedrich III)には速射砲を增置し益々其勢力を加へたり同艦は既に進水せるが其速力及航海力は前の四艦よりも一層大なるへし裝甲巡洋艦「フルスト、ビスマルク」(Fürst-Bismark)も亦既に大部分の工事成功を告たるが同艦は噸數少しく過大にして且つ速力は比較的遲きに失するか如し之に反し「ジーグ、フリエド」(Jieg Fried)形の凡ての新海防艦就中「エギール」(Œgir)及「オヂン」(Odin)の二艦は充分の改良を施したるものにして今一層航海力を大にせば實に無比の良艦なりと謂ふを得へし二等及三等巡洋艦「フライヤ」(Freya)形及「ブッサルド」(Bussard)形の諸艦は其模範たる「カイゼリ、オーガスタ」(Kaiser in Augusta)(本艦は艦躰及武器の保護を欠けり)に比し非常の進歩を爲したるものなり其他驚くへき進歩發達を爲したるは水雷艇及水雷破

第六　昔時武士ノ時代ニ在リテハ所謂武士性質トシテ戰爭ニ決鬪ノ性質ヲ帶ハシムルノ慣例アリキ例之ハ兵數ト武器ノ種類ヲ同一ニシテ鬪ヒタルノ實例少ナカラス然レトモ近世ノ諸將ハ多數ノ兵ヲ以テ少數ノ敵ヲ破ルヲ以テ其主眼トナセリ即チ成ルヘク多ク敵ヲ損害シ味方ノ損害ハ成ルヘク寡少ナラシムルヲ計レリ今若シ吾人ニシテ始終航海ニ從事スル主動的非甲鐵艦隊ヲ備ヘン歟夫ノ諸將等カ陸上ニ追究シ爲メニ戰勝ノ英名ヲ博シタル所ヲ吾人ハ永ク海上ニ保持スルヲ得ヘキナリ

右ハ本年一月ノ露國雜誌ニ載スル所其所論ハ一千八百七十七年三月已ニ一タヒ新聞ニ上リシモノナレトモ露海軍ノ所見ハ大差ナキモノヽ如シ其說悉ク感服シ難キモ間々見ルヘキノ論旨アリ熟讀玩味シテ我海軍ヲ鑑ミヨ

壞艇の製造事業とす

次に艦內に全然木材の使用を廢止せんとする方法を採用し甲板は鋼鈑に「キルク」を蓋ふたるものを用ひ士官室の壁も亦同樣の鋼鈑にして各室間の隔壁は「キルク」と羅紗とを以て之を包ひ階段及海圖室も總て鋼鐵を以て作りたり尙ほ此他小器具に至るまで鋼を使用せんことを試みたるも此一點は好結果を得すして止みたりき又同國に於て採用せる隔壁は戶を附せず且つ吃水部の上まで之を及ほし絕躰的の隔離方なることは人の知る處なり

補助巡洋艦の戰時に於ける必要は今日之を認めざるものなし而して獨逸は十五隻以上の善良なる補助巡洋艦を有し其武裝は甚だ宜しきを得其速力は二十節以上に達するものなり

獨逸の諸船造所は日を追て盛大となり今日に在ては諸外國殊に日本伯爾西兒及支那の依賴を受けて續々軍艦の製造に從事するに至れり今を去る僅かに三十年前獨逸はダンヂッグ(Dantzig)に只一ヶ所の造船所(木艦を造くるに過ぎず)を有するに過ぎざりしことを回顧すれば今日の進歩を見て誰か驚かざるものあらんや同國にて初めて甲鐵艦の製造を企でしはウィルヘムシヤウェン(Wilhemshawen)造船所次にキール造船所次にステッチンに於ける「フルカン」(Vulcan)

米國海軍

水中潛行水雷艇

由來　米國海軍ニ於テ製造ニ着手セントスル水中潛行水雷艇ハ新約克ノウォン、ピー、ホルランド水雷艇會ヨリ提出セシ計畫ニ基キシモノニシテ其初メ稱々異論ヲ生ヂ或ハ此艇ニテ敵艦ヲ攻撃スルモ自己ノ發射セシ水雷ノ爆發ハ潛行艇乘員ヲ害スヘキノ虞アルベキヲ述ベタリシガ、ニューポートニテ行ヒタル數度ノ實驗ニヨリ凡ソ此艇ヲ去ルコト八十呎ノ距離ニ於ケル綿火藥百十磅ノ爆發モ其艇員ニ危害ヲ加フルコトナキヲ確認シ遂ニ之ヲ採用スルニ決セリ

ホルランド氏ハ水中航行ノ經驗ニ富ミ又諸種ノ潛行艇ヲ製作シ自ラ之ニ乘ヲテ航行ヲ爲セシハ大ニ他ノ信用ヲ得シトコロナリ氏ハ數年前フェニアン、ラムト稱スル潛行艇ヲ製シ新約克ニ於テ數回ノ實驗能ク其効果ヲ收メ以テ米國海軍ヲメ仝式ノ潛行艇ヲ作ラシムルニ至ラシメタルナリ

獨リ米國ノミナズ諸國此潛行艇ノ利ヲ知リ之ヲ製造ス就中英國ノノルデンフェルト氏西班牙ノヘラル氏等ノ發明著名ナリトイヘトモ其結果ノ如何ハ未タ信憑スルニ足ルモノナシ

此水中潛行術ハ已ニ十六世紀ヨリ行ハレ二百年以前ニ好果アル實驗ヲ擧行セシコトアリト云フ

使用之例　南北戰爭ノ時同盟軍ノ使用セシ潛行艇ノ記事ニ關シモウレイ氏ノモービル防禦上報告セシトコロアリ

艇ハ製罐用鐵材ヲ以テ製シ長サ三十五呎乘員ハ九名ニシテ其八人ハ手力ヲ以テ推進器ヲ働カシ他ノ一人航路ヲ守リ水面下ノ運動ヲ調整ス而シテ水中任意ノ深ニ沈ムヲ得ベク或ハ水面ヲ航走シ得ベシ靜水ニテハ其働作確ニシテ遠力凡ソ四節ナリ之ヲ以テ攻撃ヲ企ツルヤ初メ碇泊艦船ニ向ヒ其近接スルニ及ヒ沈降シテ艦船ノ龍骨下ヲ通過シ且浮遊セル水雷ヲ曳行シ水雷ヲメ舷側又ハ艦底ニ觸撃爆發セシムル

造船所なり千八百七十年の戰爭後決定せる大計畫は着々遂行せられ第一に「サヒセン」(Sachsen)式の諸海防艦（現今何れも近式に變改せられたり）及「ウェスプ」(Wespe)形の諸艦（現今皆廢艦となれり）次に「ヨーク、フリエド」「オヂン」「エキール」等の諸型式の裝甲砲艦を以て海岸防禦に任じたる後千八百八十九年に至り初めて航洋的甲鐵艦の製造に着手し同時に「コルヴェット」を造り續て巡洋艦を製出するに至れり而して裝甲鈑及機關も初めは英國より買入れしか今日は自國に於て之を製造するに至り既に「クルップ」社の工場は歐洲第一等の工場中に列擧せらるゝに至れり

獨逸にして其佛蘭西及英吉利に續ぎ水管式汽罐を採用せんとせるは獨逸海軍の人員は材料の增加に應し適宜の增員を爲し且つ本年は現

ホルランド氏ハ水中航行ノ經驗ニ富ミ又諸種ノ潛行艇ヲ製作シ自ラ之ニ乘ヲテ航行ヲ爲セシハ大ニ他ノ信用ヲ得シトコロナリ氏ハ數年前フェニアン、ラムト稱スル潛行艇ヲ製シ新約克ニ於テ數回ノ實驗能ク其効果ヲ收メ以テ米國海軍ヲメ仝式ノ潛行艇ヲ作ラシムルニ至ラシメタルナリ

ホルランド氏ハ水中航行ノ經驗ニ富ミ又諸種ノ潛行艇ヲ製作シ自ラ之ニ乘ヲテ航行ヲ爲セシハ大ニ他ノ信用ヲ得シトコロナリ氏ハ數年前フェニアン、ラムト稱スル潛行艇ヲ製シ新約克ニ於テ數回ノ實驗能ク其効果ヲ收メ以テ米國海軍ヲメ仝式ノ潛行艇ヲ作ラシムルニ至ラシメタルナリ

ホルランド氏ハ水中航行ノ經驗ニ富ミ又諸種ノ潛行艇ヲ製作シ自ラ之ニ乘ヲテ航行ヲ爲セシハ大ニ他ノ信用ヲ得シトコロナリ氏ハ數年前フェニアン、ラムト稱スル潛行艇ヲ製シ新約克ニ於テ數回ノ實驗能ク其効果ヲ收メ以テ米國海軍ヲメ仝式ノ潛行艇ヲ作ラシムルニ至ラシメタルナリ

ホルランド氏ハ水中航行ノ經驗ニ富ミ又諸種ノ潛行艇ヲ製作シ自ラ之ニ乘ヲテ航行ヲ爲セシハ大ニ他ノ信用ヲ得シトコロナリ氏ハ數年前フェニアン、ラムト稱スル潛行艇ヲ製シ新約克ニ於テ數回ノ實驗能ク其効果ヲ收メ以テ米國海軍ヲメ仝式ノ潛行艇ヲ作ラシムルニ至ラシメタルナリ

ナリ艇ノ水中ニ沒スル半時間ナルモ艇員苦腦ヲ受クズト云フ此艇ノチヤレーストン港ニ着スルヤ同盟軍ノ海軍大尉ヘイヂ氏ハ他ノ八名ト共ニ敵艦隊ノ攻撃ノ任ニ當ランコヲ自奏ス其準備中偶マ艇側ヲ航走セシ汽船ノ跳波ニ因リ憐レニモ沈沒シ乘員溺死シ只ベイヂ氏ハハッチノ下ニアリシヲ以テ之ヲ免レタリ艇ハ直ニ引揚ラレベイヂ氏再ビ之ガ艇長タランコヲ求メタリサムター砲臺附近ニ於テ再ビ覆沒シ艇長及他ノ二名ノ外又溺死ス由テ更ニ之ヲ引揚ゲ其製造者ノ一人ナルオーンレイ氏之ニ乘組ミクーバー河上ニ航行ヲ試ム過度ノ深度ニ沈降シタルニ如何ナル原因ニヤ遂ニ推進機ヲ操作スルヲ得ス艇ハ九屍ヲ乘セテ數日間海底ニ沈存セリ依リテ又之ヲ引揚ゲ大尉デクソン氏艇員八名ヲ率ヒテ之ニ乘ヲチヤレストン港ニ赴キ敵船ホーサトニックヲ擊沈セシメタリ其使用ノ目的ハ能ク奏功セシモ哀哉艇ハ乘員ト共ニ永久浮出セズ其運命ノ如何ハ知ルニ由ナク恐クハ敵船ト共ニ沈沒セシモノト信セラレ居タリ後二十年ノ星霜ヲ經テ艇ヲ引揚ゲタリシガ骸骨尙ホ其中ニ殘存シアリタリト云フ

構造　米國潛行水雷艇ノ製造サレントスルモノハ長サ八十呎直徑十一呎總排水量百三十八噸半トス水面上ノ航行ニハ二個ノ三聯成膨脹機關ヲ用ヒ潛行中ハ七十馬力ノ發電機及六百二十箇ノ財藏電池ヲ使用ス

性能及速力　艇ハ水面ヲ馳スルヲ得ベク沈ンデ水中ヲ潛行スルヲ得ベク又半ベ水中ニ沒シテ航スルヲ得ベシ第三ノ場合ニ於テハ裝甲司令塔ノ頂部只僅カニ水面ニ顯ハレ船躰ハ全ク水面下ニアリ艇ノ表面三呎ノ水厚ヲ被ムルモノナリ

速力ハ

水面航行	毎時	十六節
半沒狀ノトキ		十五節
全沈ノトキ		八節

自動水雷ハ其數五箇ヲ搭載シ得ベシ

海軍一斑

海軍ハ之ヲ分チテ戰鬪艦、巡洋艦、砲艦、水雷破壞艇、水雷艇、潛行艇、裝甲巡洋艦、水雷艇母艦ノ八種トス

一、戰鬪艦

此二隻は設計甚だ宜きを得ず戰鬪艦としては保護及武裝共に甚だ薄弱に又裝甲巡洋艦としては速力不足なり　二隻

一、裝甲巡洋艦

此二隻能く巡洋艦たるの目的に應したる製造にして同一型式の巡洋艦にして近頃役務に就きたる「カルロ、アルベルト」(Carlo-Alberto)及「ヴェットール、ピザニイ」(Vettor-Pisani)に比し大に優れり　二隻

一、小巡洋艦

此二隻は既に試驗を結了したるものにて「カラブリヤ」(Calabria)及「カラタフィミ」(Calatafimi)と號するものなり　二隻

伊國に於ては毎年大計畫を立るも財政の困難に由り常に之を實行するに至らず然れども本年は必ず新戰鬪艦四隻の製造に着手するの決心なるが如し而して此四隻はブリン(Brin)將軍の設計にして艦の全長を保護し二十節の速力を有せしむべく(即ち現今水上に泛べる軍艦は一隻も之に及ぶべきものなし)且つ強大なる兵器を裝すべし伊國の補助巡洋艦に就ては殆んど云ふに足るものなし稍や新と稱すべきもの三隻ありと雖とも其速力は十五節に過ぎざるものなり

四　露西亞

露國海軍は實に驚くべき長足の進歩を爲し尙ほ本年中に戰鬪艦一隻大なる裝甲巡洋艦一隻、數多の巡洋艦、水雷破壞艇及水雷艇を增加するの計畫なり昨九十七年製造に着手せるものは左の如し

一、戰鬪艦	一隻
一、裝甲巡洋艦	一隻
一、巡洋艦	一隻
一、水雷破壞艇	十二隻
一、水雷艇	十隻
一、潛行艇	一隻

次に進水したるものは左の如し

一、巡洋艦	二隻
一、砲艦	七隻
一、水雷破壞艇	四隻
一、水雷艇	若干

次に進水したるものは左の如し

一、戰鬪艦	二隻
一、裝甲巡洋艦	二隻

伊國に於ては既に左の如き艦に着手せしものは左の如し

一、巡洋艦	二隻
一、砲艦	七隻
一、水雷破壞艇	四隻
一、水雷艇	若干

己レヲ防禦スルハ只水面下廿呎ニ沈降スルノ術アルノミ而シテ全速力航行ノ𪜈器機發動後二十秒間ニ此位置ニ達スルヲ得ベク半沈ノ狀ニ航走中ハ十秒間ニシテ水面二十呎ニ沈降スルヲ得ベシ

働作　艇沈降ヲ要スルトキハ送風機ヲ止火竈及氣扇ヲ密閉シ水力ニヨリテ煙筒ヲ下シ其上孔ニ水密蓋ヲ覆フナリ舵手水平舵ノ前端ヲ上方ニ壓揚スルハ艇首水中ニ沈シ水重ニヨリ要スル角度ニ在テ全速沈降ス此全働作ハ五分時以内ニ行フヲ得ベク潜行中容易ニ方向ヲ變シ又ハ浮出スルヲ得ルナリ

攻擊法及効力　攻擊ヲ行フニハ半沈ノ狀ニ於テ航行シ敵艦ニ近接シ其發射距離内ニ來リシヤ方位ヲ定メテ全ク沈潜シ其航走方向ヲ確守シ水雷ヲ發射スルハ其尤モ効果ヲ奏スベキ距離内ニ來リシ𪜈ニ於テス

若シ此艇ノ三四隻ヲ以テ敵ノ航行艦隊ノ周圍ニ至ルヲ得ンカ艦隊ノ勢力如何ニ強

一、巡洋艦　二隻
一、砲艦　一隻
一、水雷艇　六隻

次に新たに就役せしもの左の如し

一、戰鬪艦　三隻
「ペトロパヴロスク」(Petropavlosk)「ロスチスラウ」(Rostislav)及「ドゥヴェナザチー、アポストロフ」(Dvienadsat Apostoloff)
一、大裝甲巡洋艦　二隻
「アミラル、ウーシャコフ」(Amiral Oushakoff)「アミラル、アプラキシン」(Amiral Apraxin)
一、裝甲砲艦　一隻
「フラブルイ」(Hkrabry)
一、巡洋艦　一隻
「スヴェトラナ」(Svetlana)
一、砲艦　一隻
「バカン」(Bakan)

昨年中露國は戰鬪艦「ガングー」一隻を失ひたり尤も今日尚ほ其引揚

猛ナルモ之ヲ攻擊シテ轟沈セシムルノ好機會ヲ獲ル難カラス攻擊ノ良法ハ艦隊ノ航行碇泊ニ由リ豫メ定ムベカラザルモノアリトイヘトモ航行艦ニ向テハ其重砲ノ砲擊ヲ避ケ折路ヲ採リテ浮沈變幻巧ナルニアリ若シ砲擊ヲ蒙ルコト少ナク且水雷艇ノ其近傍ニ在ルニ非レバ半沈ノ狀ニテ駛航スルニアリ又若シ水雷艇ニ百碼以内ニ來ルアラハ適當ノ深サニ沈降潜行シ其裝甲塔ノ頂ヲ以テ水雷艇ノ底部ヲ衝突スル如ク浮出ス可シ

艦隊若シ碇泊シアランカ全沈航走シ時々二三秒間其司令塔ノ頂部ヲ水面ニ浮現セシメ航路ヲ定メ又ハ之ヲ修正ス其司令塔敵眼ニ觸レ機砲又ハ小速射砲ノ砲擊ヲ蒙ルアルモ司令塔ハ目的タルニ小ナルト裝甲ノ安全ニヨリ危害ニ遭遇スル蓋シ極メテ少ナルベシ

補助裝置　ホルランド艇ニ併用スル寫影鏡ノ裝置アリ八呎ノ圓筒ニメ二箇ノ鏡ヲ有シ艇ノ水面下數尺ニアル𪜈其頂部ヲ昂に從事する計畫なりと云

露國の戰鬪艦は尚ほ改良すべき點少からず概して今日最も必要とする速射砲の欠くること且つ「ドゥヴェナザチー、アポストロフ」の如きは保護充分ならざること是なり海防艦は能く其目的に適應せり裝甲巡洋艦は上部の保護にして今一層完全ならば實に非常の良艦と云ふを得へく其兵器及速力共に充分なり巡洋艦「スヴェトラナ」も亦能く其目的に應する最良艦なり又露國か水雷艇及水雷破壞艇の製造に甚だ力を用るは實に其當を得たることにて之に由て海岸の防禦は勿論其他大なる任務を盡さしむるを得へし次に露國の補助艦は更に盛大を極め尚ほ年々艦數を增加し之に裝置すへき兵器も亦既に充分に準備せられたり以上にて歐洲中重なる海軍國の記事を終れり是より以下に揭くる歐洲諸國は海軍樞要の地位に在らざるを以て大に之を畧述せん

五　澳利亞

九十七年中澳國に於て新たに役務に就かしめたる裝甲海防艦「ビュダベスト」(Budapest)は極めて良艦なり又製造に着手せしめたるものは左の如し

一、戰鬪艦　二隻

上ノ水際ノ現象ヲ鏡面ニ屈折セシメ司令塔内ニ影セシムルニ在リ此圓筒ハ四周ヲ回轉シ全水平線ノ現象ヲ寫スルヲ得ルナリ

乘員ノ呼吸ニ要スル送氣機ニ不測ノ故障ヲ生ズルニ備フル爲メ氣蓄器ノ設ケアリ一平方吋二千磅ノ壓力ヲ有スル空氣ノ六十立方呎ヲ有シ以テ六時間ノ沈降ニ堪ヘ其間乘員ノ呼吸ニ要スルニ餘リアリ然レドモ此氣蓄器ニ故障アルカ又ハ水面航走中空氣ノ貯蓄ヲ行フ能ハサリシ場合ニ於テ空氣ヲ供給センニハ沈降ノ位置ニ止ルカ又ハ五十呎以内ノ海底ニ横タハリ二吋ノ氣管ノ端ニ浮泛器ヲ附シ之ヲ水面上ニ浮出セシメ空中ニ開孔シテ空氣ヲ得ルナリ此氣管ハ常ニ轆車ニ卷キ貯藏ス

別途効力　自働水雷發射ノ外又報知艇ニ使用シ或ハ布設水雷ヲ探リ或ハ之レヲ除去スルヲ得ベシ艦隊ノ司令官ニシテ若シ敵ノ此艇ヲ以テ潜行攻撃ヲ企テ若干時ノ後敵艇其艦底下ニ達ルスアルヲ知ラバ之レニ處スルノ方法果ノ如何スベキ之ヲ擊破スルノ術ヲ講シ之ヲ防遏スルノ策ヲ行フニ於テ恐ラク時間ト考案ハ艦ト共ニ敵ノ犧牲ニ供セサルベカラサルナリ

潜行水雷艇ノ戰時ニ使用セラルヽニ於テ生ズル効力

（米國キンボール大尉所説）

潜行水雷艇ガ戰時使用セラレ其最利益アル諸點ヲ説明セントスルニ當リ之ヲ下ノ三點ニ區分ス

第一　海岸ヨリ距リタル海洋中ニ於テ艦隊ト共ニ使用セラルヽ場合

第二　第二防禦線ニ於テ使用セラルヽ場合

詳言セバ船艦ヲ備ヘタル防禦線外、海中ニ障害物ヲ布設シタル防禦線内、又ハ海岸砲臺ヨリ砲丸ノ達スル距離内ニテ　用セラレタル場合等ヲ云フ

次に製造に着手したるものは左の如し

一、戰鬪艦　一隻
一、巡洋艦　五隻
一、水雷破壞艇　二隻
一、裝甲巡洋艦　一隻
一、水雷砲艦　三隻
一、「モニトール」　二隻
一、砲艦　一隻

次に進水したるは小戰鬪艦一隻に過きす又同國の海軍擴張の計畫案は隨分大なるものにして戰鬪艦海防艦「モニトール」及砲艦各若干隻を含有せり

八　諸威

諸威に於ては水雷破壞艇（「ウァルキリヤン」（Valkyrien））一隻を新た

次に進水したるものは左の如し

一、裝甲巡洋艦　一隻
本艦は大なる航海力を備へ且つ武裝及保護共に完全なるものとす
一、水雷巡洋艦　二隻
一、水雷艇　四隻
又進水したるものは水雷巡洋艦二隻に過ぎざるも其速力も小ならず且つ從來の同一型式艦に比すれば遙かに大なる兵力上の價値を有するものなり

六　西班牙

西國に於て九十七年新たに役務に就きしもの左の如し

一、裝甲巡洋艦　二隻
「エンペラドール・カルロ五世」（Emperador Carlos V.）及「クリストバル、コロン」（Cristobal Colon）なるが後者は殊に良艦にして保護及武裝共に完全に速力も實際廿節に達すべし
一、水雷破壞艇　二隻
「フェロール」（Furor）及「テルロール」（Terror）と號するものなるか尙之に類する他の四隻も引續き試驗に附せらるべし

次に進水したるものは左の如し

第三　船舶ノ應援ヲ有スル海岸堡砦又ハ有セザル海岸堡砦襲撃ノ場合

第一　海岸ヨリ距リタル海洋中ニ於テ艦隊ト共ニ使用セラルヽ場合

潜行水雷艇ハ艤装ヲ輕クシ進行セシムル時ハ船躰ヲ海中ニ潜伏スルノ特性アルヲ以テ艦隊ト常ニ好位置ヲ保チ得ルヿ普通水雷艇ニ優レリ加之其運動モ亦遙カニ容易ナリ從テ大ニ船員ノ勞力ヲモ減少ス

潜行水雷艇ニ使用スル燃料ハ油ナレバ隨時之ヲ本艦ヨリ供給スルヿ容易ナルヲ以テ該艇ハ洋中何レノ所ト雖普通水雷艇ノ堪ヘ能フ場合ナレバ遠ク艦隊ニ尾航セシムルヿヲ得

潜行水雷艇ハ戰鬪ノ際敵艦ヨリ射撃ヲ被ルノ恐ナキヲ以テ水雷發射ノ必要ナルニ於テハ則戰鬪諸艦ノ間何時ニテモ不意ニ敵艦ニ向ツテ突進セシムルコトヲ得又同艇ハ己ノ方向ヲ指定スル爲ト及敵情如何ヲ視察スル爲トニ裝置スル所ノ玻璃鏡部ノミヲ水面上ニ表ハシ餘ノ全躰ハ之ヲ水面以下ニ沈メテ敵艦ノ射撃又ハ自軍ノ彈雨ニ當ルヿ莫ラシメタルヲ以テ戰鬪線ニ在ル吾ガ諸艦ヨリスル發砲ノ妨碍トナルヿナシ故ニ該艇ハ戰艦ノ間何レノ所ト雖運動自由ナルモノナリ

普通水雷艇ガ前述ノ如キ浮沈自由ナル潜行水雷艇ヲ退クノトシ又ハ擊破セントスルハ誠ニ至難ノ業ナリ普通水雷艇ハ其甲板ヲ水面上ニ表出スルヲ以テ晝間ノ戰鬪ニ當リヲハ戰線内ニ於テ僅カニ數分時間モ安全ノ位置ヲ保ツヿ難シ

又戰況一變或ハ敵軍ヲ普通水雷艇ヲ以テ襲撃スルニ遭遇スルヿ無キ能ハズト雖斯ル場合ニハ潜行水雷艇ハ忽チ彼ノ玻璃鏡部ヲ水中ニ沈メ敵ヲシテ吾ガ所在ヲ失ハシメ以テ容易ニ危難ヲ避ク而シテ其間數秒時間ヅヽ屢ミ其ノ尖頭ヲノミ水面上ニ表セハ追撃船ノ所在ガ認メ同時ニ吾ガ針路ヲ指定シツヽ出沒自由ニ運動スルヲ得ヘシ

九　瑞典

瑞典ニ於テ新タニ役務ニ就カシメタルハ戰鬪艦（「オデン」（Oden）一隻、水雷破壞艇（「オェルン」（Oern））一隻ニシテ進水セシメタルハ水雷巡洋艦二隻ナリ

十　葡萄牙

葡萄牙ニ於テ海軍勢力ヲ增加セシハ美麗ナル巡洋艦「アダマストル」（Adamastor）及砲艦「ドン、ルイ」（Don Luiz）ニシテ製造ニ着手セシメタルハ巡洋艦四隻及砲艦二隻ナリ

潜行水雷艇ニ使用スル燃料ハ油ナレバ隨時之ヲ本艦ヨリ供給スルヿ容易ナルヲ以テ該艇ハ洋中何レノ所ト雖普通水雷艇ノ堪ヘ能フ場合ナレバ遠ク艦隊ニ尾航セシムルヿヲ得

十一　米國

潜行水雷艇ハ戰鬪ノ際敵艦ヨリ射撃ヲ被ルノ恐ナキヲ以テ水雷發射ノ必要ナルニ於テハ則戰鬪諸艦ノ間何時ニテモ不意ニ敵艦ニ向ツテ突進セシムルコトヲ得又同艇ハ己ノ方向ヲ指定スル爲ト及敵情如何ヲ視察スル爲トニ裝置スル所ノ玻璃鏡部

「アイオワ」（Iowa）　一隻

本艦ハ在來ノモノニ比スレバ甚ダ優レルモ海防艦ト稱スル方適當ナルカ如シ又速射砲ノ少キハ惜ムベシ

一、戰鬪艦

一、小砲艦　八隻

構造何レモ善良ナリ

九十七年中米國ニ於テ新タニ役務ニ就キシモノハ左ノ如シ

一、水雷艇　六隻

一、潜行艇　二隻（？）

次ニ進水シタルモノハ左ノ如シ

一、砲艦　二隻

一、水雷艇　三隻

次ニ製造ニ着手シタルモノ左ノ如シ

一、砲艦　二

一、水雷艇　九隻

水雷艇
水雷破壞艇

其他既ニ製造中ナル戰鬪艦五隻ハ不日進水スルニ至ルベク其設計宜キヲ得防禦力及攻撃力共ニ甚タ强大ニ且ツ中口徑砲ノ如キハ最適當ノ配置ヲ爲シタリ只其内ノ二隻ハ大口徑砲ヲ蓋フニ二重ノ砲塔ヲ以テシタルハ其利ハ其害ニ及ハザルガ如シ由テ他ノ三隻ニハ之ヲ廢シ却テ其保護ハ前ノ二隻ヨリモ完全ナルニ至レリ又米國ノ水雷艇及水雷破壞艇ハ戰鬪艦ト同樣頓ニ其數ヲ增加シタリ又進水シタル潜行艇ハ後來ノ模範タルベキ最良艇ト稱スベキモノナリ

米國ノ補助巡洋艦ノ數ハ既ニ三十一隻ニ達シ之ニ裝スベキ兵器モ不遠準備セラルベシ

又米國ニ於テハ鋼線砲ノ製造ヲ企タルカ其目的ハ彈丸ノ穿徹力ヲ

此時ニ當テ普通水雷艇ノ潛行水雷艇ニ反抗シ得ルハ唯圓材裝置水雷ヲ發射シテ稍ナル命中ヲ是レ賴ムカ若クハ三百乃至四百噸以下ノ船舶ニテハ運搬シ難キ程ノ大砲ヲ發射シテ正ニ潛行水雷艇ノ覘板ヲ打碎セントノ僥倖ヲ待ツノ外他ニ方法アルベカラズ

潛行水雷艇ノ覘板ハ高サ巾共ニ數吋ノモノニシテ水雷發射ノ爲時々目立タザル場所ニ於テ之ヲ數秒間水面上ニ表ハスヲ常トス

又例ヒ前記ノ如キ仕合ノ賴ムベキモノアルニモセヨ斯ル射撃ノ目的ニ兵士ヲ熟練セシムルノ勞ハ是レ豈少ナランヤ蓋大ナル不利益タルベシ

自働水雷ヲ潛行水雷艇ニ向ツテ發射スルモ恐クハ其効ナカルベシ何トナレバ同艇ノ水面上ニ表ハス覘板ハ極メテ小形ナルヲ以テ例ヒ同艇ノ位置ガ水雷ト同平面ニ在ル場合ノ如キ好機會ト雖到底命中ヲ期シ得可カラザレバナリ又同艇ハ進行中浮

強大ならしむる爲め其速力を增加したるより生する處の劇甚なる壓力に堪へしむるに在り從來の裝環砲の壓力に對する抵抗は既に極度に達し之を增加するを得ず然るに圓鉄管と之を旋捲する鋼線（即ち鋼線砲）とに由り口徑及重量共に小なるものにして非常に大なる穿徹力を彈丸に附するを得たり此新式砲の砲身の內部は數多の鐵條より成り其周圍は厚さ一密幅三密の鋼線を以て捲きたるものにて之を捲付るには特種の機械を用ゆ砲の壓力は九一四米の初速度を以て發射せる試驗に由れば砲尾に於て三、六〇〇吉砲口に於て一、七五〇吉を得たり即ち從來の裝環砲に比し二倍以上の力を有するものとす

十二　日本

日本は今や將さに第一等海軍國中に列せんとし嘗て決定せる十年計畫の實行に汲々たり即ち千九百六年の初には六十五隻の軍艦と百二隻の水雷艇とを有すべきものとす而して九十七年中同國海軍の勢力を增加したるは富士八島の二戰鬪艦にして其武裝及保護の完全なるは勿論其速力は同種の戰鬪艦中未だ嘗て見ざる處なり次に進水せしめたるは廿三節の防護巡洋艦一隻にて製造に着手せしめたるものは左の如し

一、戰鬪艦　三隻

沈常ナキカ故ニ自働水雷ト雖敢テ是ガ爲ニ防止サレントノ懸慮ハ殆ンド須ユルニ足ラザルヲ見ルベシ之ヲ要言スレバ潛行水雷艇ハ前後左右上下ノ三方面ニ運動シ得ルト雖自働水雷ハ唯二方面ノミ故ニ恐ルヽニ足ラザルナリ

海洋島ノ戰爭ニ伊東中將ノ水雷艇ヲ率非ザリシ所以ノモノハ其戰爭晝間ニ開カレタルヲ以テ中將ハ當時水雷艇ヲ使用シテ得ル利益ヨリ之ヲ使用シテ生ズル危險ノ比較的大ナランコトヲ注意セラレシニヨル然レドモ日軍ノ勝利ニ歸シ支那艦隊ノ敗走スルニ及ンデ中將ハ敵艦追擊ノ爲ニ水雷艇ノ備ナカリシヲ嘆セラレタリト聞クリ若シ當時日軍ニシテ潛行水雷艇ノ備アリシナランニハ日艦ノ取ルヘキ方法ハ唯潛行水雷艇ノ同所ニ到着スルヤ直ニ之ヲ使用シ一擊ノ下ニ敵艦ヲ轟沈セシメ同胞及敵軍ヲシテ當時ノ慘狀ヲ呈スルコトナカラシメタルヤ明ナリ

第二　第二防禦線ニ於テ使用セラルヽ

一、裝甲巡洋艦　一隻
一、巡洋艦　三隻
一、水雷破壞艇　九隻
一、水雷艇　十四隻

右の外當時米國に於て製造中の速力大なる巡洋艦二隻は不日進水し本年中に竣工すべし

日本は大に補助艦を備ることを勉め當時既に九隻の郵船と十四隻の運送船とを有せり

既に現時に在て日本の海軍は絶東洋に集まれる諸外國の海軍よりも强大なる勢力を有す今後數年を經は其懸隔は益々大ならんとす殊に我佛國の分遣艦隊は實に微々たるものにて尙ほ二三隻の近式巡洋艦を加るも支那海に於て一朝事あるに當て我佛國の名譽と權力とを維持するには甚だ不充分なりと謂はざるを得ず

十三　清國

清國の海軍は別に進歩せる處あるを見ず只現に製造中及近頃既に成工せるものは巡洋艦五隻と水雷艇若干とあり其計畫に係るものは戰鬪艦二隻巡洋艦二隻砲艦二隻水雷破壞艇六隻及水雷艇數隻なれども果して何れの日か其成功を見るべきか吾人は容易に之を見る能ざる

場合

潛行水雷艇ヲ戰時ニ使用シ最利益アルハ此場合ナリトス何トナレハ同艇ヲ使用スルトキハ自軍ノ財源最小ニシテ軍容愈ゝ備ハリ敵軍ヲシテ增々巨額ヲ空費セシメ以テ大ニ彼ガ戰鬪力ヲ減削セシムルヲ得レバナリ是戰時ノ眼目タル軍事經濟上最モ重要ナル論點ナリ

潛行水雷艇ハ海中深六十呎ノ場所（即海岸ヲ距ルヿ凡十海里）ニ於テ安全ニ碇泊スルヲ得又敵艦ニシテ已ニ運動ニ堪ユル丈ケノ天候ナレハ如何ナル時ト雖之ニ對シテ燃料及船員ヲ完備シ哨兵ノ位置ニ立ツヿヲ得

斯ク哨兵ノ位置ニアルハ同艦ハ敵艦ノ襲撃アル時敵艦ガ己ノ所在ヲ探知スルニ先チ疾ク地平線ニ現ハル、敵ノ檣樓ヲ認メ得ルヿヲ容易ナルヲ以テ直ニ錨ヲ投シテ船體ヲ沈メ獨玻璃鏡部ノミヲ表シ以テ敵軍ノ擧動如何ヲ視察スルヿヲ得

潛行水雷艇ガ其姉妹艦ト共ニ一小艦隊ヲ組織シ防禦ノ位置ニ在ル時若シ敵艦ノ發見スル處トナリ將ニ襲撃ヲ被ラントスル事アルモ容易ニ之ヲ免ルヽノ道アリ

若シ夫レ敵艦ノ陸地ニ向ツテ進行シ來タリタルトキハ敵艦トノ距離ヲ測定シ漸次接近スルヲ待ツテ其距離殆ンド一海里ニ至ルニ及テ進撃スベシ而メ敵ノ艦隊ヨリ普通水雷艇ノ進撃ナキ間ハ覗板ヲ揚ケ玻璃鏡部ヲ表シツヽ進ンデ終ニ覗板ノ撃破セラルヽニ至ツテ止ム又若シ敵艦ヨリ水雷ノ進撃アルトキハ則第一條ニ述ル處ノ術ヲ施シ之ヲ避ケ而メ敵ノ水雷艇ニシテ自働及小口徑ノ速射砲ノミヲ有スル場合ニハ敵船ニ達スル途上或ハ數艇ヲ打沈メ得ベシト雖夫ガ爲進行ヲ停止シテ本艦ニ接近スルコト能ハザルノ憂アルヲ以テ途中ノ射撃ハ決シテ之ヲ行フベカラザルモノトス

此ノ如ク水雷艇ノ撃破ヲ不得策トスル所以ノモノハ若シ破艇ノ碎片潛行水雷艇ノ舵又ハ推水器等ニ衝突シテ損害ヲ被ルヿ

べし然らば其製造費用の欠乏に苦むやと云ふに決して然るに非ず殊に現時の出來事は大に同國人の眠を覺すべきは當然なるに彼は恬として毫も驚く所なし實に清國人の不頓着なるは吾人の想像たも及ばざる處なり

十四　アルヂヤンチーヌ共和國

同國海軍にて九十七年役務に就かしめたるは甚だ有力なる裝甲巡洋艦「サン、マルチン」（San Martin）にして製造に着手したるは戰鬪艦及「フレガット」艦各一隻なり

十五　ブラヂル

同國に於ては九十七年中大に海軍勢力を增したり第一に新たに就役したるは甚だ善良なる二隻の巡洋艦及二隻の水雷巡洋艦なるが前の二隻は實に武裝、保護及速力の點に於て完全なり次に製造に着手したるは戰鬪艦二隻、「モニトール」二隻、砲艦一隻、水雷艇二隻にして其他既に成功せるは水雷破壞艇一隻なり

十六　智利

同國か九十七年中新に其海軍に加へたるものは武裝保護共に完全なる廿三節の巡洋艦一隻、水雷破壞艇及水雷艇各一隻にして既に成工を告げたるは巡洋艦一隻なり又現に製造中のものは戰鬪艦裝甲巡洋艦各一隻及砲艦二隻なり然れども同國の財政は果して右の軍艦引渡を受くるを得せしむべきか或は其內の幾隻は外國例へば日本等に讓與せざるを得ざる如きことなきや否やは吾人か世人と共に疑を抱く處なり

（終）

帝國海軍

海軍區

帝國の海岸及海面は五海軍區に分たる

第一海軍區

陸中國南九戶北閉伊郡界より、紀伊國南牟呂東牟呂郡界に至るの海岸海面及小笠原島の海岸海面

第二海軍區

紀伊國南牟呂東牟呂郡界より、石見長門國界に至り、又筑前豐前國界より、九州東海岸に沿ひ日向國南那珂南諸縣郡界に至るの海岸海面及四國の海岸海面幷內海

第三海軍區

筑前豐前國界より、九州西海岸に沿ひ日向國南那珂南諸縣郡界に至るの海岸海面及壹岐對馬沖繩諸島の海岸海面

アレバ爲ニ主眼タル敵艦射撃ヲ果サヽルノ恐アレハナリ

斯ク防禦ニアル敵艦隊ハ逃走スルノ間ナク勢攻撃ヲ免レサルノ場合ニアリ然レ𪜈敵艦ガ艦底ト同シ深サニ達スル迄網ヲ張リ又ハ標柱ヲ設ケテ水雷攻撃ノ防禦ニ供スルトキハ潜行水雷艇ハ艦首ノ水雷ノミニテハ到底敵艦ヲ破壊スル𠮟能ハス故ニ之ガ爲（通常ノ場合ニハ用無キモ）艇舶ト艇艦ノ二ケ所、中腹線ニ於テ特ニ短形空氣銃各一門ヲ備フ銃ハ何レモ小角度ヲ與ヘ氣中若クハ水中ヨリ何時ニテモ自由ニ發砲シ得ルノ裝置タルベシ

斯ノ如ク該裝置ヲ備ヘ漸ク進ンテ敵艦隊ヲ攻撃スルニ水中三百「ヤード」ノ距離ヨリ水雷ヲ發射スルヨリハ寧ロ六百乃至八百「ヤード」ノ距離ニ於テ艇首ヲ空中ニ出シテ以テ艇舶ノ氣銃ヲ發射シ敵艦ニ二三百「ポンド」ノ激發藥ヲ爆發セシムルニ若カズ

爰ニ於テ第二項ノ場合ナレバ此時退却シテ水雷ヲ再裝スト雖此場合ハ然ラス飽迄目的ヲ達セン爲メ尚前進シテ敵艦ノ底下ヲ通過スベシ而メ通過スル時自艇敵艦ノ直下ニ達スレバ眞暗黑トナルモノナルガ將ニ其暗黑ヲ脫セントスル時艇尾ノ氣砲ヲ以テ艦底ニ向ヒ水中射撃ヲ行フ

然レ𪜈若シ敵艦ノ碇舶スル所水淺クシテ潜行水雷艇ガ艦底ヲ通過シ能ハザルカ若クハ布設水雷ヲ以テ防禦サルヽニ於テハ單ニ前述ノ氣中氣銃射撃ヲ連續シ而メ其間絶ヘス己ノ所在ヲ變移シ且宜シク潜水ノ度合ヲ固持スヘシ

要スルニ潜行水雷艇ハ飽マデモ敵艦ト接戰スルニ非ザレハ速ニ退却スルノ策ニ出ザルベカラズ

潜行水雷艇ハ敵艦ト適當ノ距離ニ達スルヤ艦首水雷ヲ發射シ直ニ退却スルト同時ニ第二水雷發射ノ用意ヲ爲ス而シテ若シ第一發ノ命中セザルヲ認ムルトキハ即引返シ前ノ如ク進ンデ第二射ヲ行フ

此ノ如クシテ第二防禦線ニ使用センニハ

海軍省及諸官廨

海軍省官制

第一條　海軍大臣は海軍々政を管理し海軍々人軍屬を統督し所轄諸部を監督す、

第二條　海軍大臣官房に主事二人を置く、

主事は海軍上長官を以て之に補す海軍大臣又は次官の命を承け海軍大臣官房の事務を掌る、

第三條　海軍大臣秘書官は二人とし一人は主事を以て之を兼ねしめ一人は海軍上長官若くは士官を以て之に補す海軍大臣に專屬して機密事務を掌る、

專務秘書官は命を承け海軍大臣官房の事務に服す、

第四條　海軍省は責任參事官一人を置く、

海軍省に書記官を置かす、

第五條　海軍大臣官房に人事課を置く、

人事課長は海軍大佐を以て之に補す海軍大臣又は次官の命を承け課務を掌理す、

人事課に專務課僚三人を置き海軍中少佐若は士官を以て之に補す

第四海軍區

石見長門國界より、羽後陸奥國界に至るの海岸海面及隱岐佐渡の海岸海面

第五海軍區

北海道陸奥及陸中國北九戸南九戸兩郡の海岸海面。

以上の各海軍區には左の軍港を置く、

第一海軍區軍港　相摸國三浦郡橫須賀、

第二海軍區軍港　安藝國安藝郡吳、

第三海軍區軍港　肥前國東彼杵郡佐世保、

第四海軍區軍港　丹後國加佐郡舞鶴、

第五海軍區軍港　膽振國室蘭郡室蘭、

各軍港には鎭守府を置き某鎭守府と稱し、出師の準備、海軍區の警備、軍港、要港、防禦港の防禦に關する事を掌り、所轄諸部の行務を監督す。

臺灣の防備は、臺灣總督の管する所にして、此地方は未だ海軍區に入らず。舞鶴及室蘭鎭守府の設置さるゝ迄の間は、第四海軍區中、越後以來及第五海軍區を橫須賀鎭守府に管せしめ、第四海軍區中、越中以西を吳鎭守府に管せしめらる。

僅カノ經費ニ成ル小艇能ク巨萬ノ經費ニ成ル軍艦ヲ消滅セシムベシ是レ後者ハ只ニ二方向ノ運動ニ止マリ逃走スルノ外途ナク前者ハ三方向ニ進行シ得ルヲ以テナリ若シソレ後者ニシテ第三方向ニ進ムアラン乎即チ海底ニ達シテ復歸ラザルベキナリ

第三　海岸襲撃ノ塲合

此塲合即敵艦ガ海岸防禦ノ位置ニ在ル塲合ニ於テハ主トシテ前述セル諸般ノ方式ニ注意セザルベカラズ然レ𪜈亦自ラ其趣ヲ異ニスルモノアルヲ以テ左ニ之ヲ述ベントス

敵ノ海岸防禦艦隊苟撃破セラレタル時ハ潜行水雷艇ハ前述ノ淺處ニ於クルト同方法ヲ以テ漸ク海岸砲臺ニ向ツテ前進シ最モ有利ノ所ヲ撰占シ而ノ非常ノ高度ナル爆發藥ヲ裝スル氣雷ヲ發射スベシ但此時堅牢ナル覘板ト雖之ヲ露出スル「數秒時間ヲ出ツ可ラス即敵ヲシテ有力ナル大砲等ヨリ狙撃シ得ザル瞬間ナリト知ルベシ

是潜行水雷艇ハ速射砲ニシテ運轉手其宜シキヲ得ル者ト雖以テ撃破シ能ハサル所以ナリ

潜行水雷艇防禦ノ水雷ガ若シ水雷布設原ニシテ其要所ノ外部ニ布設シ在ル塲合敵軍ニ於テハ前述ノ如ク内部ナル艦隊並砲臺迄襲撃サル、ニ至ラザル以前ニ於テ最注意ヲ要スベク然ラサレバ最早防禦ノ効ナカルベシ若又該布設水雷ガ電氣的浮標水雷ニシテ其ノ位置充分目的ヲ達シ得ル丈ノ深サニ過ギザル時ハ潜行水雷艇ハ自由ニ該布設面以下ヲ通過シ得ベシ

今之ヲ潜行水雷艇ノ爲メニ論スレハ前記ノ如キ敵ノ防禦ハ却テ吾ガ希フ所ノ戰略トナルナラン又敵ヲシテ壞亂セシムルハ一ノ樂娯ト假想セバ殊ニ然リトス左ニ其次第ヲ述ベンニ布設水雷原ノ水雷ヲ一個モ破損セザル樣難ナク之ヲ通過スルハ潜行水雷艇ノ爲ニハ左マテ至難ノ業ニアラズ之ガ危險トスル處ハ始ンド價値ナキ小舟一二ト其極メテ小數ナル乘組員トヲ失

海軍一斑

第六條　人事課ニ於テハ高等武官、候補生、准士官及文官ノ進退、任免、補職、命課、增俸其他ノ人事、軍人軍屬ノ敘位、敘勳、記章、褒章、賞與並恩給ニ關スル事項ヲ管掌ス、

第七條　海軍省ニ軍務局、醫務局、經理局及司法部ヲ置キ軍務局長ハ海軍將官、醫務局長ハ海軍々醫總監、經理局長ハ海軍主計總監ヲ以テ之ニ補シ司法部長ハ主理ヲ以テ之ニ充ツ、

第八條　軍務局ニ於テハ建制、編利、役務、敎育、訓練、演習、檢閲、高等武官ノ補充、下士卒ノ任用進級、兵員ノ徵募、軍紀風紀戒嚴、徵發、儀式、禮式、服制、旗章、海上保安、水路、望樓、運輸通信、艦船、兵器、艦營需品及測器ニ關スル事項ヲ管掌シ軍事課、機關課、造船課及兵器課ヲ置キ其ノ事項ヲ分掌セシム、

第九條　軍務局軍事課長ハ海軍大佐、機關課長ハ海軍機關總監若ハ海軍機關大監、造船課長ハ海軍造船總監若ハ海軍造船大監、兵器課長ハ海軍大佐若クハ造兵大監ヲ以テ之ニ補ス、

各課ヲ通シ專務課僚十三人ヲ置キ海軍造船大監、中佐同相當官、少佐同相當官、大尉同相當官ヲ以テ之ニ補ス、

第十條　醫務局ニ於テハ醫務、衛生、恩給、診斷、治療品、軍人躰格及軍醫官ノ敎育補充ニ關スル事項ヲ管掌シ第一課及第二課ヲ置キ其事項ヲ分掌セシム、

第十一條　醫務局各課長ハ海軍々醫大監ヲ以テ之ニ補ス、

各課ヲ通シ專務課僚四人ヲ置キ海軍々醫中少監、同劑監、藥劑正、大軍醫ヲ以テ之ニ補ス、

第十二條　經理局ニ於テハ豫算、決算、出納、給與、被服、糧食、通常物品、官有財産、建築、用度及主計官ノ敎育補充ニ關スル事項ヲ管掌シ金錢及物品ノ收支ヲ監督シ第一課、第二課及第三課ヲ置キ其事項ヲ分掌セシム、

第十三條　經理局各課長ハ海軍主計大監ヲ以テ之ニ補ス、

各課ヲ通シ專務課僚七人ヲ置キ海軍主計中少監、大主計ヲ以テ之ニ補シ及技師ヲ以テ之ニ充ツ、

第十四條　司法部ニ於テハ軍事司法、懲罰、監獄及主理、錄事並監獄ノ人員ニ關スル事項ヲ管掌ス、

第十五條　司法部ニ部員三人ヲ置キ主理ヲ以テ之ニ充ツ、

第十六條　各局長及司法部長ハ海軍大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケ各其ノ主務ヲ掌理ス、

第十七條　各局ノ課長ハ局長ノ命ヲ承ケ各其ノ課務ヲ掌ル、

第十八條　課僚ハ課長ノ命ヲ承ケ各其ノ事務ニ服ス、

フニ在ルノミ然レ𪜈通例布設水雷ハ殘ラズ之ヲ取拂フヲ得策トス何トナレハ一ハ以テ自艇ノ危險ヲ除キ一ハ以テ吾艦隊ヲシテ防禦敵艦及砲臺ヲ自由ニ攻撃セシムルノ道ヲ與フルガ故ナリ而メ之ヲ行フニハ潜行水雷艇ヲ以テス艇ハ海岸近ク進ミテ電氣傳導所附近ノ電纜ヲ切斷スルカ若クハ尚好結果ヲ得ンニハ（聊カ勞ヲ加フレ𪜈）其ノ線端ヲ探リ出シテ布設水雷ヲハ一時ニ空シク爆發セシメ悉ク之ヲ排除スベシ

觸發水雷ノ布設セラレタル𪜈ハ之カ取除ク甚困難ニシテ之ニ當ラシムル水雷艇ハ普通ノ潜行水雷艇ノ如クナラス特ニ此目的ヲ以テ構造シタルモノニアラザレバ好結果ヲ得ルコト甚覺束ナシ潜行水雷艇ハ海岸ヲ去ルコト空氣銃ノ達セザル遠距離ニ於ケル保砦ヲ攻撃スルニ使用センコトハ固ヨリ望ムベキモノニ非ズ又敵ノ艇艦ニシテ潜行水雷艇ノ水下ニ進航スルヲ充分ニ追撃シ得テ而テ彼ヨリ砲撃シ來ル着彈ノ度ガ參拾度以上ナル彈道ヲ以ヲ狙撃シ得ルガ如キアラバ之等ニ對シ反抗シ能ハザルハ亦固ヨリ論ヲ俟タサルナリ然レ𪜈是レ本來架空ノ談ニシテ恰モ脂油ヲ塗擦シタル一柱ヲ　ラント欲スレ𪜈能ハザルト一般ノミ

新型戰鬪艦比較

「ルンドシャウ」記者曰ク本論ハ著者ノ草稿ナリト雖モ洵ニ有益ノ事項ニ富ミ吾人ノ讀者ニ頒タザル可カラザルモノ存スルアルヲ以テ玆ニ之ヲ掲載ス讀者夫レ諒焉

各國最新ノ戰鬪艦ヲ觀察スルニ其外形ノ酷似スル今日ノ如キハ未タ曾テ有ラサル處ナリ外觀相似タルニ反シ其内部構造及戰鬪要素ヲ精査シ來レハ實ニ著キ差異アルヲ識ルヘシ之レ全ク列國形勢ノ然ラシムル所ナルヘシ

戰鬪艦ノ排水量及ヒ砲煩、機關、裝甲其他搭載石炭ニ分配スベキ重量ノ割合ニ關シテハ議論紛々未ダ其歸着スル處ヲ識ル

海軍一班

第十九條　司法部の部員は部長の命を承け其事務に服す、

第二十條　海軍省に海軍兵曹長若は上等兵曹五人、海軍機關兵曹長若は上等機關兵曹一人、海軍船匠長若は船匠師一人、屬八十五人、技手十八人及錄事三人を置き海軍大臣官房、各局部課に分屬し上官の命を承け事務に服せしむ、

第二十一條　司法部の職員は海軍高等軍法會議の事務に服す、

右は明治三十年四月以降現今採用の官制にして我海軍々政の如何を知らしめん爲め掲げしと雖も、其詳細は尚説明を要し事浩瀚に至る可きを以て暫く玆に止む。

海軍々令部

國防及用兵に關する事を掌る所にして、海軍々令部長は　天皇に直隷し帷幄の機務に參與し部内を統理す部内を三局に分ち其分掌事務は左の如く定む、

第一局　作戰の計畫、艦船の配備並其の進退役務、艦隊軍隊の編制、軍港、要港、防禦港其他軍事上必要なる地點の選定並其の防禦計畫に關する事を掌る、

第二局　出師準備、演習及海運の計畫、運動法及通信法の制定に關する事を掌る、

第三局　外國の軍事、諜報、飜譯及編纂に關する事を掌る、在外帝國公使館には公使館附將校（「アッタッセー」）を置き軍令部長に管せしめらる。

海軍文庫主管は又軍令部内に勤務し秘密圖書の保管出納及海軍に必要なる圖書の蒐集、保存及出納を掌る。

軍令と軍政の關係

軍令と軍政との關係は一々之を指摘する甚だ困難なる點なれども、左に海軍省と軍令部と互渉の規定を掲げ之を示す。

一、軍艦の就役解任及役務の變更は海軍々令部長海軍大臣の同意を得部長案を具し上裁を經て大臣に移す、

二、在外人民の保護、密漁密商の監視、難波船漂流人の救助、水路測量探險及敎育訓練等の任務に關し軍艦の差遣を要するときは海軍大臣軍令部長に商議し部長軍艦發差を計畫し上裁を經て海軍大臣に移し大臣之を施行す、

三、軍機戰略に關し軍艦又軍隊の發差を要するときは軍令部長海軍大臣に商議し部長案を具し上裁を經て大臣に移す、

四、演習の施行に關しては軍令部長之を計畫し其經費に關するものは海軍大臣に商議し上裁の後大臣に移し大臣之を命令す、

能ハス然レドモ今茲ニ列國戰鬪艦ノ型式ニ就キ其利害得失ヲ講究シ以テ自國海軍ニ最上乘ノ者ヲ備ヘントス蓋シ無益ノ業ニアラザルヘシ

次ニ列擧スル最新一等戰鬪艦ハ余ガ議論ノ材料ニシテ之ニ據リ研究セント欲ス

今日ノ戰鬪艦ハ皆ナ舷高ク前後ニ二個ノ砲塔ヲ備ヘ其各砲塔ニ二門ノ重砲ヲ備裝シ而シテ其吃水線ニハ幾ンド全長ニ亘ル裝甲ヲ施シ又中口徑砲ニモ防護ヲ有スルモノ多シ

最新一等戰鬪艦概要表

	英	佛	露	米
排水量	マゼスチツク 一四、九〇〇	ゴーロア 一一、二七五	ペレスウエート 一二、六七四	イリノイヅ 一一、五二五
速力	一八、〇	一八、〇	一七、五	一六、〇
砲塔ノ數	二個	二個	二個	二個
砲塔内ノ主砲	卅珊半砲 二門宛	全上	廿五珊、四砲 二門宛	卅三珊砲 二門宛
中口徑砲	十五珊砲 十二門	十四珊 十門	十五珊 十一	十五珊砲 十四門
裝甲ノ厚サ 甲帶	全長五分ノ三 二二八密	全長 四〇〇密	長 四分ノ三 二二九	全長ノ四分ノ三 四一六
裝甲ノ厚サ 砲塔	三五五密	四〇〇	二五四	四三三
裝甲ノ厚サ 司令塔		十四珊砲防禦 七五密	三〇五	二五四
裝甲ノ厚サ 中口徑砲防禦	一五二密	九〇密	一二七	一二七
裝甲ノ厚サ 防禦甲板	一〇一密	一、一〇〇	自六三 至八九	自六九 至一二七
石炭搭載力	二、二〇〇		二、〇五〇	一、二〇〇

五、教育訓練の學科教程及操法の創設變更に關しては海軍大臣方案を軍令部長に移し商議決行す其施行監視上部長改廢の意見あるときは事由方案を具し海軍大臣に移す、

教育訓練に關する諸報告は海軍省に受領し軍令部に回送し互に調査す、

六、沿岸防禦及出師に關しては軍令部長其計畫を定め海軍大臣に商議し大臣之を主務部局に下し其沿岸防禦及出師準備を爲さしむ、

七、艦船及砲銃彈藥水雷並に其屬具の創備改廢修理の如き兵力の伸縮に關し又經費に涉るものは省部互に意見を問議す、

八、鎭守府要港部艦團隊の建制及定員に關しては海軍大臣其案を軍令部長に移し商議し海軍大臣上裁の手續を爲す、

九、參謀將校の進退に關しては海軍大臣上奏するに先ち軍令部長に商議す、

十、軍令部長は演習及艦船役務航海等の歲出に關する事項は計畫を豫定し歲計豫算調製の時期に先ち之を海軍大臣に移す但し本項の計畫を豫定するに先ち海軍大臣は第二項の軍艦平時の任務を豫定して軍令部長に移す、

	日	伊	獨
排水量	敍島 一四、九〇〇	アミラル、ヂセントボン 九、八〇二	カイゼル、フリードリヒ、デル、ドリツテー 一一、〇六〇
速力	一八、〇	一八、〇	一八、〇
砲塔ノ數	二個	二個	二個
砲塔内ノ主砲	三十珊半砲 二門宛	廿五珊砲 二門宛	廿四珊砲 二門宛
中口徑砲	十五珊砲 十四門	十五珊砲 八門	十五珊砲 十八門
裝甲ノ厚サ 帶砲	全長 二二九	全長 二五〇	全長五分ノ四 三〇〇
裝甲ノ厚サ 砲塔	三五五	二五〇	二五〇
裝甲ノ厚サ 司令塔	三五六		二五〇
裝甲ノ厚サ 中口徑砲防禦	一五二	一五〇	一五〇
裝甲ノ厚サ 防禦甲板	自七六 至一二七	八〇	自六四 至七六
石炭搭載力	七〇〇		六五〇

以上列記シタル數字ハ各國最新軍艦ノ大躰ニ就テ示シタルモノニテ之ニ依ルモ其差異ハ實ニ左ノ如シ

一排水　一萬四千九百噸（英吉利及ビ日本）乃至九千八百〇二噸（以太利國）

一速力　十六節乃至十八節

一主砲口徑　卅三珊（北米合衆國）乃至廿四珊（獨逸）

一十四珊十五珊砲（中口徑防）十門乃至十八門

十一、軍令部の經費及用度は海軍省經理局に於て支辨す但其恒例に係るものは軍令部より直に經理局に照會し臨時に係るものは軍令部長海軍大臣に請求す、

十二、公使館附將校は軍令部長の管轄する所なりと雖も一般訓令は海軍大臣より下附す、

附言　海軍參謀將校とは海軍々令部局長、局員及參謀長、參謀、海軍省軍務局軍事課長、公使館附將校を云ふ。

海軍將官會議

將官會議は東京に置き重要の事項を審議する所にして海軍大臣を議長とし議員若干人は中將若くは少將を以て之に補す、議事の事項に依り必要と思考する時は將官相當官を臨時議員となす事あり。

海軍技術會議

海軍大臣の諮問に對し軍艦の構造兵裝及其諸機關並に砲銃水雷彈藥劇發藥の設計考案其他技術に關する事項を審議する所にして東京に置き本職ある海軍將官を議長とし上長官士官を議員とす。

臨時海軍建築部

本部は之を東京に置き支部を舞鶴に置く。海軍大臣の監督する所にして司掌の事務左の如し、

一裝甲ノ厚サ　絶大ノ差異アリ即チ（甲帶ハ二百二十八微ヨリ四百十六微ノ間、砲塔ハ二百五十微ヨリ四百三十二微ノ間）

一石炭搭載額　ハ（但シ搭載額ハ澳國海軍曆、英國海軍袖珍書、米國官報並ニ其他幾多ノ專門雜誌等ニ據レリ）綿密ヲ缺クト雖モ又タ非常ノ差異アリ即チ二千二百噸（英國）乃至六百五十噸（獨逸國）

余ハ異式戰鬪艦ノ兵力的性質ヲ詳論スルニ先ダチ「凡ソ戰鬪艦ナル者ハ如何ナル兵事上ノ條件ヲ具備セサル可ラザルカ」ノ疑問ニ答ユルトコロアラントス

戰鬪艦ハ必勝ヲ期シ戰鬪線ニ使用シ得ラルヽモノナラザルベカラズ而シテ此勢力ヲ有スルニハ次ノ諸條件ヲ具フルヲ要ス

一　主砲ハ適度ノ距離ニアルヲ（即チ過度ノ遠距離ナラサルヿ詳言セバ千米突位ニシテ而ヲ擊角ハ十度以下ナラサル場合ヲ云フ）敵ノ戰鬪艦ニ對シ其戰力ヲ失ハシムル程ノモノナラザル可カラズ故ニ砲彈敵艦ニ命中スル時ハ其裝甲ヲ貫徹スルノミナラズ尚ホ其脊後ニ立ツ兵員ヲ殺傷シ得ルモノタルヲ要ス而シテ譬ヘ此條件ガ敵ノ最新式戰鬪艦ニ對シテハ必ズシモ施シ得ザルモ敵ノ稍ヤ古キ者ニ對シテハ充分ニ達シ得ラルヽヿヲ要ス

二　裝甲ノ厚サハ主砲、兵員、及ビ將校ヲ保護シテ接戰場裡ニ入ラシムルニ足リ且戰鬪中敵ノ主砲彈ノ多數ニ耐ヘ得ルヲ要ス

三　中口徑砲ト前述ノ主砲ト等シキ射距離ヲ有スル速射砲ニシテ十珊以下ノ微弱ナル裝甲防禦ニ對シテハ充分爆裂スベキ勢力ヲ有スルモノナルヲ要ス又此中口徑砲ハ總テ一個宛排列シ而シテ殆ンド千米突ノ距離ヨリ發スル中口徑砲ノ榴彈ニ耐ヘ得ベキ裝甲防護ヲ有セザル可カラズ而シテ此排列スベキ砲熕ノ數ハ此裝甲ノ防護ノ爲メニ制限セラルベシ

四　小口徑砲ハ成ル可ク多數ニ配列ス

海軍一斑

海軍造船廠

各軍港ニ海軍造船廠ヲ置キ某地海軍造船廠ト稱ス。

海軍造船廠ハ鎭守府ニ屬シ艦船ノ製造修理艤裝其他造船事業ニ關スル事ヲ掌リ造船科、造機科、會計課及材料庫ヲ置ク。

一、船躰及屬具ヲ製造改造修理試驗及檢査スル事、

造船科ニテハ左ノ事務ヲ掌ル、

二、船躰及屬具ニ要スル材料ノ試驗檢査ニ關スル事、

三　船躰及屬具ノ改造修理等ニ要スル入費概算書ヲ調製スル事、

四、船躰及屬具ノ計畫方案及其ノ入費概算書ヲ調製スル事、

五、所屬工場船渠船臺及其ノ機械物品等ヲ整備保管スル事、

六、所屬工場船渠船臺ノ新設改築ニ係ル大躰計畫ニ關スル事、

七、所屬工場機械物品等ノ入費概算ニ關スル事、

八、內國私立工場ヘ委託スル船躰及屬具ノ監督ニ關スル事、

九、進水終ルまで未成艦ヲ保管スル事、

十、船渠ニ在ル艦船ヲ保護スル事、

十一、修理ノ爲メ陸上ニ在ル艦船ヲ保護スル事、

造機科ニテハ左ノ事務ヲ掌ル、

一、諸機關ヲ製造改造修理試驗及檢査スル事、

一、新ニ設置スベキ鎭守府ニ屬スル建築工事並ニ其ノ計畫及監督

二、新ニ設置スベキ鎭守府ニ屬スル諸機械ノ購買及其ノ据附、

三、已設鎭守府ニ屬スル建築ノ計畫及其ノ工事ノ監視並ニ其ノ契約ノ審査、

四、鎭守府所屬ニ非ル建築工事並ニ其ノ計畫及監督、

臨時海軍建築部長ハ海軍將官ニシテ上長官、士官及技師ヲ部員トシ支部長ハ海軍大佐、支部員ハ上長官、士官及技師トス。

海軍造兵廠

海軍造兵廠ハ吳軍港及東京ニ在リ某地海軍造兵廠ト稱ス、兵器ノ製造修理購買其ノ他造兵事業ニ關スル事ヲ掌ル所ニシテ、吳造兵廠長ハ吳鎭守府司令長官ニ隸シ、東京造兵廠長ハ海軍大臣ニ屬シ廠務ヲ總理ス。

廠內ヲ三科（課）ニ分ツ、

製造科ハ兵器ノ計畫製造及修理ニ關スル事ヲ掌ル、

吳海軍造兵廠製造科ニ於テハ兵器ノ備裝ニ關スル事ヲモ掌ル、

檢査科ハ兵器ノ檢査試驗保管供給及輸送ニ關スル事ヲ掌リ及庶務ヲ掌理ス、

會計課ハ會計給與ニ關スル事ヲ掌ル、

ルヲ可トス、而シテ其防禦トシテ機關砲ニ對スル爲メノ砲楯ヲ備フベシ

五　魚形水雷ハ裝甲艦ニ對シ著大ナル勢力ヲ有ス此水雷ニ要スル條件ハ水中若クハ防護ノ下ニ裝備シ以テ安全ニ發射セラレ得ベキヲ要ス

六　速力ハ新式ノ戰鬪艦ニ在リテハ舊式ノ戰鬪艦ヨリ優大ナラサル可カラス最新戰鬪艦ハ十八節ヲ良好トス

七　航續力ハ可成大ナルヲ要ス

八　石炭搭載力ハ他ノ諸條件ニ比スレハ重要ナラス然レ𪜈海陸輸送ノ方法ヲ便ニシ以テ石炭供給法ヲ完備セサル可ラス

九　浮泛力ハ水雷ノタメ損害ヲ蒙ムルモ全ク戰鬪力ヲ失セザル程大ナラザル可カラズ

吾人ハ今是等條件ニ基キ最新戰鬪艦ヲ看察セントス

二、機關に要する材料の試驗檢査に關する事、
三、諸機關の修理改造等に要する入費概算書を調製する事、
四、機關及屬具の計畫方案及其の入費概算書を調製する事、
五、所屬工場及其の機械物品等を整備保管する事、
六、所屬工場の新築及改築に係る大躰計畫に關する事、
七、所屬工場機械物品等の入算概算に關する事、
八、內國私立工場へ委託する機關及屬具の監督に關する事、
會計課にては會計給與に關する事を掌り且庶務を掌理す、
材料庫にては造船材料の購買賣却貯藏出納に關する事を掌る、

水路部條例

水路部は東京に置き水路の測量、水路圖誌の調製其の他航海の保安に關する事を掌る所にして測量科、圖誌科及會計課を置き各司掌事務を定むる事左の如し、

測量科　測量原圖及水路記事の調製に關する事、
圖誌科　水路圖誌の調整配備及保管に關する事、
會計課　會計給與に關する事及庶務、

水路部長は海軍少將若くは大佐にして上長官、士官、技師及編修合して十七人を置く、

一　主砲

主砲ノ問題ニ就キテハ議論紛々トシテ一定セズ吾人カ前ニ述タル主砲ニ要スベキ條件ト雖モ悉ク贊同ヲ得ル𠮟能ハザルナリ試ニ前揭七艦中主砲口徑ヲ一見セバ自カラ瞭々タラン

北米合衆國		卅三珊
英國		
佛國		卅珊半
日本		
露西亞國		廿五珊
伊太利國		廿五珊
獨逸		廿四珊

此七ケ國中最後ノ露、伊及獨逸ノ三國ハ口徑ヲ擇擇スルニ敢艦ノ吃水部ヲ裝甲ト砲塔裝甲ノ貫穿ヲ拋棄シタルカ如シ若シ果シテ然ラバ其缺點ハ如何ニ補足セラルヘキヤ曰ク他ナシ之等ハ重量即チ排水量ヲ他ノ點ニ充テタルニアリ尤モ露國軍艦ニ在リテハ他ノ軍艦ト排水量ヲ比較スルトキハ尙ホ戰鬪力ヲ增大シ得ベク思考セラ

臺灣總督府海軍幕僚

臺灣總督は軍政及陸海軍々人軍屬の人事に關しては陸軍大臣若くは海軍大臣、防禦作戰並動員計畫に關しては參謀總長若くは海軍々令部長、陸軍々隊敎育に關しては監軍の區處を承く、

總督府海軍幕僚は臺灣總督所轄內に於ける海軍に關する事を掌り、軍令軍政に關し總督を補佐し出師の準備、作戰の計畫、沿岸の防禦警備、演習、檢閱及牒報等に關する事を掌理す。

造船造兵監督官

海軍に於て艦船兵器の製造を外國の工場に委託し及造船造兵用の材料物品其の他工場用器具機械を外國にて購入するとき製造事業の監督及購入物品の檢查に從事せしめ又會計の事務を整理せしむる爲め監督官として將校及同相當官を置き軍務局長の指揮を受けしむ

官職及人事

海軍武官々階

明治三十年十二月一日より施行の者左の如し、

大將	中將	少將	上長官	士官	准士官	下士
			大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	小尉

ル、モ何故ニ其小口徑ノ方ヲ採用シタルヤ其主意ヲ探知シ難シ之ニ反シ伊太利戰鬪艦ノ艦式ヲ視ルニ裝甲ハ艦體ノ殆ンド全部ニ跨リ又獨逸ノ戰鬪艦ニ在リテハ中口徑砲ハ總テノ艦式中最モ多數ナルノミナラズ主砲モ亦速射砲ニシテ露國ノ甘五珊四砲及ヒ伊太利國ノ廿五珊砲ノ如キモノニ非ズ今我獨逸新聞紙ノ稱道スルトコロニ據レバ「カイゼル、フリードリヒ、デル、ドリッテー」號ノ如ク多分ノ彈丸重量ヲ發砲シ得ル戰鬪艦ハ未タ他ニ其比ヲ見ス此論決ハ危激ニ失スルガ如クナレ共決シテ過言ニ非ス今左ニ英國「マゼスチック」型ノモノト獨艦トノ五分時間ニ發砲スル彈丸重量ヲ計算セン

（a）艦首若クハ艦尾發射シ得ル彈量

「カイゼル、フリードリヒ、デル、ドリッテー」號

一萬四千六百四十八吉瓦

「マゼスチック」型　六千三百〇四吉瓦

（b）側面ニ發射シ得ル彈量

「カイゼル、フリードリヒ、デル、ドリッテー」號　二萬〇二百四十八吉瓦

「マゼスチック」型　一萬五千九百六十五吉瓦

注意　五分時間ニ發砲スル發砲速度ハ次ノ如ク假定シテ計算シタルモノナリ

獨逸國戰鬪艦

廿四珊砲五發、一發　百六十吉瓦
十五珊砲廿發、一發　四十吉瓦
八珊八砲五十發、一發　七吉瓦
三珊七砲七百五十發、一發　〇吉瓦四五五

英國戰鬪艦

卅珊半砲四發、一發　三百八十五吉瓦五六
十五珊砲廿五發、一發　四十五吉瓦三六
十二听砲五十發、一發　五吉瓦四四
三听砲七十五發、一發　一吉瓦三六

英國戰鬪艦ニ比較スル時ハ獨逸戰鬪艦ハ排水量幾ンド四千噸小ナリト雖モ前揭ノ數ニ據レバ火力ニ至テハ優大ナルモノトス茲ニ注意スヘキアリ遠ニ數字ノミヲ以テ勢力ヲ比較スルハ大ニ誤マレリ即チ數字ノ多寡ハ必シモ戰鬪艦ノ砲煩勝力ヲ指

海軍卒の職名等級

海軍卒職名等級は左表の如し、

等	一等水兵	二等水兵	三等水兵	四等水兵	五等水兵
一等	上等兵曹 上等信號兵曹 軍樂長 船匠長 機關兵曹長 上等機關兵曹 造船少技士 造兵少技士 水路少技士	一等兵曹 一等信號兵曹 一等軍樂手 一等船匠手 機關兵曹 一等機關兵曹 一等看護手 一等筆記 一等厨宰	二等兵曹 二等信號兵曹 二等軍樂手 二等船匠手 二等機關兵曹 二等看護手 二等筆記 二等厨宰	三等兵曹 三等信號兵曹 三等軍樂手 三等船匠手 三等機關兵曹 三等看護手 三等筆記 三等厨宰	一等信號兵 一等軍樂生 一等機關兵 一等木工 一等鍛冶 一等看護 一等主厨
二等	機關總監 造船總監 機關大監 造船大監 機關中監 造船中監 機關少監 造船少技士 造兵大技士 水路大技士	軍醫總監 造兵總監 軍醫大監 造兵大監 軍醫中監 造兵中監 軍醫少監 造兵少監 水路正技士	二等信號兵 二等軍樂生 二等機關兵 二等木工 二等鍛冶 二等看護 二等主厨		
三等	主計總監 主計大監 主計中監 主計少監 大主計 中主計 少主計 看護長 看護師 護手	大軍醫 中軍醫 少軍醫 大藥劑士 中藥劑士 少藥劑士	三等信號兵 三等軍樂生 三等機關兵 三等木工 三等鍛冶 三等看護 三等主厨		
四等			四等信號兵 四等軍樂生 四等機關兵 四等木工 四等鍛冶 四等看護 四等主厨		
五等				五等信號兵 五等軍樂生 五等機關兵 五等木工 五等鍛冶 五等看護 五等主厨	

海軍將校分限令

海軍將校とは大將中將少將大佐中佐少佐大尉中尉少尉を云ひ、將校の分限とは終身其官を保有し其制服を着し其官に對する禮遇を受くるを云ふ、而して左に揭ぐる事項の一に依るに非れば其分限を失ふ事なし、

一、本人の請願を許容し其官を免ぜられたるとき、
二、日本人たるの分限を失ひたるとき、
三、重罪の刑に處せられたるとき、
四、剝官の宣告を受けたるとき、
五、禁錮に處せられ其官を失ひたるとき、
六、武官たるの本分に背き勅裁に依り免官となりたるとき、

示スルニ足ラザルナリ試ニ向フ廿四珊砲ニ代ユルニ十五珊砲ヲ用ユル時ハ仝時間内ニ於テ發射シ得ベキ彈丸重量ハ非常ニ增加スルモ之ヲ以テ勢力ノ增加ヲ來タシタリト云フヲ得ヘキ乎彼ノ敵艦ノ裝甲ヲ貫穿スルニ足ルベキ大口徑砲ヲ廢止スヘキ議論ノ是非ニ至テハ實ニ一概ニ退クベカラサルモノアリテ吾人ノ大ニ惑フトコロナリ佛國ノ有名ナル海軍中將フールニエー氏ハ本論主張ノ一人ニシテ氏ハ未來ノ佛國艦隊ハ宜シク此ノ如クナラザルベカラズトシ（佛國海軍中將フールニエー氏著必要艦隊論）且氏ハ輕微（百五十微）ナルモ全體裝甲セラレタル大速力アル戰鬪艦ニシテ多數ノ中口徑砲（拾九珊以内）ヲ搭載シ而シテ其排水ハ僅ニ八千三百噸ナルノ即チ彼ノ「デュプイ、ド、ローム」號ヨリ二千噸大ナルモノヲ撰擇セリ

主砲ニ更フルニ中口徑砲ヲ以テスルノ利益ヲ唱道スル者アリト雖モ余輩ハ其利益ノ如何ヲ疑ハズンバアラザルナリ余輩ハ

將校の位置を現役、豫備、後備及退役に分つ、現役とは現に軍務を奉ずる者、修學を命ぜられたる者、將官海軍部内の文官に任ぜられたる者及待命者を云ひ、休職、停職に在る者亦現役とす。待命とは現職なくして命を待つ者を云ひ、休職とは待命一箇年を過たる者、傷疾若くは疾病六箇月に至り尚ほ快復の候なき者等にして職務なき者を云ふ。停職とは其行爲懲戒すべきことあり其情狀稍輕く在職又は就職を停めらるゝ者を云ふ。

豫備とは年齡滿限に至らすして現役を退きたる者を云ひ、後備とは年齡滿限に至り現役を退きたる者及豫備滿期に至りたる者を云ふ。退役とは後備滿期に至りたる者又は傷痍疾病の爲め永久服役に堪へずして現役又は豫備又は後備を退きたる者を云ふ。

豫備後備者は召集に應ずべきものとす、

前諸條は將校相當官にも適用するなり。

海軍將校及其相當官の豫備服役年限は現役に於て定めたる年齡定限迄にして、後備服役年期は五箇年とす。

海軍々人現役定限年齡

官階	定限年齡
中將	六十五年
少將、機關總監、軍醫總監、主計總監、造船總監、造兵總監、造船大監、造兵大監	六十年
大佐、機關大監、軍醫大監、主計大監、藥劑監、造船中監、造兵中監	五十八年
水路監、藥劑正、造船少監、造兵少監、兵曹長、軍藥長、船匠長、機關兵曹長、看護長、船匠師、上等機關兵曹、中佐、機關中監、軍醫中監、主計中監、上等兵曹、上等信號兵曹、軍藥師、看護師、上等筆記	五十五年
水路正、大藥劑士、造船大技士、造兵大技士、水路大技士	五十三年
少佐、機關少監、軍醫少監、主計少監、大尉、大機關士、大軍醫、大主計、下士	五十年
中藥劑士、造船中技士、造兵中技士、水路中技士、少藥劑士、造船少技士、造兵少技士、水路少技士、中尉、中機關士、中軍醫、中主計、少尉、少機關士、少軍醫、少主計、卒	四十八年
	四十五年
	四十三年
	四十年

海軍高等武官の補充

海軍高等武官とは士官以上及各候補生を云ひ、相當官とは、將校科外の士官以上を云ふ。

少尉候補生は海軍兵學校の全學科を卒業したる者及私費を以て外學に留學し相當の學術を修め卒業したる海軍出身志願者にして身躰檢査及採用試驗に合格の者より採用す。

少機關士候補生は海軍機關學校の全學科を卒業したる者及前項に準する者より採用す。

少軍醫候補生　醫術開業免狀を有し身躰檢査及採用試驗に合格したる者より採用す。

（戰艦ハ巡洋艦ヨリ稍ゝ裝甲ス）ルノ利益ハ細說スルヲ要セズシテ其利益ハ重ニ力ノ集中ト手熟レタル砲ヲ個人的良好ニ操行スルヲ得ルノ二個條ニ在リ然レドモ二門幷列ニ使用スベキ廿四珊速射砲ノ大利益モ亦輕々ニ看過スベカラズ是ヲ以テ最モ佳ナルハ其中間說ニ在リ即チ速射組織ヲ有スル廿八珊若クハ其以上ノ重砲ニシテ各砲塔ニ一門宛ヲ裝備シ而シテ其重量ハ中口徑砲ノ數ヲ制限セザル程ノモノヲ塔載スルニ在リ但シ此ノ速射組織ノ克ク最大口徑砲ニ及ボサルベキハ「マキシム」式ガ敢テ三珊七ノ口徑ニ止マラザルガ如ク斷シテ疑ハザルナリ

要スルニ余輩ノ思惟スルトコロニ依レバ大海軍國ノ多數ノ如ク我將來ノ獨逸國戰鬪艦ハ中口徑砲數ヲ減ヲ以テ最重口徑砲四門即チ一砲塔中ニ二門宛ヲ備フルヲ以テ足レリトス本論者ハ是ノ方針ノ爲メニハ大ニ精神ヲ盡スベキ意思ナレバ爾後「カイゼル、フリードリヒ、デル、ドリッテ」號ヨリ稍ヤ大ナル戰鬪艦ハ十五珊中砲十八門ノ代リニ單ニ八門ニ之ヲ制限シ且出來得ベクンバ各砲塔內ノ二重砲ノ中間ニ一個ノ堅牢ナル隔壁ヲ設クルニ至ルナランカ

二　裝甲

爰ニ中口徑砲ヲ論ズルニ先チ裝甲ヲ論ズルハ少シク順序ヲ失スルノ觀アリ然レトモ主砲ト裝甲ハ戰鬪艦ノ主タル要素ナルヲ以テ先ヅ裝甲ニ就テ論ズベシ

之ヲ事實ニ徵スルニ一門ノ中口徑砲ヲ備ヘザルモ水雷艇ノ攻擊ニ對シ抵抗シ得ル小口徑砲ヲ備フル戰鬪艦ナルモノアルヲ想像シ得ベシ而シテ此類ノ戰鬪艦ト雖モ愷ニ戰鬪線內ニ立ヅテ戰局ヲ決スル力ヲ有スルモノニシテ其主砲ト裝甲ノ力增加スルニ從ヒ益々其戰鬪任務ヲ盡ス効アルモノトス然レトモ惟ダ惜ムベキハ此ノ如キ戰鬪艦ハ中口徑砲ヲ搭載セル戰鬪艦ニ比シテ使用區域ノ狹キニ在リ故ニ如何ナル海軍國ニ於テモ未ダ一種ノ艦式トシ

テ海軍高等武官ノ進級ハ總テ拔擢ヲ以テシ級ヲ逐ヒ歷進スト雖モ缺員ナキトキハ官階ヲ進メズ又左ノ實役停年最下期限ヲ超ユルヲ要ス。

少尉及其ノ相當官ノ各〳〵其上級ノ官ニ進ムニハ實役停年一年、
中尉及其ノ相當官ノ各其上級ノ官ニ進ムニハ實役停年二年、
大尉及其相當官ノ各其上級ノ官ニ進ムニハ實役停年五年、
少佐及其ノ相當官ノ各其上級ノ官ニ進ムニハ實役停年二年、
中佐及其ノ相當官ノ各其上級ノ官ニ進ムニハ實役停年二年、
大佐及其ノ相當官ノ各其上級ノ官ニ進ムニハ實役停年二年、
少將ヨリ中將ニ進ムニハ實役停年三年、
中將ノ大將ニ進ムニハ歷戰者或ハ遠征ニ從事シタル者ニ就キ特旨ニテ親任セラルヽ者ナリ。
實役停年中海上勤務ノ日數アルトキハ其ノ三分ノ一ニ當ル日數ヲ更ニ實役停年ニ加算ス。
戰時ニ在テハ實役停年最下期限ヲ其ノ半ニ減ズル事アリ。
兵曹長及機關兵曹長ハ特選ニ依リ中尉及中機關士ニ進級セシムル事アリ。

准士官及下士ノ任用、進級

少藥劑士候補生ハ藥劑師免狀ヲ有シ身躰檢查及採用試驗ニ合格シタル者ヨリ採用ス。

少主計候補生ハ官立、公立尋常中學校ヲ卒業シ若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ且法律及經濟學ヲ敎授スル學校ニ於テ三年以上ノ課程ヲ終ヘタル者ニシテ身躰檢查及採用試驗ニ合格シタル者ヨリ採用ス。

海軍少尉、少機關士ハ各〳〵其ノ候補生ヨリ、又他ノ少尉相當官ハ各其ノ候補生及左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ任用ス、但シ兵曹長及其ノ相當官ノ任用ハ別項ニ依ル。

一、私費ヲ以テ外國ニ留學シ相當ノ學科ヲ修メ卒業シタル海軍出身志願者ニシテ採用試驗ニ合格シタル者、但シ適當ノ卒業證書ヲ得タル者ニ在テハ試驗ヲ用ヒズ採用スル事アリ、

二、帝國大學、元東京大學、元工部大學ニ於テ海軍高等武官タルニ必要ナル學術ヲ修メ卒業シタル者、

三、文官高等試驗ノ合格證書ヲ有スル者、

右資格ノ一ヲ有シ相當ノ實歷アル者ハ採用委員ノ銓衡ヲ經テ大尉相當官若ハ中尉相當官ニ任用スル事アリ。

兵曹長及其ノ相當官ハ現役准士官中伎倆拔群ニシテ實役停年六箇年ヲ超エタル者ヨリ選拔任用ス。

海軍准士官は一等下士より任用し其任用は抜擢を以てす。

海軍下士は三等を初任とし總て抜擢に依り左の區別に從ふ、

三等兵曹は一等水兵より、三等信號兵曹は二等信號兵より、三等船匠手は一等木工より、三等軍樂手は一等軍樂生より、三等機關兵曹は一等機關兵より、三等鍛冶手は一等鍛冶より、三等看護手は一等看護より、三等厨宰は一等主厨より任用す、又三等筆記は隨時試驗の上任用す。

海軍准士官下士は任用、進級試驗に合格したる者にあらざれば任用進級せしむる事なし、但し特殊の技能を有する者は無試驗にて任用進級せしむることも有り、然れ共左の實役停年最下期限を超ゆるを要す。

一、一等卒より三等下士に任ずるは海上勤務一箇年若くは陸上勤務一箇年四箇月、

二、三等下士より其の上級の官に進むは海上勤務一箇年若くは陸上勤務一箇年四箇月、

三、二等下士より其の上級の官に進むは海上勤務一箇年半若くは陸上勤務二箇年、

四、一等下士より准士官に任ずるは海上勤務二箇年若くは陸上勤務二箇年八箇月、

戰時に在ては實役停年最下期限を其の半に減ずる事あり。

卒の進級

卒の進級は抜擢に依り進級試驗に合格したる者より進級せしむ、

實役停年最下期限を超たる者に非れば進級試驗を行はず。

一、四等卒及び三等卒より各其の上級の職に進むは海上勤務四箇月半若くは陸上勤務六箇月、

二、二等卒より其の上級の職に進むは海上勤務六箇月若くは陸上勤務八箇月、

戰時には實役停年最下期限を其の半に減ずる事あり。

候補生の練習

少尉候補生は航海練習艦に乘組み凡八箇月の教練を以て其の課程を卒へ、次に在役各軍艦に分乘せしめ更に實務を習熟せしむ。

少機關士候補生は前に同じ但し航海練習艦の乘組は四箇月とす、

少軍醫候補生は一箇年間海軍々醫學校に於て海軍々醫たるに必要なる特殊の學科及其の職務に樞要なる事項を練習せしむ。

少藥劑士候補生は一箇月間以上海軍々醫學校及海軍病院に於て其本

務二箇年八箇月、

戰時に在ては實役停年最下期限を其の半に減ずる事あり。

卒の進級

卒の進級は抜擢に依り進級試驗に合格したる者より進級せしむ、

實役停年最下期限を超たる者に非れば進級試驗を行はず。

一、四等卒及び三等卒より各其の上級の職に進むは海上勤務四箇月半若くは陸上勤務六箇月、

二、二等卒より其の上級の職に進むは海上勤務六箇月若くは陸上勤務八箇月、

戰時には實役停年最下期限を其の半に減ずる事あり。

候補生の練習

少尉候補生は航海練習艦に乘組み凡八箇月の教練を以て其の課程を卒へ、次に在役各軍艦に分乘せしめ更に實務を習熟せしむ。

少機關士候補生は前に同じ但し航海練習艦の乘組は四箇月とす、

少軍醫候補生は一箇年間海軍々醫學校に於て海軍々醫たるに必要なる特殊の學科及其の職務に樞要なる事項を練習せしむ。

少藥劑士候補生は一箇月間以上海軍々醫學校及海軍病院に於て其本

テ如斯モノヲ採用セザルナリ彼ノ千八百九十一年ニ進水シタル北米合衆國ノ「モニトール」型「モンテレー」號ハ此艦式ノ唯一代表者ニシテ該號ハ排水量四千〇八十四噸ヲ有シ前砲塔ニ卅珊二門後砲塔ニ廿五珊砲二門ヲ裝備シ、吃水線及ビ兩砲塔ニ三百三十密又司令塔ニハ二百五十四密ノ厚キ裝甲ヲ有セリ然レトモ中口徑砲ハ一門モ裝置セズシテ五十七密速射砲六門、三十七密速射砲四門ヲ備フルノミ余輩ノ考フルトコロヲ以テスレバ此ノ「モントレイ」號ヲ二倍大ニシ其性質、其速力及海上ニ於ケル戰鬪力ヲ適宜ニ增勢シタラバ殆ンド一種ノ戰鬪艦ト云フコトヲ得ン余輩ハ敢テ此事ニ就キ別ニ論究スルヲ欲セズト雖此ニ一言ヲ以テ斷言スレバ戰鬪艦ノ最重要素ハ主砲ト裝甲ニシテ中口徑砲ノ如キハ全ク次位ニ在ルモノナリ

前揭各國軍艦ノ裝甲ヲ比較スル時ニ佛國日本及ビ伊太利軍艦ハ甲帶全長ニ亘リ亞米利加及ビ獨逸軍艦ハ撞頭ヨリ後塔ノ舷角ニ達スル側面裝甲ヲ有シ而シテ英露兩式ハ艦ノ中央ニ側面裝甲ヲ有スルノミ尙*側面裝甲ノ差異ハ非常ニシテ欠ノ如シ

		最大ノ厚サ
米國式	最大ノ厚サ	四百十六密
佛國式	同	四百密
獨逸式	同	三百密
伊國式	同	二百五十密
露國式	同	二百廿九密
日本式	同	二百廿九密
英國式	同	二百廿九密

佛國、獨逸及ビ伊國ノ三式ハ穿甲實彈ニ對シ機關ニ防禦スト雖其他ノモノハ單ニ榴彈ヲ防禦スルノミ就中「カノペス」型英國最新戰鬪艦ノ如キハ其最タルモノニシテ舷側裝甲僅カニ百五十二密アルノミ故ニ英國及ビ日本ノ戰鬪艦ハ其性質ニ於テ一個ノ衝突アリ即チ此二國ノ戰鬪艦舷側裝甲ハ僅カニ榴彈ニ對スル力アルモノナルニソノ搭載スル砲煩ハ卅珊半口徑ニシテ是レ疑ヒモナク穿甲實彈ヲ以テ敵艦ノ裝甲ト共ニ其背後ノ乘員ヲ一擧ニ損害

セント欲スルモノナリ

露國ハ此點ニ關シテハ大ニ合理的ナルモノナリ其搭載炮煩ハ廿五珊四ニシテ舷側ノ裝甲ハ二百二十九密トス然レ𪜈此露國式ハ殆ンド戰鬪艦ノ列ヲ脫シテ裝甲巡洋艦ニ列スヘキモノナルヘシ故ニ米國牒報課海軍進歩年報ノ如キモ亦「ペレスウェート」型ヲ裝甲巡洋艦若クハ二等戰鬪艦ト記セリ然レトモ此等ハ其排水量一萬二千六百七十四噸ナルが故ニ二等ナル名稱ヲ下スハ少シク奇異ノ感ナキ能ハズ

水線部ノ裝甲帶ニ比シ各國トモ稍ヤ其厚サヲ均シクスルハ主戰用砲塔ノ厚サナリ其詳細ハ次ギノ如シ

米國式	舷側裝甲	四百十六密 砲塔 四百三十二密
佛國式	國	四百〇〇密 同 四百〇〇密
日本式	同	二百廿九密 同 三百五十六密
英國式	國	二百廿八密 同 三百五十五密
露國式	同	二百廿九密 同 三百〇五密
獨逸式	同	三百〇〇密 同 二百五十密
伊國式	同	二百五十密 同 二百五十密

茲ニ注意スヘキハ獨逸國ノミ砲塔ヲ舷側裝甲ヨリ微弱ニセルヿ是ナリ其他ノ諸艦ニ在テハ砲塔ハ舷側裝甲ヨリ一層其厚サヲ增大ニセリ日本又ビ英國ハ其主タルモノトス

抑々獨逸ハ如何ナル理由アリテ此ノ如キ主義ヲ採リタルカ余輩ノ考察スルトコロニ依レバ其理由タルヤ全ク舷側裝甲ハ汽機汽關ヲ防護スルハ勿論少クトモ勝敗ヲ決スベキ通過戰鬪ノ場合ニ於テハ砲塔ヨリ遙カニ容易ニ適中スベキ目的物トナルヿ明カナルヲ以テ止ムヲ得ズ全體ノ搆造上ヨリ看察シテ甲鐵重量ノ制限ヲ舷側ヨリハ寧ロ砲塔ノ方ニ加ヘ其厚ヲ減シタルナラン カ斯議論ハ余輩モ亦認メテ可ナリトスルトコロニシテ善ク防護サレタル運動機關、司令機關及ビ水中舷側水雷管ヲ有スル戰鬪艦ハ假使主砲ノ一部若クハ全部戰鬪力ヲ失シタルニセヨ接戰ノ場合ニ於テハ常ニ大ナル戰鬪力ヲ保有スルモノナリ此故ニ司令塔ノ如キモ最モ善ク防護セザルベカラズ然ルニ此點ニ於テハ獨逸

海軍一斑

官の實務を練習せしむ、

少主計候補生は橫須賀海兵團附として八ケ月以上軍艦に於て四ケ月以上實務を練習せしむ、其練習の箇條左の如し、

一、海兵團に於ては軍人の躰容を得せしむるを旨とし海軍の紀律禮式に關する事項を識得せしめ海軍銃隊操式、端艇撓漕、其の他武科の初歩を習得せしむ、

一、鎭守府經理部に在ては計算事務其の他會計經理に關する定規程式を獨立に施行する事を得せしめ、又海軍組織に關する制規を識得せしむるを旨とし、海軍官制、條制及諸法規、豫算、決算、出納、諸給與、工事、物件等會計に關する規程を講演し之を實務に照して練習せしむ、

一、軍艦に在ては艦內經理の要領を習得せしめ海軍諸官廳及他の軍艦に對する職務關係を識得せしむるを旨とし、金錢の出納、諸給與、糧食、被服、需品の準備、貯藏、配給、交付、庶務等に關する實務を練習せしむ。

少軍醫、少藥劑官、少軍醫候補生及少藥劑官候補生
少主計候補生志願者の心得

海軍高等武官補充條例に由り各候補生の志願を爲す者は願書に履歷書を添へ試驗期日十日前迄に醫官、藥劑官志願者は海軍省醫務局に主計官志願者は經理局に差出す可し、

受驗者は先づ躰格檢查を受け其合格者に就き學術試驗を行ふ、學術試驗科目は左の如し、

海軍少軍醫

一　學說　內科學、外科學、衞生學、
二　實地　局處解剖、內科、外科、
三　歐文和譯　私費外國留學醫學校卒業の者に行ふ、
四　和文歐譯　帝國大學醫科大學卒業の者に行ふ、

海軍少藥劑官

一　學說　化學、生藥學、
二　實地　裁判化學、飮食物試驗、
三　歐文和譯　少軍醫の例に準ず、
四　和文歐譯

海軍少軍醫候補生

醫術開業試驗を受け醫術開業免狀を有する者、

一　學說　藥物學、內科學、外科學、眼科學、衞生學、
二　實地　局處解剖、組織學、內科、外科、

三　外國語學　歐文和譯
高等學校醫學部又は府縣立醫學校の卒業者にして醫術開業免狀を有する者、

一　學說　內科學、外科學、眼科學、衛生學、
二　實地　局處解剖、組織學、內科、外科、
三　外國語學、歐文和譯
私費外國留學醫學校卒業の者にして醫術開業免狀を有する者、

學科試驗科目は海軍少軍醫に同じ、

海軍少藥劑官候補生
藥劑師試驗を受け藥劑師免狀を有する者

一　學說　物理學、化學、植物學、生藥學、製藥化學、裁判化學、

二　實地　分析術、藥品鑑定、飲食物試驗、藥物製煉、調劑術、

三　外國語學、歐文和譯、
私費外國留學藥學科卒業の者にして藥劑師免狀を有する者、

學科試驗科目は海軍少藥劑官に同じ。

海軍少主計候補生

學術試驗

一、憲法、二、民法　三、行政法、四、財政學　五、經濟學
六、國際法、七　數學（算術、代數）
以上の科目は受驗者に於て撰擇取捨する事を得ず、

一、刑法　二、商法　三、刑事訴訟法　四、民事訴訟法、
以上の科目は受驗者をして其中に就き豫め一科目を撰擇せしめ之を試驗す、

前記課目の外に外國語學（英、佛、獨）及簿記學を隨意科目と爲し受驗者の望に依り試驗し相當の點數を與ふ。

海軍軍人の結婚

海軍軍人結婚を爲すには將官並同等官に在ては勅裁を仰ぎ、上長官、士官、準士官に在ては海軍大臣の許可を受け、下士、卒に在ては所管長官の許可を受く可し。

各候補生は結婚するを得ず。

ノ戰鬪艦ハ外國戰鬪艦ニ一歩ヲ讓ルモノナリ之ニ反シ最モ司令塔ノ防護力ノ强キハ露國式ニシテ其厚サ三百〇五密アリ即チ砲塔ヨリ五十一徹厚ク舷側甲鈑ヨリ六十六密厚シ此ノ如キ式ハ余輩ノ甚ダ稱贊スルトコロナリ蓋シ司令塔ナルモノハ艦ノ生命ヲ支配スルモノニシテ且其物ハ敢テ尨大ナラスシテ重量ノ響影ヲ著シク及ボスモノニ非ザルナリ故ニ其甲鐵ヲ厚フスルハ大ニ可ナルモノトス

倘ホ一ノ甲鐵ノ厚サノ關係ニ就テ疑問アリ則ハチ他ニアラズ英國ハ何ガ故ニ前述ノ如ク舷側ノ甲鐵ヲ薄弱ニ爲シタルカノ問題是ナリ今「マゼスチック」型ヲ見ルニ僅カニ二百二十八密「カノパス」型ハ單三百五十二密ノミトス思フニ英國ノ學說ニハ極メテ正確明瞭ノ解釋アルベシト雖トモ吾人偶々之ヲ聞クヿヲ得ザルヲ以テ須ク自カラ此疑問ヲ解釋セザル可カラザルナリ

如斯薄弱ナル甲鐵ト雖モ敵ノ中口徑砲ヨリ發スル鋼製榴彈ニ對シテハ充分ノ防護力ヲ有シ又克ク主砲ノ爆裂裝藥ヲ有スル榴彈即チ爆裂榴彈ヲ受クルモ決シテ恐ルヽニ足ラザルベシ若シ不幸ニシテ甲鈑ヲ貫クモ其斷片甲鐵ノ後部ニ存在スル石炭防護部ニ入リ込ムカ或ハ裝甲甲板ニ彈回スルニ止マルベシ去レバ發射速度ノ徐々タル主砲彈ノ吃水線部ニ命中スルガ如キ機會ハ穿甲實彈ガ汽機汽罐ニ命中スルコトヽ一般殆ンド希有ノ場合ニ止マルナリ更ニ又他ノ一方ヨリ看察スレハ舷側裝甲ノ厚サハ些少ヲ減ズルモ艦ノ重量ヲ減ズルヿ著シ此ノ削減シ得タル重量ハ他ノ一層重要ト認ムベキ部分ヲ防護シ戰鬪力ヲ增加スルカ又ハ排水量ヲ減ズルカニ用ユルヲ得ルナリ夫レ斯ノ如ク甲鐵ノ薄弱ナルハ大ニ據ルトコロナキニ有ラズ唯其憂フベキハ前述ノ吃水線部ノ命中即チ詳言セバ汽機汽罐ニ命中スル所謂希有ノ一場合アルノミ人常ニ云ヘラク吃水線部タル僅カニ一米突ノ高サノ標的ナレバ論ズル

ニ足ラズト然レドモ此標的タル其全長長ク廣大ナル面積ヲ有スルガ故ニ接戰ノ場合就中自艦ノ幾分カ横搖（ローリング）スル時ハ是レ實ニ好標的面ト變ズルモノナリ要スルニ英國ノ裝甲主義ノ正當ナルヤ否ヤハ全ク汽機、汽罐ノ命中ヲ度外ニ措キ能フカ如何ニ在リ然ルニ吾人ノ所信ハ命中スベキモノナリト云フニ在ルヲ以テ吾人ハ獨、佛、露、米ノ甲裝主義ヲ贊スルモノナリ

砲塔上天蓋ノ厚サ如何ニ就テハ吾人ノ參考資料ハ洵ニ不充分ナリ然レドモ其厚サハ必ラズ近距離ニ於テ中口徑砲ヨリ發スル彈丸ニ耐ヘザル可ラズ天蓋背部ノ壁ヲモ此ノ如キ厚サタラシメント欲スルハ故アリ抑天蓋ニ命中スル彈丸ハ穹窿形ヲナス處ノ砲口部ニ命中スルヲ以テ非常ニ鉛直ニ打撃スベシ又之ニ加フルニ若シ兩舷ニ敵艦アルトキハ砲塔ノ後面ニ敵ヲ受クルノ虞アリ

中口徑砲ノ防護ハ英、日、伊、獨畧ボ仝一ニシテ其厚サ百五十密ヨリ百五十二密ノ間ニ在リ砲煩ハ皆裝甲ノ裏面ニ裝備シテ敵艦中口徑砲ノ榴彈ニ抵抗シ得ベキ厚サヲ備フ其ノ露米兩國ノモノハ百二十七密ヲ有シ而シテ佛國ハ又之ヨリ減ジテ僅カニ七十密アルノミ五人ハ此中口徑防禦裝甲板ノ厚サヲ增スハ大ニ喜フベキコトニシテ此厚サノ爲メニ排列砲煩ノ數ノ減少ヲ補フテ餘リアルモノナルコヲ信スルニ躊躇セザルナリ尚ホ又タ中口徑砲ニ就テハ次ニ論究スルトコロアルベシ

防護甲板ノ厚サハ通常舷側裝甲ノ厚サト相關係スルモノニシテ厚キ舷側裝甲ヲ有スルモノハ防護甲板ハ薄キモノニテ足リ之レニ反シ薄キ舷側裝甲ハ厚キ防護甲板ニ依テ補足サルベキモノトス厚キ防護甲板ハ此他ニ尚ホ前述ノ垂直砲撃―海岸防禦戰爭―ニ對シテ大利益アルモノナリ英國ノ「マゼスチック」型ヲ見ル時ハ舷側裝甲ト防護甲板ノ相互ノ關係ヲ知ルニ足ル

「マゼスチック」型ノ汽機汽罐室ハ其防禦

現役下士は年齡滿二十五歲以上に至らざれば結婚するを得ず。

現役卒は年齡滿二十五歲以上にして一等卒に進級したる後に非ざれば結婚するを得ず。

配偶者たるべき婦人は行狀端正にして年齡十六歲以上なるを要す

明治三十年十二月末日の調査にかかる海軍々人の現役者は左の如し

現役海軍々人の數

官名	員數	官名	員數
大將	一	造兵大監	三
中將	七	中佐	九五
少將	一一	機關中監	二八
機關總監	一	監軍醫中	五一
軍醫總監	二	藥劑監	三
主計總監	二	主計中監	一八
造船總監	一	造船中監	一二
大佐	五七	造兵中監	六
機關大監	九	水路監	一
軍醫大監	一〇	少佐	八九
主計大監	九	機關少監	一〇
造船大監	九	軍醫少監	二九

官名	員數	官名	員數
藥劑正	一	造兵中技士	二
主計少監	一七	少尉	二四
造船少監	一	兵曹長	二五
造兵少監	一	軍樂長	二
水路正	二六九	船匠長	四
大尉	二	少機關士	一一
大機關士	六八	機關兵曹長	一三
大軍醫	二	少軍醫	五
大藥劑士	一	少藥劑士	四
大主計	七七	少主計	八
造船大技士	一二	筆記長	一
造兵大技士	四	造船少技士	二
水路大技士	三	少尉候補生	六九
中尉	八七	少機關士候補生	三五
中機關士	一一〇	少軍醫候補生	一五
中軍醫	二〇	少藥劑士候補生	二
中主計	五	少主計候補生	三四
造船中技士	二		

此外に

准士官　四二四

下士　二五七九

完備ト云フヘシ若シ彈丸厚サ二百二十八密ノ强固ナル舷側裝甲ヲ穿貫スルモ再一百〇一密六ノ厚サアル裝甲甲板ノ抵抗ヲ受クベシ而モ其斜面ニ對シ非常ニ尖鋭ナル角度ヲ以テ命中スヘキ構造ヲ有セリ又日本ノ戰鬪艦ヲ見ルニ其裝甲甲板ハ厚サ僅カニ一百二十七密ナリト雖モ舷側裝甲ハ厚サ四百十六密ヲ有スル非常ニ厚キ防禦ヲ施シ克ク其配分ヲ得セシム

又吃水線部ノ甲帶ハ全長ニ亘ルヲ良ト爲スカ或ハ艦ノ兩端ハ單ニ防護甲板ニ依賴シ得ヘキヤノ問題ニ就キテハ英、露一部說即チ其兩端ハ單ニ防護甲板ニ由テ防禦サレ中央部ノミ甲帶ヲ施スノ說ナルモ佛日、伊ノ三國ハ共ニ全裝說即チ甲帶ヲ艦ノ全長ニ亘ラシムルヲ可トスルカ如シ而シテ北米合衆國ト獨逸國トハ艦尾ニハ甲帶ナク防護甲板ヲ以テ滿足セリ此拋棄ハ大ニ講論ノ存スルトコロナリ何トナレハ艦尾ハ艦首ノ部分ヨリ一層必要ナル機關ヲ具備スルモノナシハナリ尙ホ又一方ヨリ看察スル時ハ艦首部ハ艦尾部ヨリ一層砲彈ヲ受ケ易ク且撞頭ノ爲ソニ最モ堅牢ナラザル可カラザルガ故ニ艦首ニ達スル甲帶ハ缺ク可カラサルモノナリ之ヲ要スルニ吾人ハ艦尾部甲帶ノ廢業ニ贊成ス加之吾人ノ考フルトコロニ由レバ萬止ムヲ得ザル時ハ防護甲板厚キ時ハ艦首ノ甲帶ヲモ廢棄シ能ハザル理ナシト然シナカラ斯ク爲スニハ其防護甲板上ニ吃水線下ニ達スル廣大ナル室ナク若シ其室ノ彈丸ノ爲ニ擊破セラルヽモ著シク艦ノ浮泛力ヲ害スルガ如キモノナラザル塲合ニ限ルナリ又防護甲板ハ僅少ナル波浪ノ塲合ニモ容易ニ其側端ノ下ニ敵彈ヲ受クルガ如キ高キ角端ヲ有セザルヲ要ス盖シ其至當ナルトコロハ大ニ防護甲板ヲ穹窿ニシ而メ其角端ハ深ク水中ニ在ラシメ之ニ反シテ其脊部ハ吃水線中ニ在ルカ若クハ一歩進ミテ吃水線上ニ在ルモノタル可シ

此他艦首ノ防護ニ就テ從來餘リ注意ヲ爲ス者ナシト雖モ今少シク之ヲ論ゼン彼ノ

卒

合計　一五〇三二

尙本年入團の卒及海軍兵學校並に海軍機關學校の生徒を加へは其數二萬五千人に近かる可きなり。　一九三六七

海軍俸給諸給及恩給

俸給

俸給は左表に依り支給す、但し候補生の俸給は一日八拾錢、准士官以上にして待命者は全額の十分の八、休職者は十分の六、停職者は十分の三とす。下士卒にして定員に在る者は甲額を給し、定員外に在る者は乙額を給す、又練習員には甲額を給するなり、下士卒の入院歸省中の者又は刑罰中は減給する者とす。

高等武官俸給表

	年俸
大將	六千圓
中將	四千圓
少將及相當官	三千三百圓
大佐及相當官	一級 三千四百九十六圓十六錢　二級 三千二百六十三圓
中佐及相當官	一級 千八百九十八圓　二級 千六百六圓
少佐及相當官	一級 千二百七十七圓五十錢　二級 千九十五圓
大尉及相當官	一級 八百七十六圓　二級 七百六十六圓五十錢　三級 六百九十三圓五十錢　四級 六百二十圓五十錢
中尉及相當官	一級 五百十一圓　二級 四百七十四圓五十錢
少尉、少機關士、少軍醫、少藥劑士、少主計、造船少技士、造兵小技士、水路少技士	四百一圓五十錢
兵曹長、軍樂長、船匠長、機關兵曹長、看護長、筆記長	一級 六百九十三圓五十錢　二級 六百二十圓五十錢

准士官俸給表

	年俸
一級	五百四十圓二十錢
二級	四百七十四圓五十錢
三級	四百十六圓十錢
四級	三百五十七圓七十錢
五級	三百九十九圓三十錢

下士卒俸給表

	一等下士				二等下士				三等下士				卒				
	一等級	二等級	三等級	四等級	一等級	二等級	一等級	二等級	一等卒	二等卒	三等卒	四等卒	五等卒
甲額	七十錢	五十九錢	四十八錢	三十七錢	三十三錢	三十一錢	二十七錢	二十五錢	二十一錢	十八錢	十五錢	十二錢	七錢
乙額	四十八錢	四十一錢	三十四錢	二十六錢	二十三錢	二十二錢	十九錢	十八錢	十五錢	十三錢	十一錢	八錢	五錢

在役軍艦の定員及乘組候補生には航海加俸を給し、在役水雷艇の乘員も亦之を支給す、而して航海地に依りて其額に多少あり、例之は支那、韓國、亞細亞露領沿岸は少額に米國沿岸、歐洲沿岸は多額なるが如し。